

令和 8 年 7 月 10 日（金）13:00～
於 ビジョンセンター東京虎ノ門 605 会議室（6 階）

第 2 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和 7 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

資料 No. 2 令和 8 年賃金改定状況調査結果

資料 No. 3 生活保護と最低賃金

資料 No. 4 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 5 賃金分布に関する資料

資料 No. 6 最新の経済指標の動向

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 4 仁平委員提出資料

以上

令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

令和7年7月22日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 2 生活保護と最低賃金」について、資料に誤りがあることが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

中央最低賃金審議会の審議資料を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

訂正内容等は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

(訂正内容)

「都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析」の表において、

- ・「昨年度の目安小委で示した乖離額（D）」、
- ・「乖離の変動額（E）」及び
- ・「生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額（e③）」

の各列のデータに誤りがあったため、訂正しました。なお、「最新の乖離額（C）」を含め、他のデータには誤りはありませんでした。

(誤りの原因)

当該年度の資料を作成する過程において、本来は、D列に前年度資料におけるC列のデータを貼り付けるべきであるところ、誤って前年度資料におけるA列のデータを貼り付けたために、D列及びE列に誤りが発生しました。また、この他にも、データの貼り付け箇所が逆転し、e③については符号が逆転しておりました。

(再発防止策)

- ・作業ファイル間でデータのコピー、貼り付けを行う際には、コピー元データと貼り付け先を丁寧に確認する、
 - ・複数のセルの合計が別のセルと一致すべきであるような計算を行う場合には、実際に両者が一致しているかどうかを確認する
- といった確認作業を複数人で行うなど、チェック体制を見直します。

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△208	△42	△50	0	6	2
青森	△196	55	△251	△207	△44	△55	0	9	2
岩手	△207	59	△266	△219	△47	△59	0	9	2
宮城	△196	50	△246	△205	△41	△50	0	6	3
秋田	△210	54	△264	△219	△44	△54	0	9	1
山形	△203	55	△258	△216	△42	△55	0	9	4
福島	△219	55	△274	△231	△43	△55	0	10	2
茨城	△276	52	△328	△285	△43	△52	0	7	2
栃木	△249	50	△299	△259	△40	△50	0	9	2
群馬	△239	50	△289	△251	△38	△50	0	9	3
埼玉	△226	50	△276	△233	△43	△50	0	6	1
千葉	△245	50	△295	△251	△44	△50	0	6	0
東京都	△236	50	△286	△236	△49	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△267	△48	△50	0	1	1
新潟	△224	54	△278	△232	△46	△54	0	8	0
富山	△268	50	△318	△283	△35	△50	0	9	6
石川	△232	51	△283	△242	△41	△51	0	8	2
福井	△250	53	△303	△262	△41	△53	0	10	2
山梨	△274	50	△324	△286	△38	△50	0	9	3
長野	△263	50	△313	△271	△42	△50	0	8	0
岐阜	△254	51	△305	△261	△43	△51	0	7	1
静岡県	△251	50	△301	△259	△42	△50	0	8	0
愛知	△283	50	△333	△290	△43	△50	0	5	2
三重	△288	50	△338	△299	△39	△50	0	8	3
滋賀	△257	50	△307	△265	△42	△50	0	9	△1
京都	△226	50	△276	△231	△46	△50	0	3	1
大阪	△266	50	△316	△268	△48	△50	0	1	1
兵庫県	△228	51	△279	△232	△47	△51	0	2	2
奈良	△232	50	△282	△241	△41	△50	0	9	1
和歌山	△246	51	△297	△256	△41	△51	0	9	1
鳥取	△221	57	△278	△235	△43	△57	0	9	5
島根	△243	58	△301	△256	△45	△58	0	9	3
岡山	△214	50	△264	△222	△42	△50	0	6	3
広島	△230	50	△280	△233	△46	△50	0	4	△1
山口	△271	51	△322	△278	△44	△51	0	5	2
徳島	△257	84	△341	△267	△74	△84	0	7	2
香川	△229	52	△281	△244	△37	△52	0	8	7
愛媛	△204	59	△263	△212	△51	△59	0	8	0
高知	△234	55	△289	△240	△48	△55	0	6	0
福岡	△233	51	△284	△237	△47	△51	0	3	1
佐賀	△245	56	△301	△253	△48	△56	0	7	0
長崎	△226	55	△281	△233	△47	△55	0	6	1
熊本	△231	54	△285	△239	△46	△54	0	6	2
大分	△238	55	△293	△246	△47	△55	0	7	2
宮崎	△236	55	△291	△245	△46	△55	0	8	1
鹿児島	△238	56	△294	△248	△46	△56	0	9	1
沖縄	△212	56	△268	△220	△48	△56	0	9	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

訂正前

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京都	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡県	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫県	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

令和 8 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,541 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 5 年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,711	1,729	30.3%
B ランク	6,108	2,133	34.9%
C ランク	4,722	1,684	35.7%
合計	16,541	5,546	33.5%

4. 集計労働者 33,528 人

（うち、令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 27,828 人（83.0%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 8 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 6 年度分、令和 7 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 8 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 7 年 6 月分、令和 8 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 7 年 6 月分、令和 8 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 7 年 6 月分、令和 8 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.2	4.2	4.0	4.4	5.1	4.6	3.7	4.8	-13.5	-10.9	-5.2	-40.0	-40.5	-26.6	-7.3	-14.9	2.1	2.0	2.0	2.5	1.8	1.5	2.7	2.3
B	4.3	4.3	3.8	4.6	6.4	6.0	3.7	3.3	-5.5	-7.9	-4.3			-10.0	-6.4	-4.3	2.2	2.2	1.9	3.2	2.2	2.6	2.7	1.5
C	4.5	3.9	4.6	3.6	5.3	5.6	3.6	4.9	-17.1	-1.5	-16.9	-37.5		-1.0	-31.2	-14.3	2.4	1.9	2.4	1.8	2.5	2.6	2.7	2.4
計	4.3	4.2	4.0	4.4	5.7	5.4	3.7	4.1	-11.9	-8.9	-5.6	-38.6	-40.5	-19.2	-9.0	-13.8	2.2	2.1	2.0	2.7	2.1	2.2	2.7	1.9
R 7 年	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.2 %	3.0 %	4.6 %	0.57	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.9 %	3.2 %	5.8 %	0.61
B	1.5	3.0	5.5	0.67	1.4	3.0	5.8	0.73	1.4	3.0	5.0	0.60	1.6	3.0	5.0	0.57
C	1.6	3.5	6.0	0.63	1.0	2.2	5.0	0.91	1.5	3.6	6.2	0.65	1.1	3.4	4.8	0.54
計	1.5	3.0	5.2	0.62	1.3	3.0	5.0	0.62	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	5.5	0.67
R7年	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0 %	4.0 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.0 %	5.3 %	0.67	1.5 %	2.8 %	5.0 %	0.63	1.5 %	3.4 %	4.8 %	0.49
B	2.0	5.0	10.1	0.81	2.0	4.2	9.3	0.87	1.5	3.0	5.0	0.58	1.4	2.8	4.3	0.52
C	2.0	5.0	8.0	0.60	1.6	4.6	9.0	0.80	1.5	3.0	5.0	0.58	2.4	3.6	6.0	0.50
計	2.0	5.0	7.6	0.56	2.0	4.2	6.5	0.54	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	4.8	0.55
R7年	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性

ランク

産業計

製造業

卸売業、小売業

学術研究、専門・技術サービス業

宿泊業、飲食サービス業

生活関連サービス業、娯楽業

医療、福祉

サービス業（他に分類されないもの）

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

2.4

2.1

2.2

1.6

2.3

2.8

1,906

1,995

4.7

1.3

1,340

1,377

2.8

2.3

1,469

1,482

0.9

-0.3

1,691

1,738

2.8

2.3

1,773

1,774

0.1

2.8

3.4

2.9

3.3

2.2

4.0

2.9

1,693

1,757

3.8

1.9

1,221

1,242

1.7

3.2

1,302

1,355

4.1

1.1

1,487

1,541

3.6

3.9

1,534

1,576

2.7

2.8

3.4

3.0

2.6

2.8

3.6

2.7

1,647

1,686

2.4

1.1

1,137

1,172

3.1

4.4

1,227

1,270

3.5

2.2

1,369

1,423

3.9

3.3

1,440

1,483

3.0

3.2

3.0

2.5

2.8

2.0

3.3

2.8

1,796

1,870

4.1

1.4

1,256

1,285

2.3

3.0

1,362

1,397

2.6

0.6

1,554

1,605

3.3

3.1

1,618

1,644

1.6

2.9

1.9

1.6

1.8

1.1

2.1

2.3

2,145

2,273

6.0

1.0

1,469

1,504

2.4

1.7

1,754

1,746

-0.5

-1.1

1,907

1,926

1.0

-0.3

1,941

1,912

-1.5

3.0

3.1

1.8

2.4

1.6

4.3

2.4

1,984

2,049

3.3

0.4

1,319

1,357

2.9

2.7

1,442

1,495

3.7

-0.6

1,642

1,692

3.0

0.8

1,647

1,683

2.2

1.7

2.7

2.3

2.1

2.3

3.3

2.1

1,851

1,882

1.7

0.7

1,217

1,234

1.4

5.0

1,333

1,364

2.3

0.3

1,534

1,596

4.0

2.8

1,547

1,580

2.1

3.0

2.5

1.8

2.2

1.4

3.2

2.3

2,050

2,143

4.5

0.7

1,372

1,406

2.5

2.6

1,566

1,590

1.5

-0.7

1,738

1,776

2.2

0.5

1,741

1,753

0.7

2.4

2.8

2.6

3.4

2.3

2.7

3.3

1,713

1,763

2.9

1.3

1,269

1,309

3.2

2.5

1,308

1,344

2.8

0.4

1,653

1,704

3.1

2.8

1,580

1,609

1.8

2.8

3.7

3.8

4.9

3.4

3.8

3.6

1,478

1,534

3.8

3.4

1,179

1,192

1.1

3.5

1,236

1,288

4.2

2.5

1,463

1,517

3.7

4.4

1,338

1,393

4.1

4.6

4.0

3.4

4.2

3.9

4.1

3.4

1,421

1,472

3.6

1.4

1,106

1,148

3.8

3.8

1,174

1,223

4.2

3.4

1,339

1,393

4.0

3.5

1,280

1,337

4.5

3.5

3.3

3.2

4.3

3.0

3.4

3.4

1,591

1,645

3.4

2.1

1,202

1,228

2.2

3.2

1,257

1,302

3.6

1.7

1,523

1,576

3.5

3.6

1,441

1,485

3.1

3.6

男

女

計

男

女

性

ランク

産業計

製造業

卸売業、小売業

学術研究、専門・技術サービス業

宿泊業、飲食サービス業

生活関連サービス業、娯楽業

医療、福祉

サービス業（他に分類されないもの）

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

1時間当たり賃金額

賃金上昇率

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

R7年

R8年

2.4

2.1

2.2

1.6

2.3

2.8

1,906

1,995

4.7

1.3

1,340

1,377

2.8

2.3

1,469

1,482

0.9

-0.3

1,691

1,738

2.8

2.3

1,773

1,774

0.1

2.8

3.4

2.9

3.3

2.2

4.0

2.9

1,693

1,757

3.8

1.9

1,221

1,242

1.7

3.2

1,302

1,355

4.1

1.1

1,487

1,541

3.6

3.9

1,534

1,576

2.7

2.8

3.4

3.0

2.6

2.8

3.6

2.7

1,647

1,686

2.4

1.1

1,137

1,172

3.1

4.4

1,227

1,270

3.5

2.2

1,369

1,423

3.9

3.3

1,440

1,483

3.0

3.2

3.0

2.5

2.8

2.0

3.3

2.8

1,796

1,870

4.1

1.4

1,256

1,285

2.3

3.0

1,362

1,397

2.6

0.6

1,554

1,605

3.3

3.1

1,618

1,644

1.6

2.9

1.9

1.6

1.8

1.1

2.1

2.3

2,145

2,273

6.0

1.0

1,469

1,504

2.4

1.7

1,754

1,746

-0.5

-1.1

1,907

1,926

1.0

-0.3

1,941

1,912

-1.5

3.0

3.1

1.8

2.4

1.6

4.3

2.4

1,984

2,049

3.3

0.4

1,319

1,357

2.9

2.7

1,442

1,495

3.7

-0.6

1,642

1,692

3.0

0.8

1,647

1,683

2.2

1.7

2.7

2.3

2.1

2.3

3.3

2.1

1,851

1,882

1.7

0.7

1,217

1,234

1.4

5.0

1,333

1,364

2.3

0.3

1,534

1,596

4.0

2.8

1,547

1,580

2.1

3.0

2.5

1.8

2.2

1.4

3.2

2.3

2,050

2,143

4.5

0.7

1,372

1,406

2.5

2.6

1,566

1,590

1.5

-0.7

1,738

1,776

2.2

0.5

1,741

1,753

0.7

2.4

2.8

2.6

3.4

2.3

2.7

3.3

1,713

1,763

2.9

1.3

1,269

1,309

3.2

2.5

1,308

1,344

2.8

0.4

1,653

1,704

3.1

2.8

1,580

1,609

1.8

2.8

3.7

3.8

4.9

3.4

3.8

3.6

1,478

1,534

3.8

3.4

1,179

1,192

1.1

3.5

1,236

1,288

4.2

2.5

1,463

1,517

3.7

4.4

1,338

1,393

4.1

4.6

4.0

3.4

4.2

3.9

4.1

3.4

1,421

1,472

3.6

1.4

1,106

1,148

3.8

3.8

1,174

1,223

4.2

3.4

1,339

1,393

4.0

3.5

1,280

1,337

4.5

3.5

3.3

3.2

4.3

3.0

3.4

3.4

1,591

1,645

3.4

2.1

1,202

1,228

2.2

3.2

1,257

1,302

3.6

1.7

1,523

1,576

3.5

3.6

1,441

1,485

3.1

3.6

男

女

計

男

女

(円、%)

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	
ランク																																	
一般 パート 計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
一般	A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	-0.2	-1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	-0.2	3.6
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	-0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9	
パート	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	-0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1	

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額				
	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月			
計	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
男	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
	A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
	B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
女	C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
	計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
	A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
一 般	B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
	C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
	計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
パ ー ト	A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
	B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
	C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
バ ー ト	計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
	A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	-1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
	B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
ト	C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
	計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9

（資料注）第4表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	86.5	6.0	1.6	5.8
B	100.0	79.4	9.6	2.7	8.3
C	100.0	70.9	16.1	5.2	7.8
計	100.0	81.1	9.1	2.6	7.2
R 7 年	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考 2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	34.5	3.5	14.9	39.6	7.4	100.0	23.0	4.6	23.4	46.3	2.7	100.0	40.2	1.2	11.5	40.4	6.7	100.0	43.3	0.3	11.1	43.4	2.0
B	100.0	33.2	4.7	19.0	35.5	7.5	100.0	42.9	4.0	14.9	30.4	7.8	100.0	38.8	2.9	15.5	34.8	7.9	100.0	34.5	11.5	16.9	27.3	9.8
C	100.0	38.0	5.3	17.9	29.6	9.3	100.0	47.2	4.9	17.0	17.6	13.2	100.0	34.9	8.1	15.5	32.2	9.3	100.0	34.5	0.0	7.0	38.5	20.0
計	100.0	34.3	4.3	17.3	36.5	7.7	100.0	35.0	4.4	18.6	35.8	6.2	100.0	38.8	3.0	14.0	36.5	7.6	100.0	39.5	4.0	12.6	37.5	6.3
R7年	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	36.5	2.4	15.7	33.8	11.5	100.0	20.0	1.9	23.2	50.2	4.7	100.0	46.1	15.1	4.8	22.7	11.3	100.0	31.2	5.9	11.8	36.0	15.1
B	100.0	23.3	5.1	34.5	28.8	8.3	100.0	24.3	5.3	14.6	48.1	7.7	100.0	42.5	11.0	13.6	21.1	11.9	100.0	26.8	2.8	13.6	55.1	1.7
C	100.0	40.3	1.1	28.2	23.4	7.1	100.0	38.4	6.2	17.7	34.0	3.7	100.0	40.8	6.0	11.8	28.2	13.2	100.0	32.2	6.4	15.5	39.4	6.6
計	100.0	30.3	3.6	26.8	30.0	9.3	100.0	24.0	3.9	18.6	47.4	6.0	100.0	43.9	12.3	9.4	22.6	11.7	100.0	28.8	4.2	13.2	47.2	6.6
R7年	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5

(注) 事由 1 昨年同様、7月以降実施の予定
事由 2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
事由 3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由 4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由 5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和 7 年	令和 8 年
40. 2	41. 1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和 7 年	令和 8 年
男性	41. 3	41. 3
女性	58. 7	58. 7

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和 6 年度	令和 7 年度
247. 4	247. 1

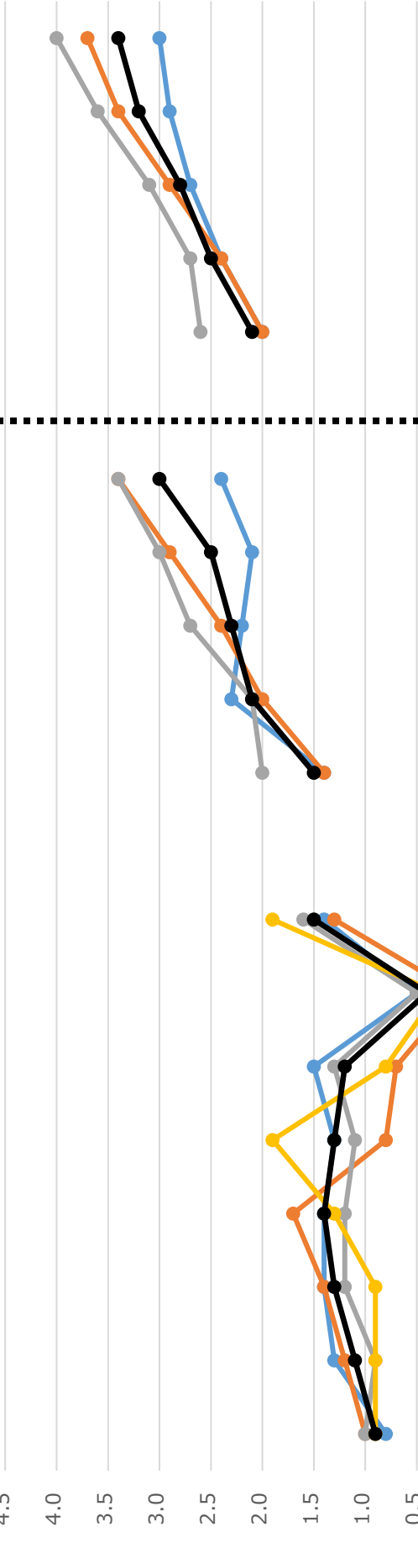
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(%) 4.5
4.0
3.5
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0

● Aランク ● Bランク ● Cランク ● Dランク ● 計



第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

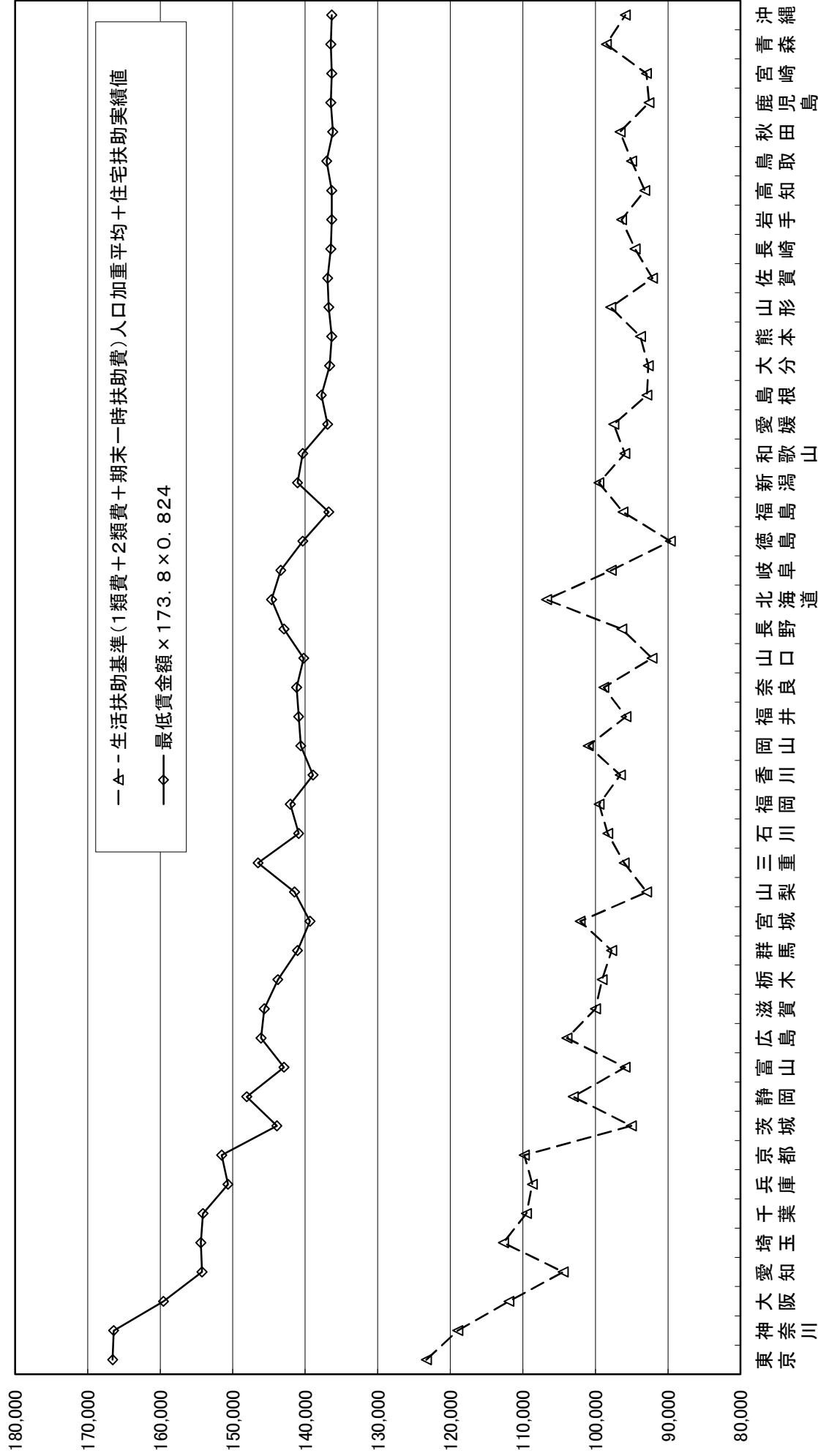
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025	2026
● Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1	2.4
● Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9	3.0
● Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.4	3.7
● Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9		2.6	3.1	3.6	4.0
● 計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.8	3.2	3.4

(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

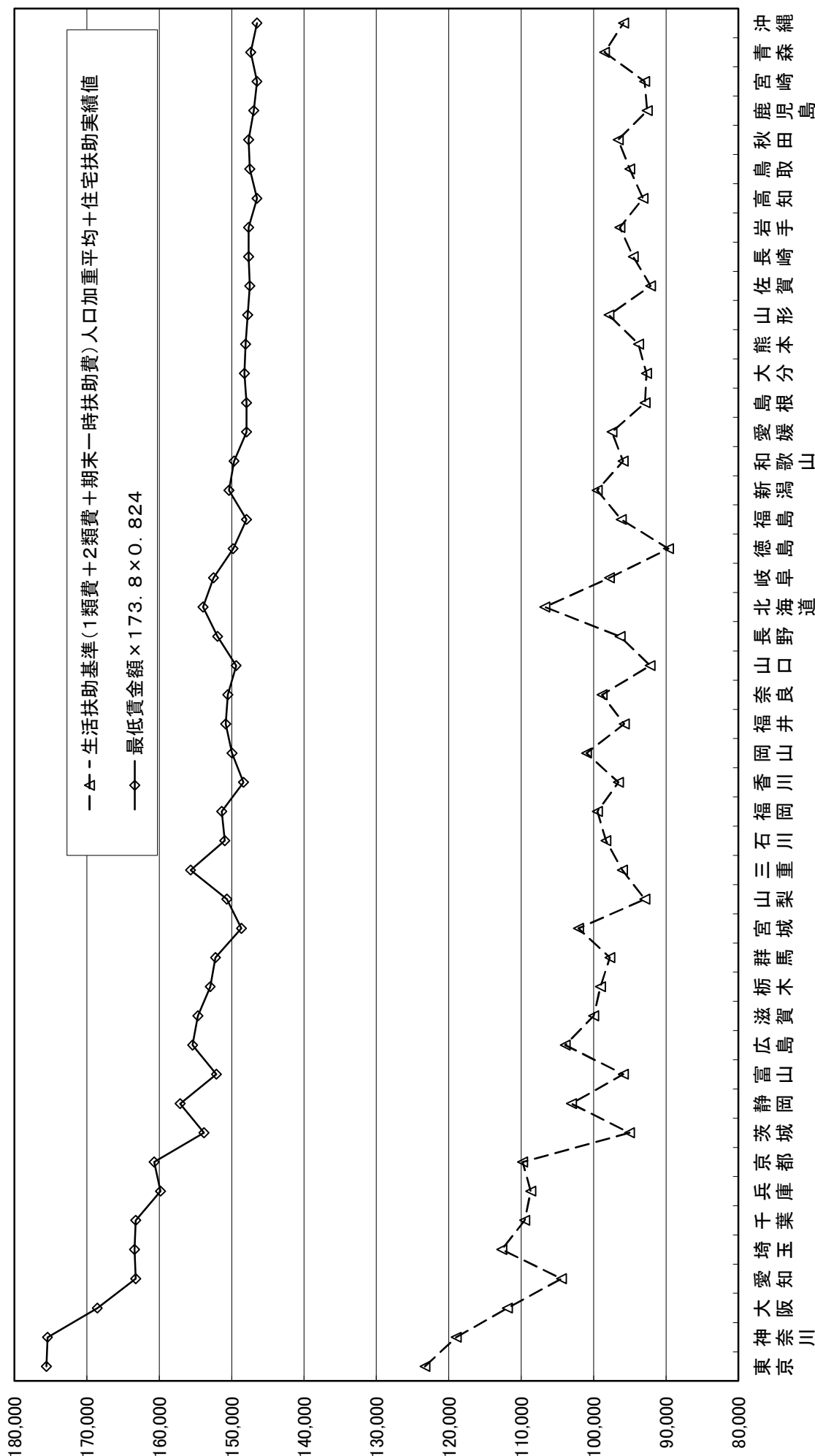
注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。

注4)0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税(所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円)が行われたことを考慮している。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1) 生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2) 生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3) 生活保護のデータは2024年度、最低賃金のデータは2025年度のものです。

注4) 0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2024年度 データに基 づく乖離額	2025年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.824) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△265	65	△330	△250	△80	△65	△16	0	1
青森	△265	76	△341	△251	△90	△76	△14	0	0
岩手	△279	79	△358	△266	△92	△79	△14	0	1
宮城	△260	65	△325	△246	△79	△65	△15	0	1
秋田	△276	80	△356	△264	△93	△80	△14	0	2
山形	△272	77	△349	△258	△91	△77	△14	0	1
福島	△283	78	△361	△274	△87	△78	△14	0	5
茨城	△341	69	△410	△328	△82	△69	△14	0	1
栃木	△312	64	△376	△299	△78	△64	△15	0	1
群馬	△302	78	△380	△289	△92	△78	△14	0	1
埼玉	△291	63	△354	△276	△78	△63	△17	0	1
千葉	△311	64	△375	△295	△80	△64	△16	0	0
東京都	△302	63	△365	△286	△79	△63	△18	0	2
神奈川県	△331	63	△394	△315	△79	△63	△17	0	1
新潟	△290	65	△355	△278	△78	△65	△15	0	2
富山	△328	64	△392	△318	△74	△64	△14	0	4
石川	△298	70	△368	△283	△84	△70	△14	0	0
福井	△315	69	△384	△303	△81	△69	△14	0	2
山梨	△339	64	△403	△324	△79	△64	△14	0	△1
長野	△325	63	△388	△313	△76	△63	△14	0	1
岐阜	△318	64	△382	△305	△77	△64	△14	0	1
静岡県	△314	63	△377	△301	△76	△63	△15	0	2
愛知	△348	63	△411	△333	△78	△63	△15	0	0
三重	△352	64	△416	△338	△78	△64	△14	0	0
滋賀	△319	63	△382	△307	△74	△63	△15	0	3
京都	△291	64	△355	△276	△79	△64	△16	0	1
大阪	△332	63	△395	△316	△79	△63	△16	0	0
兵庫県	△293	64	△357	△279	△78	△64	△16	0	2
奈良	△296	65	△361	△282	△79	△65	△15	0	0
和歌山	△310	65	△375	△297	△78	△65	△14	0	1
鳥取	△294	73	△367	△278	△88	△73	△14	0	△1
島根	△313	71	△384	△301	△83	△71	△14	0	2
岡山	△277	65	△342	△264	△78	△65	△15	0	2
広島	△294	65	△359	△280	△80	△65	△15	0	1
山口	△335	64	△399	△322	△77	△64	△14	0	0
徳島	△354	66	△420	△341	△79	△66	△13	0	1
香川	△296	66	△362	△281	△81	△66	△14	0	△1
愛媛	△275	77	△352	△263	△90	△77	△14	0	2
高知	△301	71	△372	△289	△84	△71	△14	0	1
福岡	△297	65	△362	△284	△79	△65	△15	0	1
佐賀	△313	74	△387	△301	△85	△74	△14	0	2
長崎	△293	78	△371	△281	△90	△78	△14	0	2
熊本	△297	82	△379	△285	△94	△82	△14	0	1
大宮	△307	81	△388	△293	△95	△81	△14	0	0
宮崎	△303	71	△374	△291	△83	△71	△14	0	2
鹿児島	△306	73	△379	△294	△86	△73	△14	0	1
沖縄	△283	71	△354	△268	△86	△71	△14	0	0

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2016～2025年度）

年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	地域別最低賃金額	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)	1,121 (66)
	未満率 (%)	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0	2.1
Aランク	影響率 (%)	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0	26.8
	未満率 (%)	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9
Bランク	影響率 (%)	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5	27.2
	未満率 (%)	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5	2.3
Cランク	影響率 (%)	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6	32.4
	未満率 (%)	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—	—	—
Dランク	影響率 (%)	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—	—	—
	未満率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
計	影響率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成28～令和7年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より3ランクとなっている。
5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

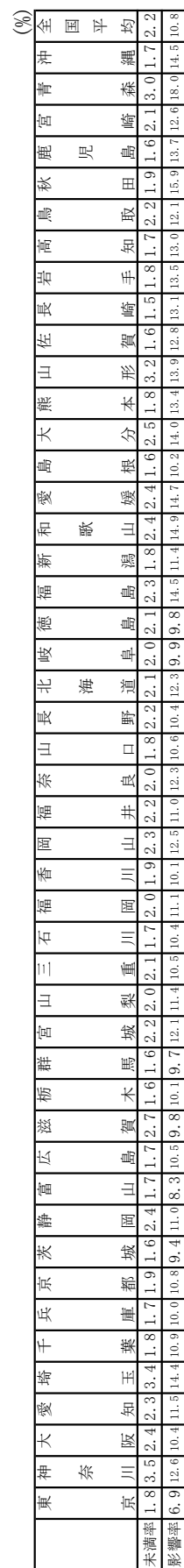
(1) 都道府県別未満率と影響率(2025年)

Legend: —◆— 未満率 (Unmet Rate), - -■- 影響率 (Influence Rate)

都道府県	未満率 (%)	影響率 (%)
東京	2.5	2.5
神奈川	2.5	2.5
大阪	2.5	2.5
愛知	2.5	2.5
埼玉	2.5	2.5
千葉	2.5	2.5
兵庫	2.5	2.5
京都	2.5	2.5
茨城	2.5	2.5
静岡	2.5	2.5
富山	2.5	2.5
石川	2.5	2.5
福井	2.5	2.5
山梨	2.5	2.5
長野	2.5	2.5
新潟	2.5	2.5
和歌山	2.5	2.5
愛媛	2.5	2.5
大分	2.5	2.5
熊本	2.5	2.5
山形	2.5	2.5
佐賀	2.5	2.5
長崎	2.5	2.5
岩手	2.5	2.5
高知	2.5	2.5
鳥取	2.5	2.5
秋田	2.5	2.5
鹿兒島	2.5	2.5
宮崎	2.5	2.5
青森	2.5	2.5
沖繩	2.5	2.5

資料出所 厚生労働省「令和7年最低賃金に関する基礎調査」
 (注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 (注2) 上記の影響率、未満率は、2025年度の各地方最低賃金審議会の審議で採用された調査結果から算出した数値である。
 表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したものの。

類別	未滿率(全國加重平均)	2.2%
影響率(全國加重平均)	10.8%	



(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。

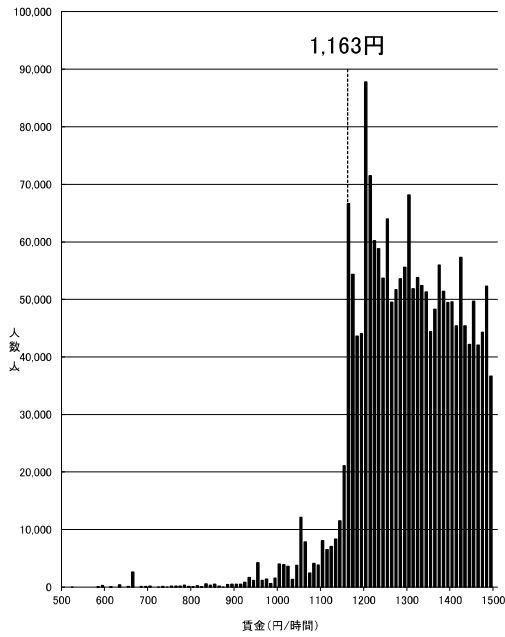
賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 5-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 5-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・ 14
資料No. 5-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・ 27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

東京(A)



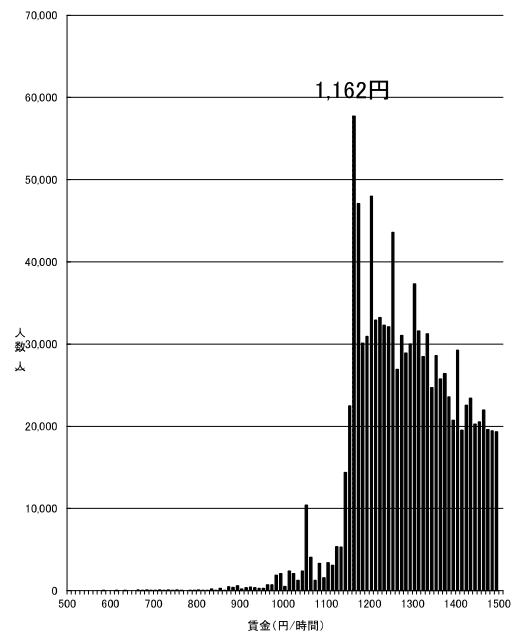
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

資料No. 5-1

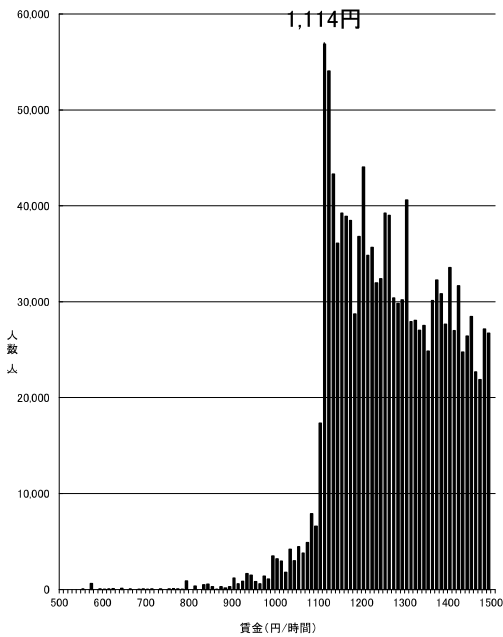


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

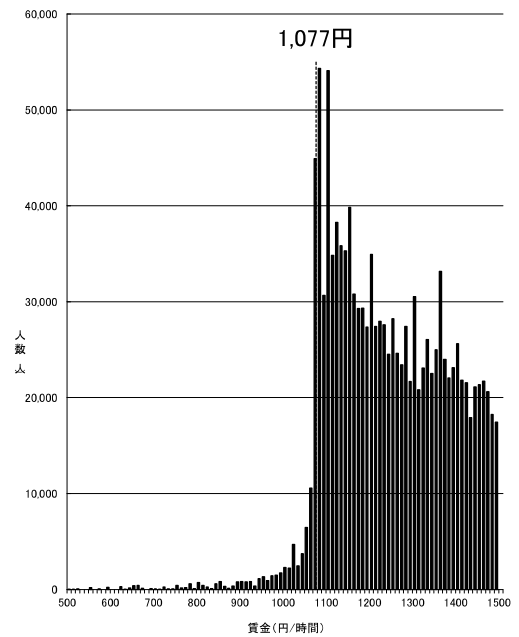


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

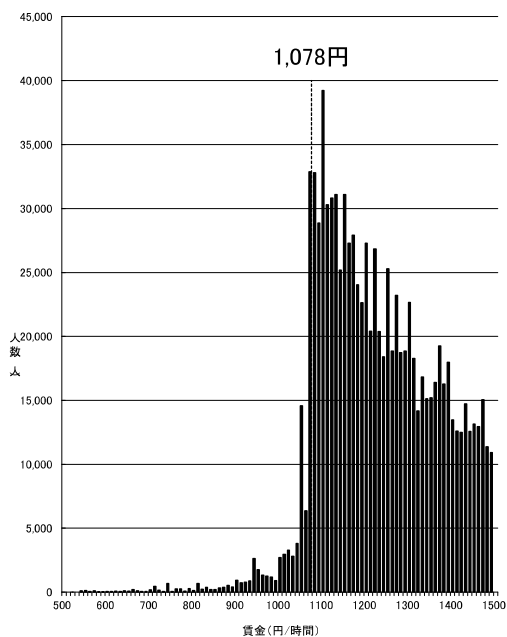


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

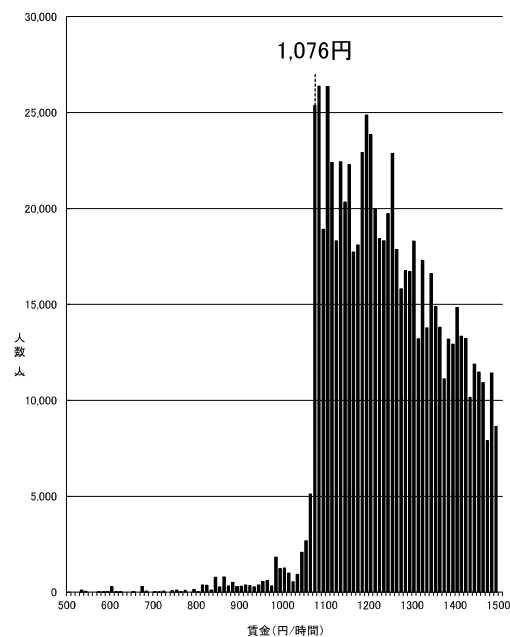


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

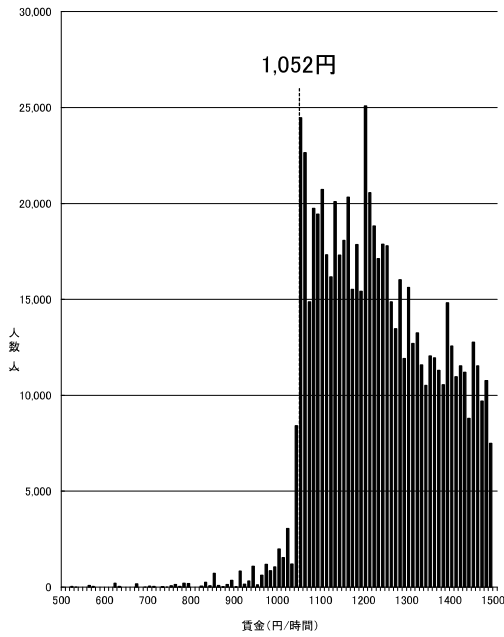


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

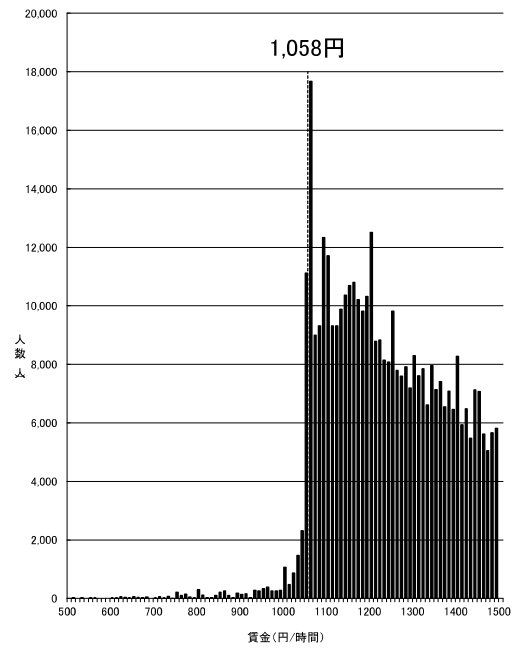


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

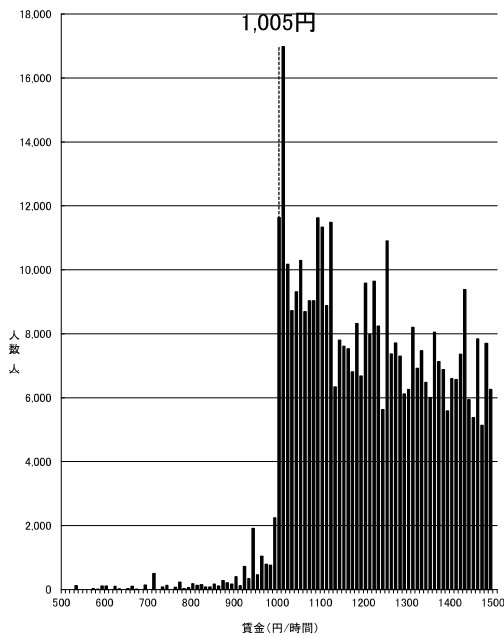


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

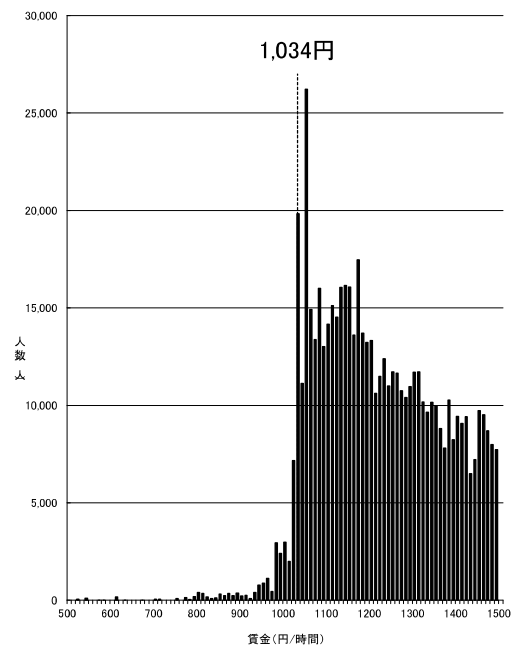


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

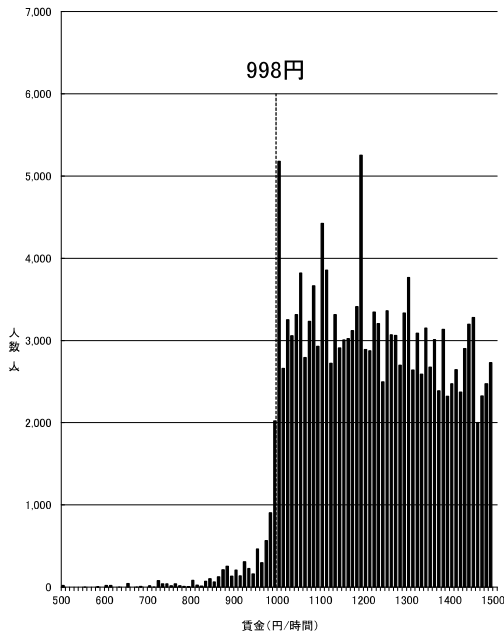


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

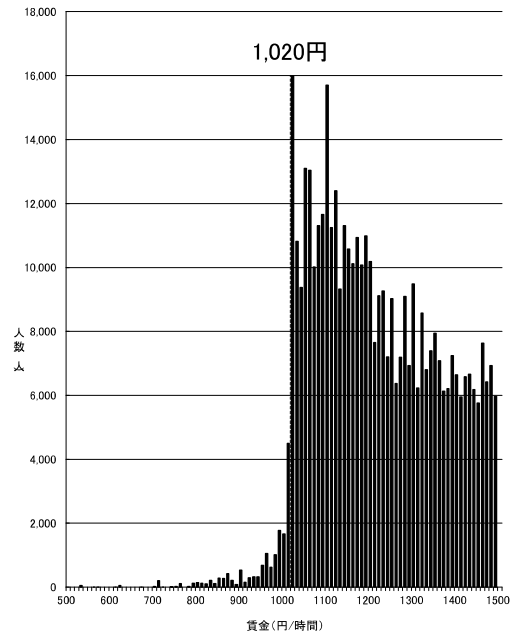


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

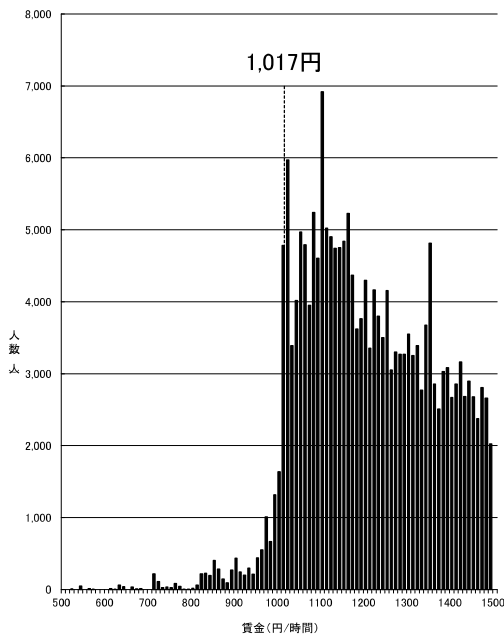


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

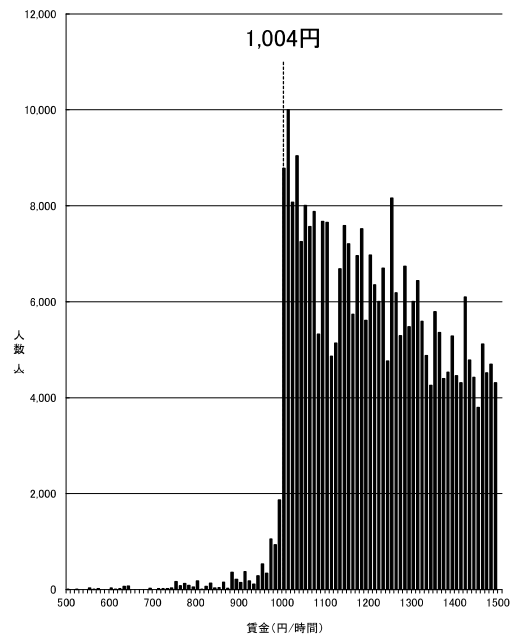


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

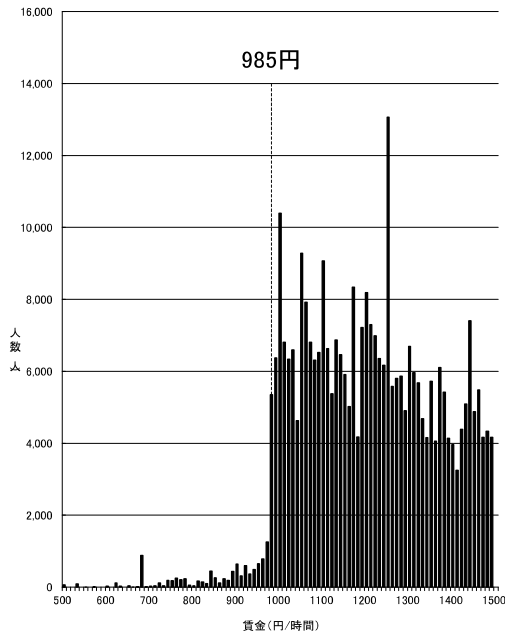


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

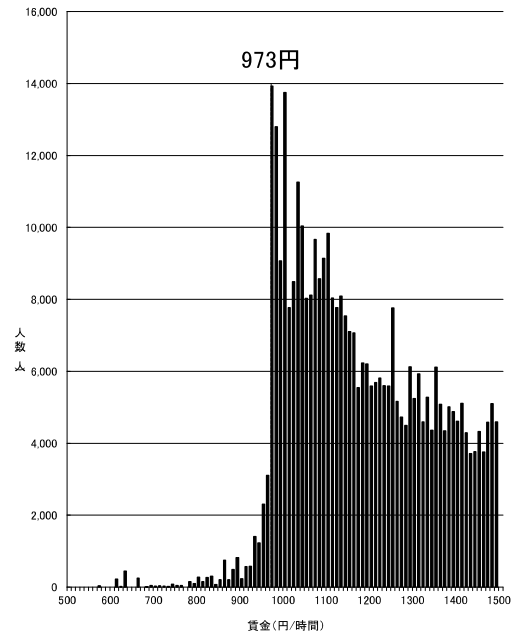


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

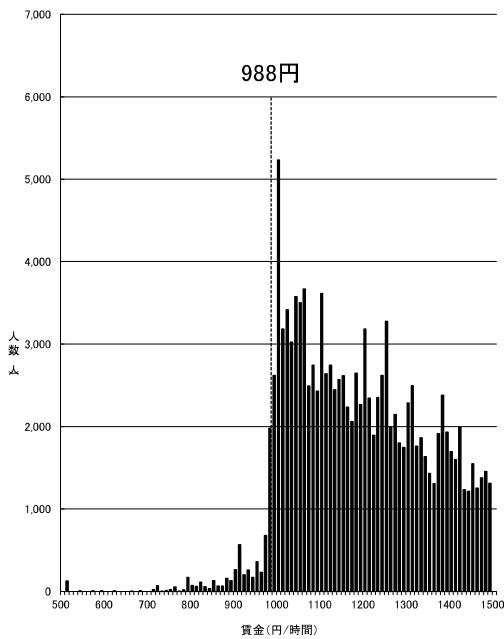


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

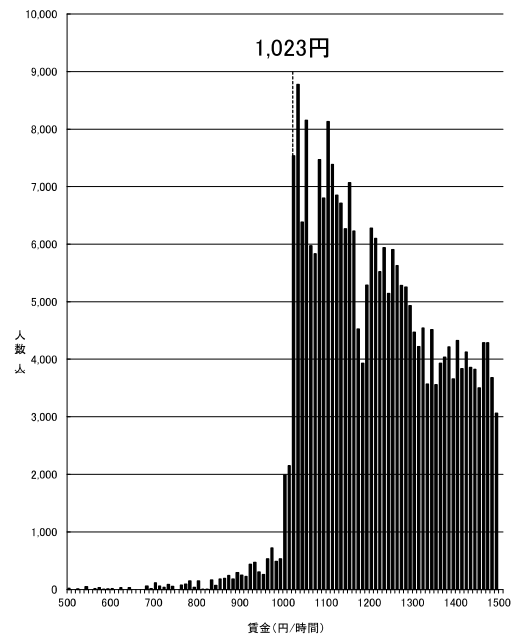


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

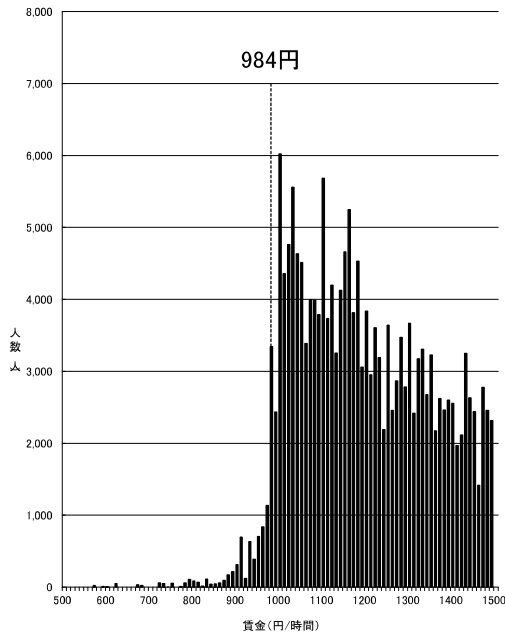


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

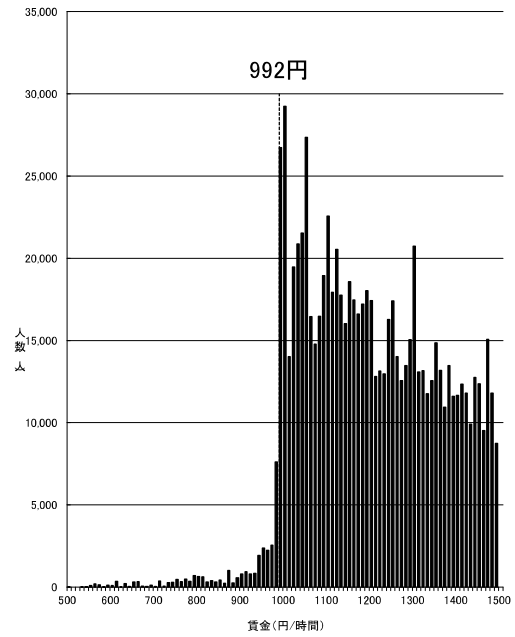


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

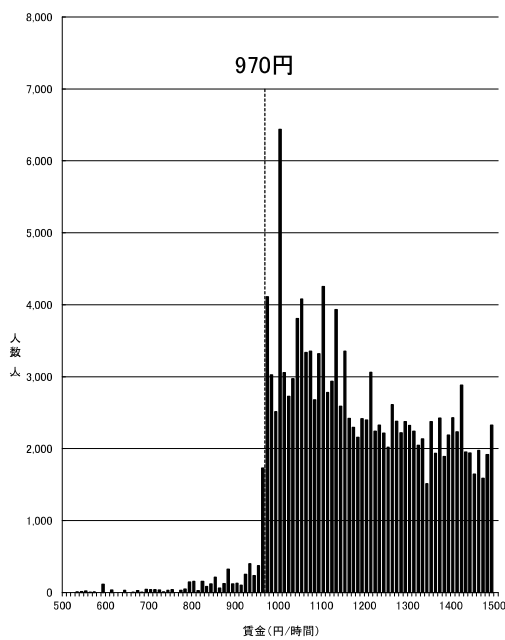


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

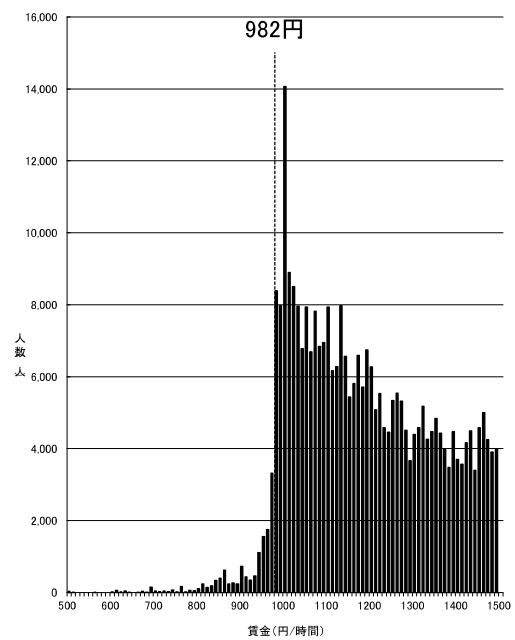


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

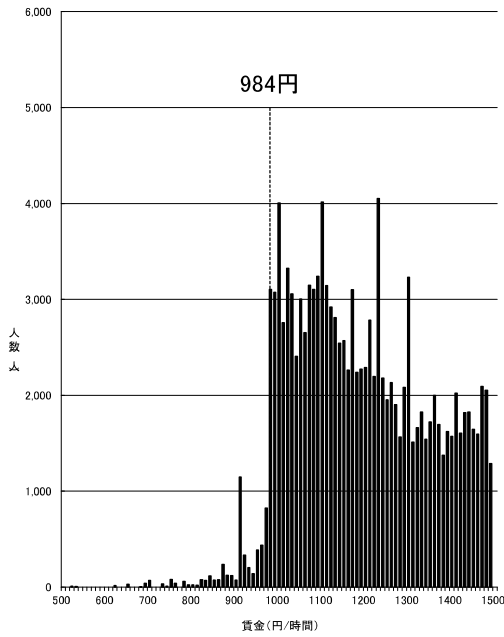


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

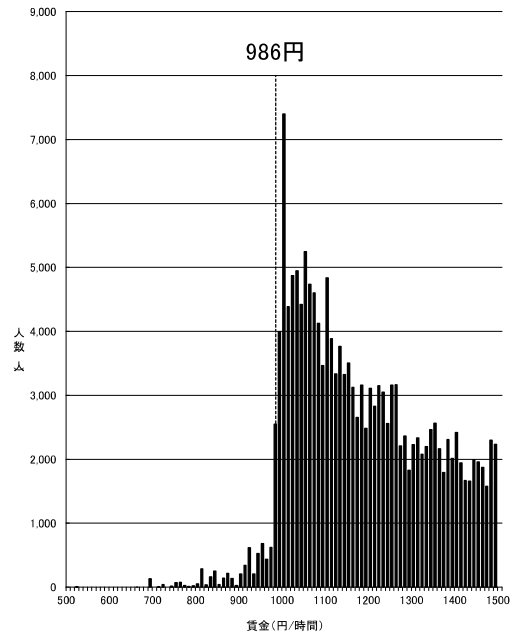


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

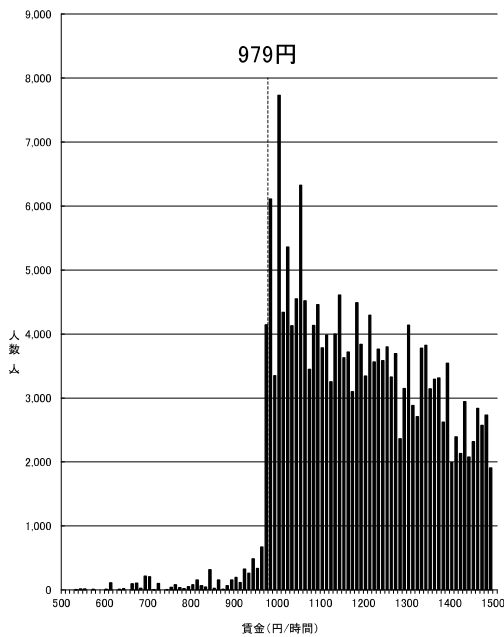


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

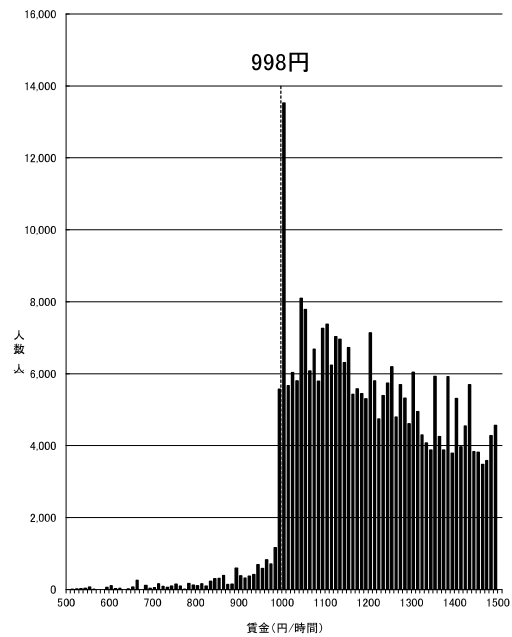


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

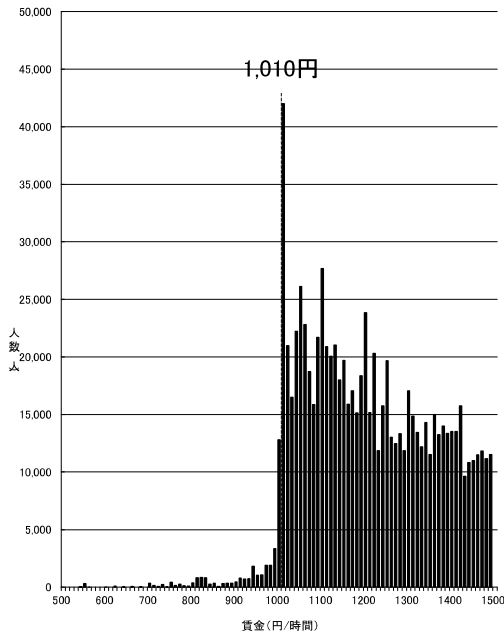


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

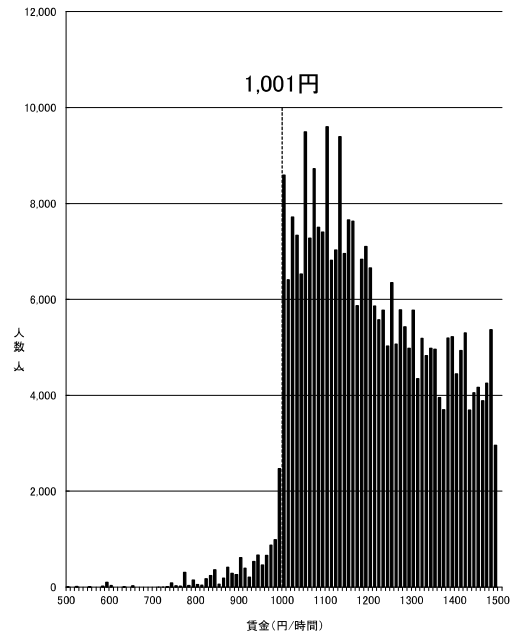


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

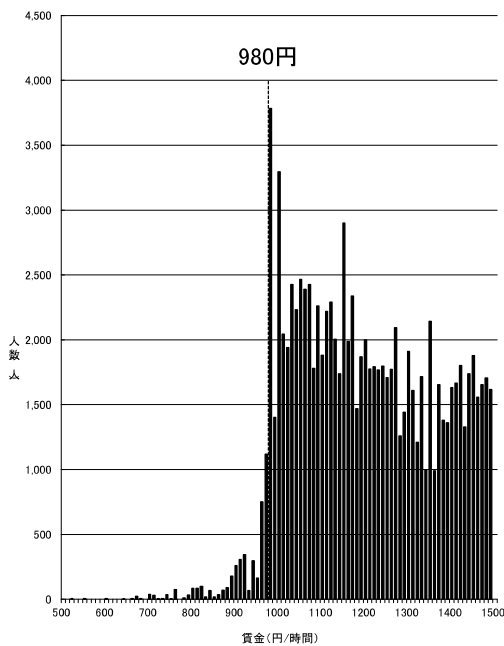


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

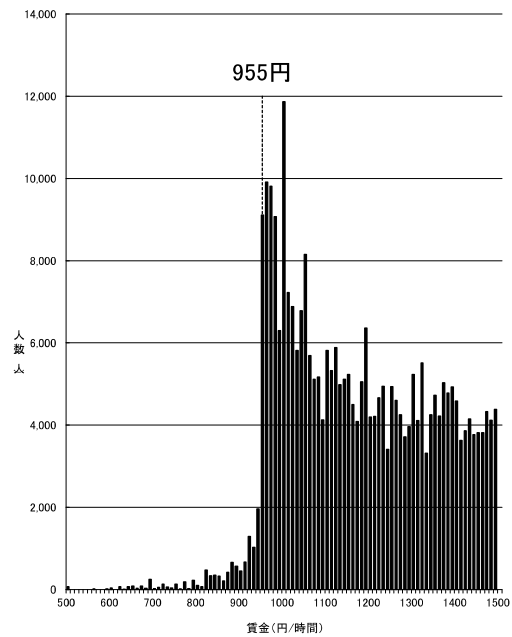


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

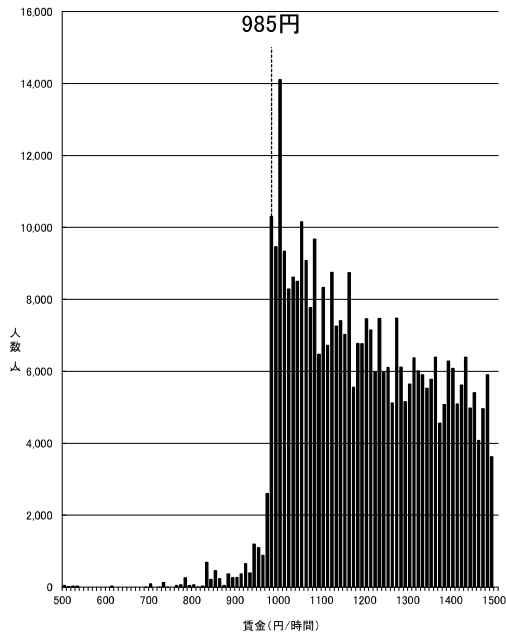


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

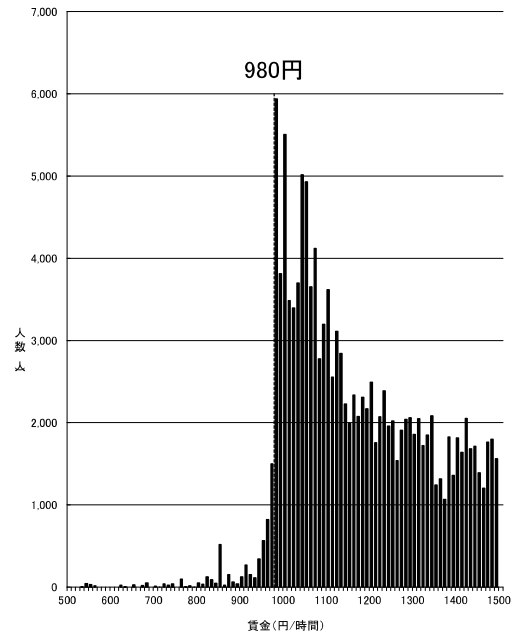


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

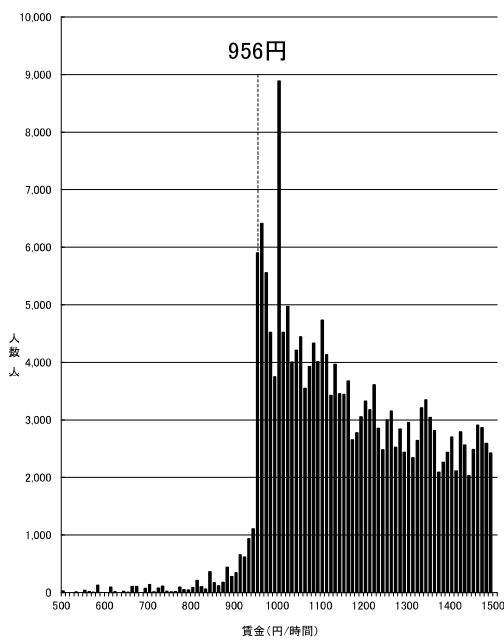


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

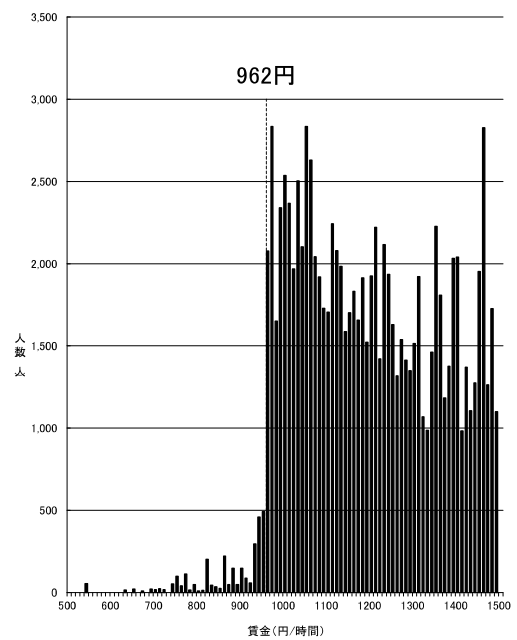


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

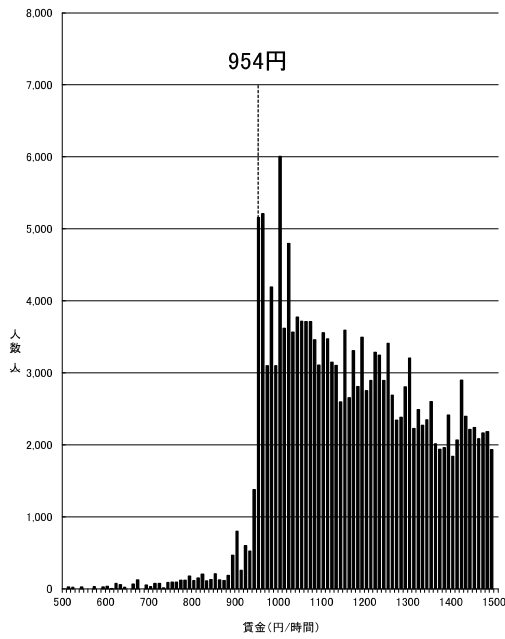


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

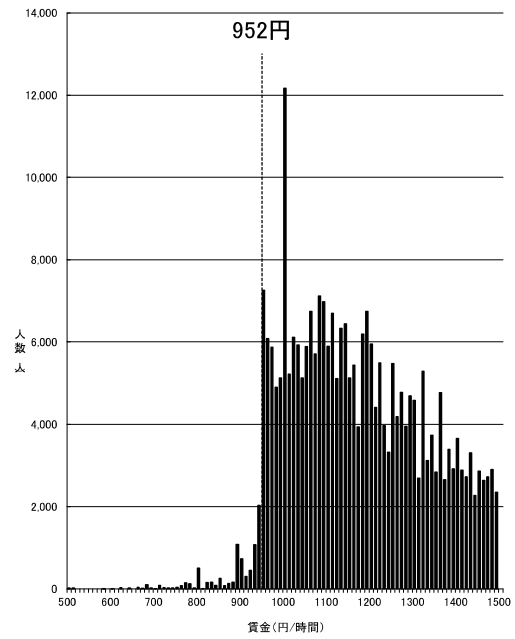


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

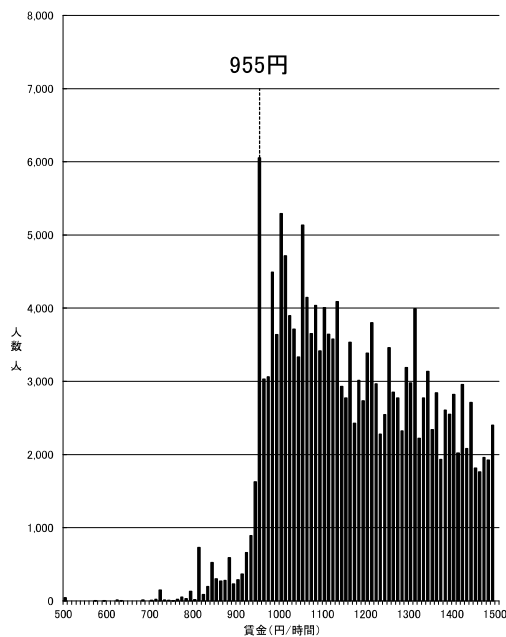


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

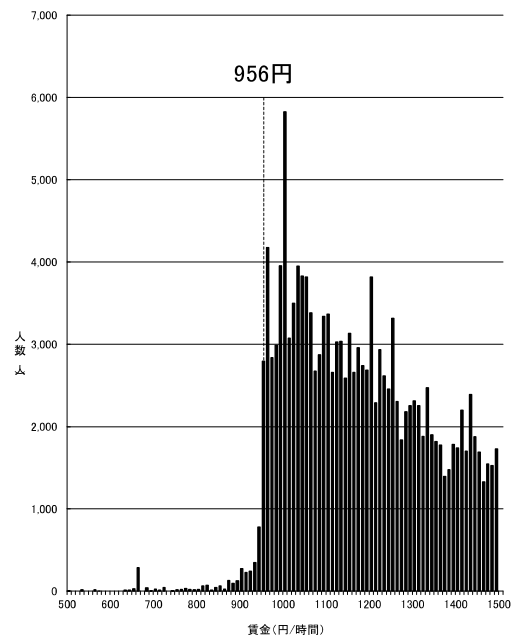


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

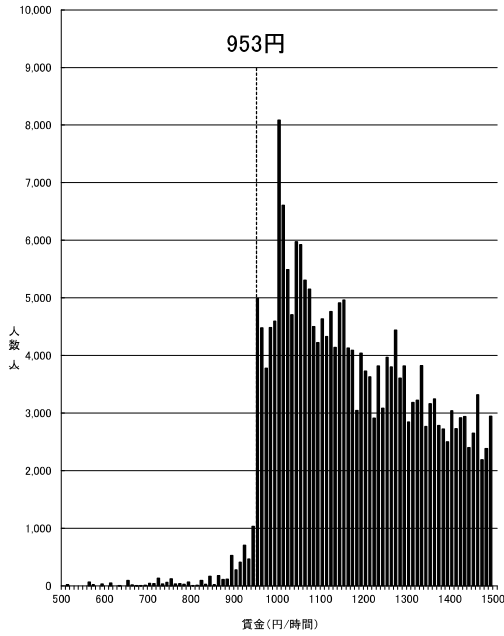


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

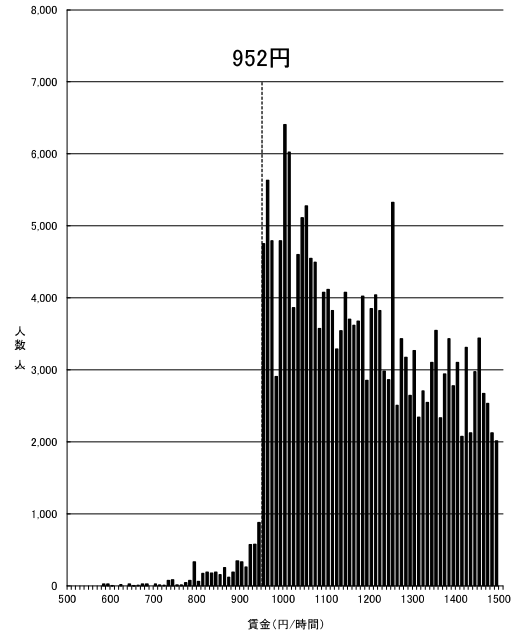


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

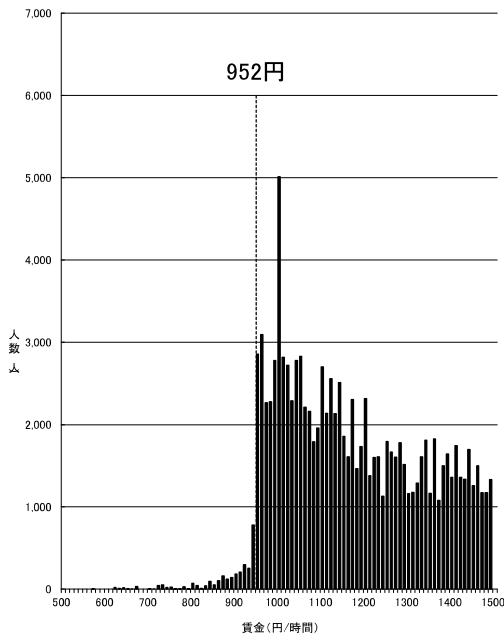


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

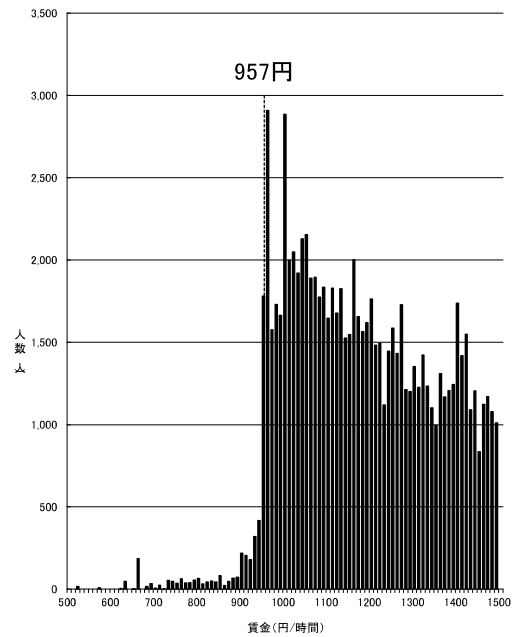


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

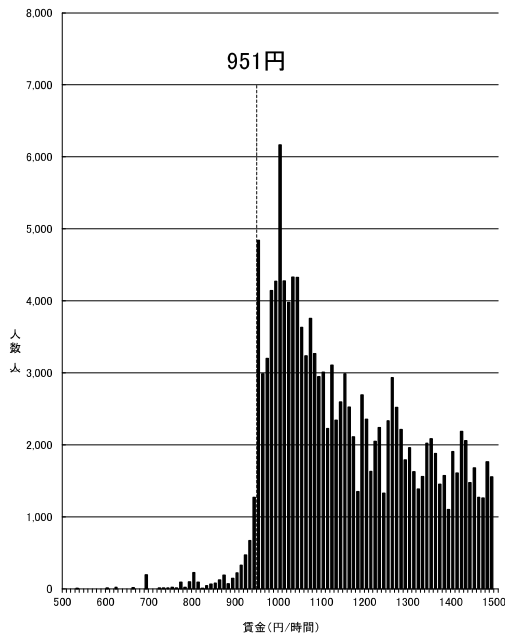


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

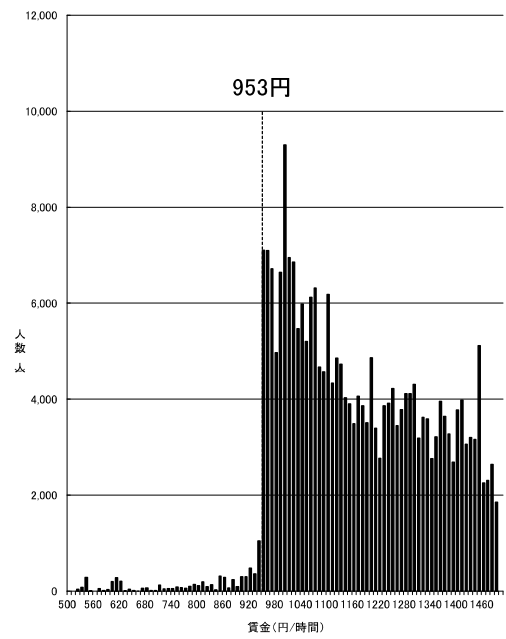


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

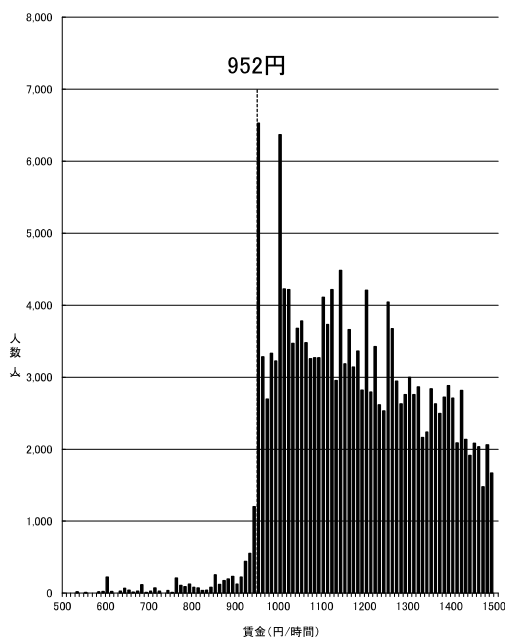


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

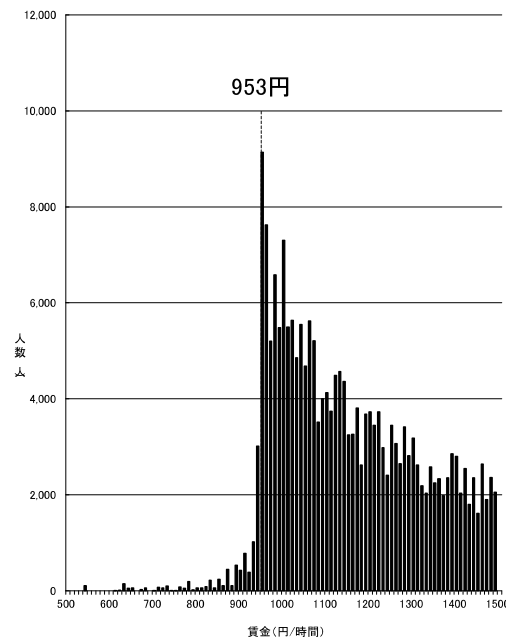


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

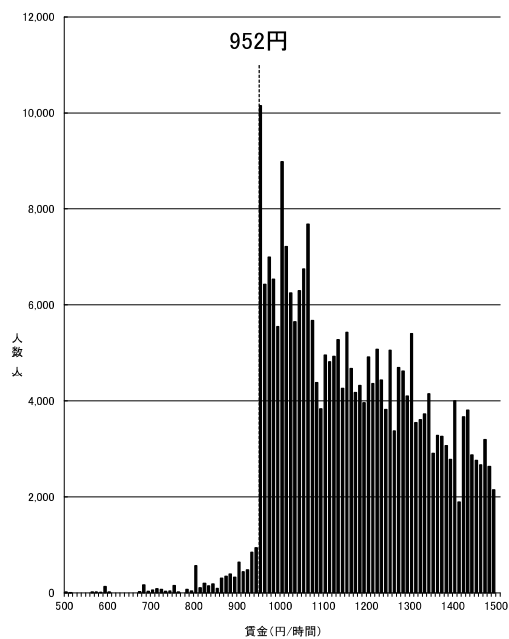


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



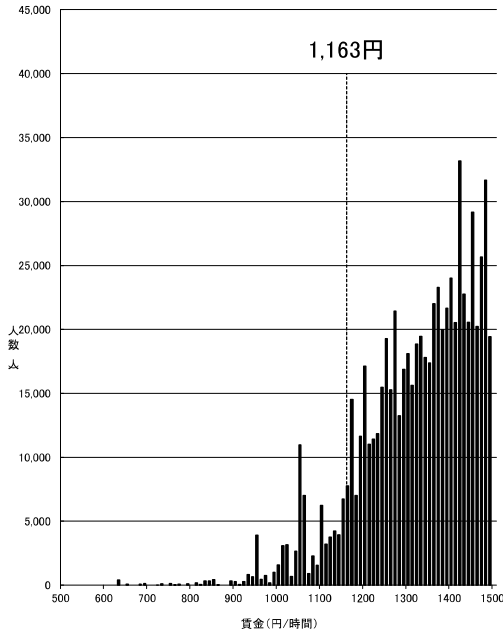
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

東京(A)



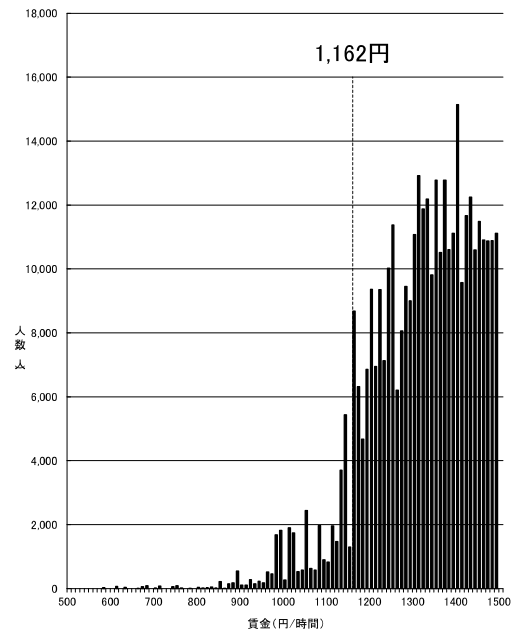
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

資料No. 5-2

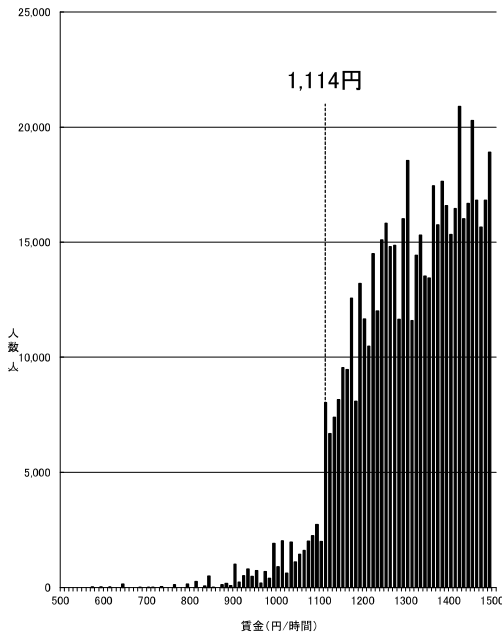


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

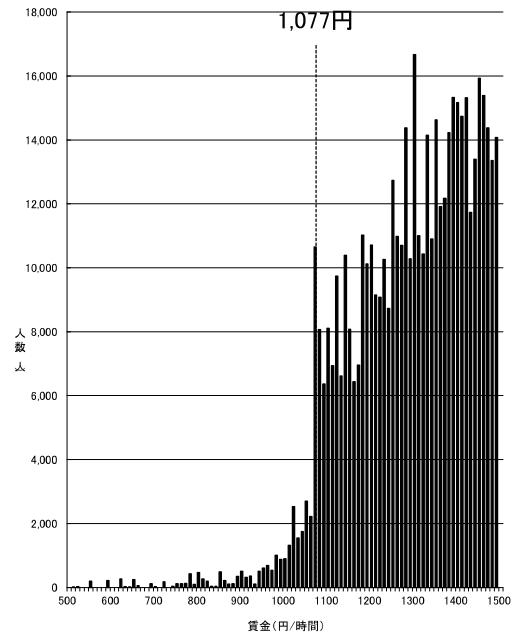


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

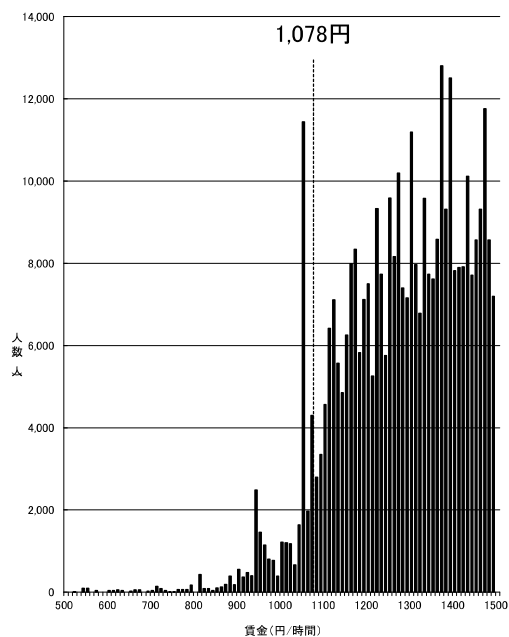


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

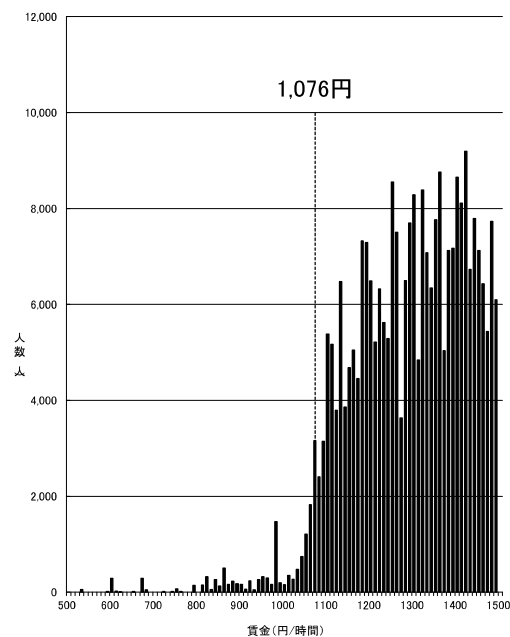


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

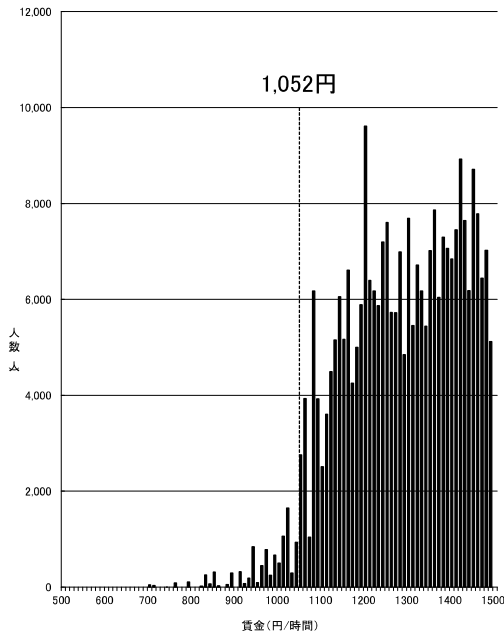


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

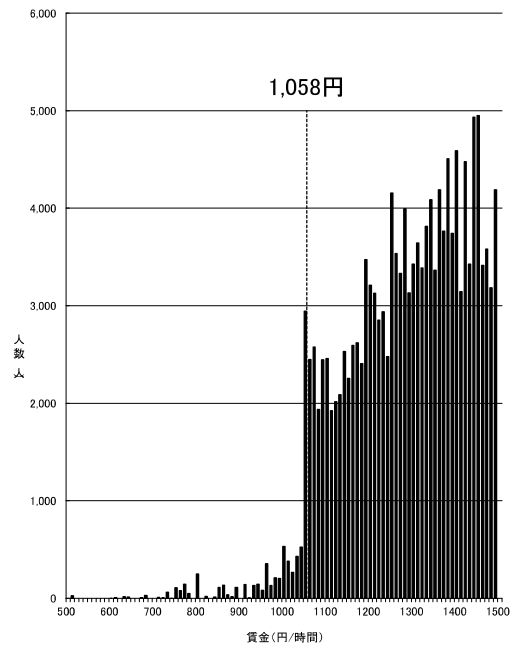


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

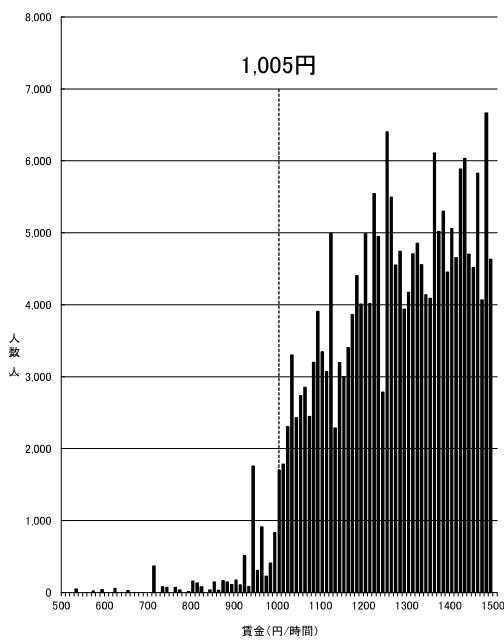


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

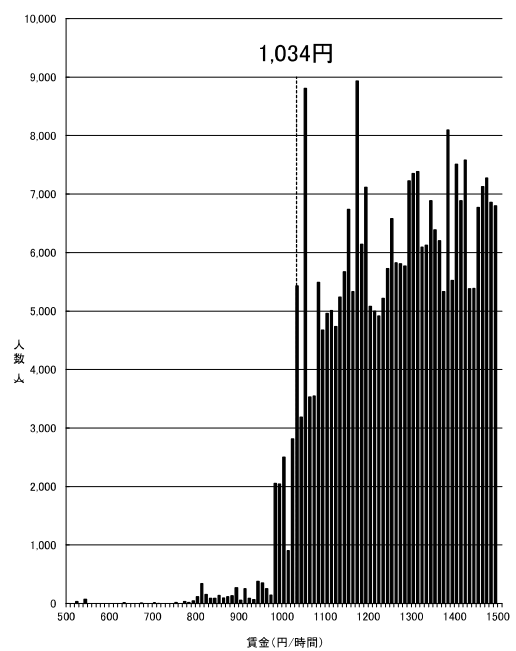


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

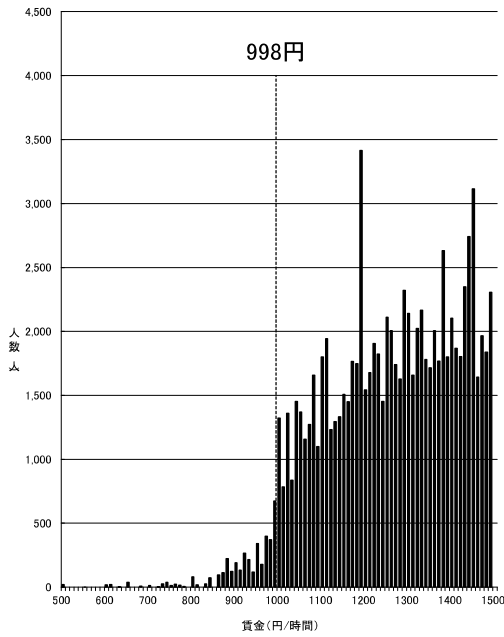


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

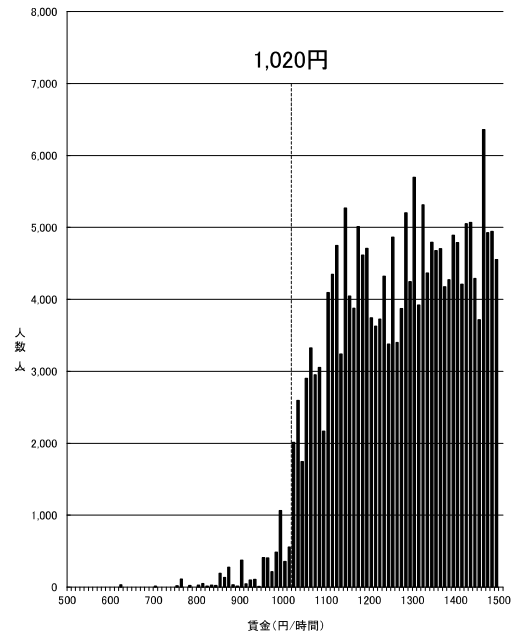


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

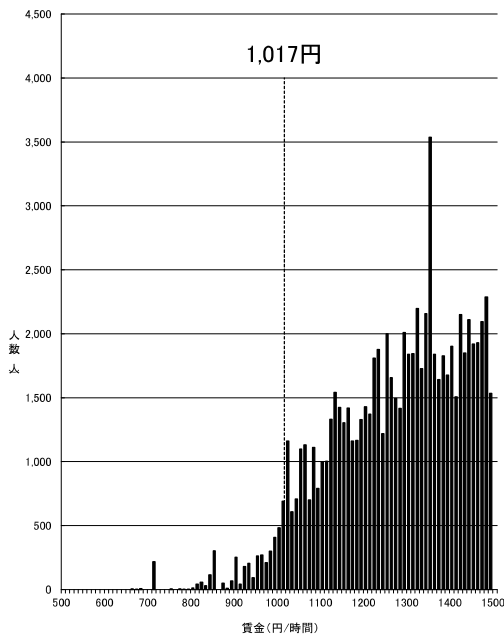


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

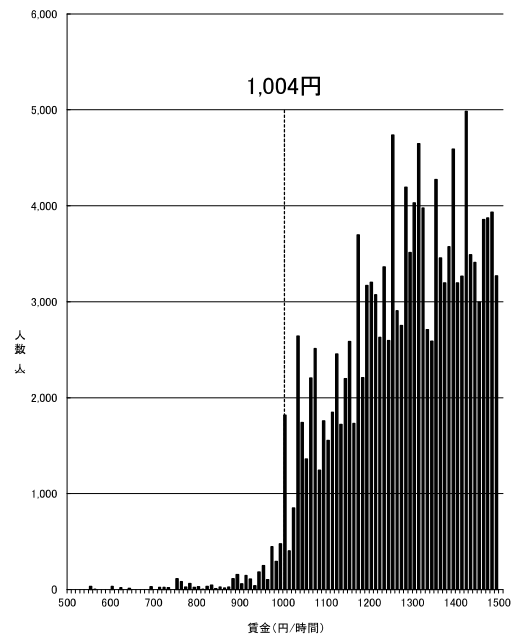


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

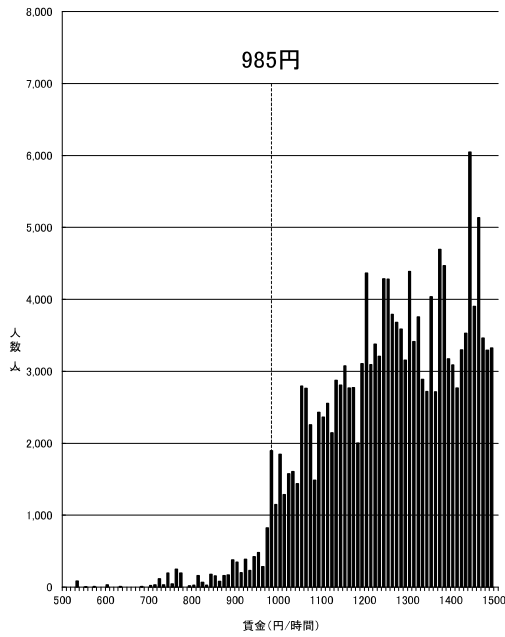


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

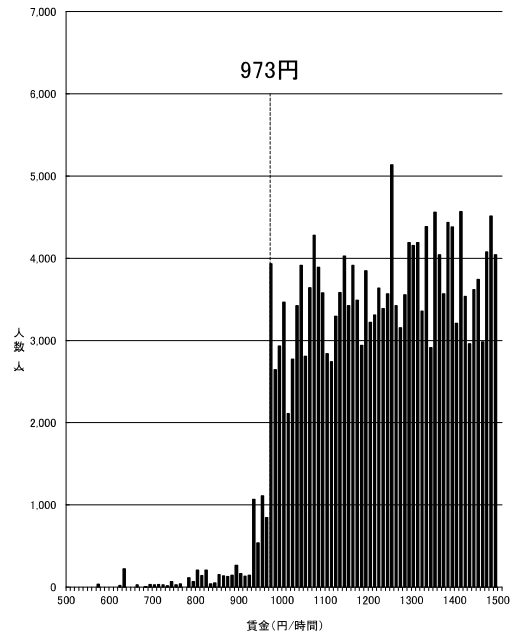


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

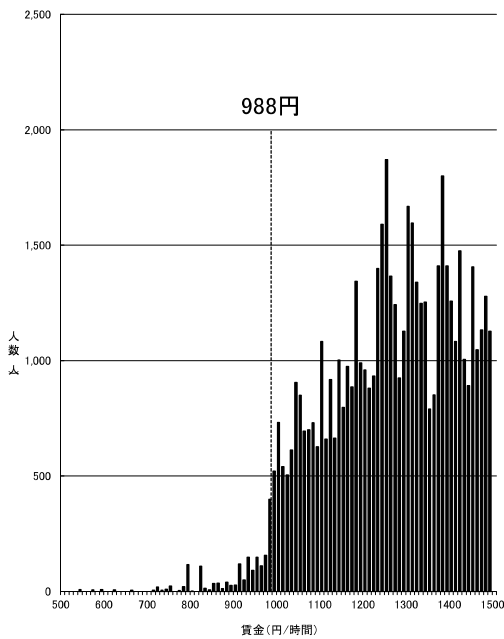


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

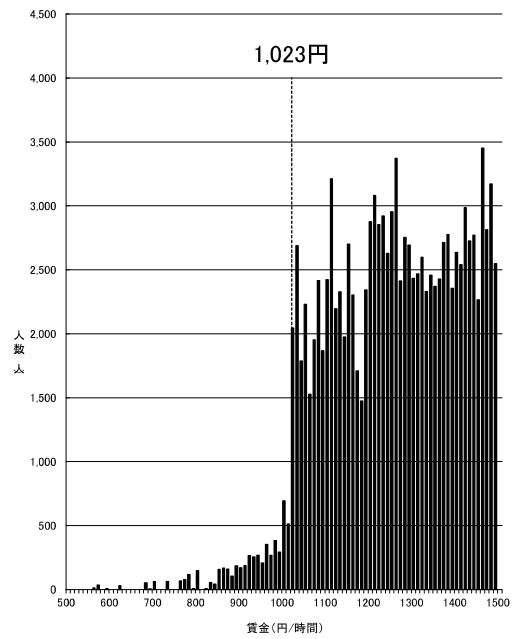


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

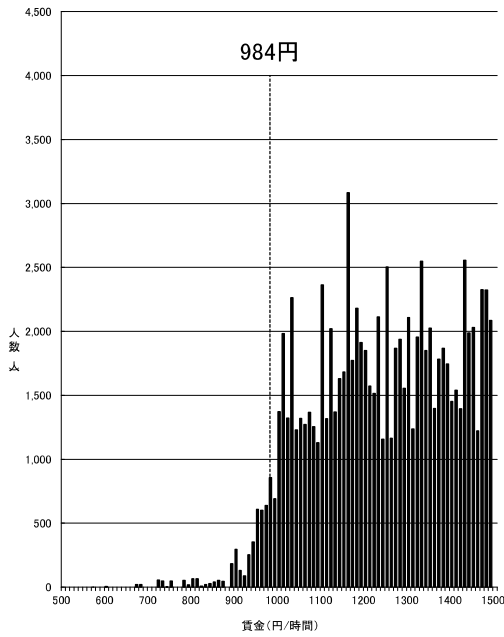


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

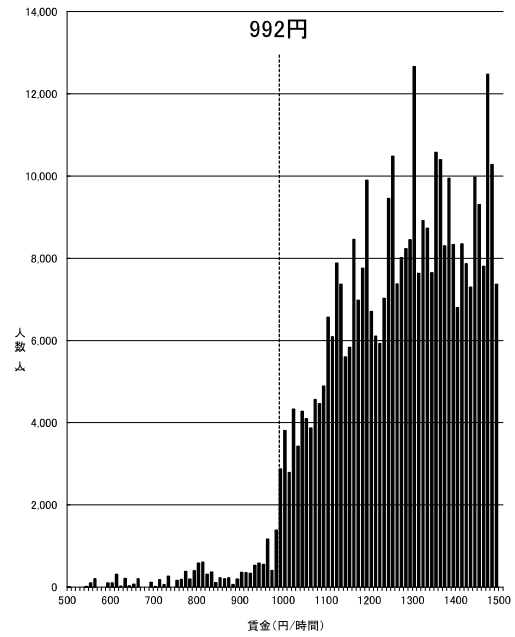


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

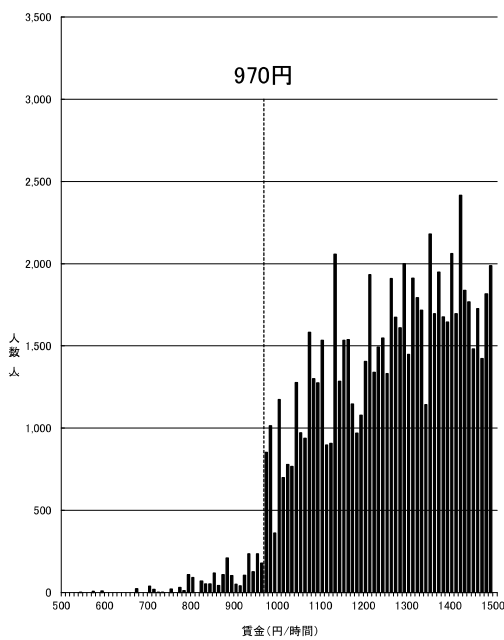


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

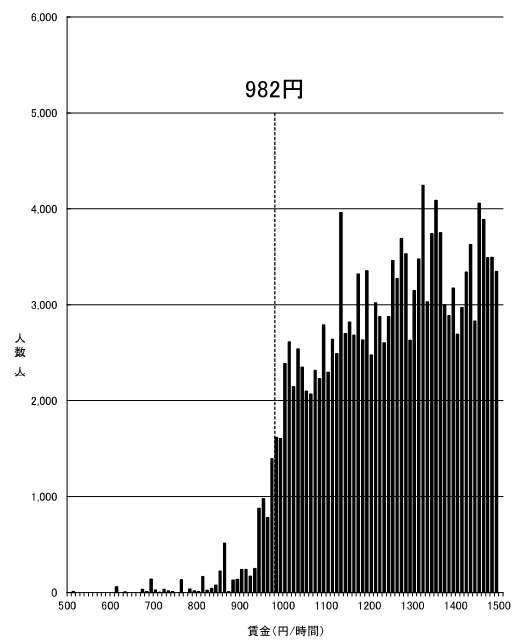


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

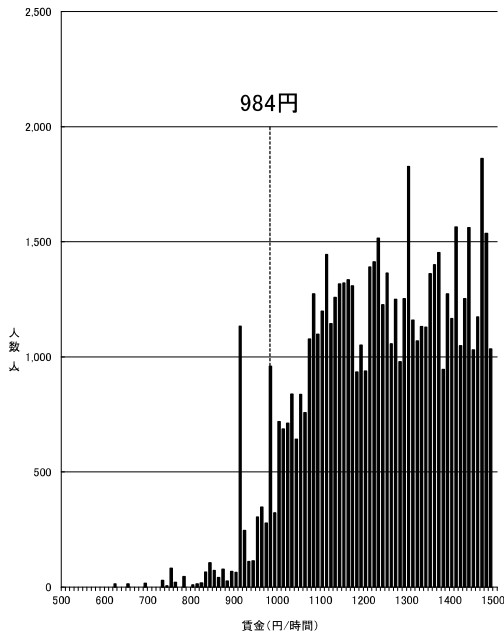


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

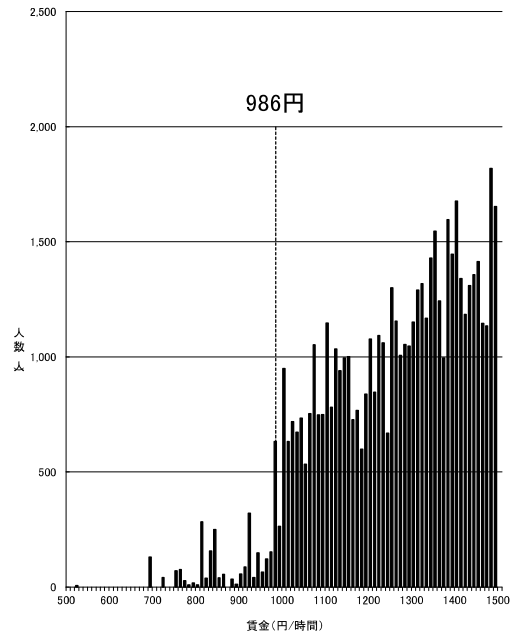


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

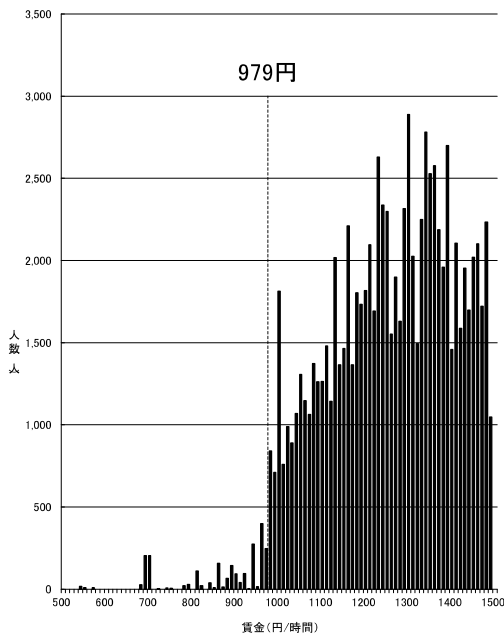


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

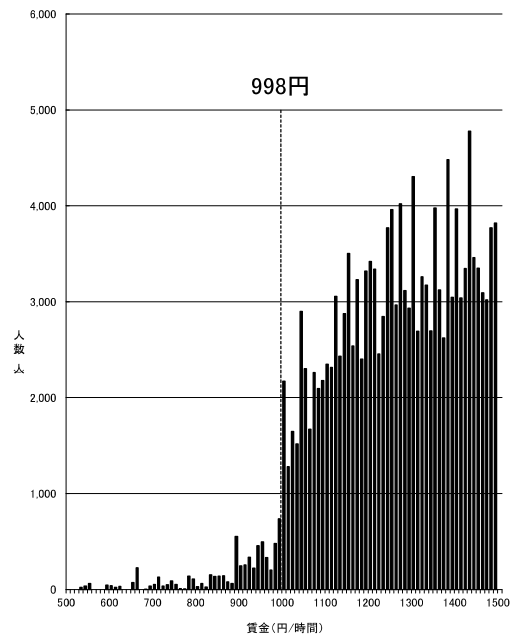


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

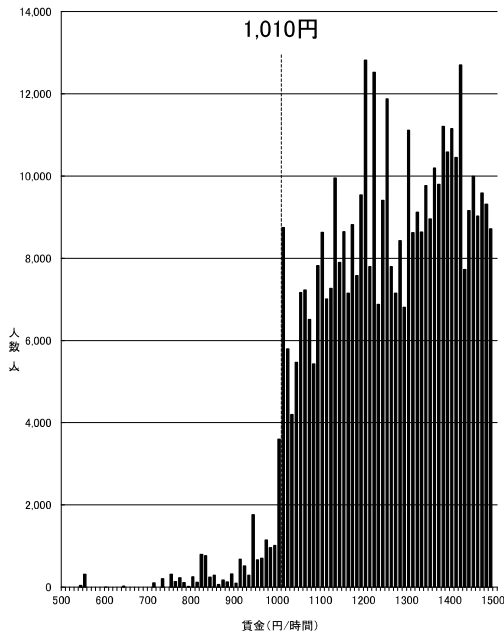


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

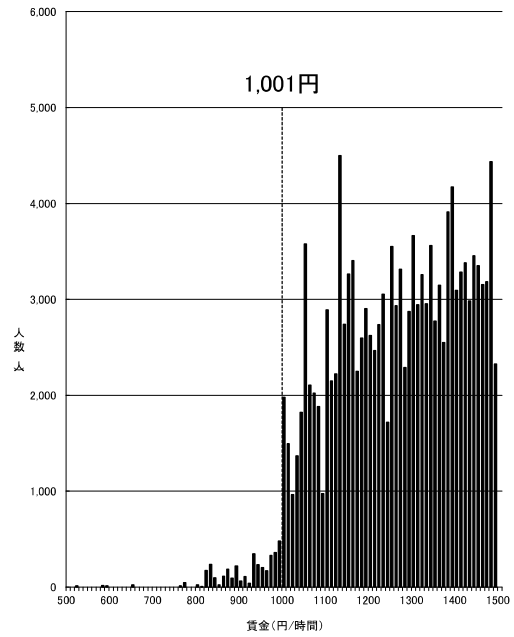


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

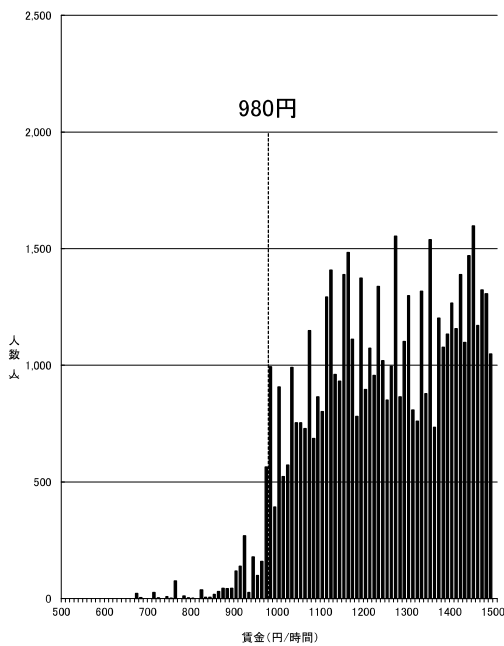


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

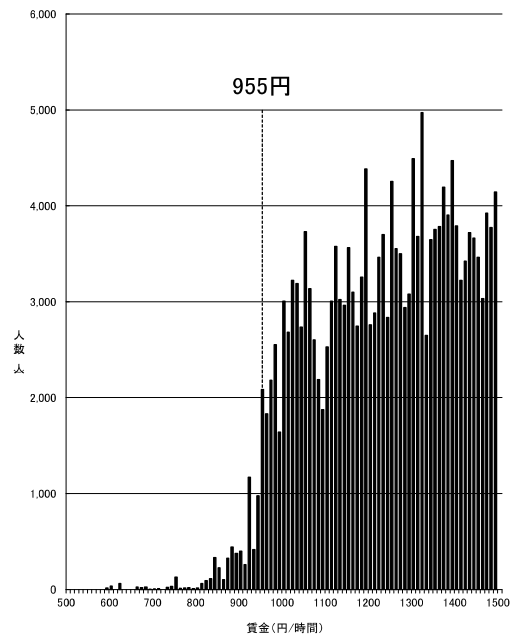


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

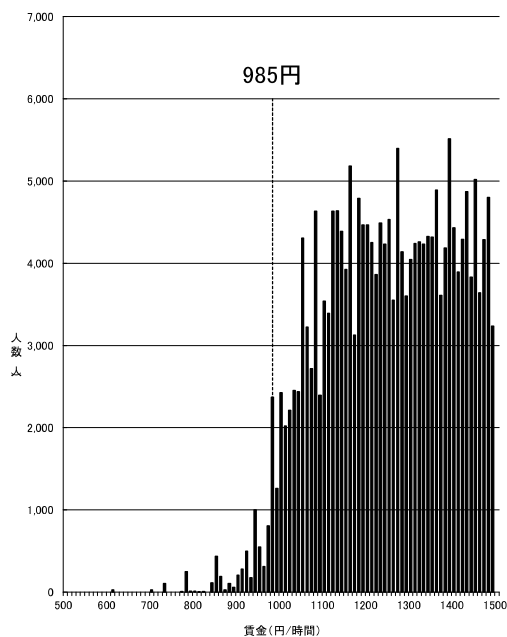


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

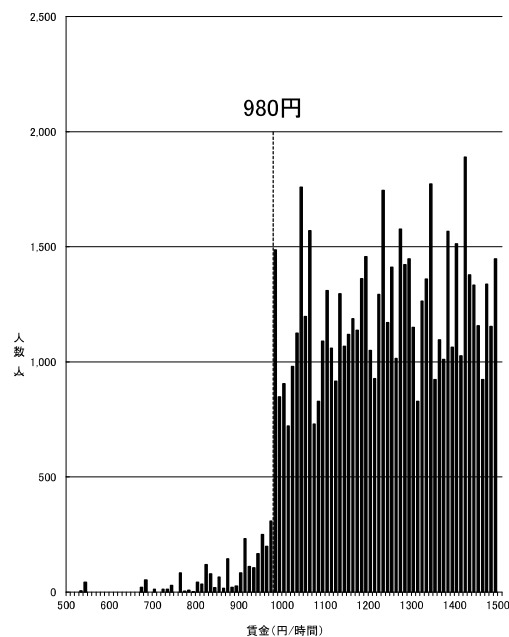


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

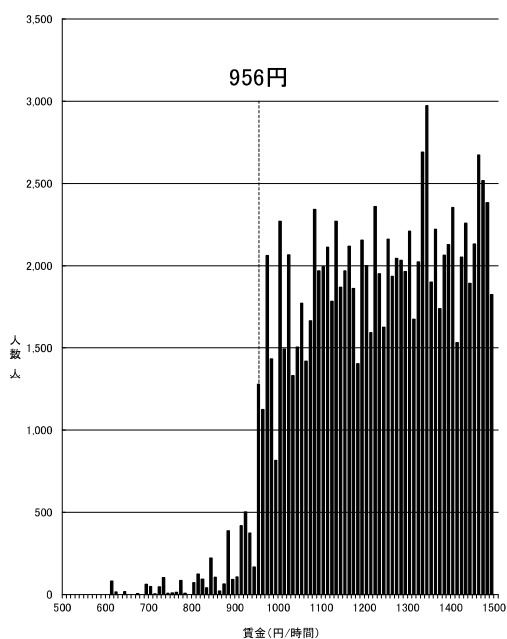


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

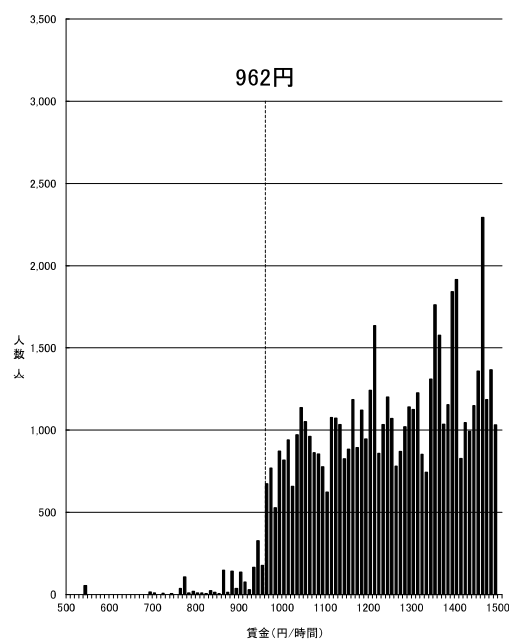


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

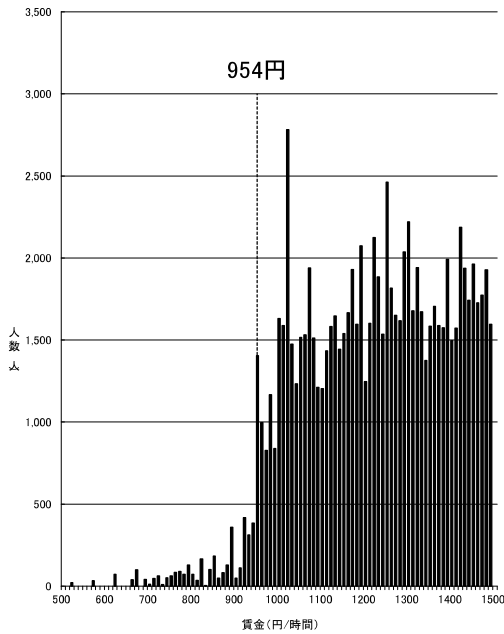


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

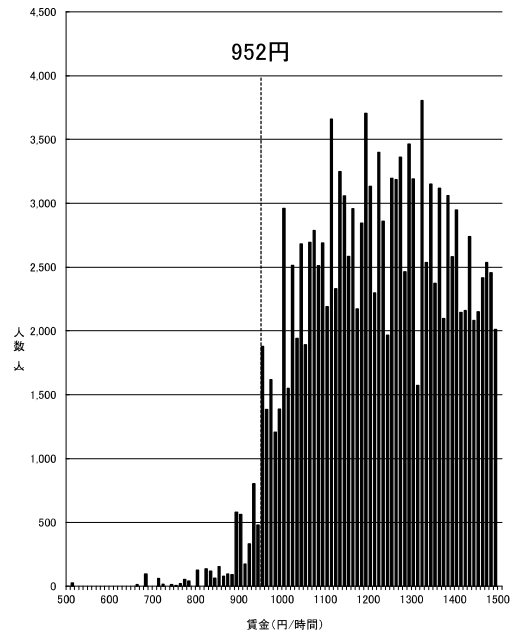


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

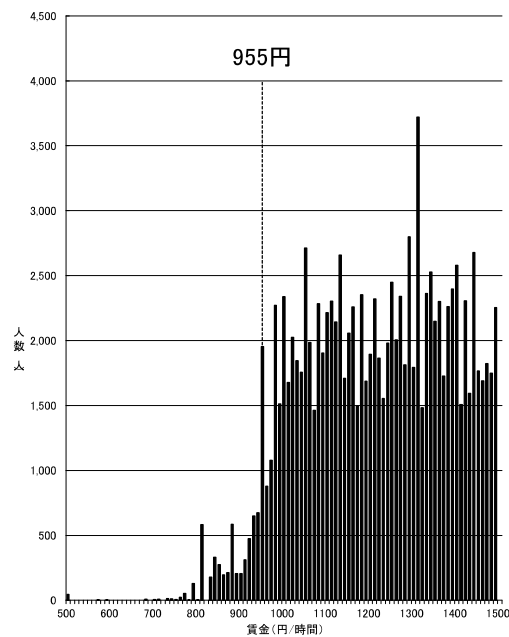


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

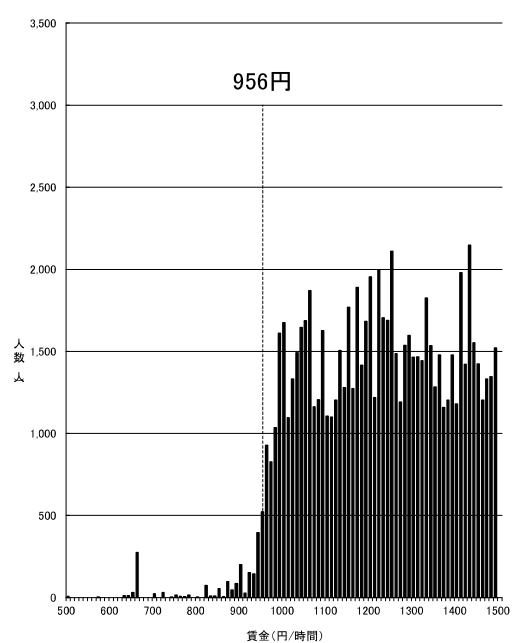


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

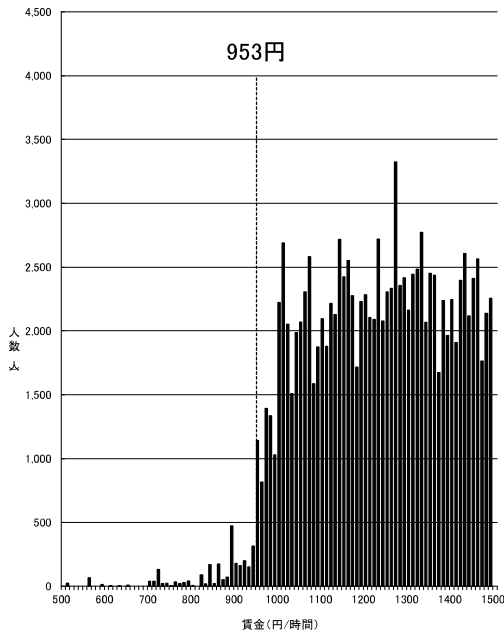


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

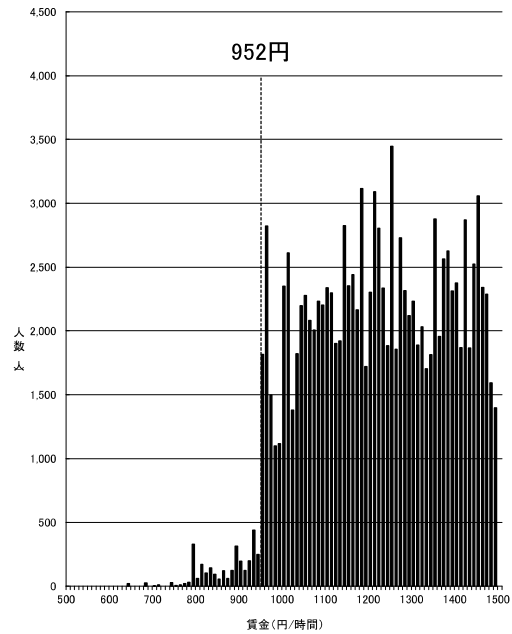


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

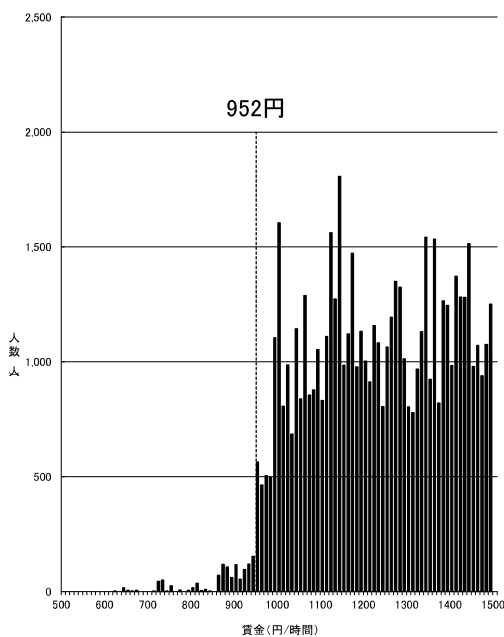


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

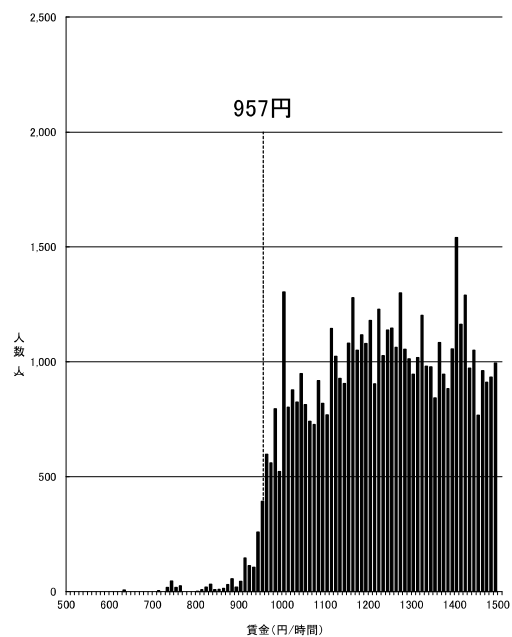


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

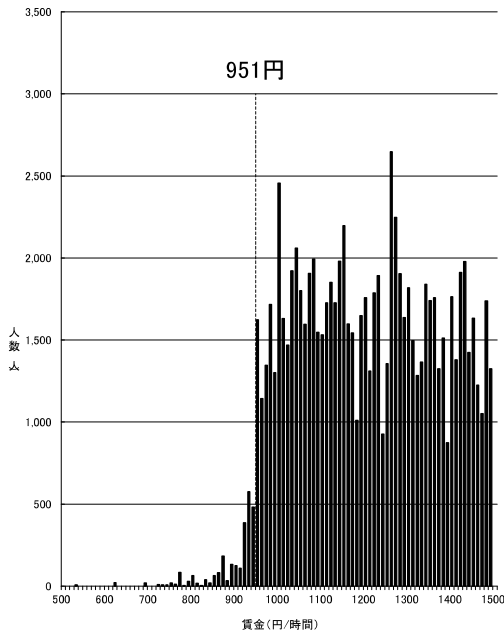


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

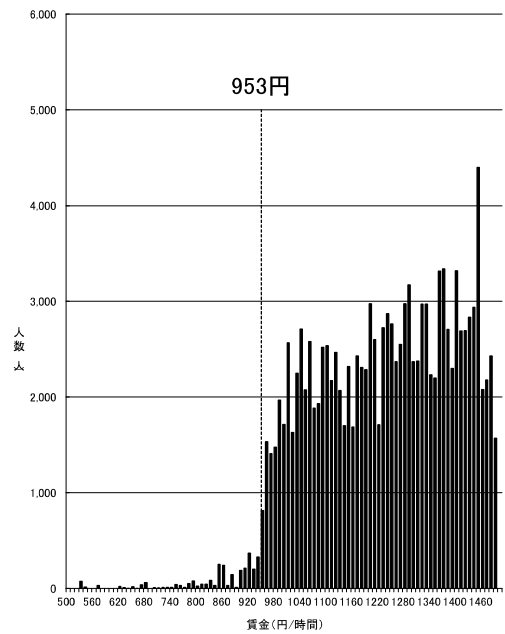


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

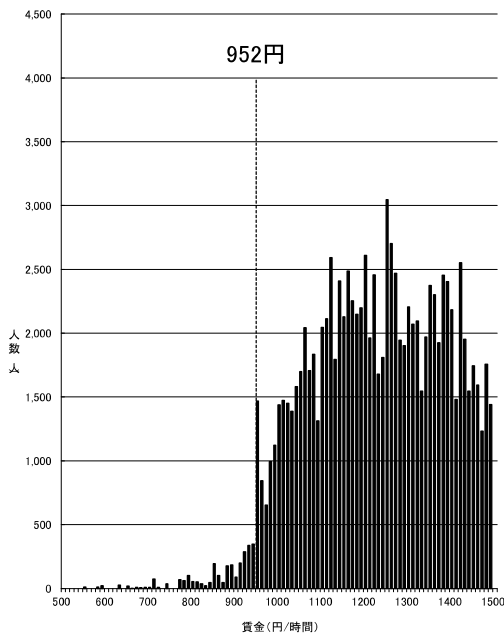


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

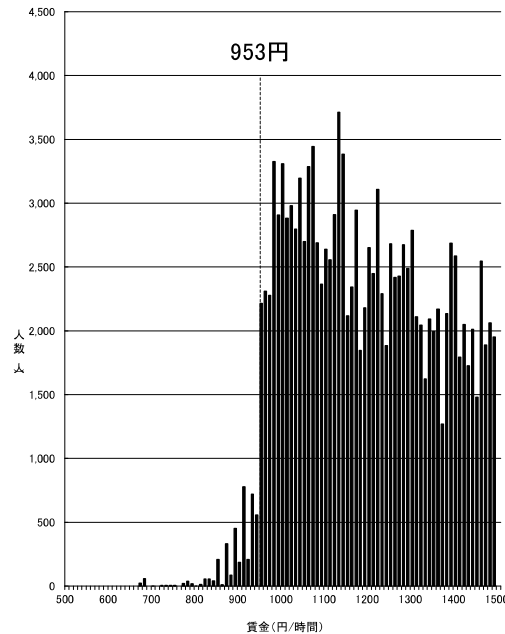


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

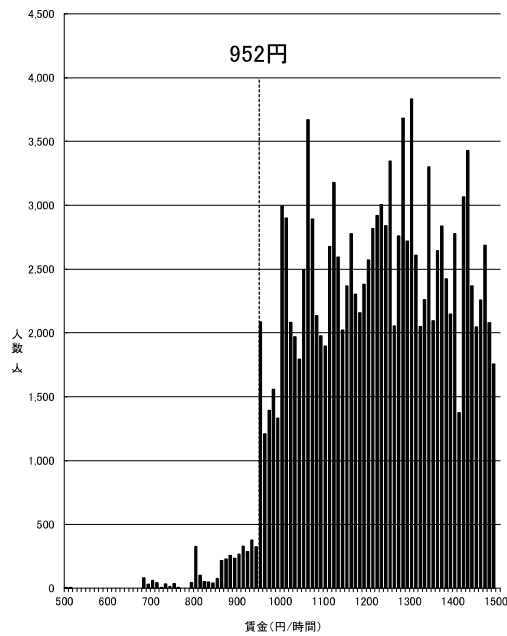


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



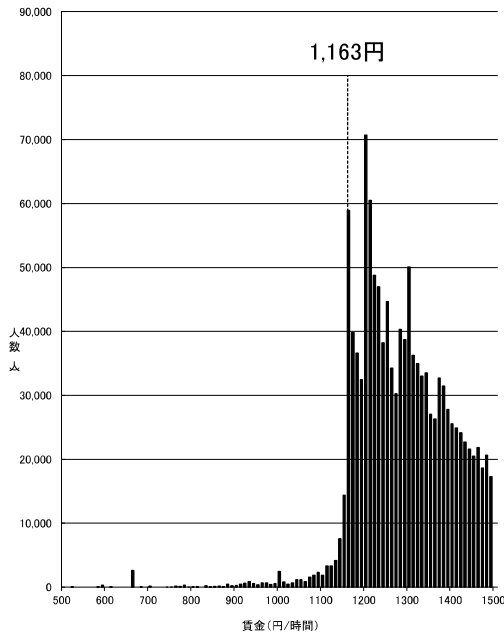
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

東京(A)



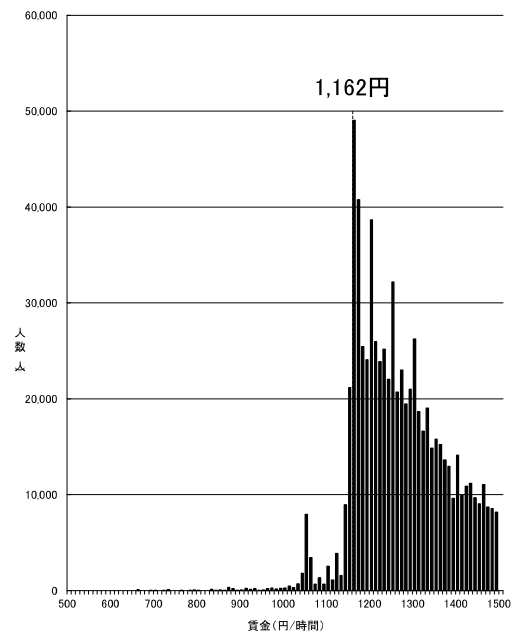
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

資料No. 5-3

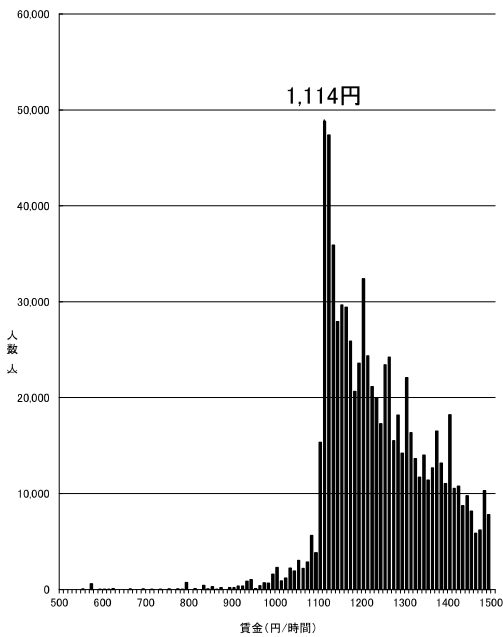


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

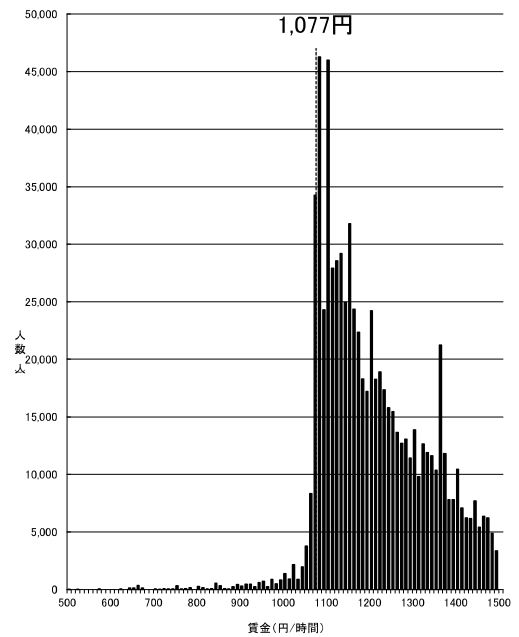


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

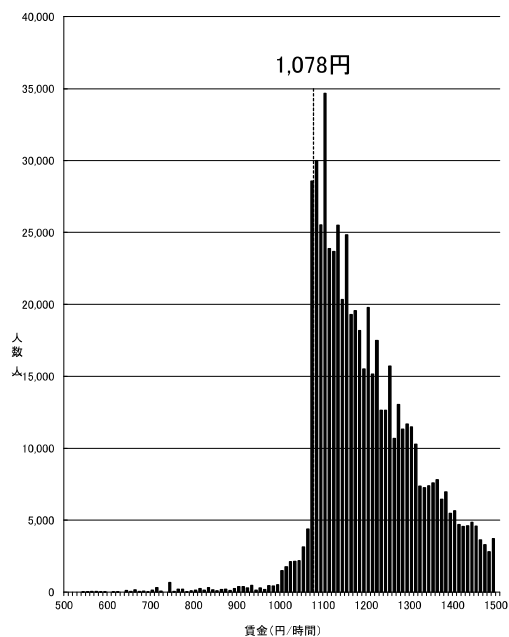


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

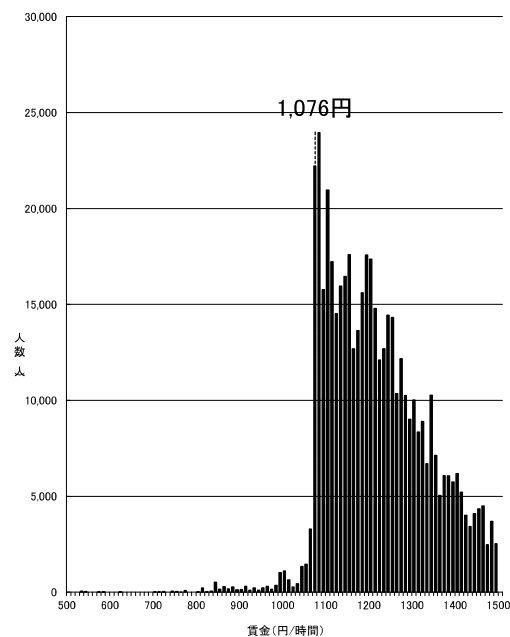


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

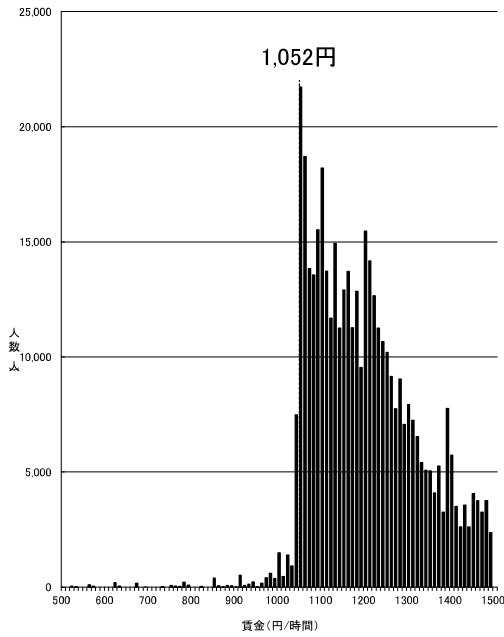


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

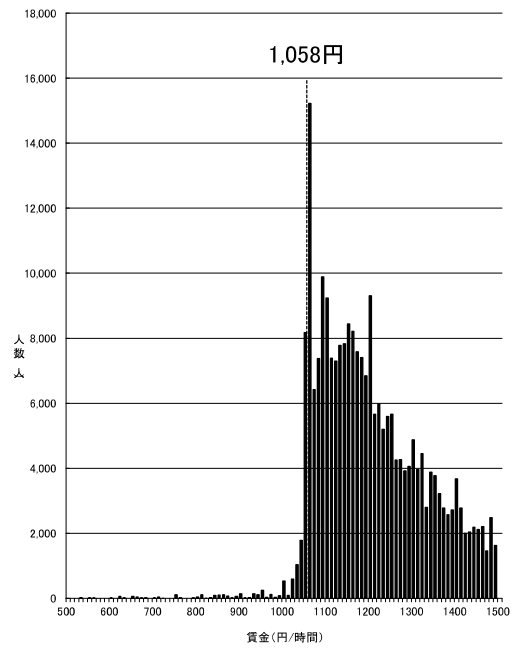


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

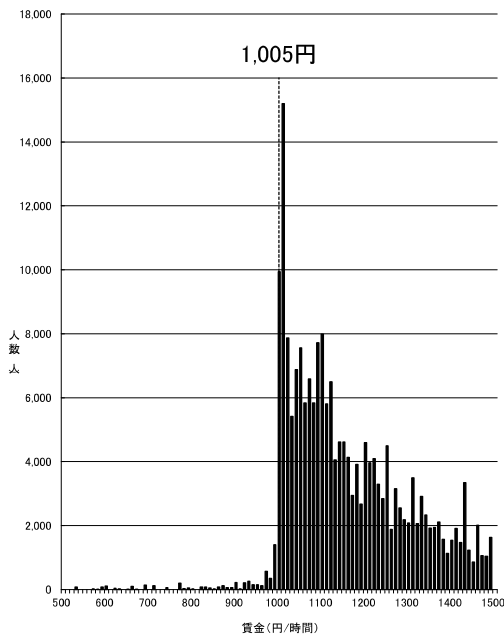


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

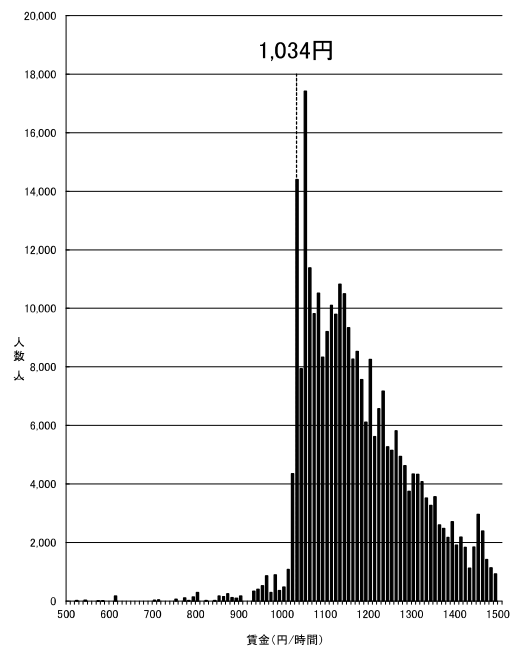


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

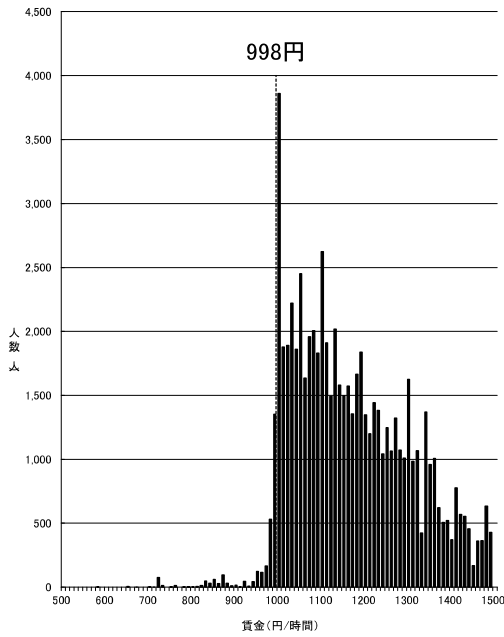


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

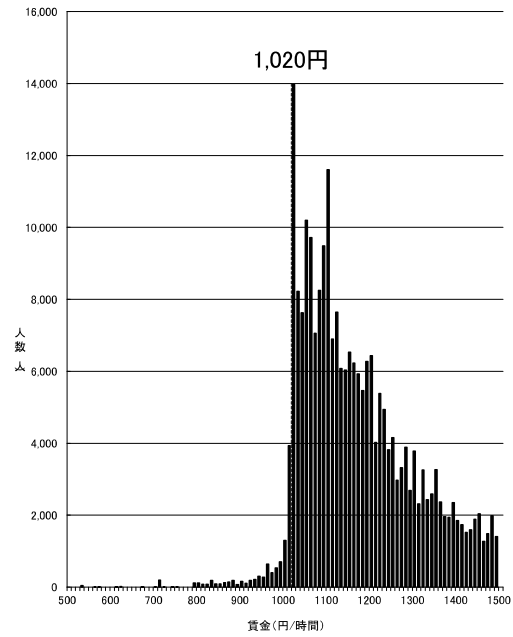


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

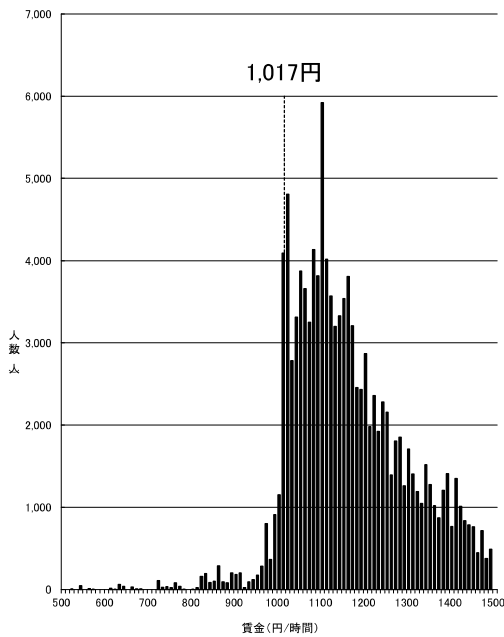


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

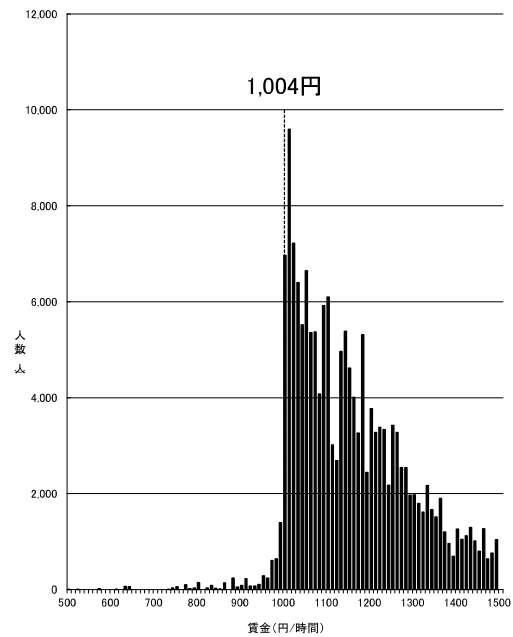


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

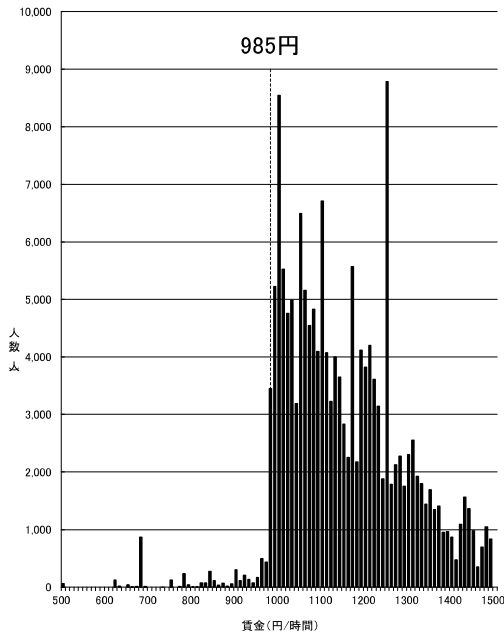


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

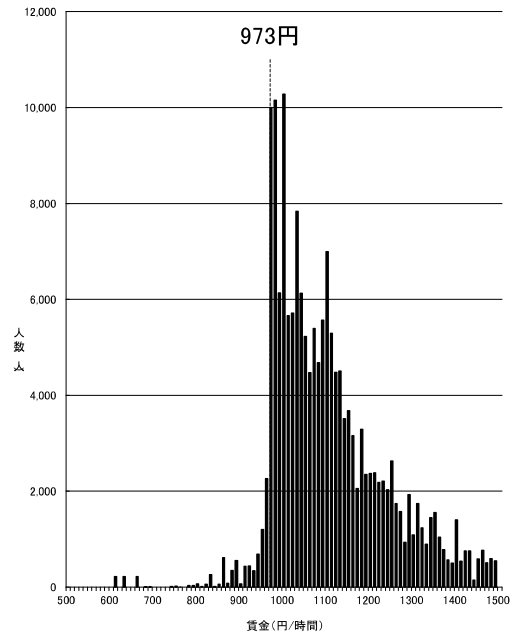


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

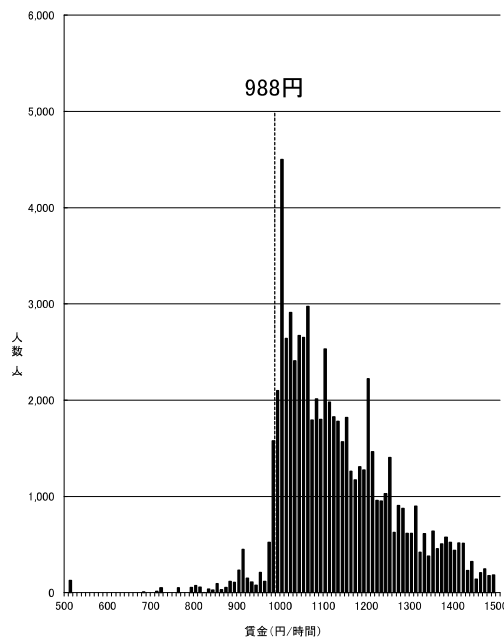


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

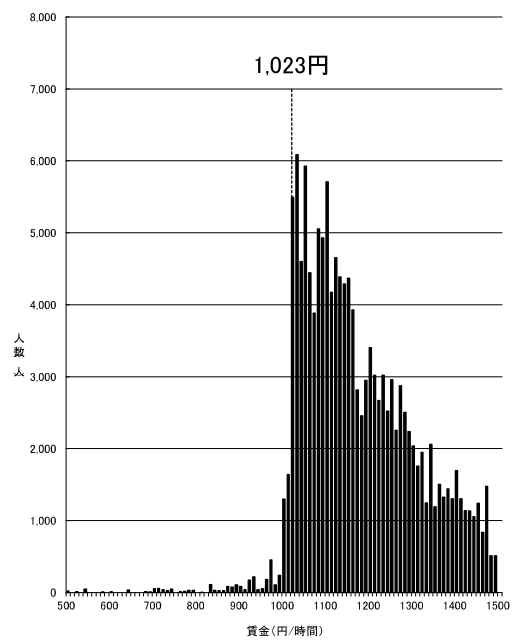


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

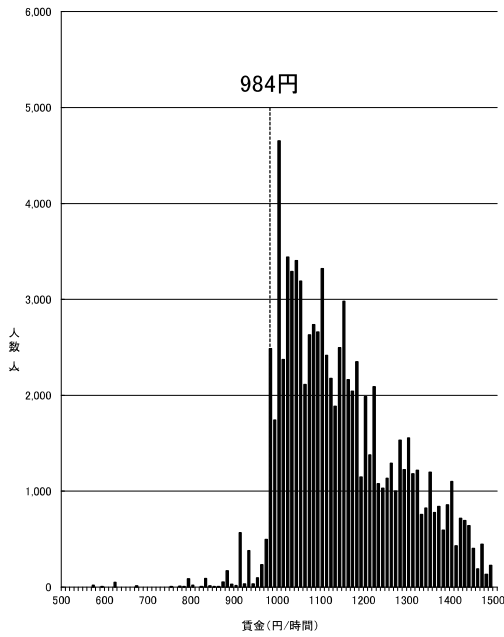


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

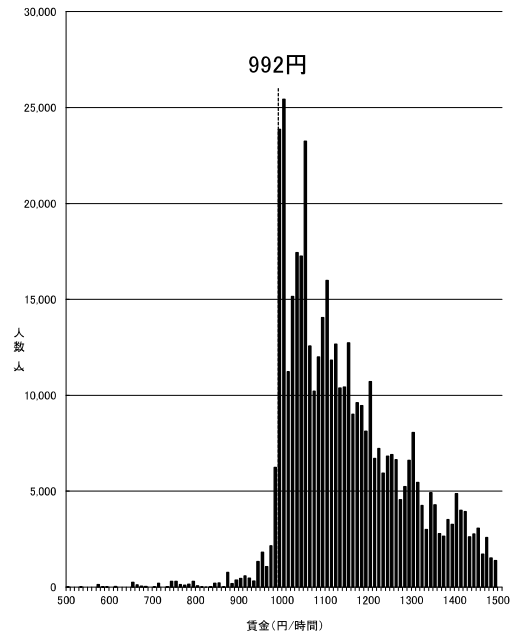


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

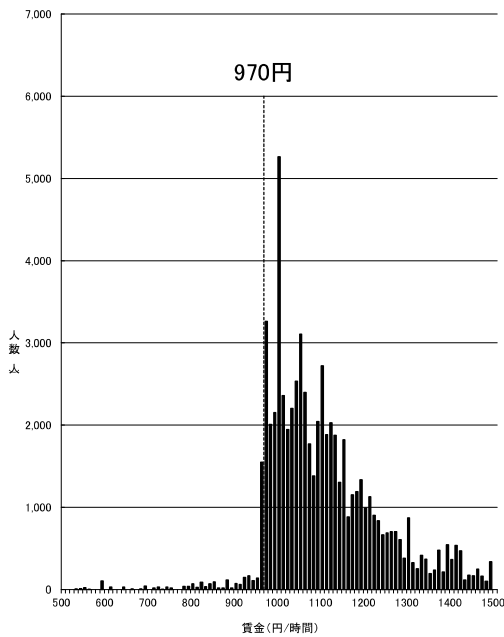


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

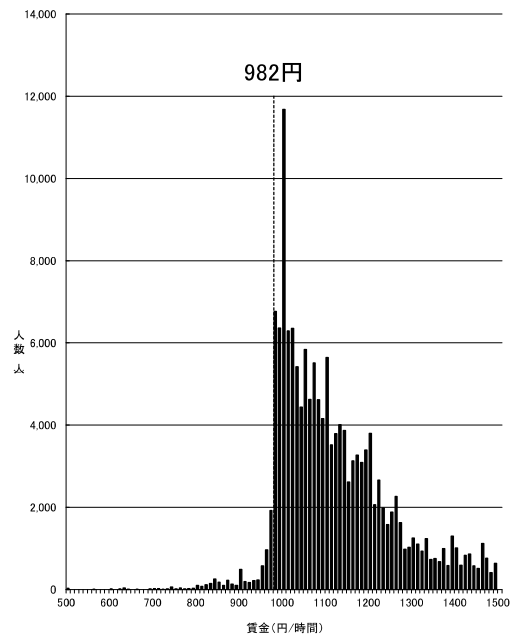


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

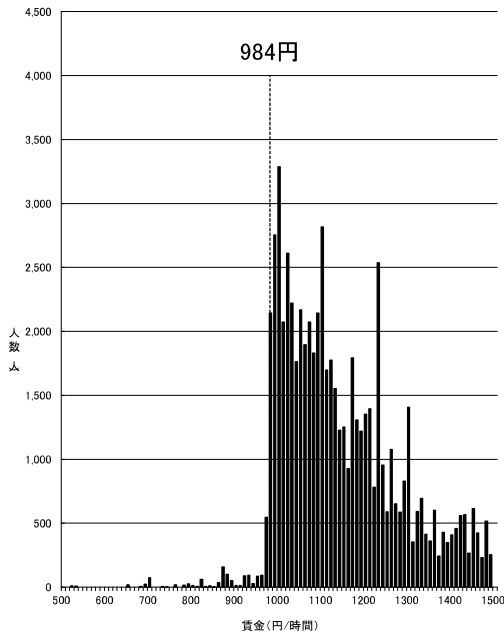


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

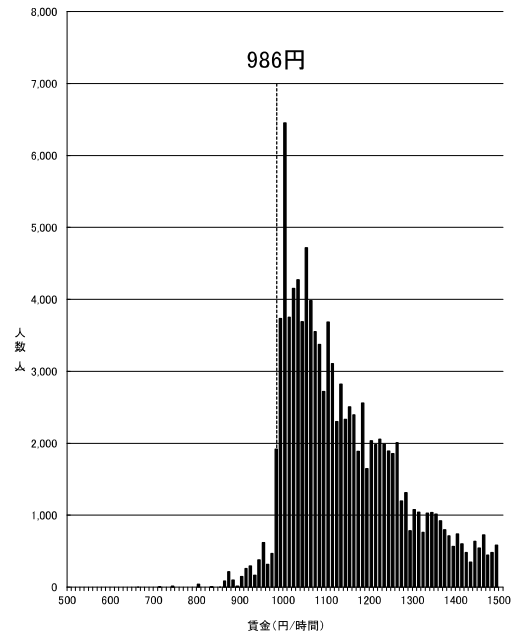


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

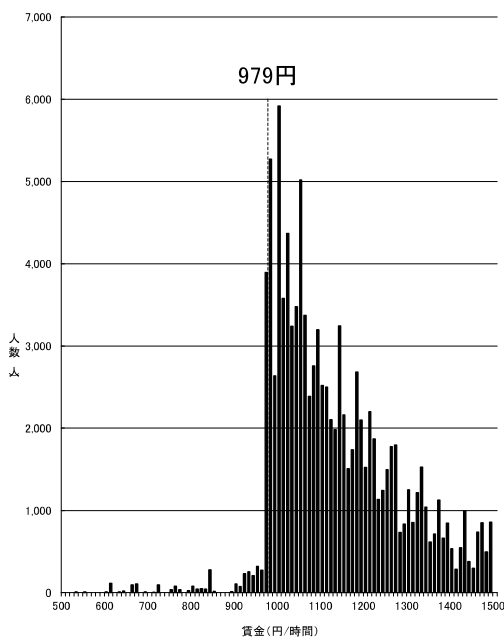


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

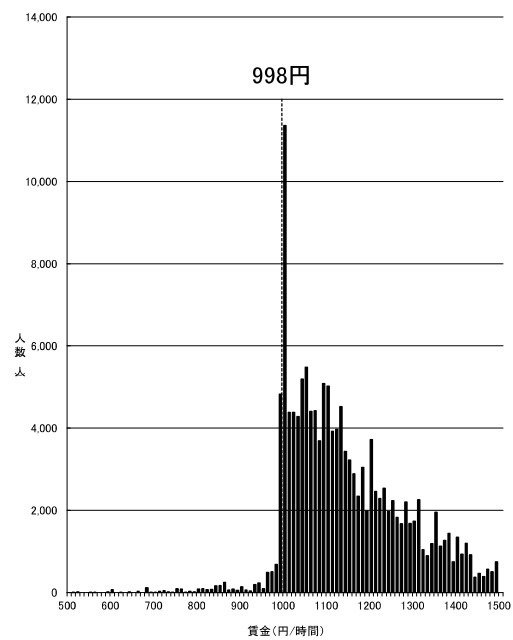


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

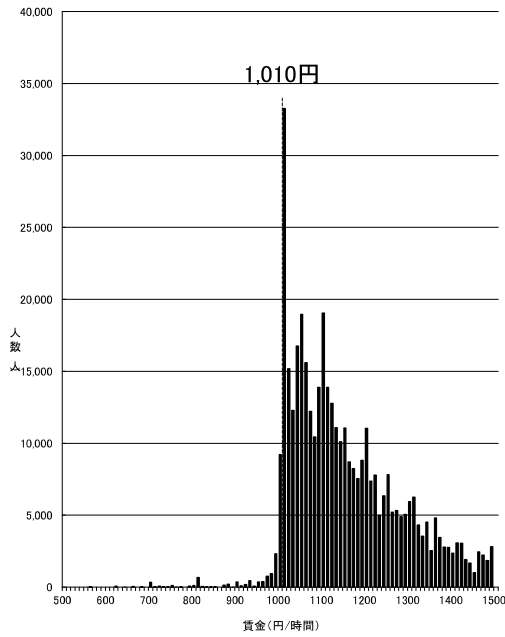


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

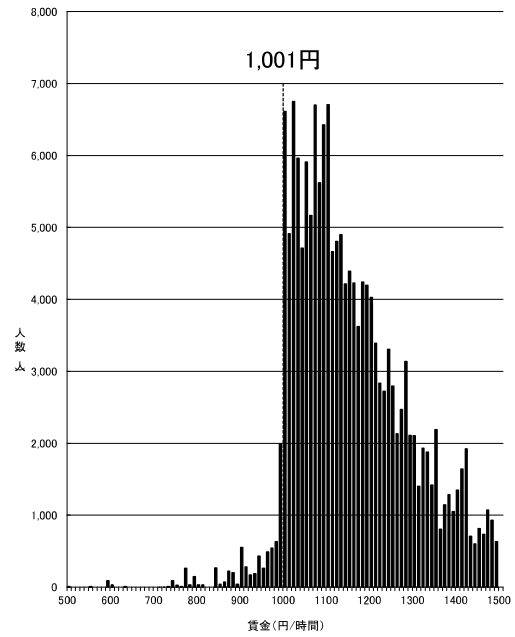


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

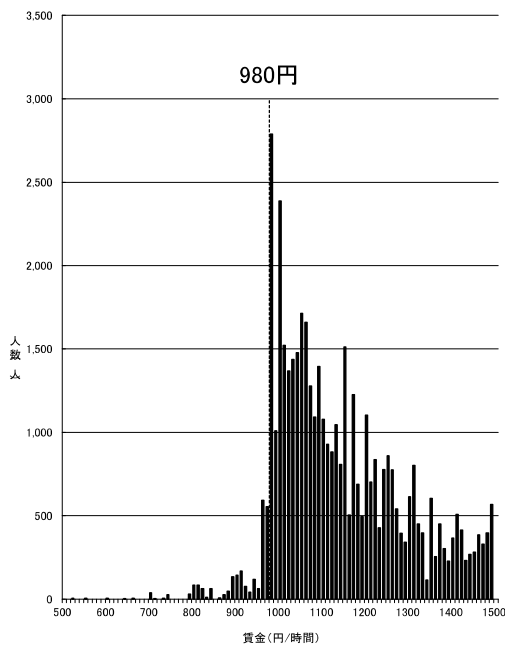


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

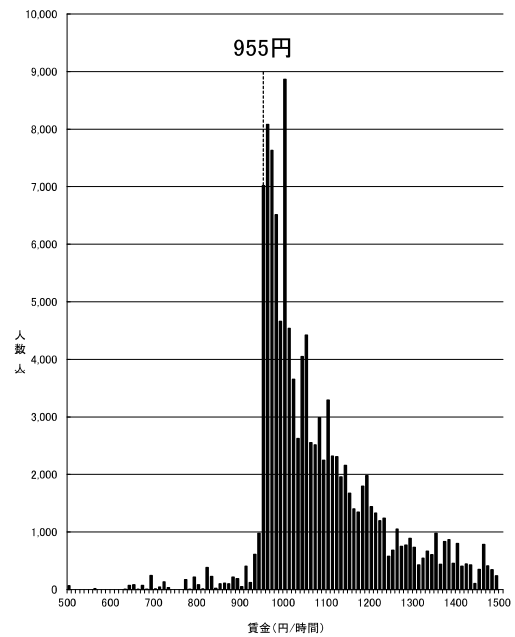


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

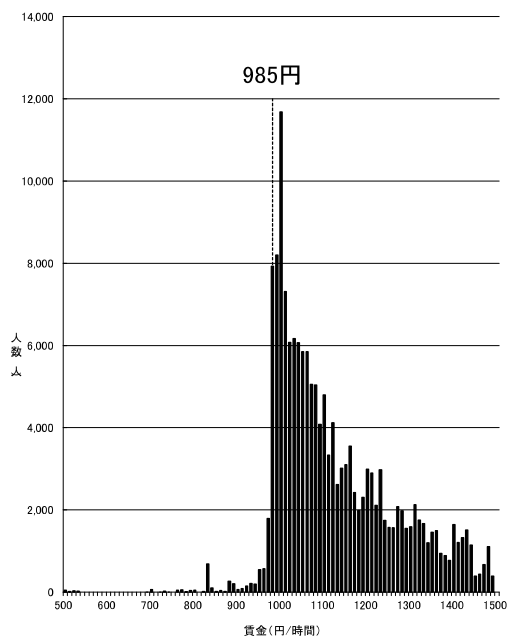


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

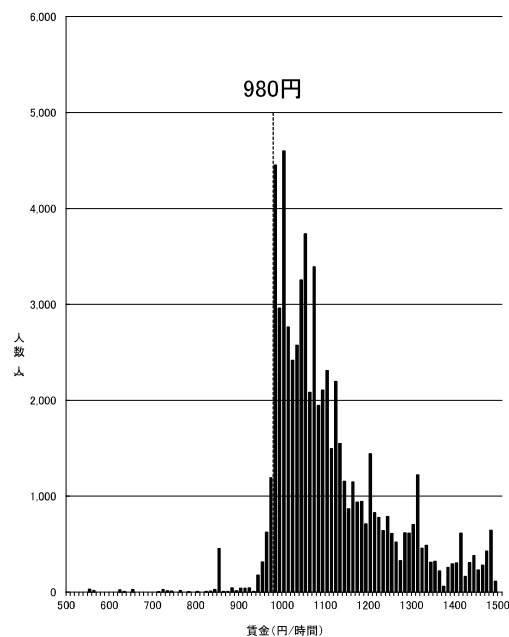


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

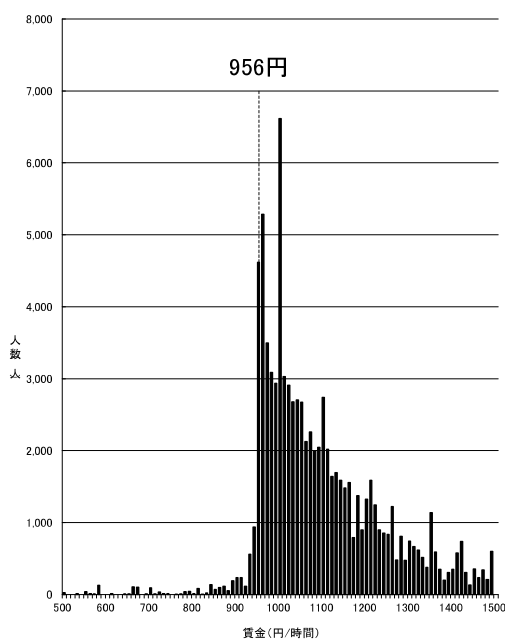


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

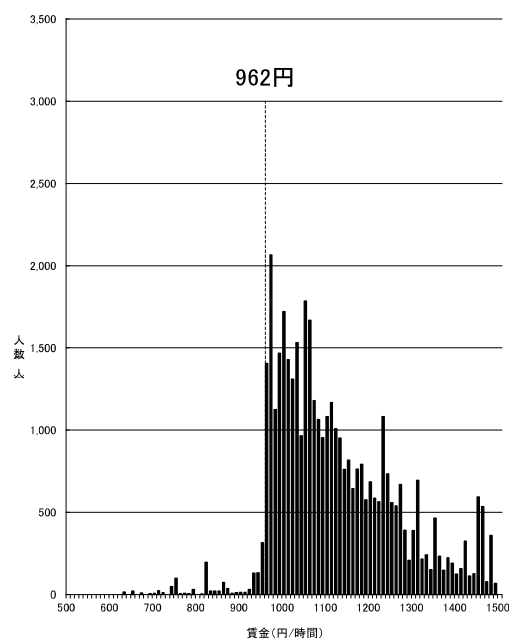


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

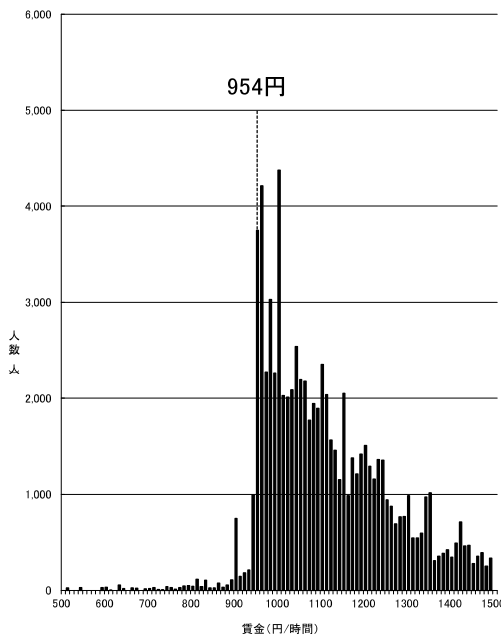


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

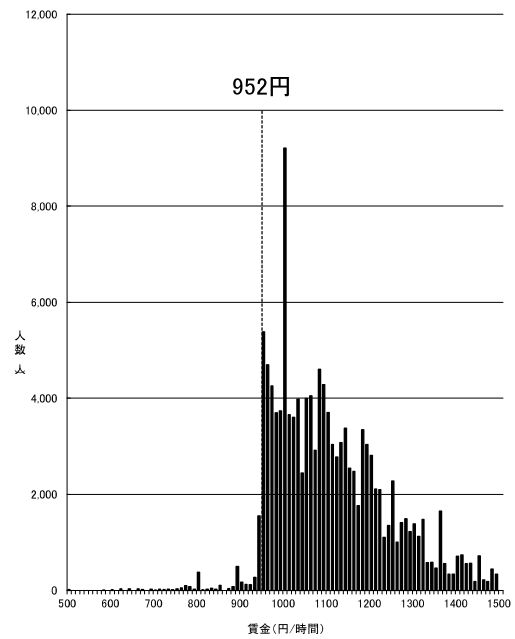


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

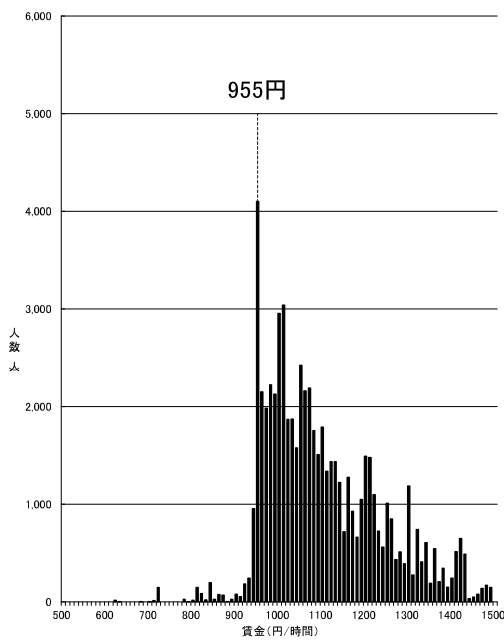


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

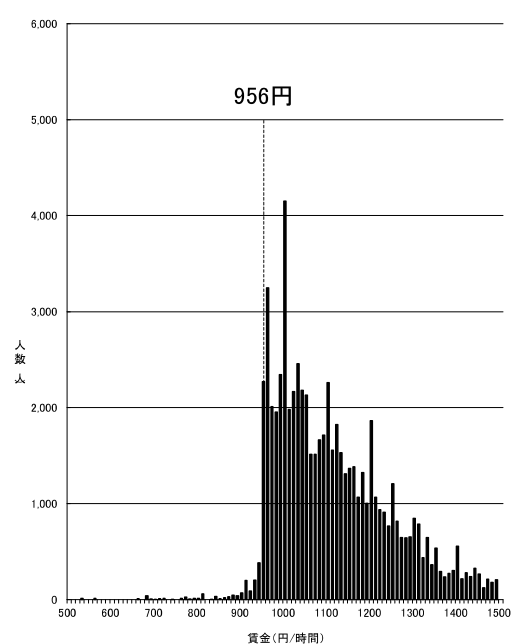


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

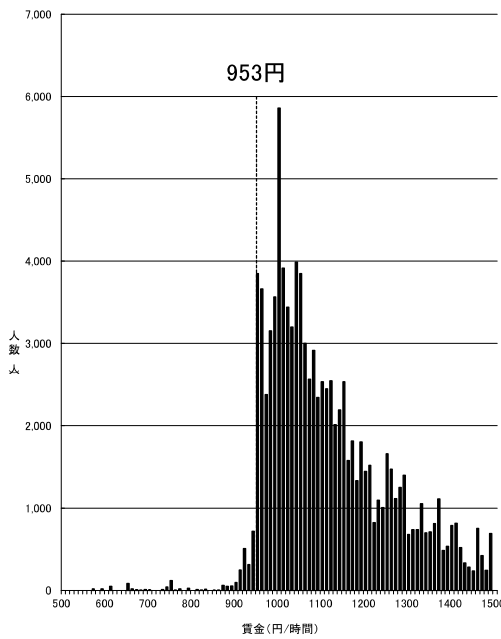


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

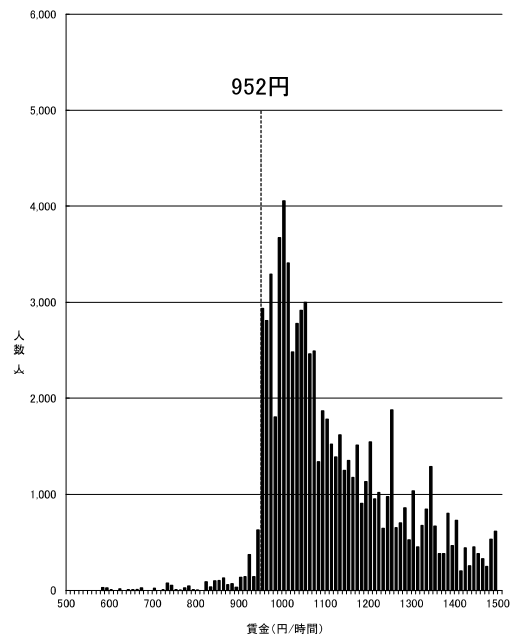


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

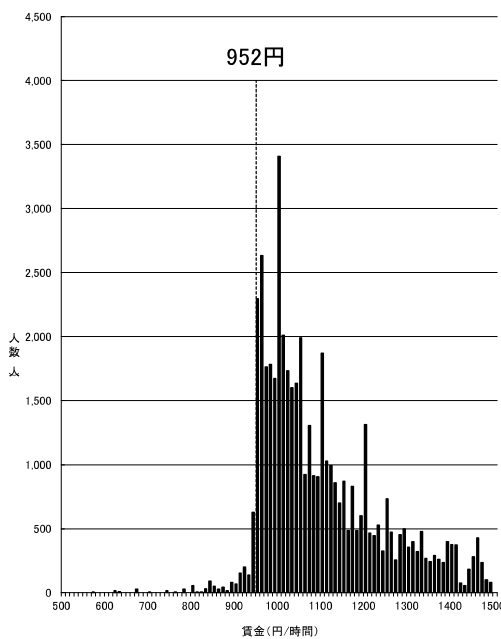


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

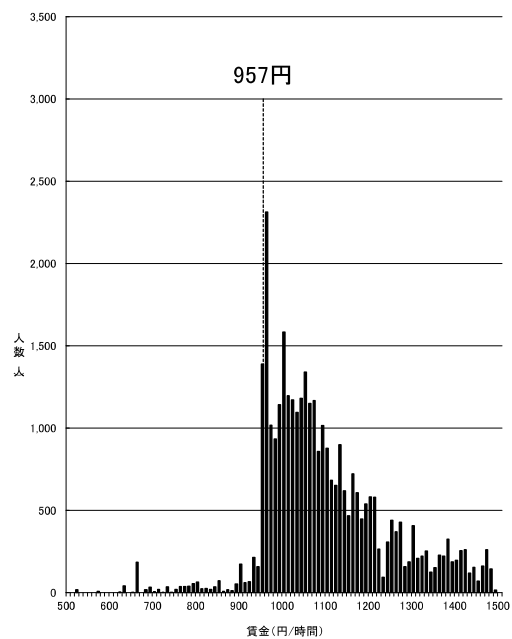


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

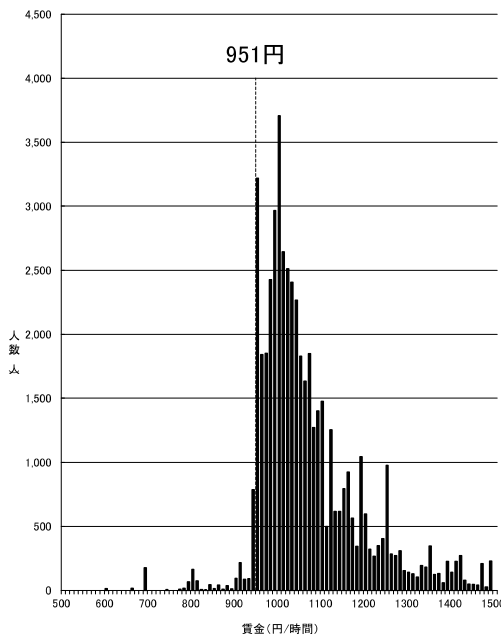


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
- (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

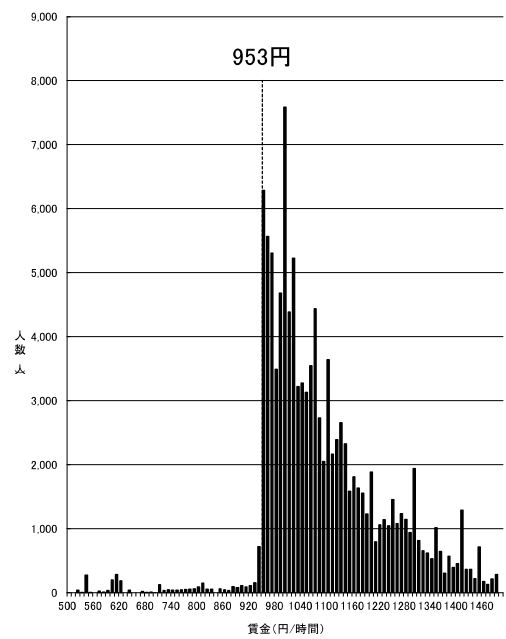


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

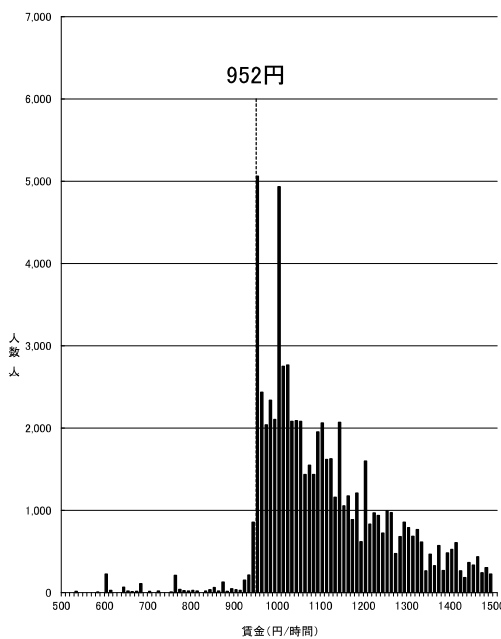


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

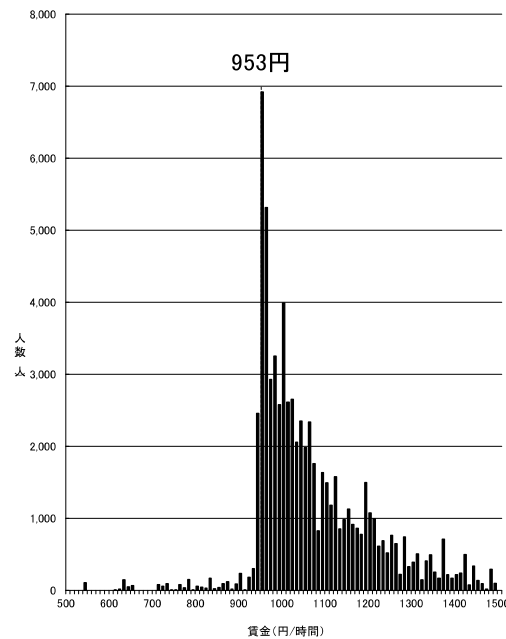


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

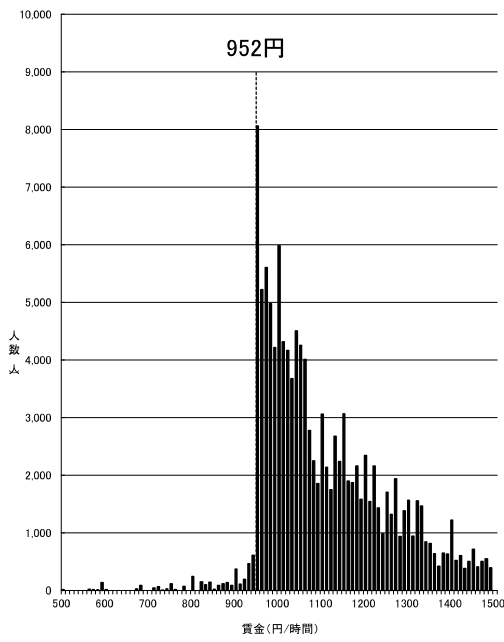


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精習動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和8年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 米国
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2026年1－3月期（2次速報値）の実質国内総生産は、前期比0.5%増（年率1.8%増）となった。

（実質値、季節調整前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2025年			2026年	
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月 (寄与度)
実質国内総支出(GDP)					0.5	0.3	▲ 0.6	0.2	0.5
（前期比年率）	▲ 0.2	1.1	0.5	0.8	2.0	1.1	▲ 2.3	0.7	1.8
（前年同期比）					1.5	1.9	0.5	0.3	0.4
国内需 要	(▲ 0.2)	(1.4)	(0.8)	(0.9)	(1.2)	(0.2)	(▲ 0.3)	(0.1)	0.1 (0.2)
民間需 要	(▲ 0.5)	(1.2)	(0.4)	(0.8)	(1.2)	(0.0)	(▲ 0.2)	(0.1)	0.0 (0.0)
民間最終消費支出	▲ 0.6	1.3	0.1	1.3	0.6	0.2	0.5	0.1	0.3 (0.2)
民間住宅	▲ 1.0	▲ 2.5	▲ 0.7	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 8.0	5.0	0.9 (0.0)
民間企業設備	▲ 0.2	2.1	0.8	2.0	1.2	1.0	▲ 0.1	1.2	▲ 0.7 (▲ 0.1)
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(0.3)	(0.2)	(▲ 0.1)	(0.7)	(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(▲ 0.4)	－ (▲ 0.1)
公的需 要	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.1)	(▲ 0.0)	(0.1)	0.5 (0.1)
政府最終消費支出	1.6	0.9	2.3	0.8	▲ 0.3	0.6	0.1	0.4	0.3 (0.1)
公的固定資本形成	▲ 1.8	▲ 0.4	0.1	▲ 0.5	▲ 0.8	0.4	▲ 1.0	▲ 0.1	1.5 (0.1)
財貨・サービスの純輸出	(0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.3)	(▲ 0.1)	(▲ 0.6)	(0.1)	(▲ 0.3)	(0.0)	－ (0.3)
財貨・サービスの輸出	2.2	2.5	2.7	2.0	▲ 0.6	1.6	▲ 1.6	0.2	1.8 (0.4)
財貨・サービスの輸入	1.7	3.8	4.0	2.5	2.2	1.1	▲ 0.2	▲ 0.0	0.4 (▲ 0.1)
最終需 要	▲ 0.1	0.8	0.3	0.9	▲ 0.2	0.6	▲ 0.4	0.6	0.5
実質国民総所得(GNI)	0.6	1.6	1.1	1.3	0.6	0.4	0.3	▲ 0.2	0.5
実質雇用者報酬									
（家計最終消費支出デフレーターによる実質化）	1.1	0.7	1.4	0.9	▲ 0.6	0.7	0.0	0.5	0.3
（持ち家の帰属家賃及びFISIM除く家計最終消費支出デフレーターによる実質化）	0.9	0.4	1.2	0.7	▲ 0.7	0.7	▲ 0.0	0.6	0.3

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2025年					2026年	
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	(寄与度)	(実績)
名目国内総支出(GDP)	3.0	4.5	3.7	4.1	0.9	1.9	0.2	0.9	0.6	－	－
(前年同期比)					5.2	5.3	4.0	3.7	3.6	－	－
(実績)	634.8	663.5	642.8	669.4	652.3	664.6	665.6	671.5	－	－	675.6
国内需要	(2.4)	(4.2)	(3.7)	(3.6)	(1.8)	(1.0)	(0.3)	(0.7)	0.5	(0.5)	676.6
民間需要	(1.7)	(3.5)	(2.5)	(2.9)	(1.7)	(0.8)	(0.1)	(0.6)	0.3	(0.2)	508.9
民間最終消費支出	1.9	4.2	2.8	3.9	1.6	0.8	1.0	0.6	0.7	(0.4)	357.5
民間住宅	1.7	0.7	2.6	▲ 0.2	0.7	0.5	▲ 7.0	5.5	2.3	(0.1)	28.2
民間企業設備	3.4	5.2	4.2	5.1	1.7	1.7	0.9	2.1	0.3	(0.0)	127.1
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.5)	(▲ 0.0)	(▲ 0.3)	(▲ 0.4)	－	(▲ 0.3)	▲ 3.8
公的需要	(0.7)	(0.8)	(1.1)	(0.7)	(0.1)	(0.3)	(0.1)	(0.2)	1.2	(0.3)	167.7
政府最終消費支出	3.2	3.0	4.6	2.7	0.2	1.2	0.6	0.6	0.9	(0.2)	134.1
公的固定資本形成	1.8	3.1	3.9	2.8	▲ 0.1	1.3	▲ 0.2	0.7	2.5	(0.1)	33.6
財貨・サービスの純輸出	(0.6)	(0.3)	(0.1)	(0.6)	(▲ 0.9)	(0.8)	(▲ 0.1)	(0.2)	－	(0.1)	▲ 1.0
財貨・サービスの輸出	8.8	3.0	7.9	3.6	▲ 1.1	▲ 0.1	0.7	3.7	4.3	(0.9)	156.3
財貨・サービスの輸入	5.4	1.6	7.2	1.0	2.9	▲ 3.7	1.2	3.0	3.9	(▲ 0.9)	157.3
最終需要	3.1	4.3	3.6	4.3	0.3	1.9	0.4	1.3	0.9	－	－
GDPデフレーター	3.2	3.4	3.2	3.3	0.4	1.6	0.7	0.7	0.2	－	－
(前年同期比)					3.6	3.2	3.5	3.4	3.2	－	－

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

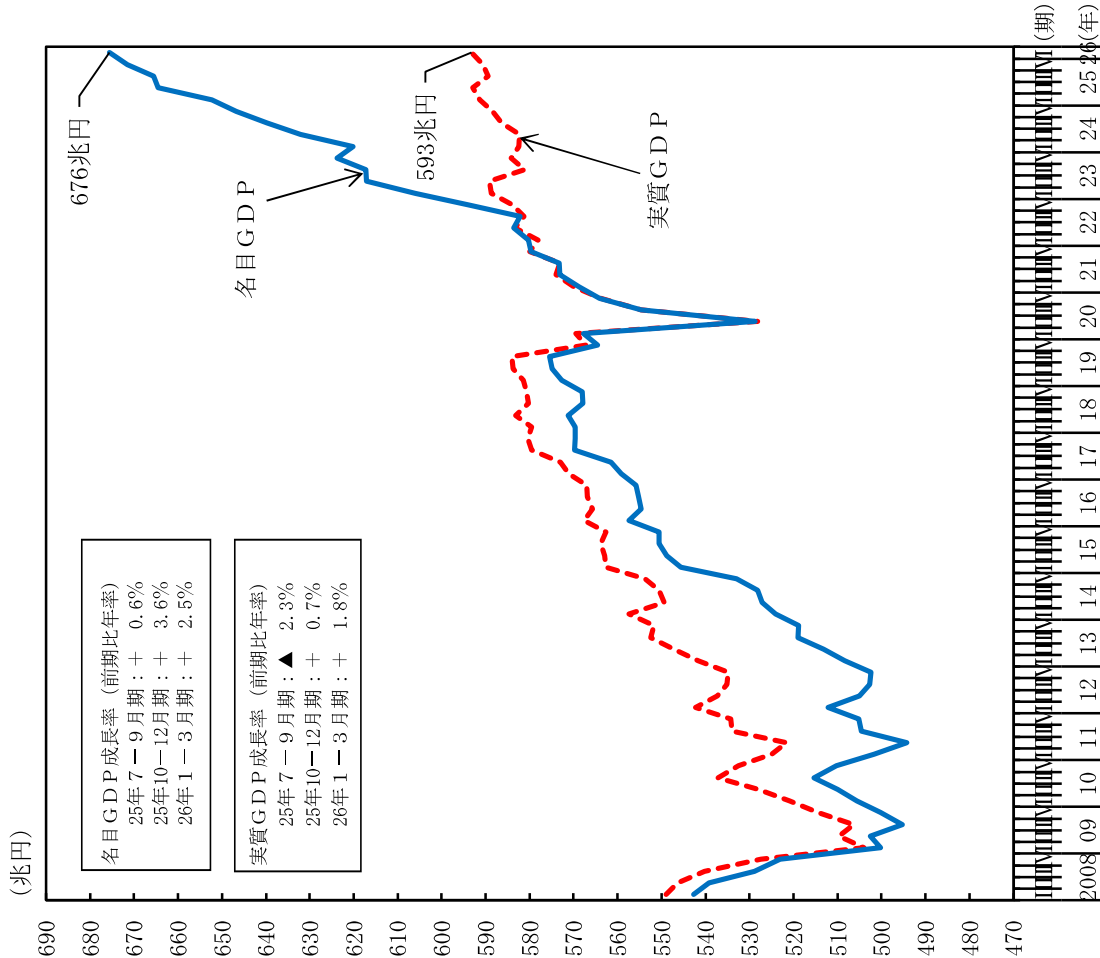
体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2020年

基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年

実績は季節調整系列(単位：兆円)

実質雇用者報酬については、上段は家計最終消費支出デフレーターにより実質化した値、下段は家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターにより実質化した値。

実質・名目GDPの推移



(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
値は「2026 年1-3月期四半期別GDP速報 (2次速報値)」による。

(参考) 経済見通し等

()内は寄与度			
	2024年度 (令和6年度) 実績 (%)	2025年度 (令和7年度) 実績見込み (%程度)	2026年度 (令和8年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	0.5	1.1	1.3
国内需要	(0.9)	(1.1)	(1.5)
民間需要	(0.4)	(1.0)	(1.3)
民間最終消費支出	0.2	1.3	1.3
民間住宅	▲ 0.7	▲ 3.4	1.3
民間企業設備	0.9	1.9	2.8
公的需要	(0.5)	(0.1)	(0.3)
政府最終消費支出	2.3	0.4	1.0
公的固定資本形成	0.1	0.5	1.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	1.7	2.5	2.0
(控除) 財貨・サービスの輸入	3.3	2.7	2.9
名目国内総生産	3.7	4.2	3.4
GDPデフレーター	3.2	3.1	2.0
消費者物価上昇率	3.0	2.6	1.9

(備考) 内閣府「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2.個人消費

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

(金額等) (前年同期比(%)、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))

	[2025年] 2025年度	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 2月	3月	4月	5月
総消費動向指数 (CTIマクロ、世帯全体の消費支出総額)										
名目	—	[2.1] 2.9	[4.1] 3.8	(0.7)	(0.8)	(0.6)	(0.2)	(0.4)	(0.4)	—
実質	—	[▲0.5] 0.1	[1.1] 1.1	(0.4)	(▲0.0)	(0.2)	(▲0.0)	(0.1)	(0.2)	—
名目総雇用者所得	—	[4.0] 4.4	[4.0] 3.9	(▲0.2)	(1.1)	(0.6)	(0.6)	(▲0.2)	(1.5)	—
実質総雇用者所得 (家計最終消費支出デフレーター)	—	[1.4] 1.7	[1.1] 1.2	(▲0.7)	(0.5)	(0.3)	(0.9)	(▲0.6)	(1.4)	—
実質総雇用者所得 (家計最終消費支出(除く持ち家の帰属 家賃及びFISIM)デフレーター)	—	[1.1] 1.4	[0.8] 1.0	(▲0.7)	(0.5)	(0.3)	(0.8)	(▲0.5)	(1.3)	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<2.1>	<▲6.4>	<▲1.1>	<1.4>

世帯消費動向指数 (CTIミクロ、1世帯あたりの消費支出額)										
需要側統計	名目 (総世帯)	[2.0] 2.7	[2.1] 1.2	(0.9)	(▲1.9)	(0.3)	(▲0.0)	(▲0.3)	(1.9)	—
	実質 (総世帯)	[▲1.2] ▲0.8	[▲1.5] ▲1.7	(0.7)	(▲2.6)	(0.5)	(▲0.1)	(▲0.5)	(1.5)	—
供給側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[157.5兆円] 157.9兆円	[1.4] 1.0	(▲1.0)	(0.5)	(1.5)	(▲2.0)	(1.0)	(2.1)	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[6.2兆円] 6.2兆円	[6.3] 3.8	(0.9)	(0.3)	(2.6)	(▲1.6)	(▲1.3)	(1.4)	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[16.8兆円] 16.9兆円	[2.6] 2.7	(0.9)	(1.1)	(0.0)	(▲0.4)	(0.4)	(▲0.1)	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[13.3兆円] 13.4兆円	[1.2] 1.4	(▲0.1)	(0.6)	(0.9)	(0.5)	(0.3)	(▲1.9)	—
	機械器具小売業販売額 (名目)	[10.4兆円] 10.5兆円	[4.8] 4.8	(0.9)	(3.1)	(0.0)	(▲6.9)	(1.7)	(2.2)	—
新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)		[383.6万台] 377.7万台	[▲6.7] 1.4	(▲4.7)	(▲1.6)	(0.8)	(0.2)	(▲1.8)	(17.2)	(▲5.8) 2.8

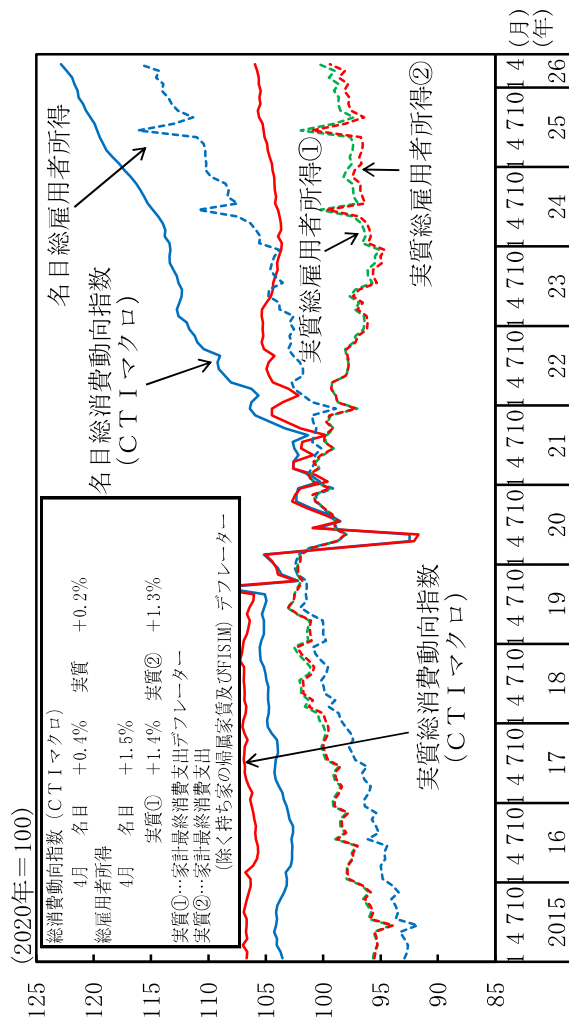
(備考) 1. 総務省「消費動向指数 (CTI)」、内閣府「総雇用者所得」、消費動向調査、消費動向調査、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。

新車販売台数の季節調整は内閣府による。

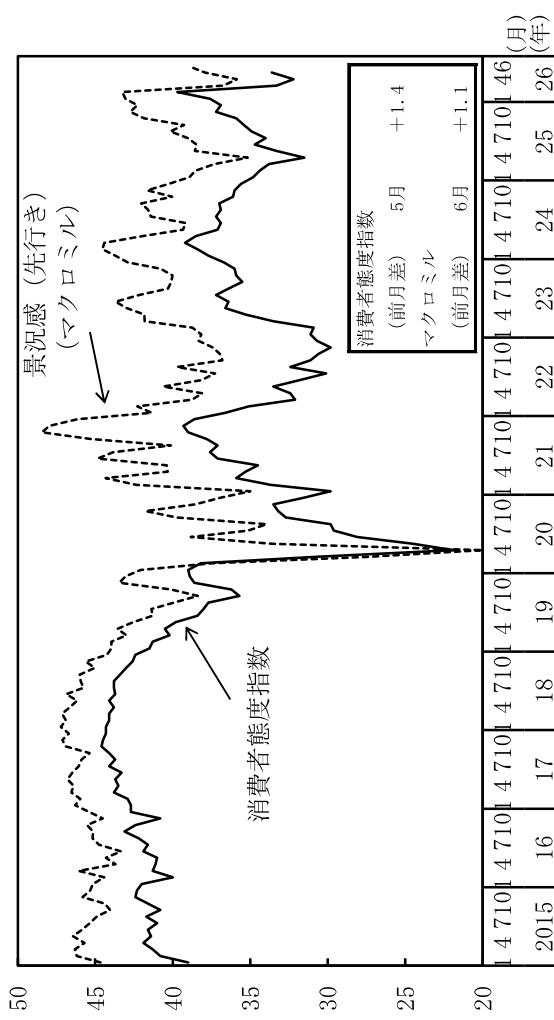
2. 総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

3. 実質値の基準年は、2020年。

総消費動向指数（CTIマクロ）と総雇用者所得

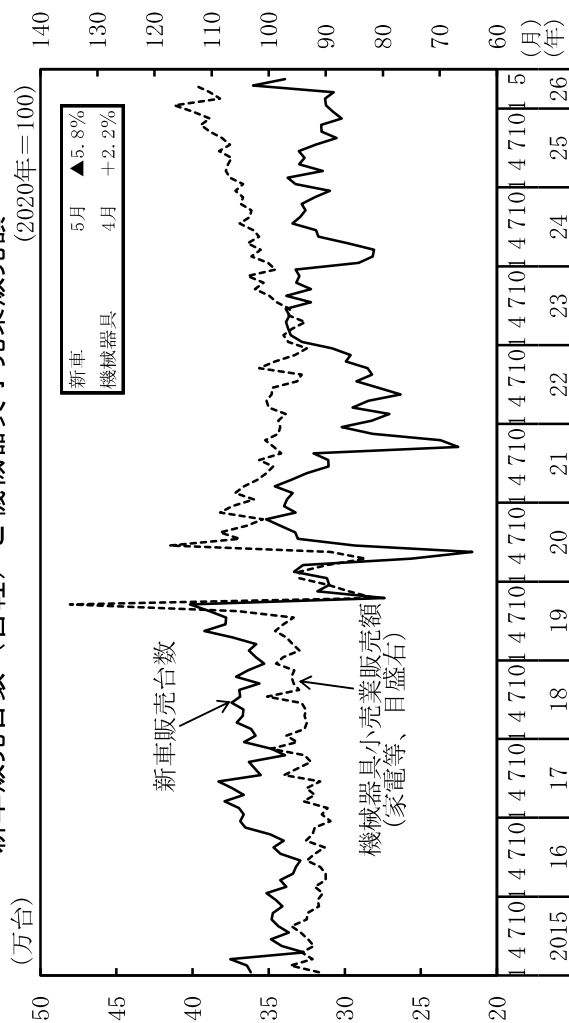


消費者マインド

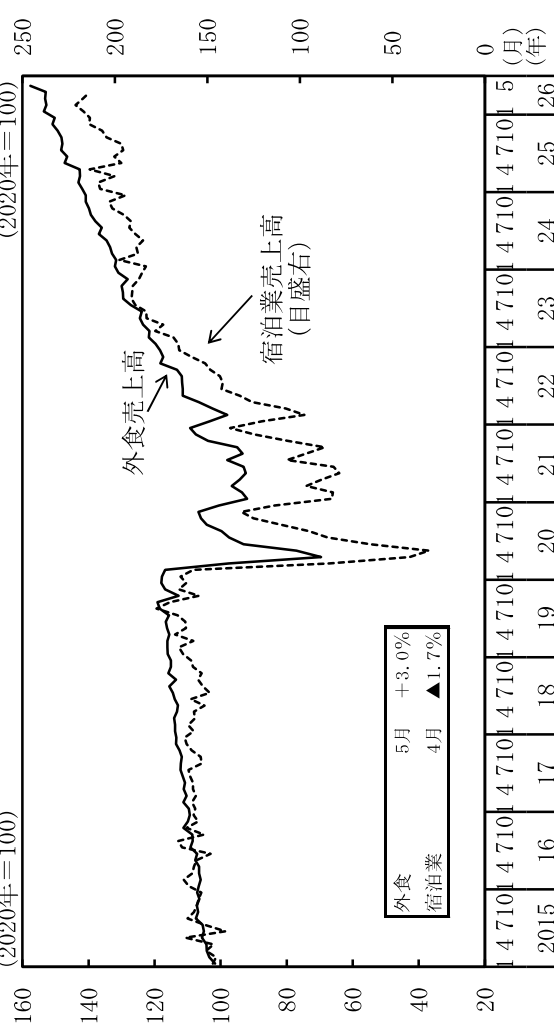


(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数（CTI）」により作成。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。消費者態度指数は二人以上の世帯。季節調整値。「マクロミル」は、20～74歳の男女1,000人（2021年11月までは20～69歳の男女1,000人）を対象にインターネット調査を実施し、集計したもの。「景況感（先行き）」は2～3か月後の身の回りの景況について 5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えるかと判断している。

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバベース。機械器具小売業販売額（名目）は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高（名目）は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高（名目）は、総務省「サービス産業動態統計調査」により作成。2026年2月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直している。

(前年同期比、() 内は季調済前期比、%)									
法人企業統計季報	[2025年実績] 2025年度実績	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年度 上期	2025年度 下期	2025年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2026年 1－3月期
全産業	[60.8兆円] 60.8兆円	[5.4] 5.3	[5.9] 3.8	5.1	2.8	(0.3) 7.6	(▲ 1.0) 2.9	(3.0) 6.5	(▲ 2.0) 0.0
製造業	[21.2兆円] 21.2兆円	[5.2] 3.9	[4.9] 3.5	8.2	▲ 0.2	(5.0) 16.4	(▲ 5.3) 1.4	(▲ 0.4) 0.0	(0.6) ▲ 0.4
非製造業	[39.6兆円] 39.6兆円	[5.5] 6.0	[6.4] 4.0	3.4	4.4	(▲ 2.2) 3.0	(1.5) 3.9	(4.9) 10.1	(▲ 3.4) 0.3
大中堅企業	[47.0兆円] 46.9兆円	[7.4] 6.7	[6.2] 3.6	4.6	2.8	(3.7) 7.4	(▲ 3.6) 2.2	(6.3) 7.5	(▲ 6.5) ▲ 0.6
中小企業	[13.8兆円] 13.9兆円	[▲ 0.9] 0.7	[4.7] 4.8	6.8	3.1	(▲ 10.3) 8.2	(8.4) 5.5	(▲ 7.7) 3.3	(14.7) 2.9

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期 (月) 比、() 内は季調済前期 (月) 比、%)									
	[2025年実績] 2025年度実績	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	2026年 10－12月	2026年 1－3月	2026年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 2.6] ▲ 3.0	[▲ 0.5] 1.4	(▲ 1.2) 0.6	(1.6) 0.3	(1.9) 3.0	(▲ 5.5) 1.3	(▲ 1.1) 2.0	(4.8) 6.7
資本財総供給指数 (除く輸送機械 含む)	—	[▲ 1.3] 0.9	[4.7] 3.2	(▲ 1.4) 4.3	(2.9) 3.8	(▲ 0.4) ▲ 0.2	(1.2) 2.6	(▲ 3.7) 4.4	P P
輸送機械	—	[▲ 2.6] 0.4	[4.7] 3.1	(▲ 2.8) 3.8	(2.9) 4.1	(▲ 2.4) ▲ 0.2	(4.6) 1.9	(▲ 4.4) 3.3	P P
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[11.2兆円] 11.6兆円	[1.5] 3.7	[6.6] 8.6	(▲ 1.0) 6.6	(6.6) 8.1	(6.4) 12.6	(13.6) 24.7	(▲ 9.4) 5.9	(8.7) 15.6
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[12.3兆円] 12.4兆円	[2.7] ▲ 0.2	[11.3] 10.8	(▲ 28.8) ▲ 4.2	(6.3) 9.4	(8.8) 4.7	(6.9) 6.7	(21.3) ▲ 9.8	(▲ 15.6) ▲ 41.0

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額 (民間非居住用) は、建築着工統計調査報告 (国土交通省) を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、() 内は原数値の前期 (月) 比としている。

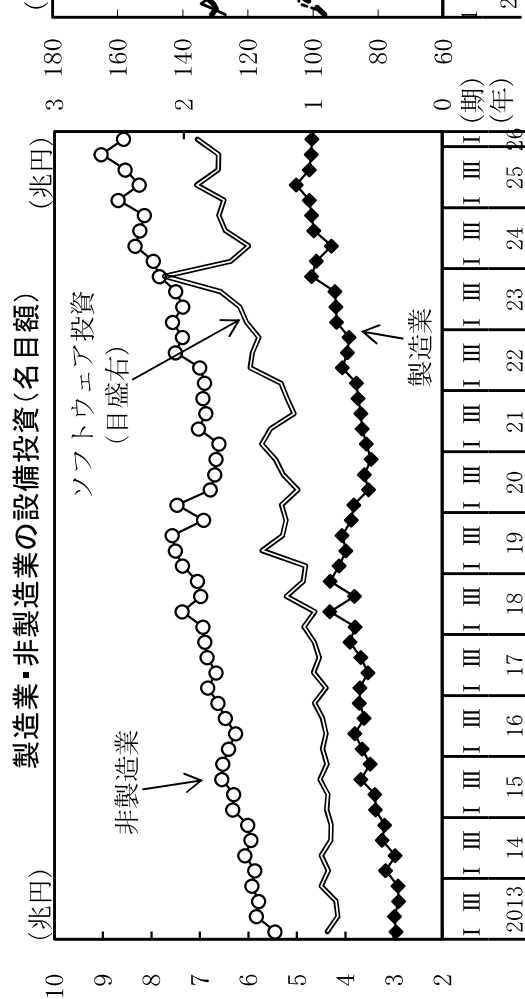
主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名	日本銀行				日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査				全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2025年度	2026年度	2025年度	2026年度	2025年度	2026年度	2024年度	2025年度	2025年度	2026年度
全産業	7.8	2.7	9.3	3.0	0.2	▲ 3.9	10.5	14.3	7.8	12.4
製造業	7.7	3.1	7.7	2.5	1.1	0.7	6.1	21.0	7.7	10.1
非製造業	8.0	2.3	11.1	3.6	▲ 0.4	▲ 6.5	12.6	11.3	8.0	15.8
調査時点	2026年2月～3月				2025年6月		2025年5月		2026年5月	
発表時期	2026年4月				2025年8月		2025年7月		2026年6月	
回答社数	7,640		941		4,472		1,607		773	
									8,250	

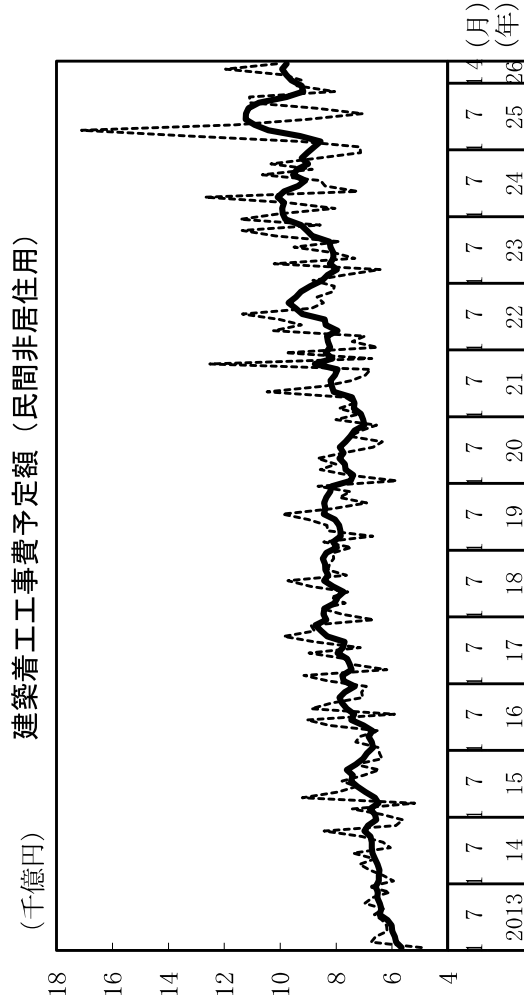
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額 (除く土地投資額)。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

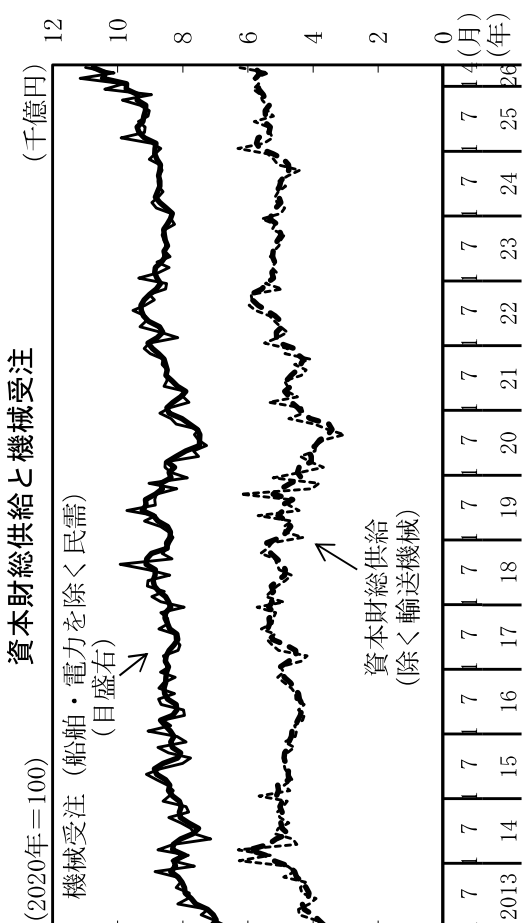
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額 (除く土地購入額)。



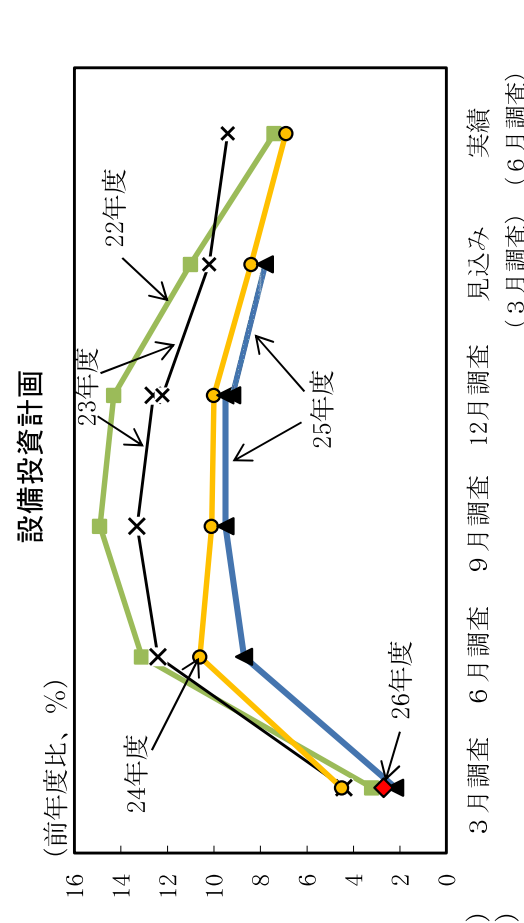
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。
3. 2017年3月から2023年3月までは国土交通省公表の参考値を使用。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2024年3月調査及び2026年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2023年度、2025年度のグラフが不連続となっている。

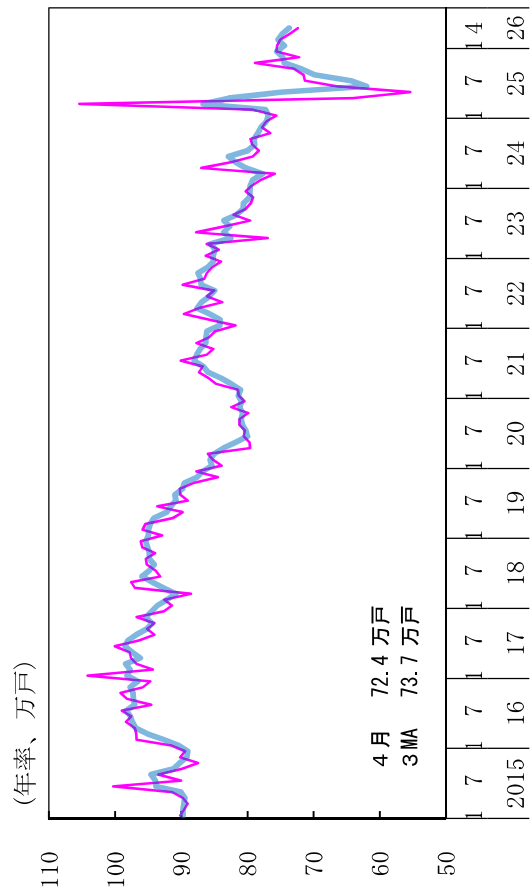
4. 住宅建設

住宅建設は、弱含んでいる。

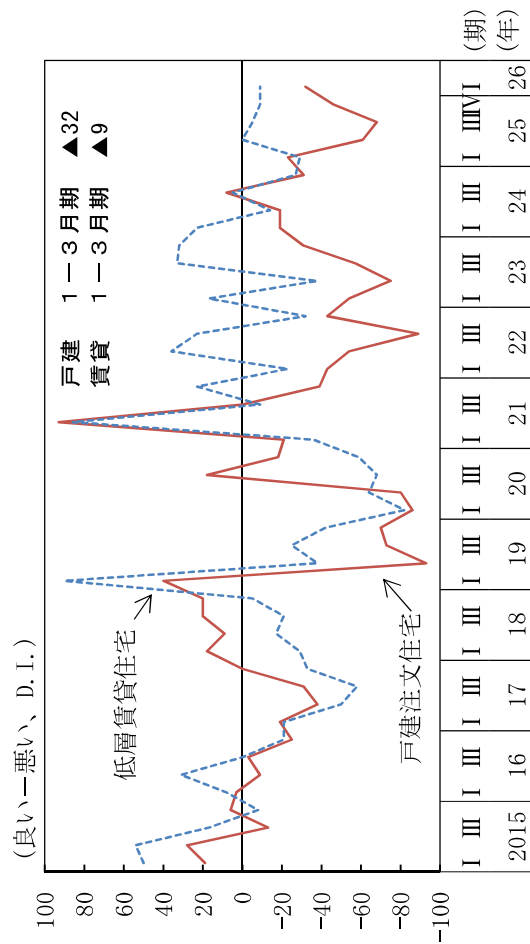
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)									
	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 2月	3月	4月	
新設住宅着工戸数 (万戸)	[79.2] 81.6	[74.1] 71.1	71.9	75.6	74.7	75.1	73.6	72.4	
	[▲ 3.3] 2.0	[▲ 6.5] ▲ 12.9	(16.0) ▲ 8.9	(5.1) ▲ 2.1	(▲ 1.1) ▲ 14.3	(▲ 0.6) ▲ 4.9	(▲ 1.9) ▲ 29.3	(▲ 1.7) 11.4	
建築主が民間	[▲ 3.2] 2.0	[▲ 6.7] ▲ 12.9	(16.8) ▲ 9.0	(5.0) ▲ 1.7	(▲ 1.5) ▲ 14.3	(▲ 0.7) ▲ 4.9	(▲ 3.6) ▲ 30.2	(▲ 1.4) 10.9	
持家	[▲ 2.8] 1.6	[▲ 7.7] ▲ 12.6	(20.0) ▲ 9.1	(4.5) ▲ 6.7	(2.0) ▲ 11.7	(▲ 5.5) ▲ 4.7	(5.0) ▲ 27.4	(▲ 6.4) 19.5	
貸家	[▲ 0.5] 4.9	[▲ 5.0] ▲ 13.5	(9.4) ▲ 9.9	(1.4) ▲ 1.4	(2.1) ▲ 17.3	(2.3) ▲ 2.7	(▲ 6.9) ▲ 35.2	(14.4) 17.3	
分譲	[▲ 8.5] ▲ 2.3	[▲ 7.6] ▲ 12.6	(27.9) ▲ 6.2	(10.7) 2.1	(▲ 8.5) ▲ 12.7	(▲ 0.4) ▲ 8.8	(▲ 1.5) ▲ 21.7	(▲ 19.2) 3.4	
一戸建て	[▲ 11.6] ▲ 8.2	[▲ 4.3] ▲ 6.0	(22.7) ▲ 1.4	(4.2) 1.5	(4.5) ▲ 2.7	(▲ 0.5) 2.6	(5.4) ▲ 14.5	(▲ 11.3) 24.3	
マンション	[▲ 4.6] 5.5	[▲ 11.5] ▲ 20.3	(35.4) ▲ 12.9	(19.3) 3.0	(▲ 23.4) ▲ 23.6	(▲ 0.2) ▲ 21.6	(▲ 11.8) ▲ 30.1	(▲ 33.2) ▲ 18.1	
着工床面積	[▲ 5.1] 1.1	[▲ 6.6] ▲ 13.2	(18.7) ▲ 8.1	(5.4) ▲ 2.6	(▲ 0.2) ▲ 14.6	(▲ 0.8) ▲ 6.3	(2.0) ▲ 29.0	(▲ 7.1) 13.4	
建築主が民間	[▲ 5.1] 1.0	[▲ 6.7] ▲ 13.2	(19.2) ▲ 8.2	(5.3) ▲ 2.4	(▲ 0.4) ▲ 14.7	(▲ 1.0) ▲ 6.3	(0.6) ▲ 29.8	(▲ 6.9) 13.0	
工事費予定額平米単価 (万円)	[25.4] 26.0	[27.2] 27.4	26.8	27.2	28.3	27.7	28.3	28.9	
	[7.9] 8.0	[7.3] 5.2	5.8	6.2	2.7	3.3	1.6	5.0	

(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

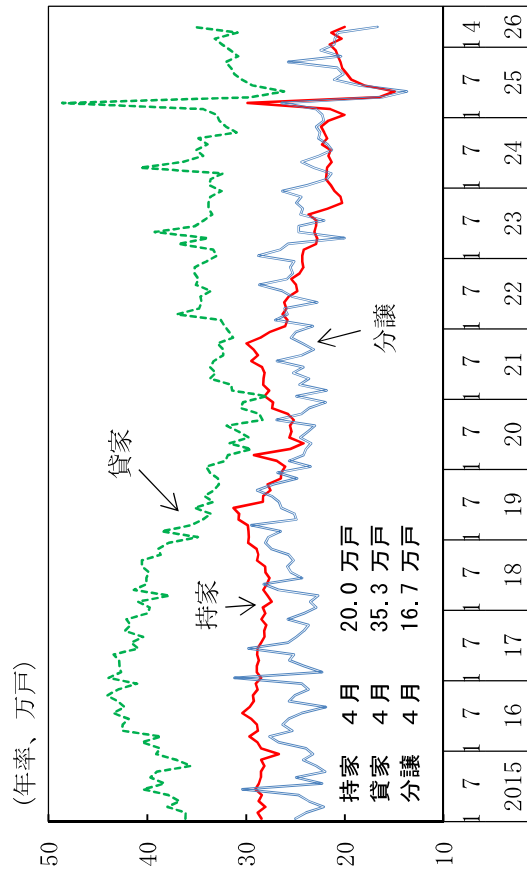
住宅着工戸数（季節調整値）



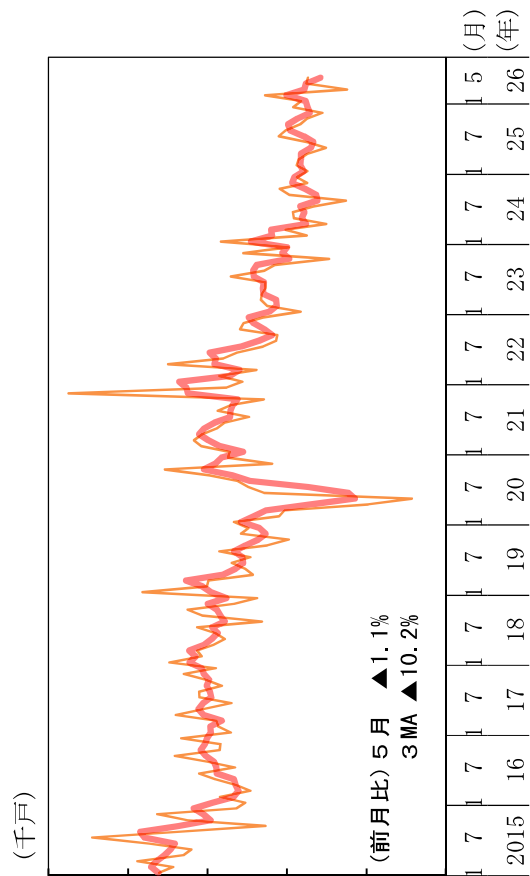
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマニション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の会員企業等の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
3. 首都圏のマニション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、堅調に推移している。

(前年同期 (月) 比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期 (月) 比、%)

	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年10-12月	2026年1-3月	2026年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[4.6] 6.3	[3.7] 5.9	(14.8) 15.6	(▲ 9.0) 9.1	(12.5) 4.6	(16.2) 18.5	(▲ 16.0) ▲ 6.3	— —
公共工事受注額 (大手50社)	[5.8] ▲ 4.1	[▲ 0.6] 7.6	(35.1) 39.0	(▲ 1.5) 12.9	(98.1) 42.3	(3.5) 16.9	(▲ 50.7) ▲ 25.0	— —
公共工事請負金額	[5.0] 3.2	[6.6] 10.8	(2.1) 9.6	(8.6) 17.3	(4.2) 23.6	(0.9) 17.5	(▲ 2.3) 4.7	(▲ 6.7) ▲ 7.7
公共工事出来高	[1.3] 4.3	[3.5] 3.3	(0.5) 1.8	(3.8) 5.1	(2.1) 6.0	(1.8) 5.1	(0.7) 8.2	— —
公的固定資本形成 (名目)	[1.8] 3.9	[3.1] 2.8	(0.7) 1.4	(2.5) 4.4				

(備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総統計」・北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
3. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費 (一般会計)

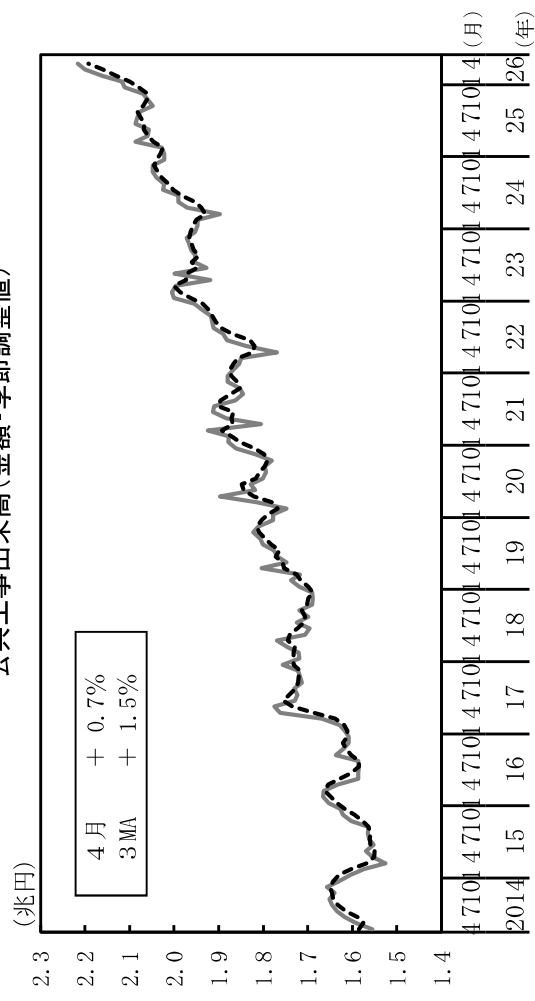
年度	2023	2024	2025	2026
当初予算 (億円)	60,801 [60,600]	60,828	60,858	61,078
補正後予算 (前年度比、%)	0.0	0.0	0.0	0.4
(億円)	83,126	84,318	86,256	61,078
(前年度比、%)	2.5	1.4	2.3	▲ 29.2

②地方の普通建設事業費 (普通会計)

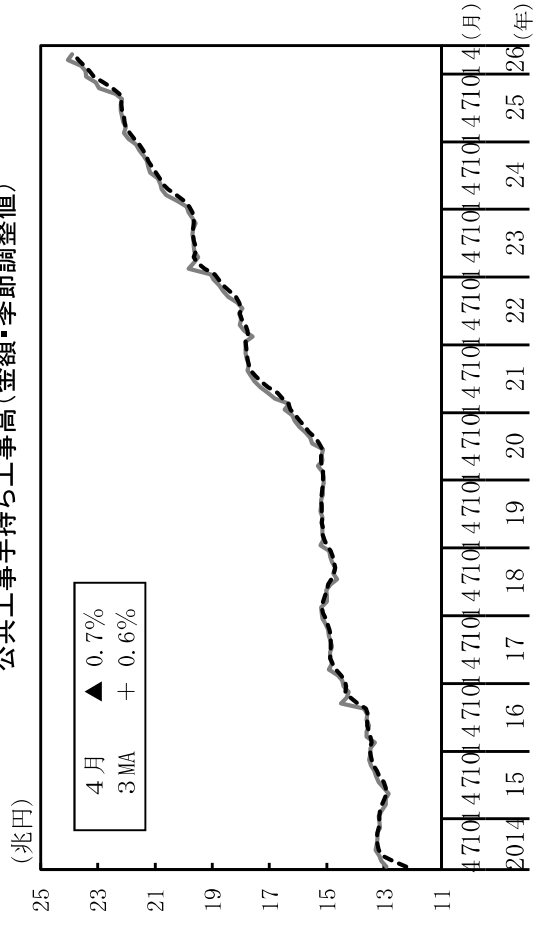
区分	(当初予算)			
年度	2023	2024	2025	2026
普通建設事業費	3.3	4.0	3.5	—
うち補助事業費	3.5	▲ 0.3	0.5	—
うち単独事業費	4.0	9.0	6.8	—
調査対象	都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。			

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料などにより作成。
2. ①の2023年度における[]内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替え前の計数である。
3. ②のうち2024年度における補助事業費、単独事業費は、能登半島地震への対応に伴い大幅に予算規模が拡大した石川県を除き算出。

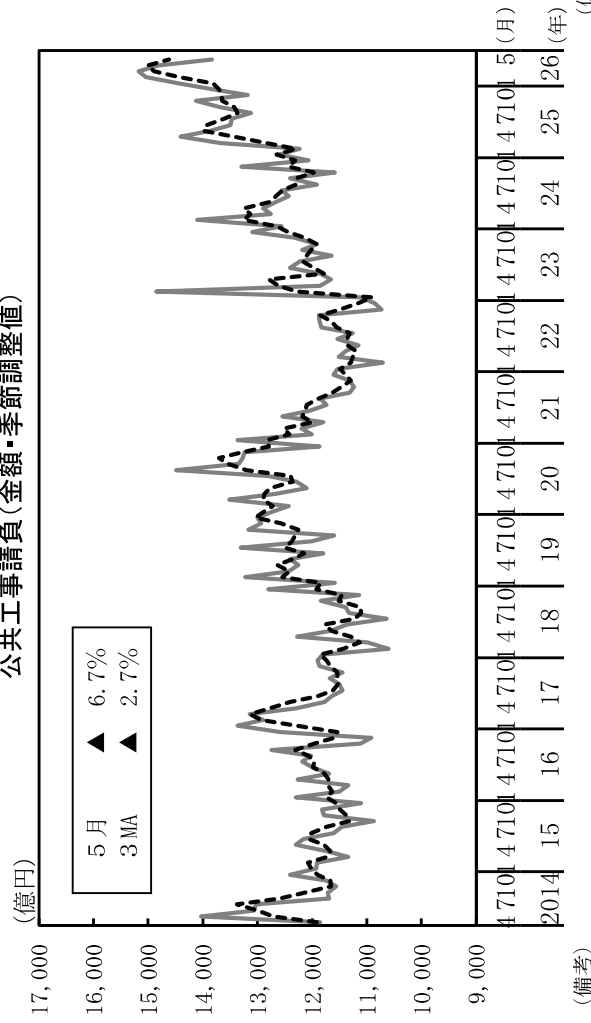
公共工事出来高(金額・季節調整値)



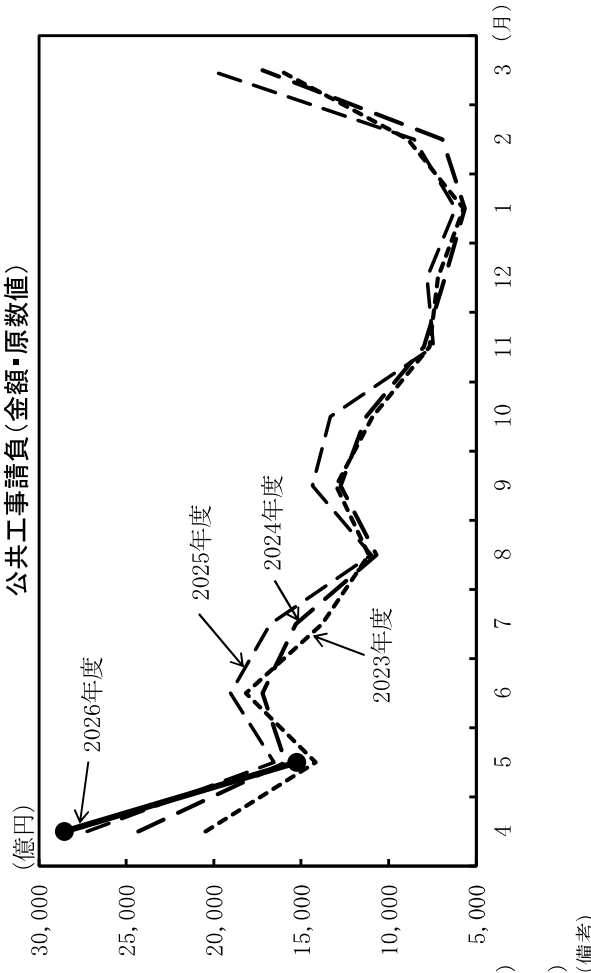
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

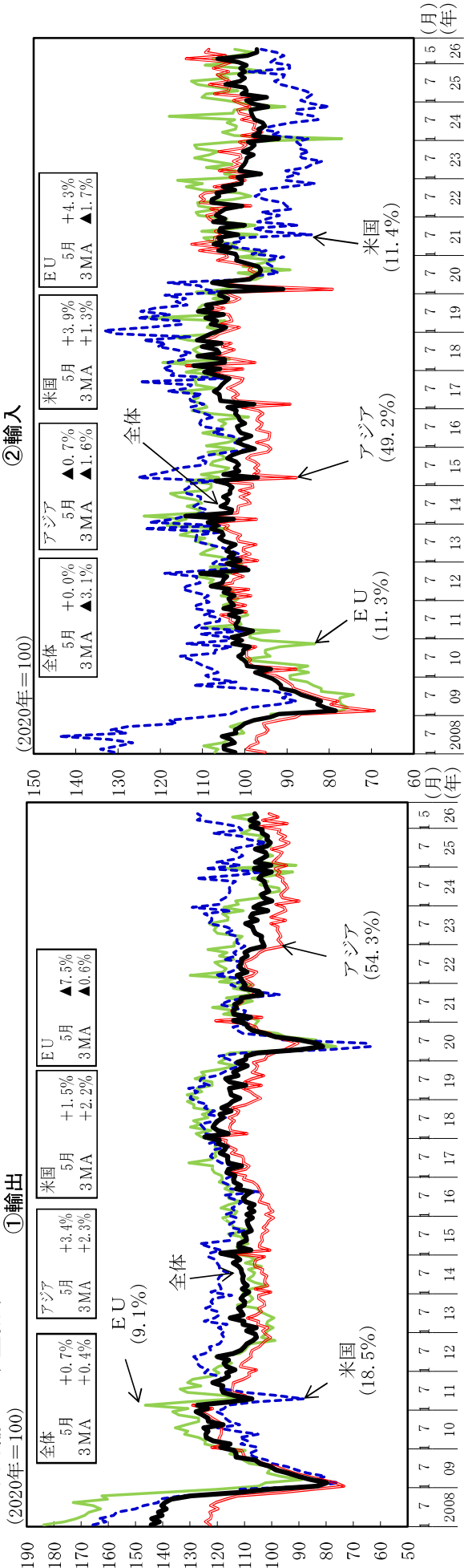
6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
輸入は、おおむね横ばいとなっている。
貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

(輸出入数量指数は2020年=100、前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、経常収支とその内訳は季節調整値、Pは速報値)

	<2024年> 2024年度		<2025年> 2025年度		2025年 10-12月	2026年 1-3月		2026年 3月	4月	5月
輸出数量指数 (%)	[▲2.6] ▲2.4		[▲0.2] 0.6		(1.5) ▲0.8	(3.9) 3.6		(3.0) 3.6	(▲2.3) 3.4	P (0.7) P 0.5
輸入数量指数 (%)	[▲2.6] ▲0.3		[3.6] 3.9		(▲0.6) 2.6	(2.3) 4.2		(▲6.6) 2.4	P (▲2.3) P ▲3.4	P (0.0) P ▲6.8
貿易・サービス収支(億円)	<▲59,086> ▲61,674		<▲40,108> P ▲25,146		▲5,624	P ▲3,040		P ▲1,958	P 7,413	—
貿易収支(億円)	<▲27,145> ▲30,309		<▲5,677> P 13,631		3,770	P 10,432		P 4,178	P 4,696	—
第一次所得収支(億円)	<403,284> 414,084		<418,201> P 422,809		100,320	P 110,630		P 42,844	P 36,892	—
経常収支(億円)	<292,774> 300,315		<322,350> P 345,218		82,723	P 97,725		P 39,006	P 42,111	—
金融収支(億円)(原数値)	<249,645> 255,309		<296,838> P 312,031		54,819	P 80,331		P 43,079	P 44,594	—

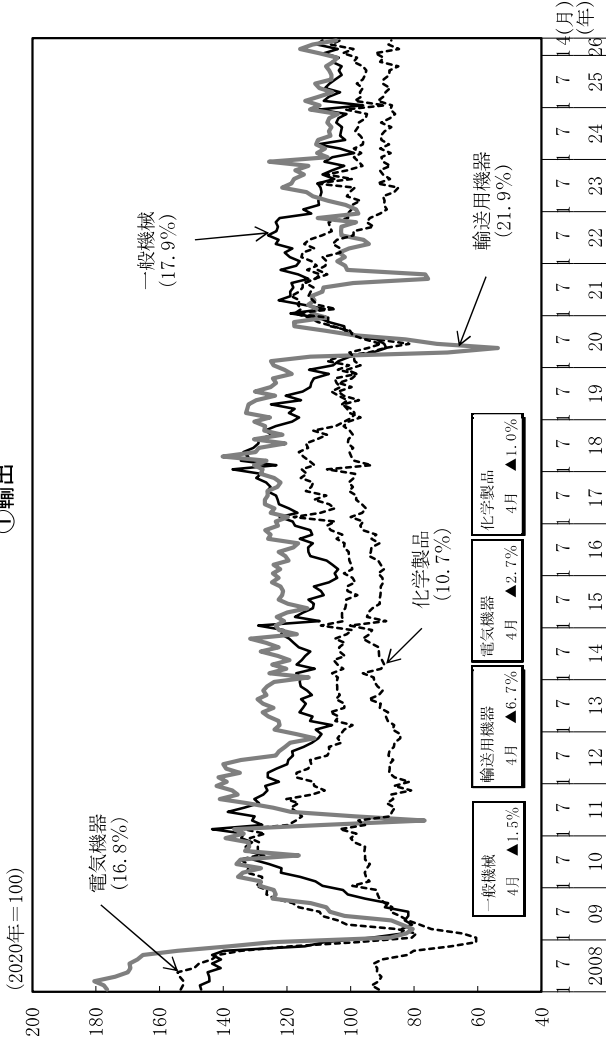
地域別輸出入数量指数



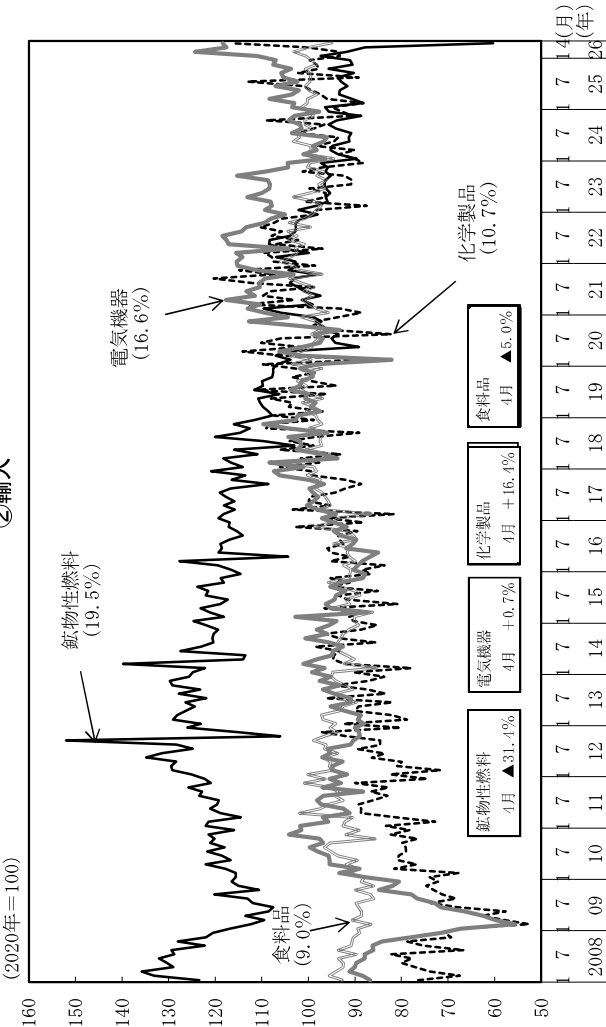
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2025年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

①輸出

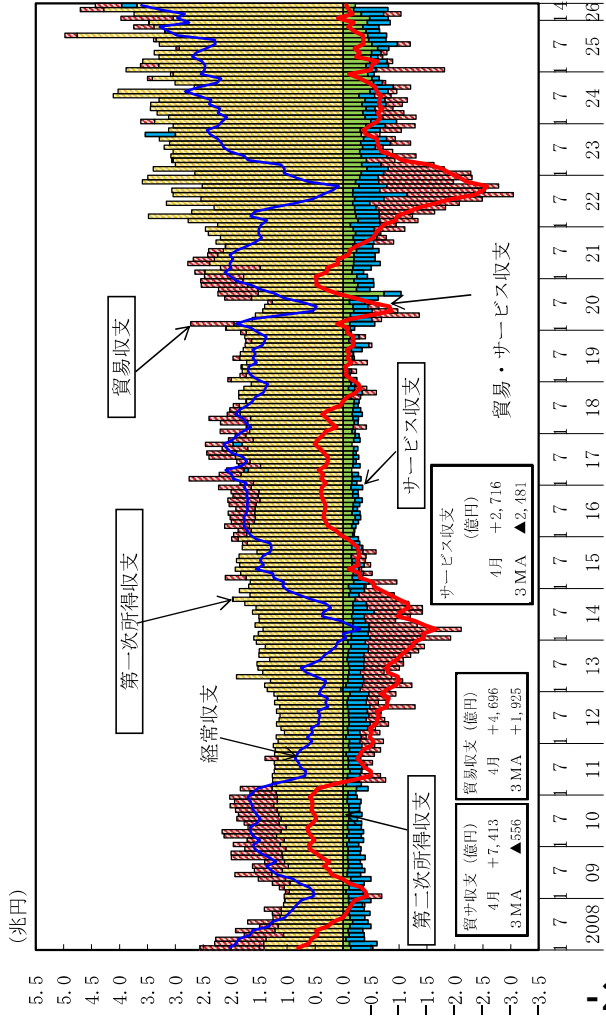


②輸入



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2025年の金額ウェイト。

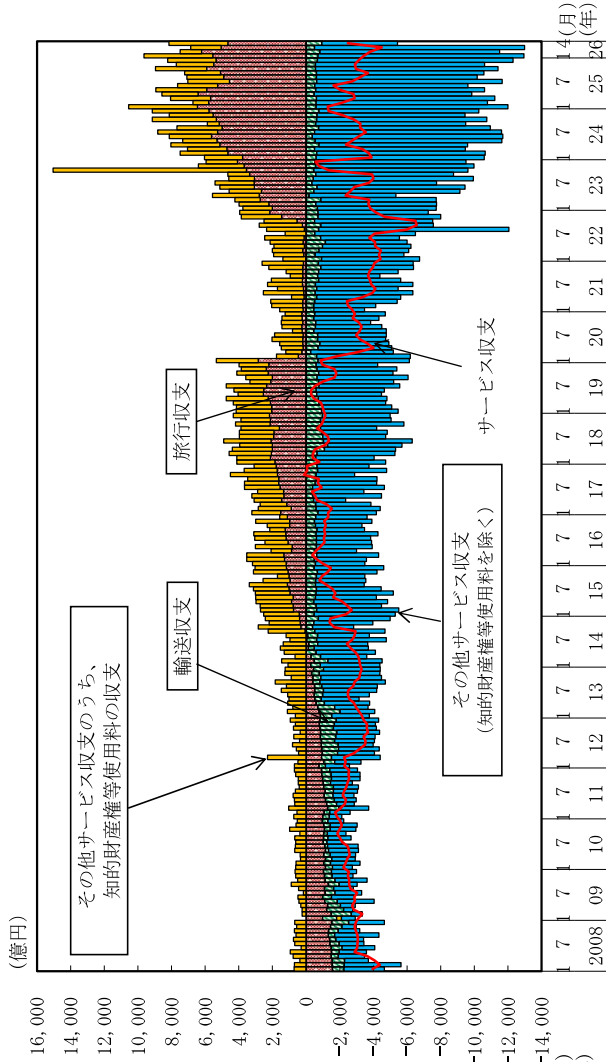
経常収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支 (知的財産権等使用料を除く) は、内閣府による季節調整値。

2. 種上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

サービス収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支 (知的財産権等使用料を除く) は、内閣府による季節調整値。

2. 種上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

7. 生産・出荷・在庫
生産は、横ばいとなっている。

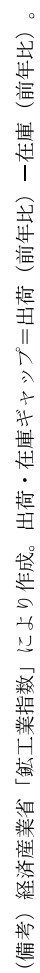
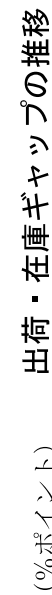
	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月期	10－12月期	2026年 1－3月期	2026年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 2.6] ▲ 1.5	[▲ 0.3] ▲ 0.2	(▲ 1.1) ▲ 0.7	(0.3) ▲ 1.0	(2.5) 1.2	(▲ 2.0) 0.4	(▲ 0.4) 2.4	(0.5) 2.0
鉱工業出荷指数	[▲ 3.2] ▲ 2.0	[▲ 0.4] ▲ 0.2	(▲ 0.9) ▲ 1.1	(0.4) ▲ 0.8	(1.3) 1.2	(▲ 1.5) ▲ 0.1	(▲ 0.9) 2.2	(1.3) 1.8
鉱工業在庫指数	[▲ 1.9] ▲ 0.6	[▲ 2.8] ▲ 5.3	(0.1) ▲ 2.3	(▲ 1.2) ▲ 2.8	(▲ 2.3) ▲ 5.3	(0.3) ▲ 3.4	(▲ 1.8) ▲ 5.3	(▲ 0.3) ▲ 5.0
製造工業生産能力指数 (2020年＝100)	[96.9] 96.3	[95.2] 95.1	95.7	95.2	95.1	95.1	95.1	94.9
製造工業稼働率指数 (2020年＝100)	[101.4] 101.9	[102.5] 103.1	(102.2)	(103.1)	(104.6)	(105.0)	(103.7)	(102.9)
第3次産業 活動指数	[1.3] 1.4	[2.0] P	(0.3) 2.0	(0.2) 2.2	P 1.9	P 1.5	P 2.2	P 2.2

(%)

予測調査
5月 ▲ 5.1%
6月 ▲ 0.4%

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の□内は季節調整前同期（月）比。
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の□内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の□内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

業種別の動向①



8. 企業収益・業況判断

企業収益は、改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある。
企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。ただし、先行きについてはやや慎重な見方となっており、
中東情勢の影響を注視する必要がある。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2026年3月調査）」
(前年同期比、%)

経営利益		2023年度		2024年度		2025年度 実績見込み				2026年度 計画	
		実績		実績			上期	下期		上期	下期
全規模 大企業	全産業	12.4		5.6		1.9	5.7	▲ 2.0	▲ 2.4	▲ 3.5	▲ 1.2
	製造業	9.1		6.0		▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 1.5
	非製造業	15.5		2.4		3.1	9.0	▲ 3.9	▲ 1.4	▲ 3.3	1.1
中小企業	製造業	12.7		6.3		1.0	8.5	▲ 5.6	▲ 5.4	▲ 10.8	0.2
	非製造業	13.2		11.1		▲ 1.9	3.8	▲ 6.4	▲ 3.3	▲ 3.3	▲ 3.3

財務省「法人企業統計季報」

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経営利益	2024年	2025年	2024年度	2025年度	2025年4－6月	7－9月	10－12月	2026年1－3月
全規模全産業	10.0	6.1	7.2	8.7	0.2 (1.9)	19.7 (4.6)	4.7 (2.8)	14.6 (4.1)
製造業	11.1	0.8	5.5	10.7	▲ 11.5 (▲ 0.9)	23.4 (11.5)	0.9 (13.7)	42.9 (11.2)
非製造業	9.3	9.0	8.2	7.6	6.6 (3.2)	17.6 (1.4)	7.1 (▲ 2.9)	1.4 (▲ 0.2)
大中堅企業	10.0	6.1	7.8	9.9	▲ 1.0 (3.0)	19.8 (5.6)	6.4 (3.7)	20.9 (4.0)
中小企業	9.8	5.8	5.3	4.7	6.0 (▲ 1.8)	19.2 (1.4)	▲ 0.7 (▲ 0.4)	1.5 (4.4)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

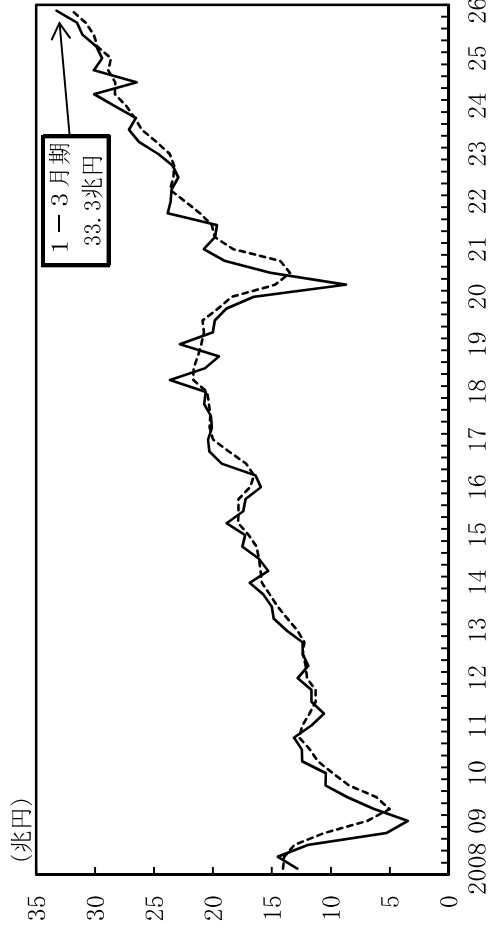
(%ポイント)
→ 見込み

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2026年3月調査）」

業況判断D I		2024年9月	12月	2025年3月	6月	9月	12月	2026年3月	6月
全規模	全産業	+ 14	+ 15	+ 15	+ 15	+ 15	+ 17	+ 18	+ 11
	製造業	+ 5	+ 8	+ 7	+ 7	+ 7	+ 11	+ 12	+ 7
	非製造業	+ 20	+ 20	+ 21	+ 21	+ 21	+ 21	+ 21	+ 13
大企業	製造業	+ 13	+ 14	+ 12	+ 13	+ 14	+ 15	+ 17	+ 14
	非製造業	+ 34	+ 33	+ 35	+ 34	+ 34	+ 34	+ 36	+ 29
	製造業	+ 0	+ 1	+ 2	+ 1	+ 1	+ 6	+ 7	+ 4
中小企業	非製造業	+ 14	+ 16	+ 16	+ 15	+ 14	+ 15	+ 16	+ 8

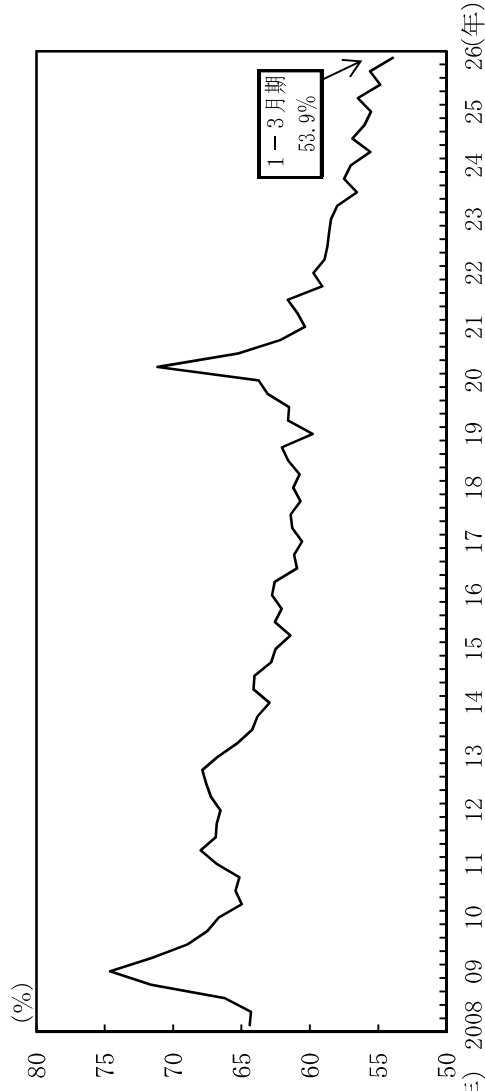
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

＜企業収益＞ 経常利益額の推移



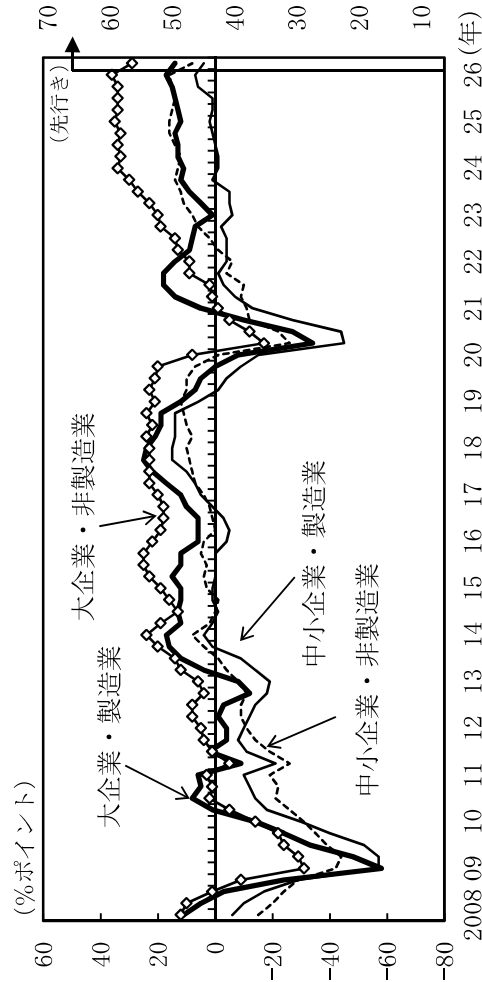
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



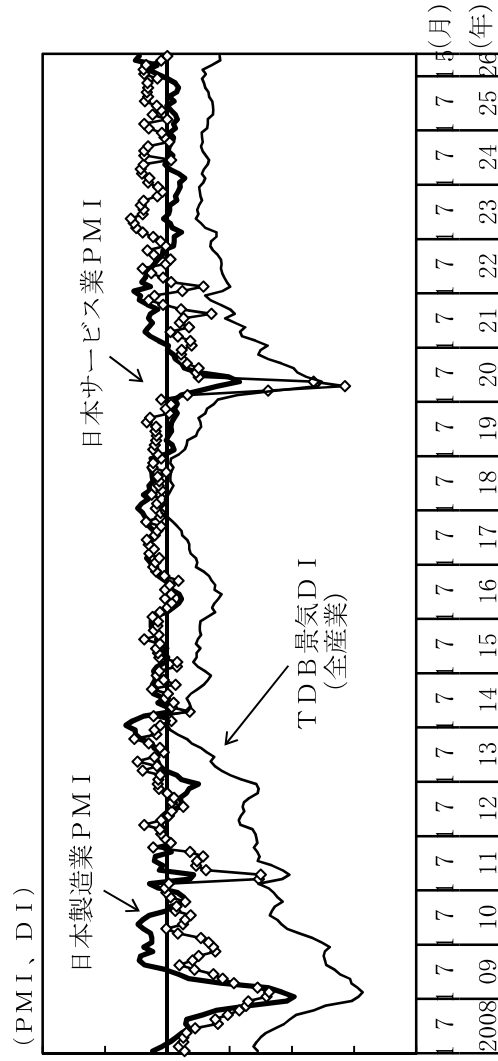
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率＝人件費／(人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞ 日銀短観の業況判断D I の推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。D Iは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

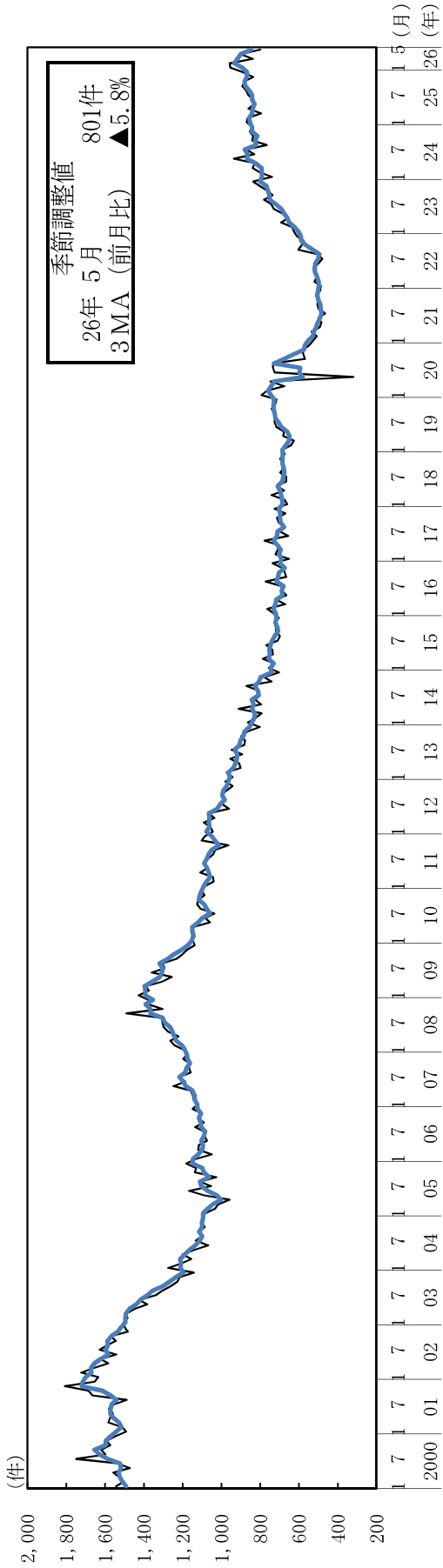


(備考) 1. S&P Global社、(株) 帝国データバンク「TDB景気動向調査 (全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加 (改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値 (季節調整値)。D Iは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産
倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

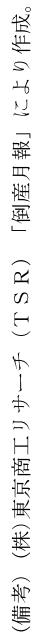
(株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」 (前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期 (月) 比、%)									
	[2023年] 2023年度	[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年10－12月期	2026年1－3月期	2026年3月	4月	5月	
企業倒産件数	[8,690] 9,053 [35.1] 31.5	[10,006] 10,144 [15.1] 12.0	[10,300] 10,505 [2.9] 3.5	2,671	2,662	924	883	780	
前年比 (%)				3.0	8.3	8.3	6.6	▲8.9	
前月比 (%)				(▲0.9)	(5.6)	(▲12.4)	(7.6)	(▲11.2)	
負債金額 (億円)	[24,026] 24,630	[23,435] 23,738 [▲2.4] 5.9	[15,921] 15,687 [▲32.0] ▲33.9	5,081	3,678	1,148	1,118	1,211	
前年比 (%)				▲16.3	▲5.9	16.5	8.8	34.0	
大型倒産除く (億円)	[7,172] 7,725 [25.1] 27.2	[8,395] 8,135 [17.0] 5.3	[8,019] 8,193 [▲4.4] 0.7	2,057	2,065	710	695	598	
前年比 (%)				▲2.3	9.2	7.2	13.6	▲8.6	

倒産件数の推移



(備考) 1. (株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

(%)



中小企業資金繰りD I 推移



(余裕一窮屈、DI)



10. 雇用情勢 雇用情勢は、改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、％、完全失業率・完全失業者数・就業率・有効求人倍率は季節調整値)

	2024年度[年]	2025年度[年]	2025年7-9月	10-12月	2026年1-3月	2026年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.5 [2.5]	2.6 [2.5]	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5
うち15～24歳	4.0 [4.0]	3.8 [3.8]	4.0	3.1	3.9	3.8	3.8	3.6
完全失業者数総数 (万人)	175 [176]	180 [176]	176	183	187	185	186	179
うち非自発的な離職による者	41 [42]	42 [41]	41	45	44	43	43	43
雇用者数	0.9 [0.8]	0.8 [1.0]	0.9 (0.1)	0.8 (0.3)	0.3 (▲0.2)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.4)	1.1 (1.0)
就業率 (%)	61.8 [61.7]	62.3 [62.2]	62.2	62.4	62.2	62.3	62.2	62.7
常用労働者数(労働者計)	1.2 [1.2]	1.4 [1.5]	1.3 (0.1)	1.3 (0.3)	1.2 (0.4)	1.3 (0.3)	1.1 (0.0)	0.9 (▲0.1)
新規求人数	▲3.1 [▲3.6]	▲4.2 [▲3.7]	▲3.5 (▲1.8)	▲6.4 (▲1.2)	▲5.0 (▲1.1)	▲7.8 (▲5.8)	▲2.6 (4.4)	▲3.6 (1.9)
有効求人数	▲3.0 [▲3.3]	▲4.1 [▲3.5]	▲3.3 (▲1.5)	▲6.1 (▲1.8)	▲5.2 (▲0.9)	▲5.1 (▲0.2)	▲5.1 (▲1.1)	▲5.0 (0.4)
有効求人倍率 (倍)	1.25 [1.25]	1.20 [1.22]	1.21	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18
正社員 (倍)	1.02 [1.01]	1.01 [1.02]	1.01	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
所定外労働時間(残業時間等)	▲2.5 [▲2.7]	▲2.1 [▲2.5]	▲2.8 (▲1.1)	▲2.5 (▲0.5)	▲0.7 (1.3)	▲1.0 (▲0.6)	▲1.0 (▲0.3)	1.0 (1.3)
製造業	▲1.3 [▲3.6]	0.9 [1.1]	▲1.3 (▲1.5)	0.8 (0.5)	1.8 (2.3)	0.8 (0.0)	3.0 (1.2)	2.9 (0.5)
現金給与総額(一人当たり・名目)	3.0 [2.8]	2.5 [2.3]	2.4 (0.3)	2.2 (0.4)	3.0 (0.8)	3.4 (1.7)	3.1 (▲0.4)	3.6 (0.6)
※共通事業所	-	-	-	-	-	3.2	2.8	2.9
実質賃金(総合による実質化)	0.0 [0.0]	▲0.1 [▲0.8]	▲0.4	▲0.4	1.5	2.1	1.6	2.2
(持家の帰属家賃除く総合)	▲0.5 [▲0.3]	▲0.5 [▲1.3]	▲0.9	▲0.9	1.3	2.0	1.4	2.0
定期給与(名目)	2.1 [2.0]	2.3 [2.0]	2.0 (0.5)	2.1 (0.7)	3.2 (0.9)	3.3 (0.1)	3.3 (0.3)	3.4 (0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	2.9	2.8	2.9

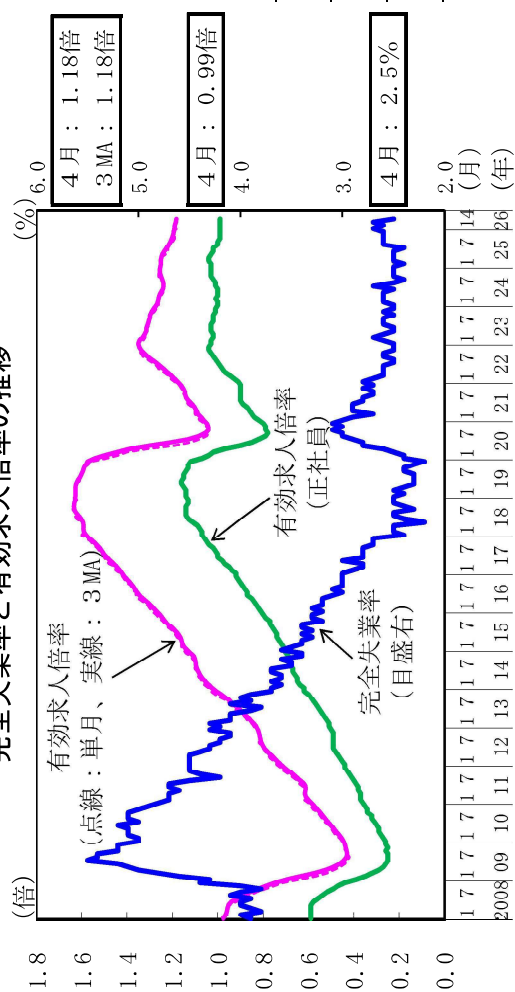
(備考) 1. 就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。

2. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列を掲載。なお、賃金と労働時間には、各年の1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれ、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。

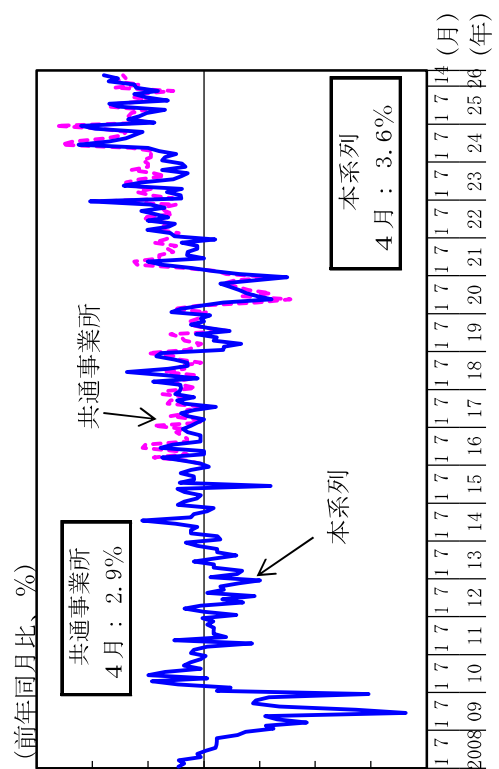
3. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。

4. 実質賃金については、上段は消費者物価指数(総合)により実質化した値、下段は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)により実質化した値。

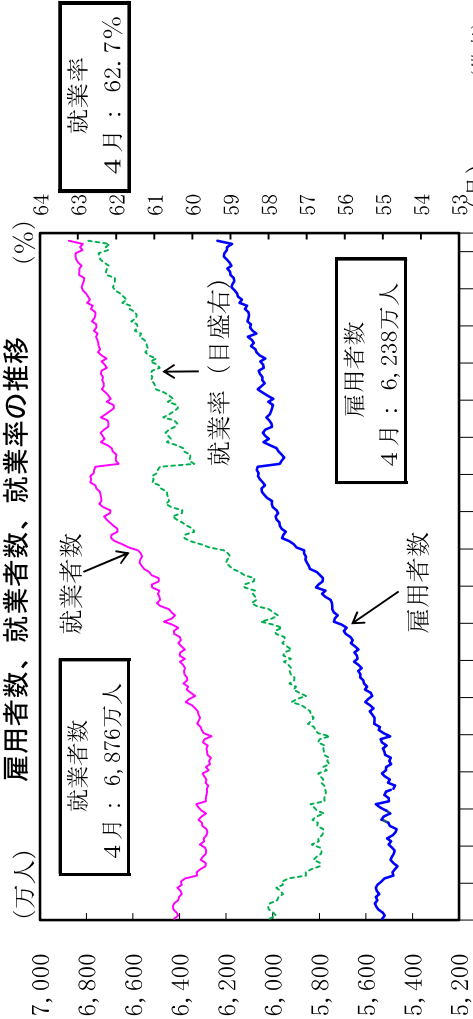
完全失業率と有効求人倍率の推移



現金給与総額 (本系列と共通事業所) の推移



雇用者数、就業者数、就業率の推移



- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
2. 「毎月勤労統計調査」本系列は、2018年1月及び2022年1月に基準とする母集団の更新、2019年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、また、2018年以降の各年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。ベースアップ率は、2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の数値。
3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

11. 物価

国内企業物価は、このところ上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

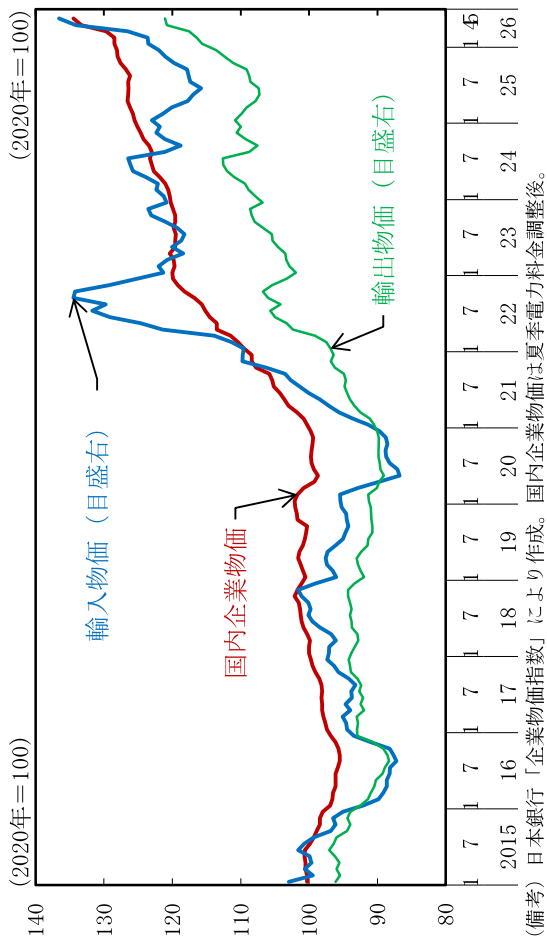
(前年同期(月)比、□内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整前期(月)比、%)

		[2024年] 2024年度	[2025年] 2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 3月	4月	5月
国内企業物価		[2.4]	[3.2]	(0.2)	(0.9)	(0.8)	(0.9)	(2.8)	P (0.9)
		3.3	2.7	2.6	2.6	2.5	2.8	5.3	P 6.3
	夏季電力料金調整後	[2.5]	[3.2]	(0.0)	(1.1)	(0.8)	(0.9)	(2.8)	P (0.9)
輸出物価		3.4	2.7	2.7	2.6	2.5	2.8	5.3	P 6.3
		[7.0]	[▲ 0.6]	(2.0)	(5.1)	(5.8)	(1.5)	(4.1)	P (0.4)
		5.1	1.4	▲ 1.1	3.4	9.4	12.2	19.1	P 20.6
輸入物価		[2.7]	[▲ 4.3]	(1.0)	(4.3)	(4.5)	(3.6)	(8.7)	P (2.7)
		2.4	▲ 3.2	▲ 5.5	▲ 1.0	3.7	8.1	21.0	P 25.5
	契約通貨ベース	[▲ 3.1]	[▲ 3.4]	(▲ 0.7)	(0.7)	(2.9)	(1.6)	(7.6)	P (3.0)
企業向けサービス価格		▲ 1.6	▲ 2.6	▲ 4.6	▲ 2.2	0.9	2.3	10.8	P 15.5
		[3.2]	[3.0]	(0.4)	(1.0)	(0.2)	(1.3)	(0.9)	P (0.0)
		3.3	2.9	2.9	2.7	2.8	3.3	3.3	P 3.3
国際運輸を除くベース		[3.2]	[3.0]	< 0.5 >	< 0.6 >	< 0.6 >	< 0.4 >	< 0.7 >	P < 0.2 >
		3.4	2.9	2.9	2.7	2.7	2.9	2.8	P 3.0
	固定基準	[2.7]	[3.2]	< 0.4 >	< 0.7 >	< ▲ 0.2 >	< 0.4 >	< 0.1 >	< 0.4 >
総合		3.0	2.6	2.9	2.7	1.4	1.5	1.4	1.5
		[2.8]	[3.2]	—	—	—	< 0.4 >	< 0.0 >	< 0.4 >
	連鎖基準	—	—	—	—	—	1.4	1.3	1.5
持家の帰属家賃を除く総合		[3.2]	[3.7]	(0.4)	(1.1)	(▲ 0.4)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
		3.5	3.0	3.4	3.0	1.6	1.6	1.5	1.5
	固定基準	[4.3]	[6.8]	(1.4)	(1.9)	(0.5)	(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(0.2)
食料		5.0	5.8	7.1	5.8	3.8	3.6	3.5	3.5
		[7.0]	[5.6]	(0.8)	(5.5)	(0.4)	(▲ 3.2)	(▲ 0.8)	(0.5)
	固定基準	10.5	▲ 0.3	2.7	0.3	▲ 5.4	▲ 4.8	0.3	3.5
生鮮食品		[3.8]	[7.0]	(1.5)	(1.3)	(0.4)	(0.3)	(▲ 0.1)	(0.2)
		4.0	7.0	7.9	6.9	5.7	5.2	4.1	3.5
	固定基準	[3.8]	[3.6]	(▲ 3.9)	(▲ 0.2)	(▲ 5.1)	(3.9)	(5.1)	(3.4)
エネルギー		7.3	▲ 0.1	▲ 0.5	0.4	▲ 6.7	▲ 5.7	▲ 3.9	▲ 2.5
		[2.5]	[3.1]	< 0.4 >	< 0.6 >	< ▲ 0.1 >	< 0.5 >	< 0.0 >	< 0.4 >
	固定基準	2.7	2.7	2.9	2.8	1.8	1.8	1.4	1.4
生鮮食品を除く総合		[2.6]	[3.0]	—	—	—	< 0.5 >	< 0.0 >	< 0.3 >
		—	—	—	—	—	1.7	1.4	1.4
	連鎖基準	[2.4]	[3.0]	< 0.7 >	< 0.6 >	< 0.4 >	< 0.2 >	< ▲ 0.2 >	< 0.2 >
生鮮食品及びエネルギーを除く総合		2.3	3.0	3.2	3.0	2.5	2.4	1.9	1.8
		[2.4]	[2.9]	—	—	—	< 0.2 >	< ▲ 0.3 >	< 0.2 >
	連鎖基準	—	—	—	—	—	2.4	1.8	1.7

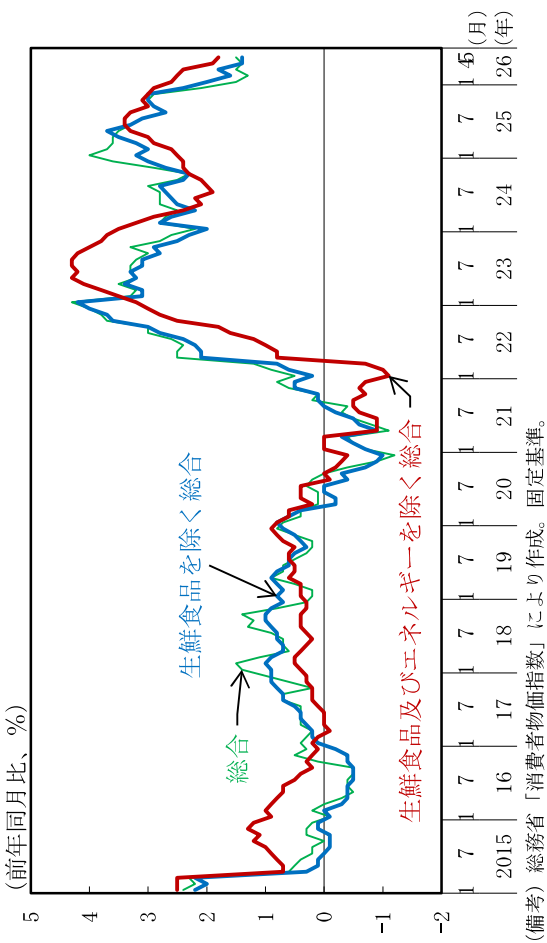
消費者物価 (東京都都区部)	
4月	5月
< 0.4 > 1.5	< 0.2 > 1.4
—	—
(0.7) 1.6	(0.3) 1.5
(0.4) 4.0	(0.3) 4.1
(▲ 0.1) 0.8	(0.1) 3.8
(0.5) 4.6	(0.3) 4.1
(7.2) ▲ 4.6	(4.1) ▲ 3.7
< 0.1 > 1.5	< 0.2 > 1.3
—	—
< ▲ 0.1 > 1.9	< 0.1 > 1.6
—	—

(備考) 1. 企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価はいずれも2020年基準。Pは速報。
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整前期(月)比は、内閣府試算値。
3. 消費者物価の四半期前年同月比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

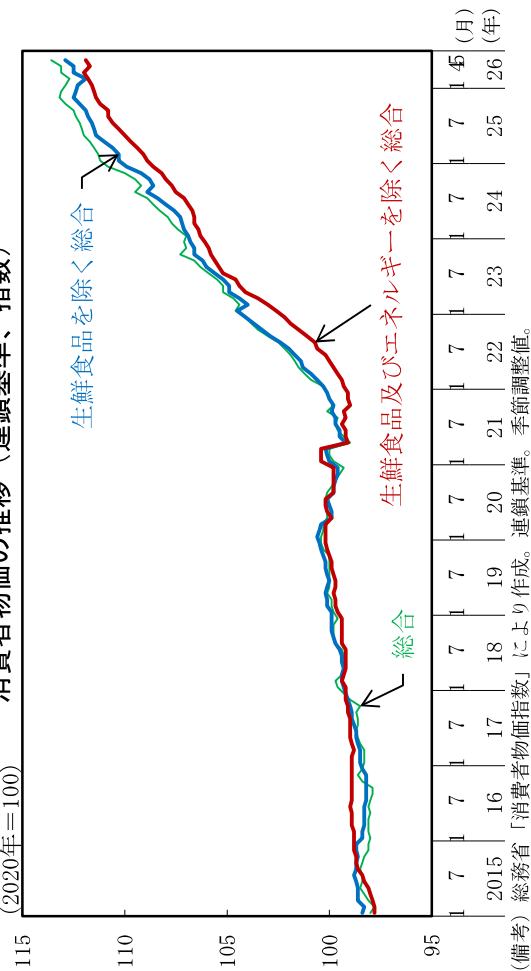
企業物価の推移



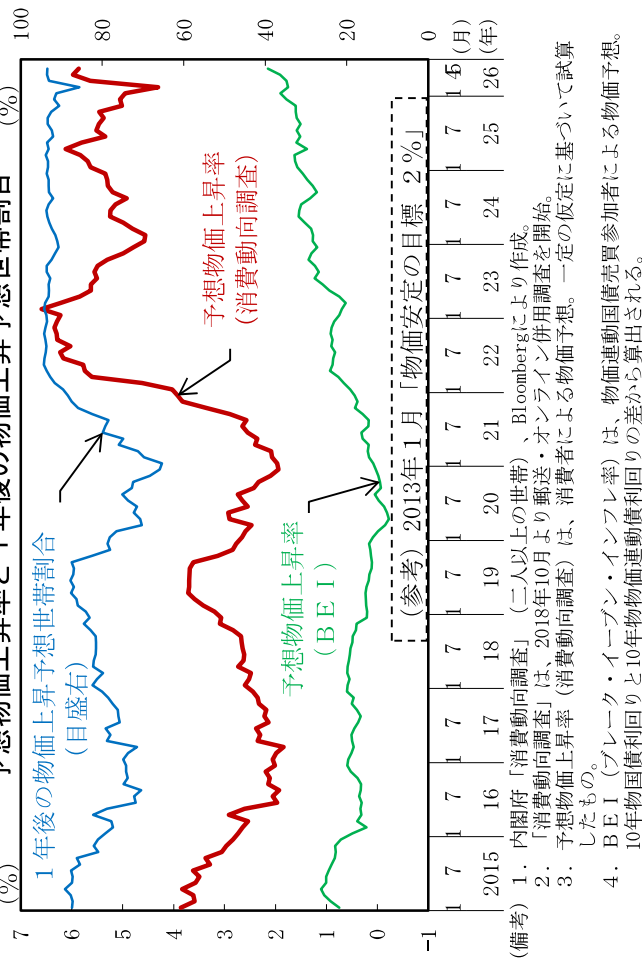
消費者物価の推移 (固定基準、前年同月比)



消費者物価の推移 (連鎖基準、指数)



予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



12. 金融

株価（日経平均株価）は、64,900円台から68,400円台まで上昇した後、64,000円台まで下落し、その後72,300円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、159円台から161円台まで円安方向に推移した。

(%, ポイント、円)

	2024年	2025年	2024年度	2025年度	2025年 7－9月	10－12月	2026年 1－3月	2026年 3月	4月	5月
コールレート (無担保翌日物)	0.122	0.470	0.220	0.544	0.477	0.506	0.728	0.728	0.727	0.727
T I B O R (3ヵ月物)	0.335	0.799	0.483	0.900	0.775	0.879	1.180	1.269	1.265	1.245
新発10年国債 流通利回り	0.896	1.531	1.051	1.733	1.562	1.793	2.206	2.226	2.412	2.648
株式相場										
東証株価指数(TOPIX)	2,688	2,941	2,719	3,159	3,010	3,310	3,664	3,644	3,727	3,869
日経平均株価	38,396	41,794	38,561	45,591	42,164	49,565	54,454	53,964	57,245	62,773
円相場										
(対米ドル)	151.59	149.56	152.52	150.62	147.41	154.03	156.90	158.64	159.28	158.34
(対ユーロ)	163.94	169.17	163.78	174.63	172.28	179.33	183.65	183.36	186.16	184.78
日銀当座預金残高 (兆円、前年比)	545 1.5	514 ▲5.6	541 ▲0.1	498 ▲8.0	516 ▲5.3	485 ▲10.1	458 ▲12.5	449 ▲13.9	462 ▲13.5	455 ▲14.7
マネタリーベース (兆円、前年比)	670	637	666	620	638 (▲7.2)	607 (▲14.0)	580 (▲13.9)	570 (▲22.8)	582 (▲5.6)	575 (▲13.3)
マネーストック M2 (兆円、前年比)	1,252	1,267	1,255	1,272	1,270 (2.6)	1,275 (2.6)	1,277 (1.6)	1,279 (3.2)	1,295 (3.1)	1,298 (3.4)
マネーストック M3 (兆円、前年比)	1,604	1,615	1,607	1,620	1,619 (1.9)	1,623 (1.7)	1,624 (1.2)	1,625 (2.3)	1,640 (2.4)	1,642 (2.2)
銀行貸出 (兆円、前年比)	545	564	549	571	567	575	585	587	590	591
C P・社債発行残高 (兆円、前年比)	133	136	128	131	133	136	131	131	135	137
	2.9	2.0	2.5	2.2	2.5	2.0	2.2	2.2	2.2	2.4

(備考) 1. コールレート、T I B O R、新発10年国債流通利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。

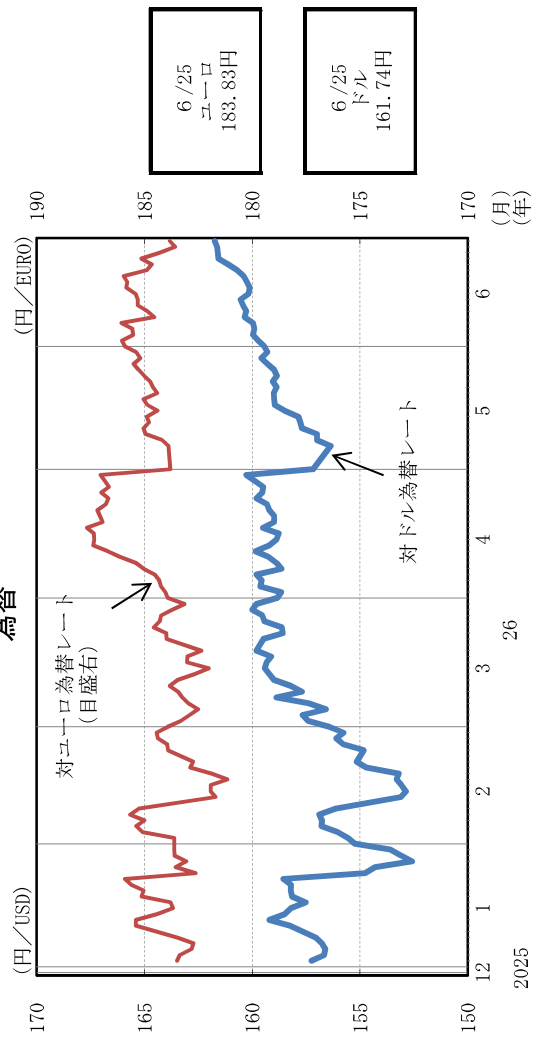
3. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。単位未満切捨て。

4. マネタリーベース、マネーストックは、平均残高。単位未満切捨て。()内は季節調整前同期比年率。

5. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高。単位未満切捨て。

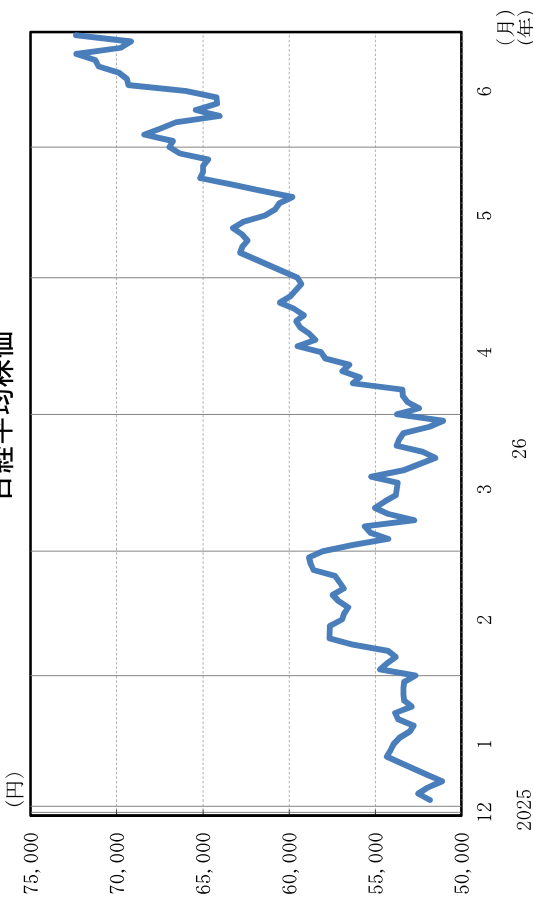
6. C P・社債発行残高は、未残高。単位未満切捨て。社債は、普通社債及び資産担保型社債の合計の実質金額ベース（既償還分を差し引いたもの）。居住者による国内発行分。金融機関発行分含む。

為替



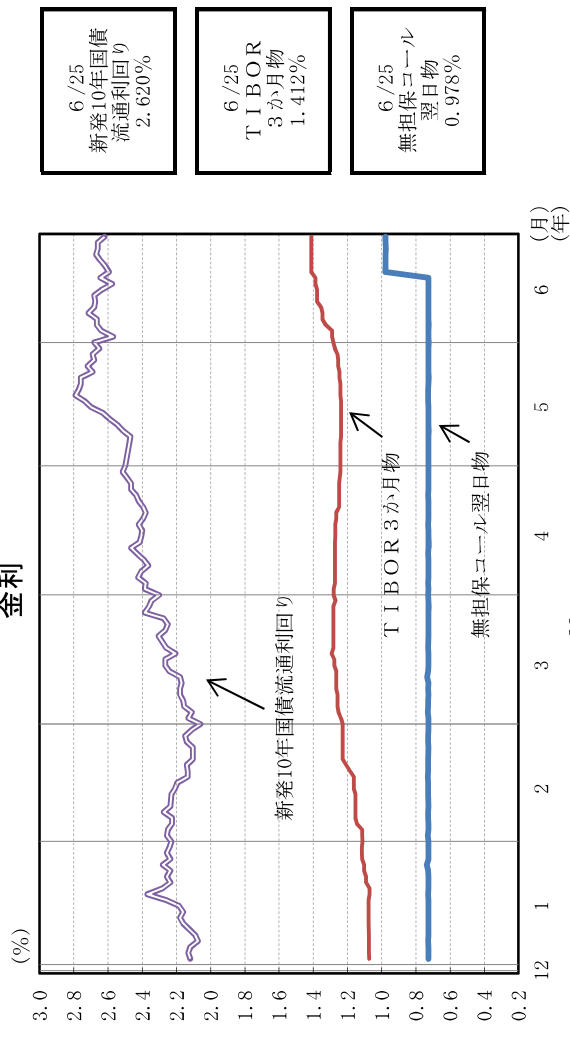
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

日経平均株価



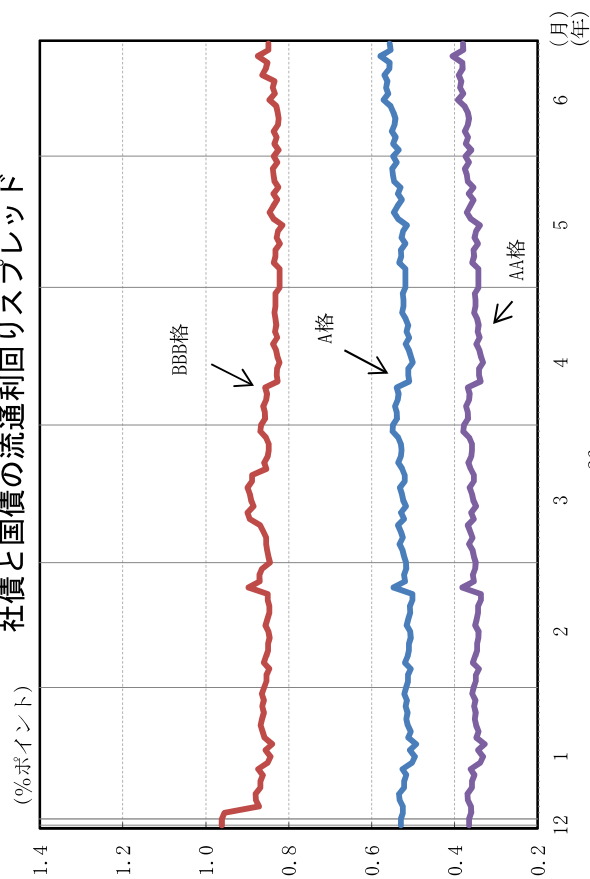
(備考) 日経NEEDSにより作成。

金利



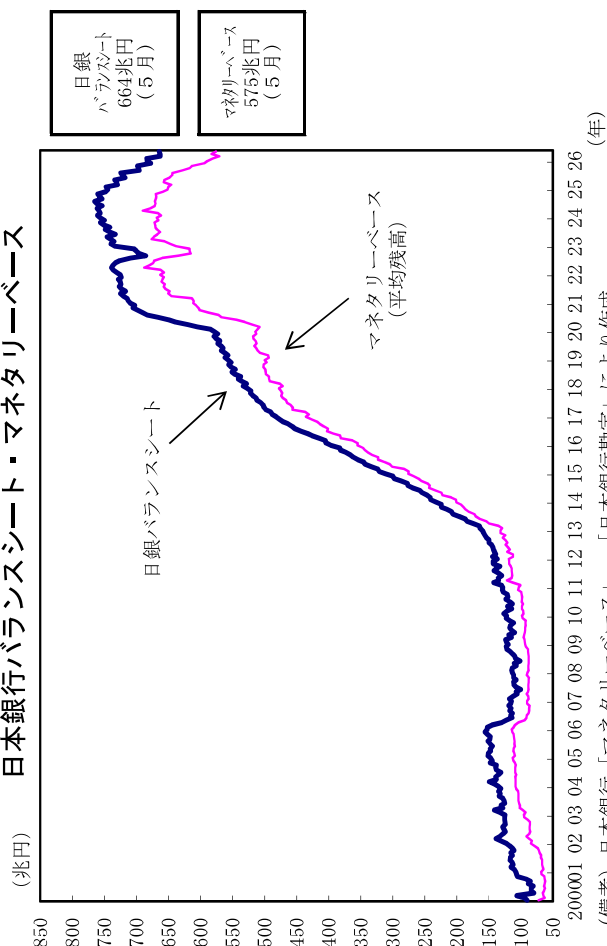
(備考) 日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

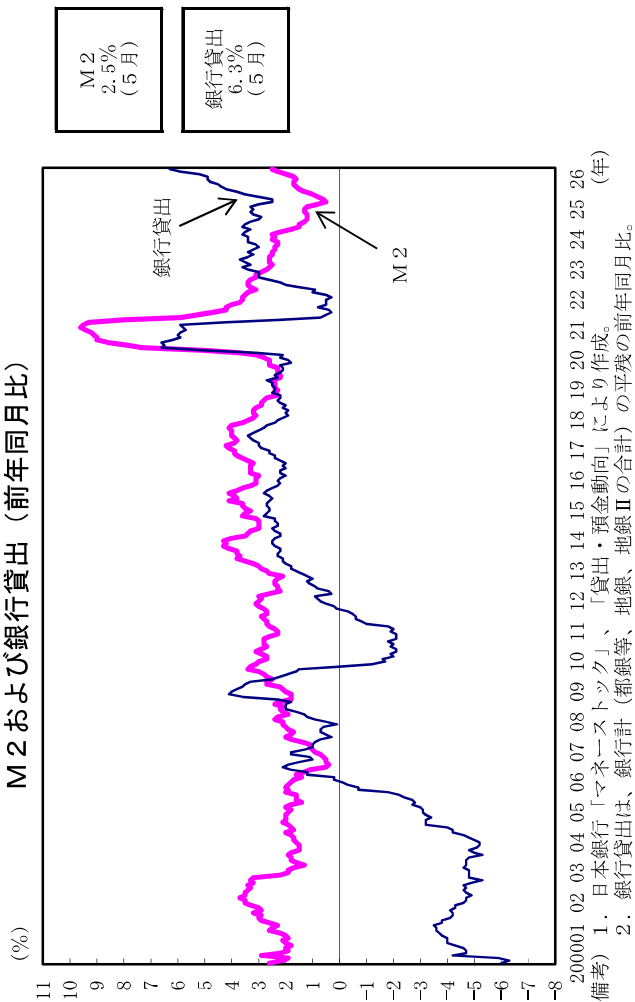


2025 (備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

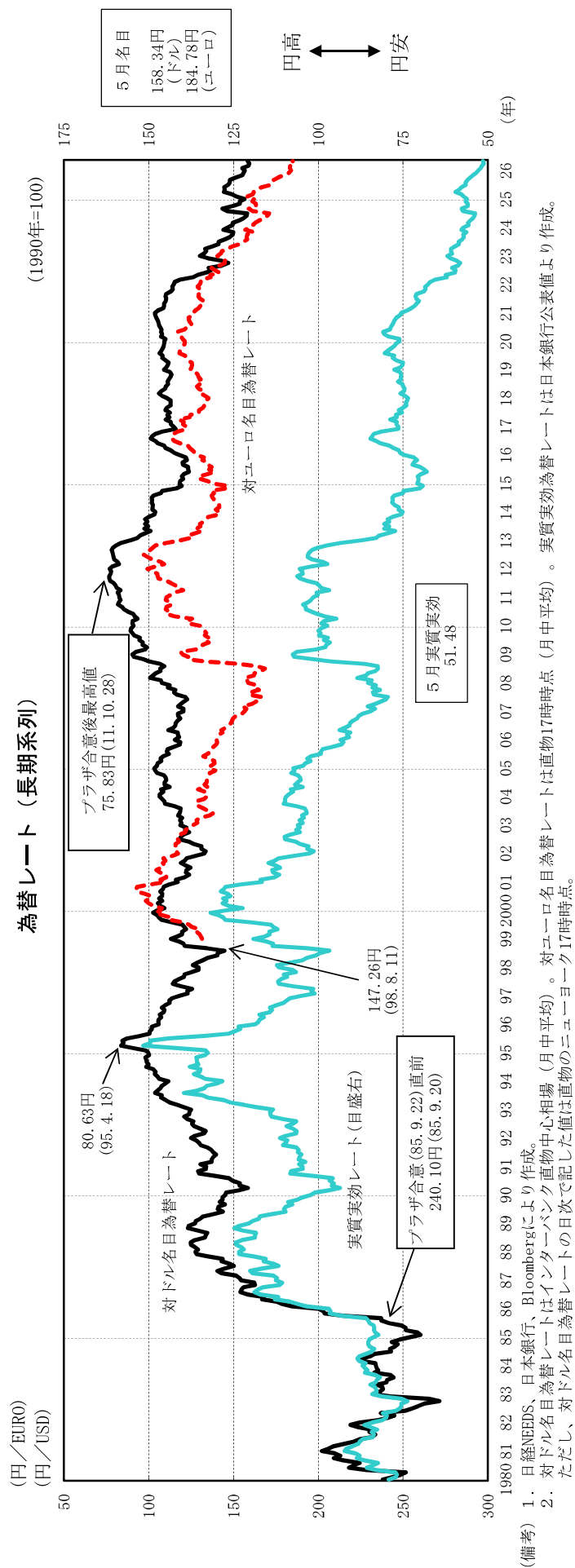
日本銀行バランスシート・マネタリーベース



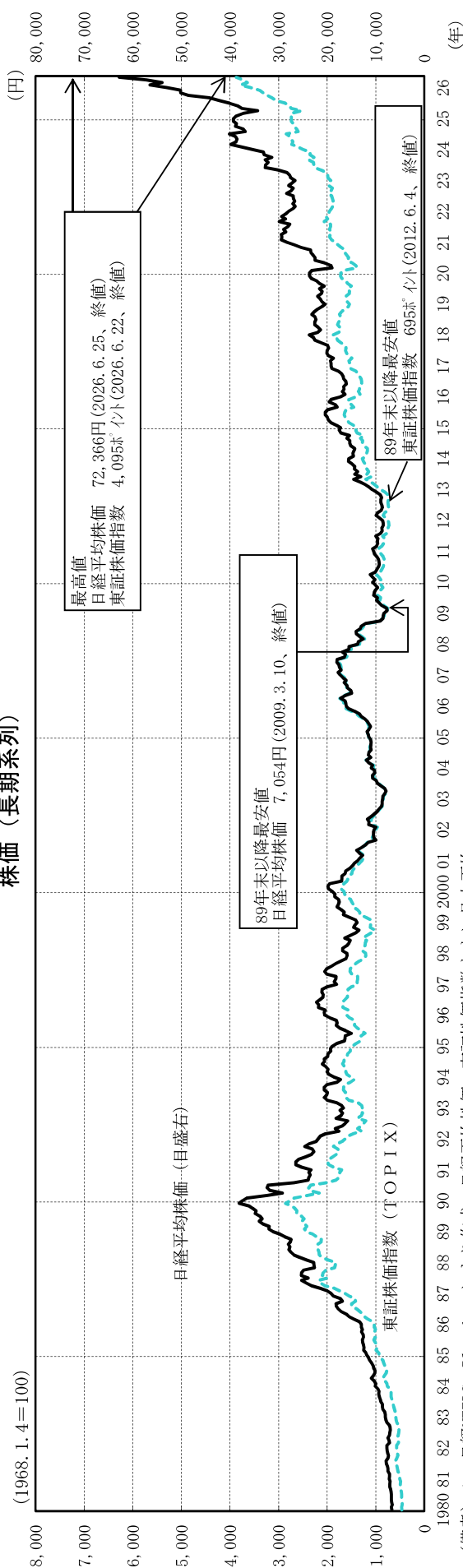
M2および銀行貸出 (前年同月比)



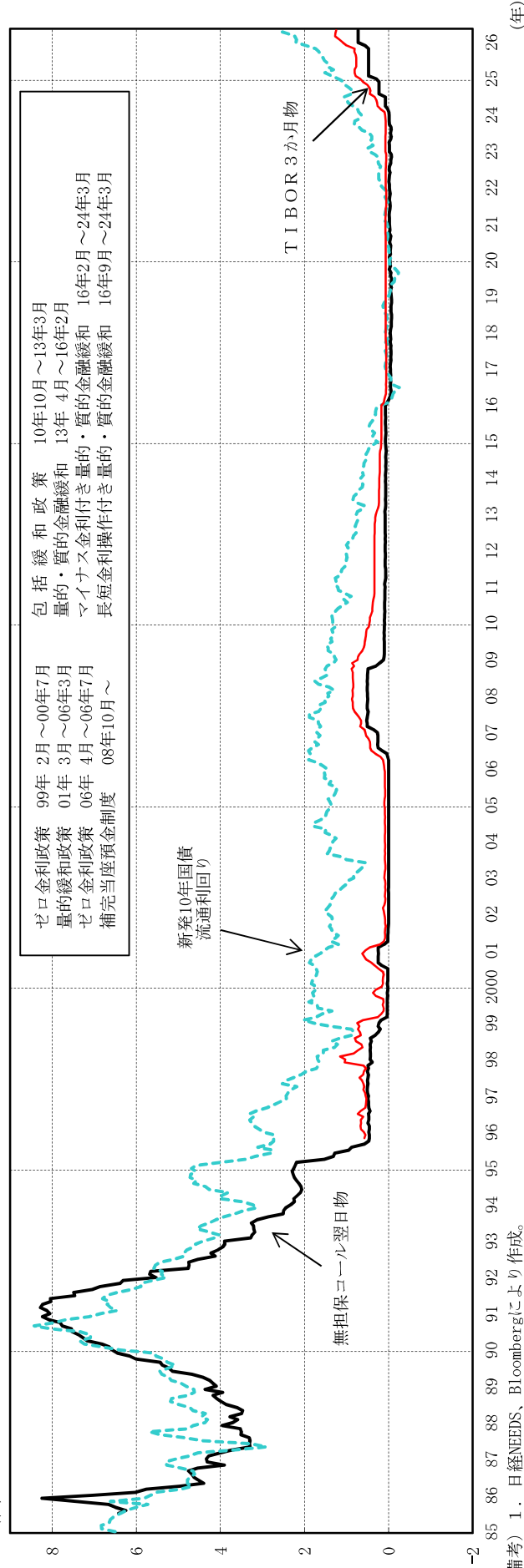
為替レート (長期系列)



株価（長期系列）



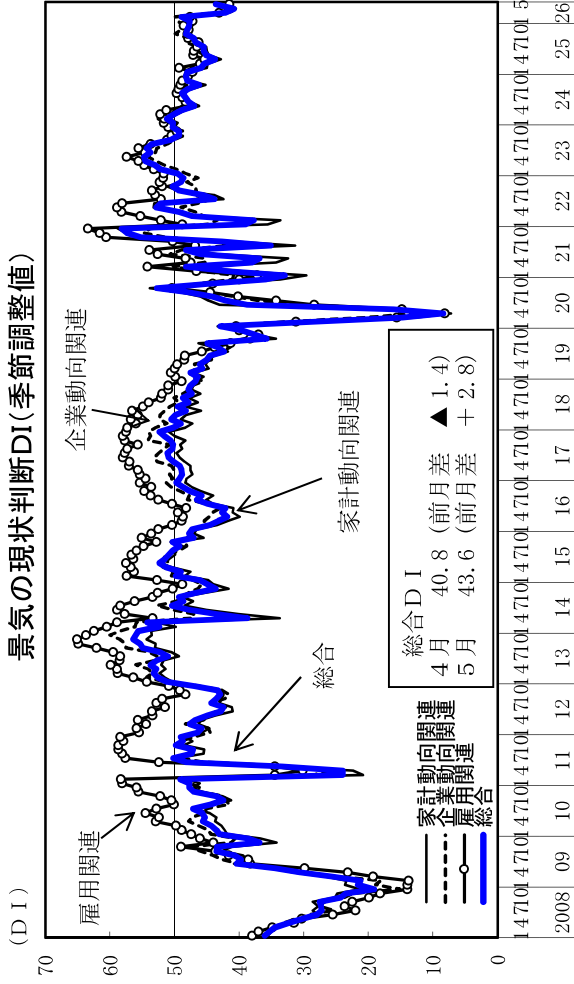
金利（長期系列）



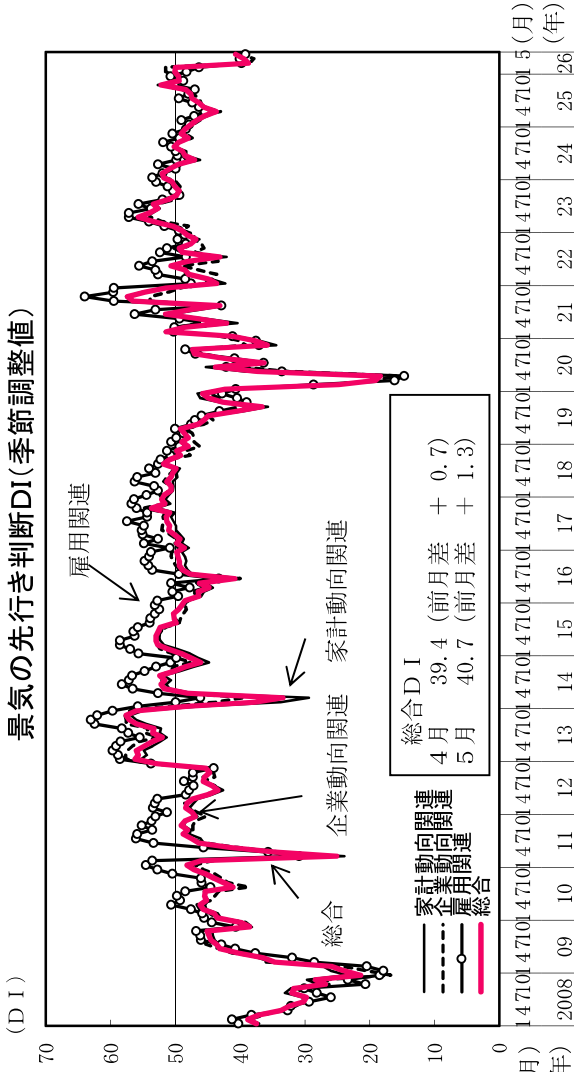
（備考）1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、TIBOR 3か月物ともに月平均。

13. 景気ウォッチャー調査

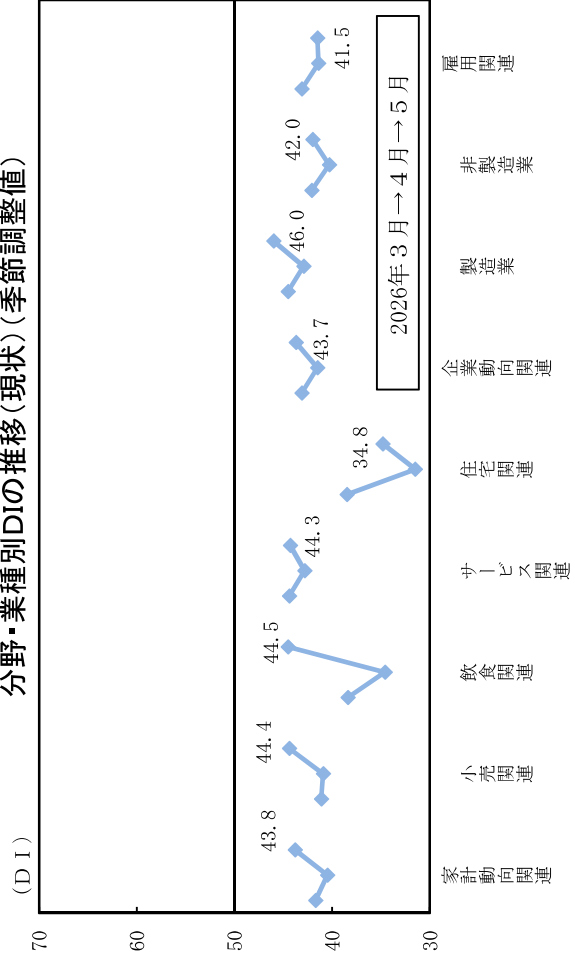
景気の現状判断DI(季節調整値)



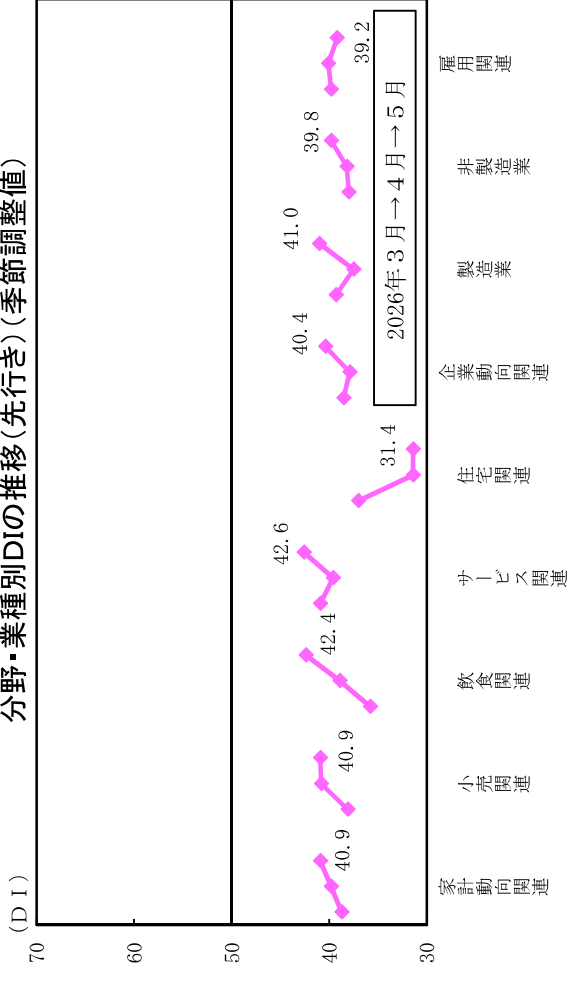
景気の先行き判断DI(季節調整値)



分野・業種別DIの推移(現状)(季節調整値)



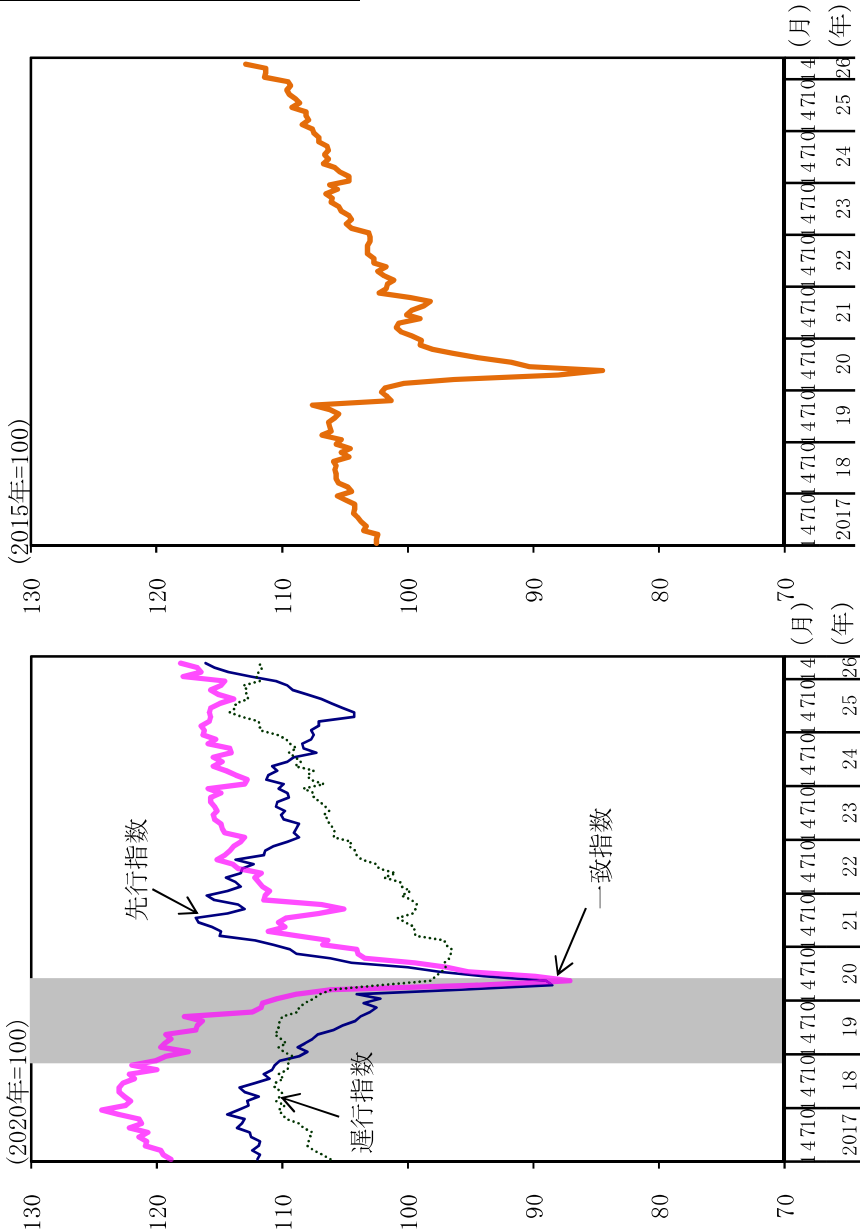
分野・業種別DIの推移(先行き)(季節調整値)



備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月前の景気の良し悪しの判断である。

(参考 1) 景気動向指数

CIの推移



C I一致指数採用系列の寄与度

C I一致指数	26年			
	1月	2月	3月	4月
生産指数(鉱工業)	117.9	116.5	116.8	118.1
鉱工業用生産財出荷指数	0.59	-0.29	-0.06	0.08
耐久消費財出荷指数	0.63	-0.51	0.20	-0.07
労働投入量指数(調査産業計)	0.39	0.23	-0.31	0.14
投資財出荷指数(除輸送機械)	0.48	-0.24	-0.08	0.38
商業販売額(小売業、前年比)	0.47	-0.51	-0.07	0.51
商業販売額(卸売業、前年比)	0.29	-0.21	0.16	0.17
営業利益(全産業)	0.04	0.01	0.13	0.27
有効求人倍率(除学卒)	0.26	0.26	0.25	0.10
輸出数量指数	-0.21	0.11	-0.16	-0.02
輸出数量指数	0.39	-0.26	0.29	-0.26

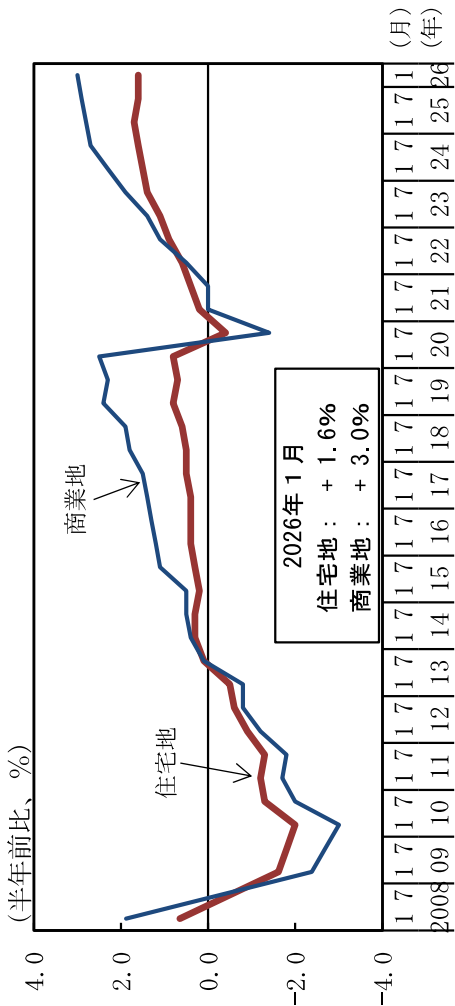
景気基準日付

循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)	
				拡張	後退
1	51/10	1951/6	51/10	27	4
2	54/11	54/1	54/11	31(神武)	10
3	58/6	57/6	58/6	42(岩戸)	12
4	62/10	61/12	62/10	24	10
5	65/10	64/10	65/10	57(いざなぎ)	12
6	71/12	70/7	71/12	23	17
7	73/11	73/11	75/3	22	16
8	75/3	77/1	77/10	28	9
9	83/2	80/2	83/2	28	36
10	86/11	85/6	86/11	51(バブル)	17
11	93/10	91/2	93/10	43	32
12	99/1	97/5	99/1	22	20
13	02/1	2000/11	02/1	73	14
14	08/2	08/2	09/3	36	13
15	12/3	12/3	12/11	71	8
16	18/10	18/10	20/5	38.5	19
第2～第16 循環の平均				16.3	54.9

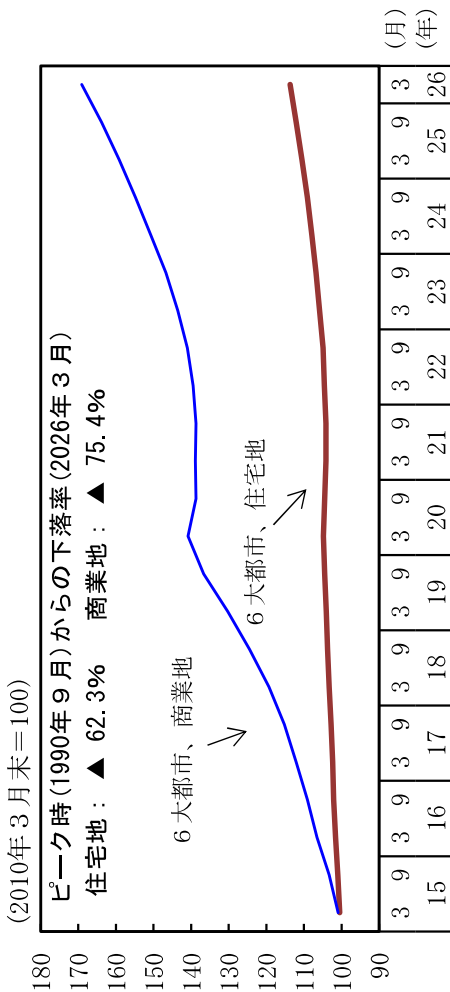
- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公
式のものではない。
3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基
準日付(景気の山谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考2) 地価・住宅価格の推移

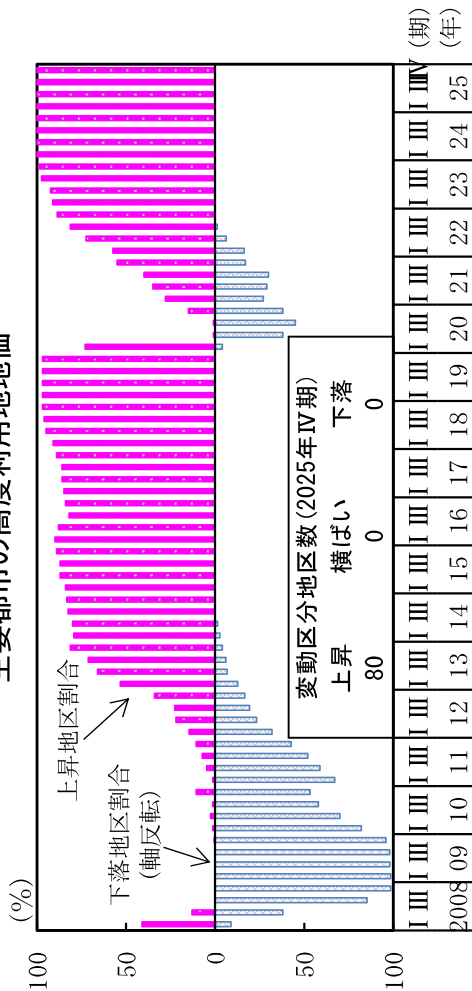
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



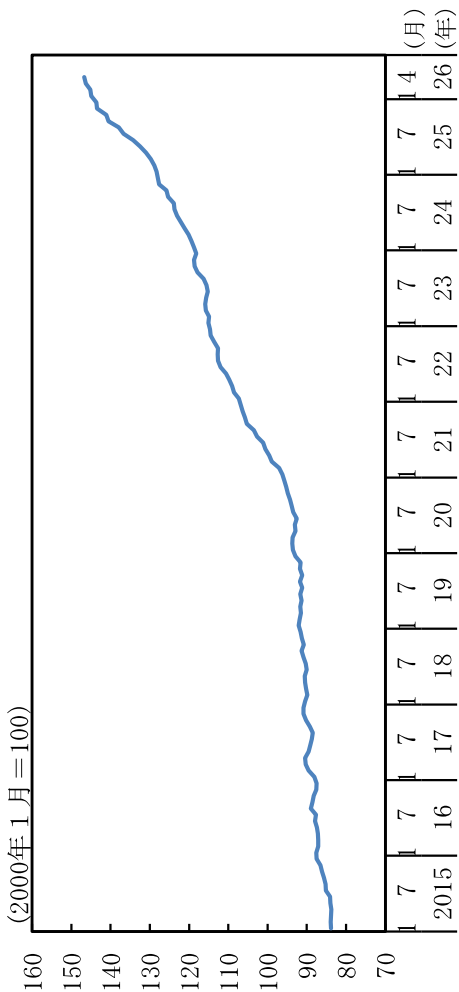
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価



不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



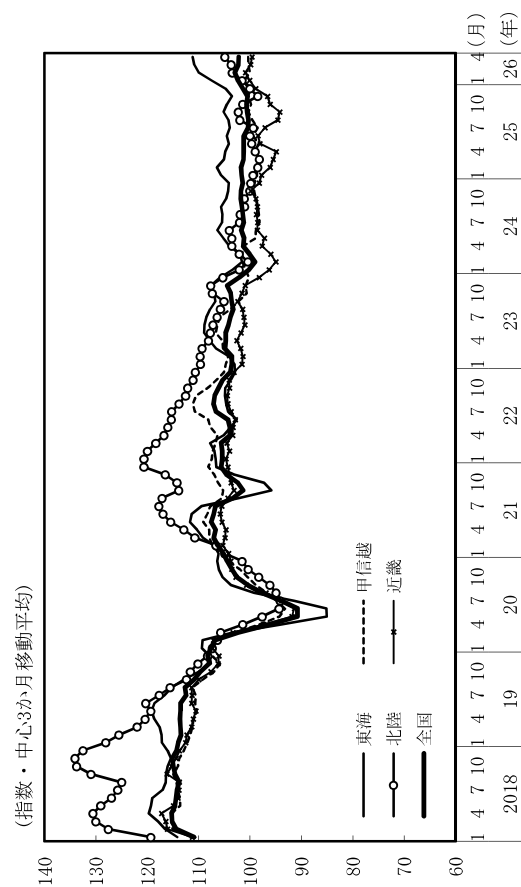
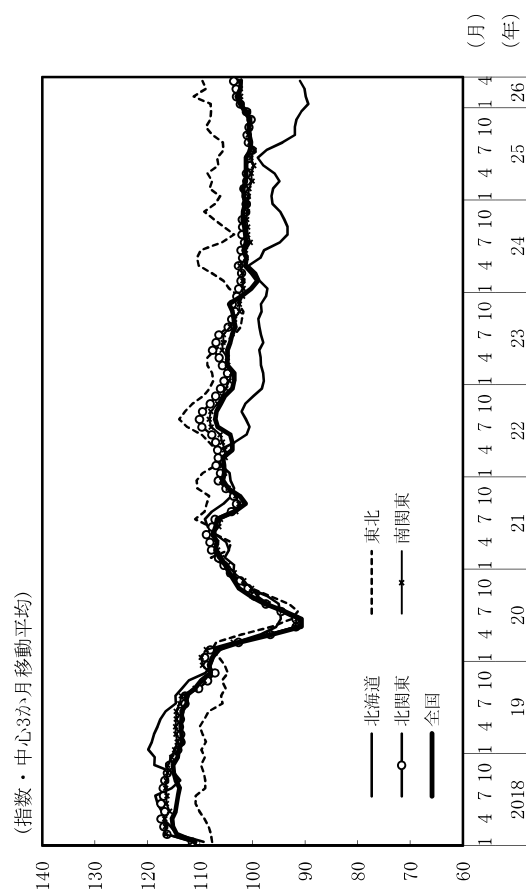
(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価100Kレポート～」
(一財) 日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。

2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものの。

3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

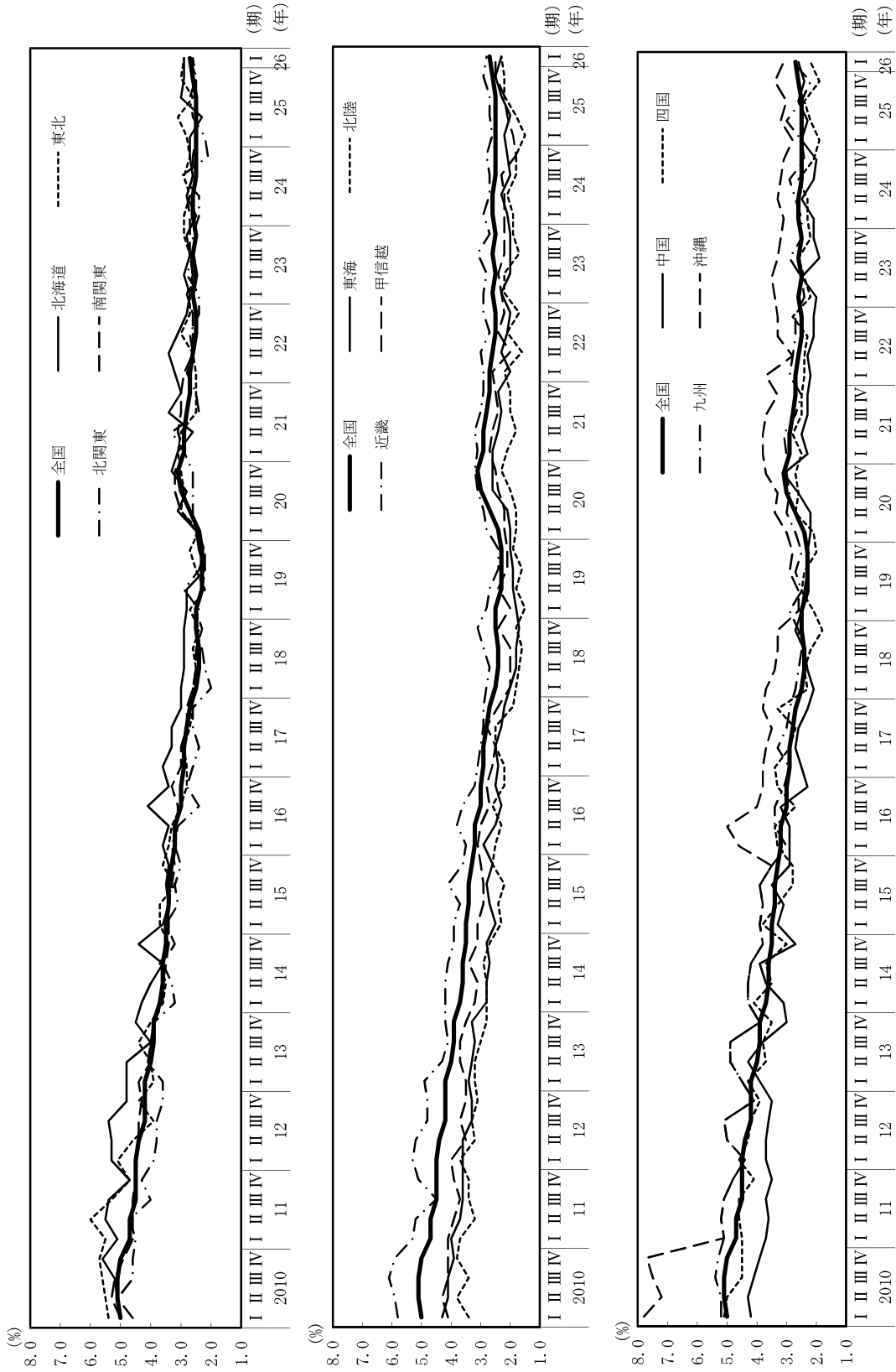


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政政策分析ディカッション・ペーパー「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は2020年
4. 直近月は、2か月平均。
5. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州は4月、沖縄は3月まで更新。

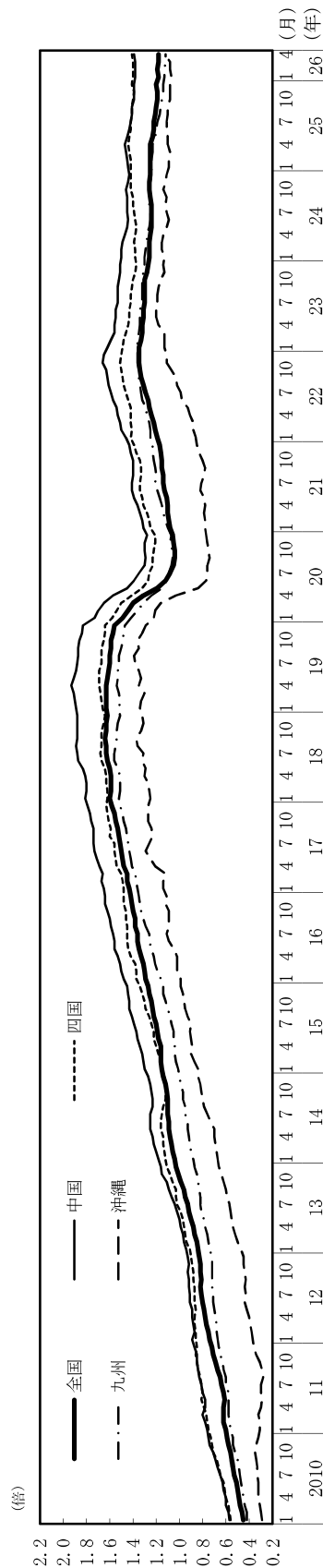
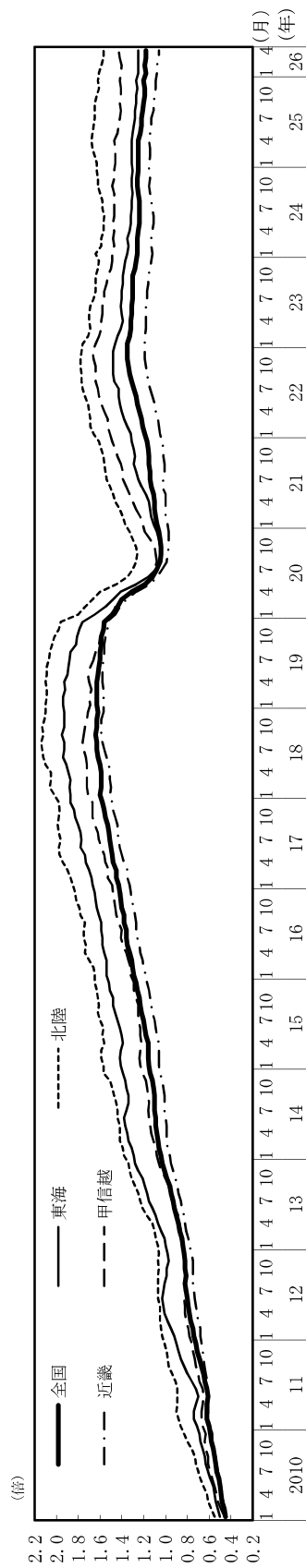
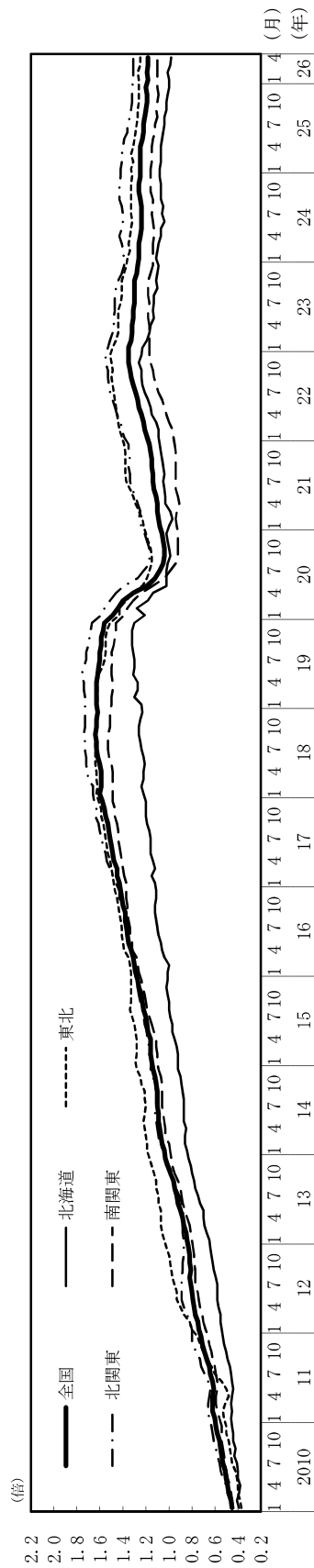
地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 完全失業率



(備考)
1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値：北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、中国、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

(4) 経済指標の都道府県別比較

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
人口（万人）（2024年）（全国1億2380万人）	504.3	116.5	114.5	224.8	89.7	101.1	174.3	280.6	188.5	189	733.2	625.1	1417.8	922.5	209.9	99.7	109.8	73.9	79.1	198.7	191.6	352.7	746
全国に占めるシェア（％）	4.1	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.3	1.5	1.5	5.9	5.0	11.5	7.5	1.7	0.8	0.9	0.6	0.6	1.6	1.5	2.8	6.0
順位	9	31	32	14	39	36	21	11	19	18	5	6	1	2	15	37	33	43	41	16	17	10	4
65歳以上の割合（％）（全国平均 29.3）	33.3	35.7	35.4	29.6	39.5	35.6	33.7	30.9	30.6	31.2	27.5	28.1	22.7	26.0	34.1	33.3	30.7	31.8	32.0	32.9	31.4	31.2	25.8
75歳以上の割合（％）（全国平均 16.8）	18.8	19.5	19.7	15.9	22.1	19.6	17.9	17.0	16.4	17.6	15.9	16.3	13.2	15.3	19.2	19.8	17.9	18.0	18.1	19.3	18.1	17.8	15.0
就業者数（万人）（2025年）（全国6828万人）	264.1	61.9	60.1	122.3	46.6	55.3	93.8	153.2	104.9	103.4	411.7	347.4	882	527.9	114.3	54.9	60.2	41.2	44.8	111.2	107.4	197	424.9
全国に占めるシェア（％）	3.9	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.2	1.5	1.5	6.0	5.1	12.6	7.7	1.7	0.8	0.9	0.6	0.7	1.6	1.6	2.9	6.2
順位	9	31	33	14	39	35	21	11	18	19	5	6	1	2	15	36	32	43	41	16	17	10	4
県内総生産（兆円）（2022年度）※名目	20.9	4.4	4.8	9.6	3.6	4.3	7.9	14.6	9.6	9.8	24.7	21.4	120.2	35.2	9.0	4.9	4.7	3.5	3.7	8.9	8.2	18.3	43.1
全国計に占めるシェア（％）	3.5	0.7	0.8	1.6	0.6	0.7	1.3	2.4	1.6	1.6	4.1	3.6	20.2	5.9	1.5	0.8	0.8	0.6	0.6	1.5	1.4	3.1	7.2
順位	8	34	30	15	41	35	21	11	16	14	5	7	1	4	17	28	31	42	40	18	20	10	3
産業別構成比（％）																							
第1次産業	4.3	4.5	3.1	1.4	2.6	2.7	1.4	1.9	1.4	1.2	0.3	0.9	0.0	0.1	1.6	0.8	0.8	0.9	1.8	1.8	0.8	0.7	0.4
第2次産業	16.7	20.0	25.9	21.5	28.3	32.0	34.8	39.5	44.6	42.7	26.0	24.1	11.2	22.9	30.4	37.7	29.3	35.6	38.5	36.9	36.8	43.4	40.8
第3次産業	79.0	75.4	70.9	77.0	69.1	65.3	63.8	58.6	54.0	56.1	73.7	75.1	88.8	77.0	68.0	61.5	69.9	63.5	59.7	61.3	62.4	55.8	58.8
県別製造品出荷額（2024年）計（兆円）	6.8	1.7	3.1	5.5	1.6	3.4	5.7	15.0	9.9	10.1	15.3	15.3	8.6	18.5	5.5	4.1	3.2	2.6	2.7	7.0	6.7	19.8	58.0
順位	19	42	31	25	43	29	23	8	13	12	6	7	16	4	26	27	30	35	34	18	20	2	1
構成比上位3業種																							
1位 食料品		食料品	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	化学工業	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	化学工業	化学工業	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路
2位 石油製品・石炭製品		石油製品・石炭製品	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	化学工業	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	化学工業	化学工業	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路
3位 鉄鋼業		製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	化学工業	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	化学工業	化学工業	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路	製造用機械・電子部品・電子回路
県業産出額（2024年）（億円）	14817	4119	3269	2494	2572	3025	2874	5494	3448	2868	1929	4533	226	744	3103	832	617	593	1298	3206	1373	2396	3551
順位	1	5	10	17	16	13	14	3	9	15	20	4	47	42	12	39	43	44	29	11	26	18	8
主な農畜産物 （）内は全国順位		りんご（1位）	わさび（3位）	大豆（2位）	大豆（3位）	西洋なし（1位）	もも（2位）	れんこん（1位）	いちご（1位）	ほうろく（1位）	ねぎ（1位）	ちんねい（1位）	こまつな（4位）	うめ（3位）	米（1位）	米（12位）	れんこん（5位）	そば（2位）	ぶどう（1位）	セルリー（1位）	かき（4位）	煎茶（1位）	しそ（1位）
		小豆（1位）	にんにく（1位）	みょうが（3位）	みょうが（3位）	みょうが（3位）	きゅうり（3位）	ピーマン（1位）	もやし（1位）	えだまめ（1位）	さといも（1位）	だいこん（1位）	わさび（7位）	からっ（1位）	ゆり（ゆり）（1位）	大豆（13位）	れんこん（8位）	うめ（9位）	もも（1位）	レタス（1位）	ねんどう（5位）	わさび（1位）	きく（ゆり）（1位）
		ほうろく（1位）	ごぼう（1位）	米（7位）	ほちみつ（3位）	みょうが（2位）	きゅうり（3位）	メロン（1位）	二色本菜（1位）	キャベツ（2位）	ほうろく（2位）	日本なし（1位）	ねんどう（8位）	かぶ（4位）	西洋なし（2位）	りんご（14位）	たけのこ（8位）	かぶ（11位）	ずもも（1位）	カーネーション（1位）	ほうろく（5位）	キャベツ（2位）	キャベツ（1位）
漁業産出額（2024年）（億円）	2793	446	379	843	25	17	120	251	-	-	-	210	122	152	116	128	139	90	-	-	-	491	168
順位	1	9	13	4	38	39	32	18	-	-	-	21	31	25	33	30	28	34	-	-	-	8	24
主な水産物 （）内は全国順位		ほたてがい（1位）	わかめ（2位）	さめ（1位）	わかめ（2位）	さけ（2位）	まいわし（4位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）	あゆ（2位）
宿泊者数（2024年）（万人泊、延べ）	4463	451	588	1027	315	488	954	727	1168	975	558	2829	11035	2610	1052	376	1149	403	948	2011	836	2300	2132
順位	3	35	28	17	42	33	19	27	14	18	30	6	1	7	16	39	15	37	20	11	23	9	10
うち外国人宿泊者数（2024年）（万人泊、延べ）	1031	41	39	78	12	26	32	28	48	43	23	441	5680	442	53	25	220	9	255	234	193	189	391

(4) 経済指標の都道府県別比較

三重県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		島根県		岡山県		広島県		山口県		徳島県		香川県		愛媛県		高知県		福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県																																																																																																																																																																																																																																																																																									
人口 (万人) (2024年) (全国1億2380万人)		140.2		252		875.7		533.7		128.5		88		53.1		64.2		183.1		271.4		128.1		68.5		91.7		127.6		65.6		509.2		78.8		125.2		169.7		108.5		153.2		146.6																																																																																																																																																																																																																																																																																											
全国に占めるシェア (%)		1.4		1.1		2.0		7.1		4.3		1.0		0.7		0.4		0.5		1.5		2.2		1.0		0.6		0.7		1.0		0.5		4.1		0.6		1.0		1.4		0.9		0.8		1.2																																																																																																																																																																																																																																																																																									
順位		22		26		13		3		7		27		46		20		12		28		44		38		29		45		8		42		30		34		35		24		25																																																																																																																																																																																																																																																																																													
65歳以上の割合 (%) (全国平均 29.3)		30.9		27.2		29.8		27.6		30.2		33.0		34.5		33.7		35.2		31.2		30.4		35.5		32.8		34.6		36.6		28.6		32.0		34.6		32.5		34.4		34.1		34.2		24.3																																																																																																																																																																																																																																																																																									
75歳以上の割合 (%) (全国平均 16.8)		17.8		15.3		18.0		16.6		17.6		19.5		20.1		19.0		20.4		18.4		17.8		20.9		20.3		19.1		19.8		21.6		15.9		17.4		18.9		18.0		19.5		18.8		11.8																																																																																																																																																																																																																																																																																									
就業者数 (万人) (2025年) (全国6828万人)		92		77.1		136.1		481.6		280.3		65.9		45.4		28.8		34		98.6		145.8		67.1		35.2		48		65.8		34.4		269.3		42.7		64.4		90.8		57.1		53.3		79.2		76.8																																																																																																																																																																																																																																																																																							
全国に占めるシェア (%)		1.3		1.1		2.0		7.0		4.1		1.0		0.7		0.4		0.5		1.4		2.1		1.0		0.5		0.7		1.0		0.5		3.9		0.6		0.9		1.3		0.8		1.2		1.1																																																																																																																																																																																																																																																																																									
順位		22		25		13		3		7		28		40		47		20		12		27		44		38		29		45		8		42		30		34		37		24		26																																																																																																																																																																																																																																																																																											
県内総生産 (兆円) (2022年度) ※名目		8.5		7.0		11.1		43.1		23.5		3.9		4.0		1.9		2.8		7.3		12.5		6.3		3.3		4.0		5.1		2.4		20.2		3.1		4.7		6.6		4.9		3.8		6.0		4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																							
全国計に占めるシェア (%)		1.4		1.2		1.9		7.2		3.9		0.7		0.3		0.3		0.5		1.2		2.1		1.1		0.5		0.7		0.9		0.4		3.4		0.5		0.8		1.1		0.8		1.0		0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																									
順位		19		23		13		2		6		38		36		47		45		22		12		25		43		37		27		46		9		44		32		24		29		39		26		33																																																																																																																																																																																																																																																																																							
産業別構成比 (%)		0.9		0.5		0.3		0.0		0.4		0.5		1.7		2.5		1.6		1.1		0.6		0.7		1.7		1.3		1.9		3.6		0.6		2.6		2.9		1.8		4.9		4.8		1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第1次産業		44.3		47.1		33.5		22.5		33.0		22.9		36.6		21.6		30.6		32.3		42.1		35.1		26.6		30.3		18.1		19.6		30.2		24.6		29.7		35.3		25.0		23.5		13.1																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第2次産業		54.8		52.4		66.2		77.5		66.6		76.6		61.6		76.0		70.9		68.4		57.2		63.2		72.2		67.8		78.4		79.8		67.3		72.8		67.5		62.9		70.1		71.6		85.9																																																																																																																																																																																																																																																																																									
第3次産業		12.3		9.2		6.5		19.3		18.5		2.0		2.9		0.9		1.4		9.6		11.5		7.8		2.3		3.1		5.6		0.7		11.6		2.3		1.9		3.5		5.7		1.8		2.4		0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																							
県別製造品出荷額 (2024年) 計 (兆円)		9		15		21		3		5		39		33		45		44		14		11		17		37		32		24		46		10		38		40		28		22		41		36		47																																																																																																																																																																																																																																																																																							
順位		30		38		37		46		22		45		31		36		41		21		24		40		33		34		28		32		19		27		23		6		25		7		2		35																																																																																																																																																																																																																																																																																							
主要産業		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
順位		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)		製造業 (28%)	

(備考) 1. 総務省「人口推計」「労働力調査」「経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「生産農業所得統計」

「漁業産出額」「都道府県の農林水産業の概要」、観光庁「宿泊旅行統計」により作成。

2. 就業者数の全国に占めるシェアの算出時の全国値には、都道府県別結果(モデル推計値)の都道府県別就業者数の合計を使用。

3. 主な農畜産物の全国順位は、品目により対象年次が異なる。漁業産出額は海面漁業及び海面養殖業の値。

Ⅱ. 海外経済

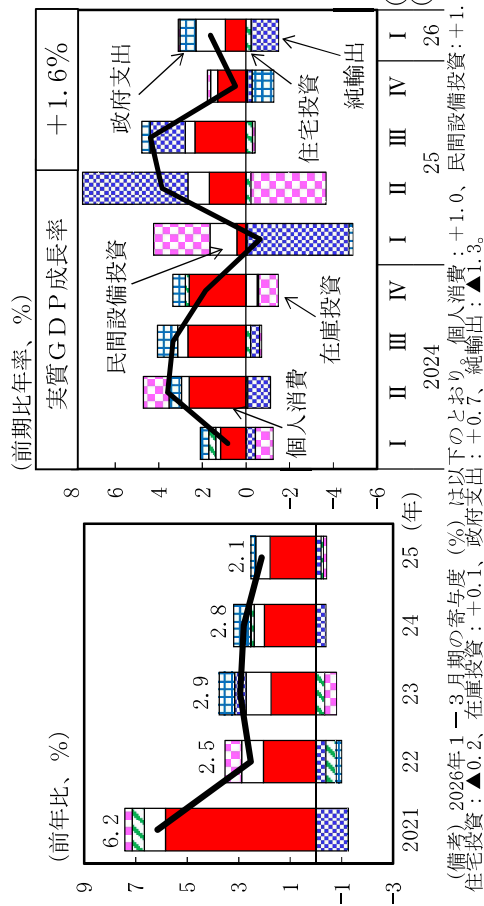
5 月 月 例（5 月 26 日）		6 月 月 例（6 月 30 日）	
ア ジ ア 地 域	世界経済	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いている。ただし、中東情勢を始め世界経済の不透明感が続いている。先行きについては、基本的には緩やかな持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢による影響等には留意する必要がある。また、金融資本市場の変動による影響等に留意する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いている。ただし、中東情勢を始め世界経済の不透明感が続いている。先行きについては、基本的には緩やかな持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢による影響等には留意する必要がある。また、金融資本市場の変動による影響等に留意する必要がある。
	米 国	米国では、景気は、 <u>一部に弱さがみられるものの、</u> 緩やかな拡大が続いている。先行きについては、緩やかな拡大が続くことが期待される。ただし、中東情勢が物価や消費等に及ぼす影響等に留意する必要がある。	米国では、景気は緩やかな拡大が続いている。先行きについては、緩やかな拡大が続くことが期待される。ただし、中東情勢が物価や消費等に及ぼす影響等に留意する必要がある。
ヨ ー ロ ッ プ 地 域	中国	中国では、景気は緩やかに減速している。先行きについては、不動産市場の停滞による影響もあり緩やかな減速が続くと見込まれる。また、物価動向等に留意する必要がある。	中国では、景気は緩やかに減速している。先行きについては、不動産市場の停滞による影響もあり緩やかな減速が続くと見込まれる。また、物価動向等に留意する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は緩やかに回復している。台湾では、景気は外需を中心に拡大している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は拡大している。	韓国では、景気は緩やかに回復している。台湾では、景気は外需を中心に拡大している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は拡大している。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、基本的には緩やかに持ち直していくことが期待されるが、中東情勢による影響等を注視する必要がある。	ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、基本的には緩やかに持ち直していくことが期待されるが、中東情勢による影響等を注視する必要がある。
	英国	英国では、景気は持ち直している。先行きについては、基本的には持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢による影響等を注視する必要がある。	英国では、景気は持ち直している。先行きについては、基本的には持ち直しが続くことが期待されるが、中東情勢による影響等を注視する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. 米国

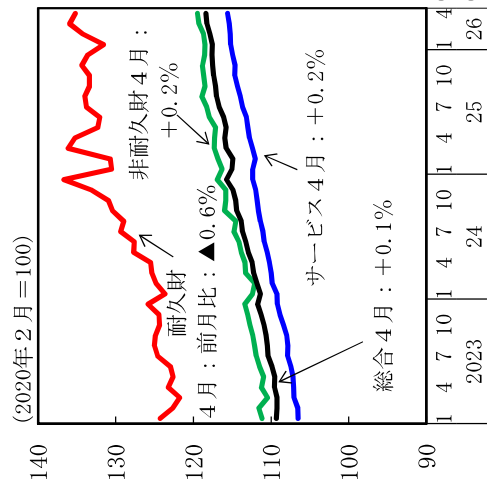
○米国では、景気は緩やかな拡大が続いている。

①実質GDP成長率（第2次推計値） 2026年1－3月期は前期比年率+1.6%成長



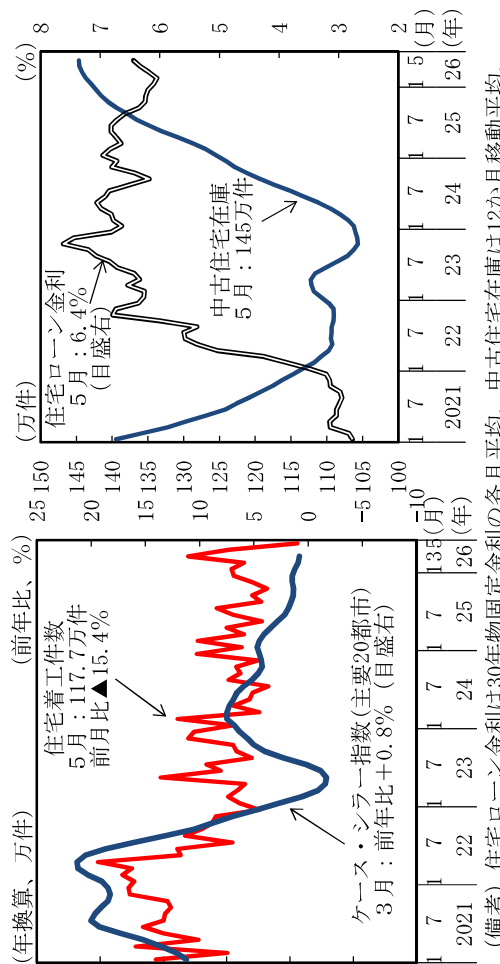
②消費

自動車販売台数：このところおむね横ばい



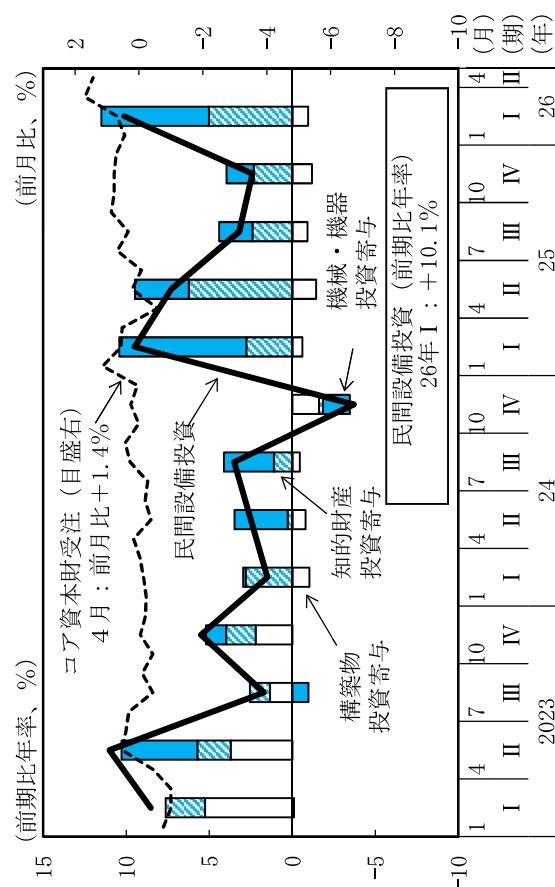
③住宅着工：このところ弱い動き

住宅価格：伸びがやや低下



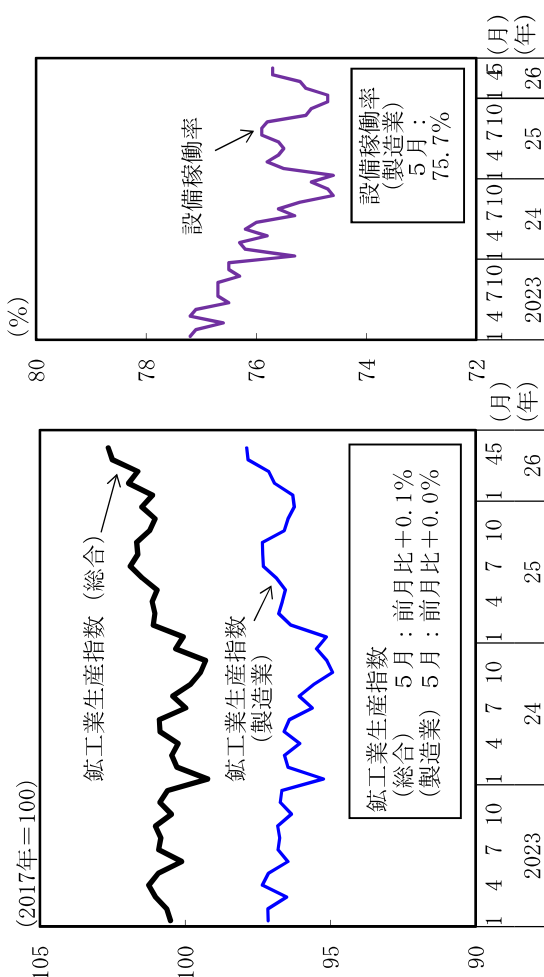
(備考) 住宅ローン金利は30年物物固定金利の各月平均。中古住宅在庫は12か月移動平均。

④設備投資は増加

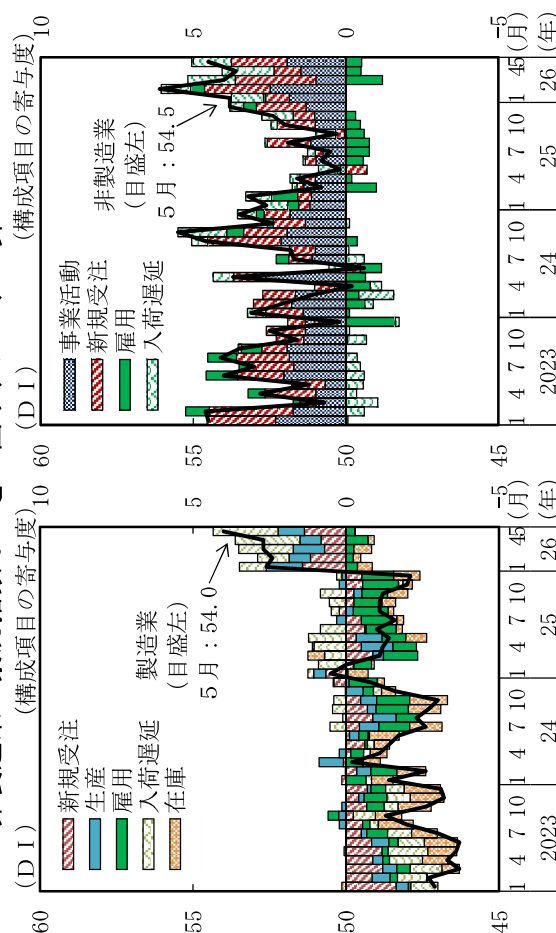


(備考) コア資本財受注は、3か月移動平均値。

⑤生産は緩やかに増加

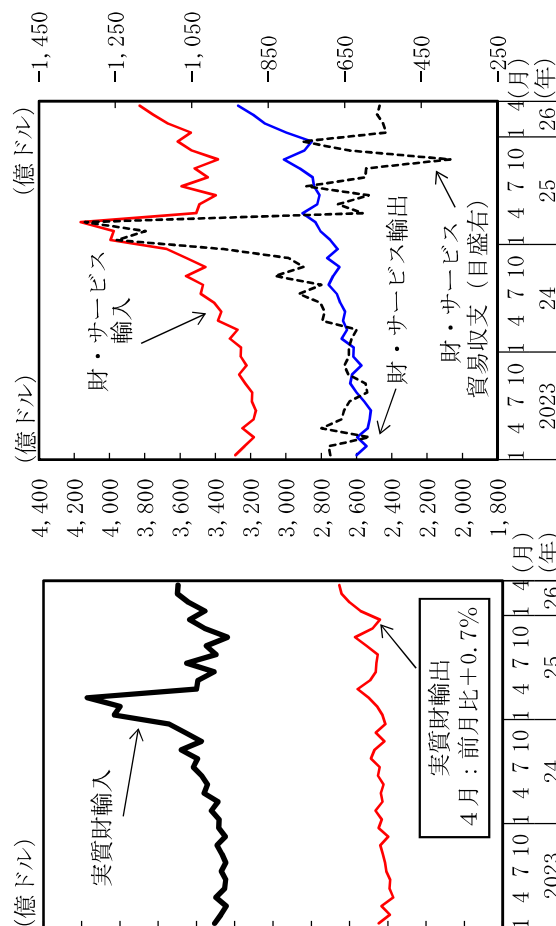


製造業 : 景況指数は50を上回り、かつ、上昇
非製造業 : 景況指数は50を上回り、かつ、上昇



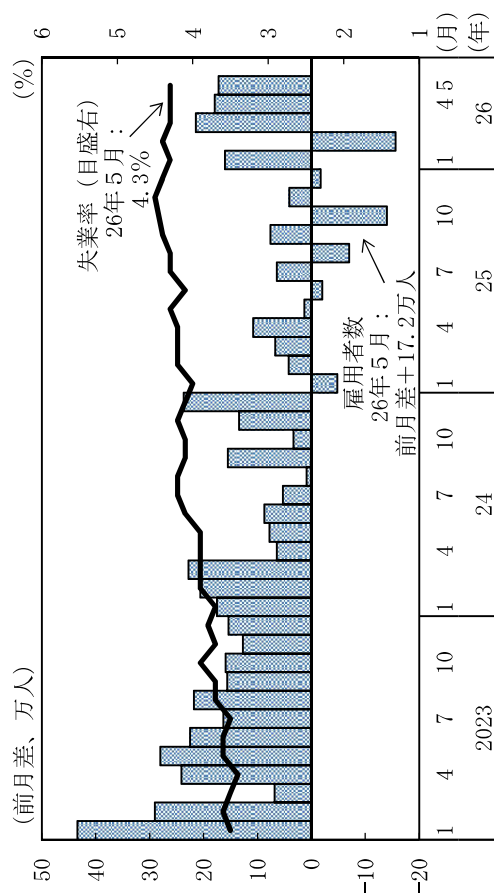
(備考) 構成項目の寄与度は中立水準である50からの乖離幅を示す。

⑥財輸出はこのところ増加



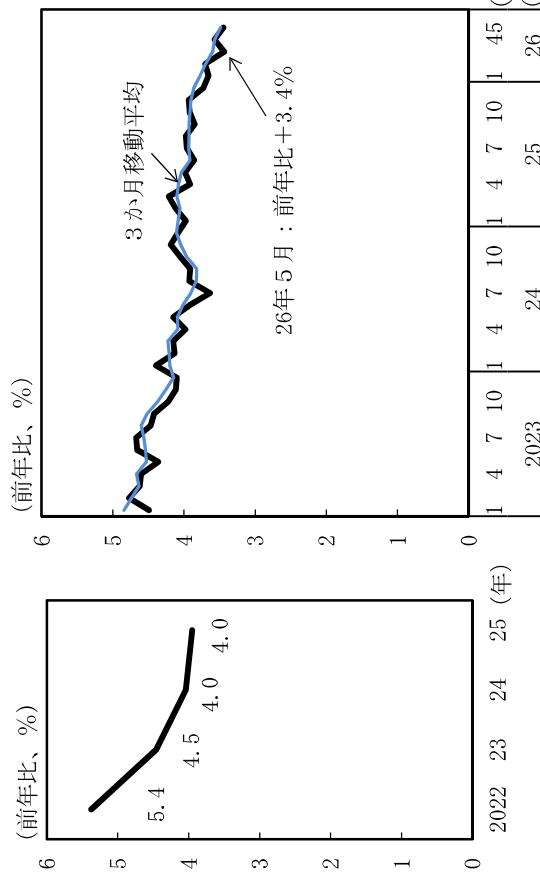
(備考) 左図は通関ベース (実質)、右図は国際収支ベース (名目)。

⑦雇用者数はこのところ緩やかに増加、失業率はおおむね横ばい



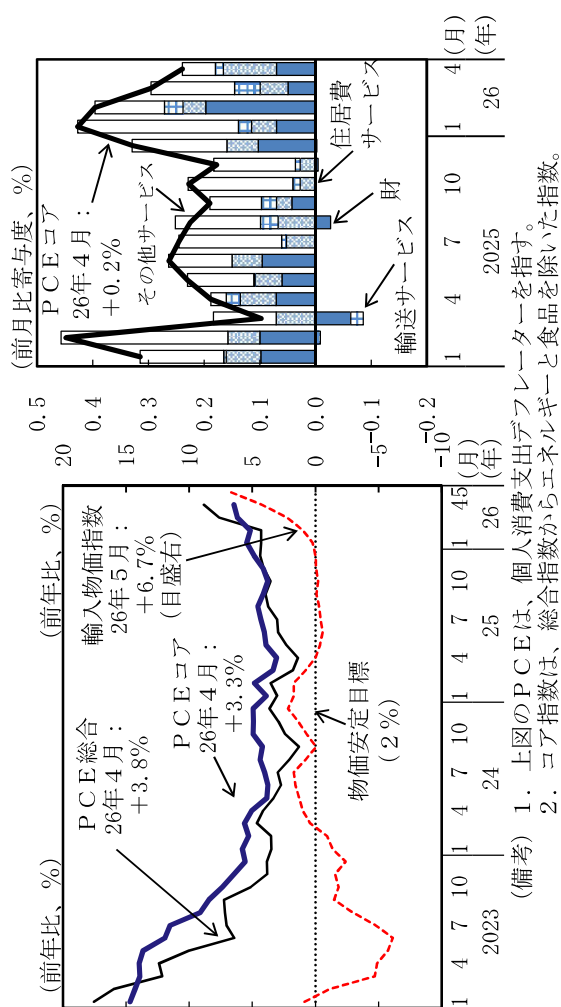
(備考) 1. 雇用者数は非農業部門。
2. 2025年10月の失業率は政府閉鎖の影響で欠損。

賃金の伸びはおおむね横ばい



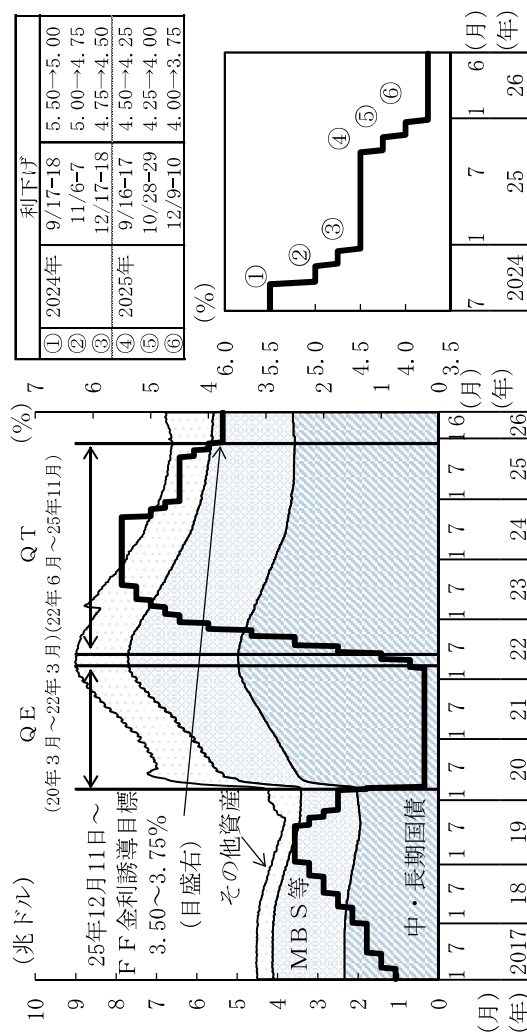
(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

⑧コア物価上昇率は緩やかに上昇



(備考) 1. 上図のPC Eは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

金融政策

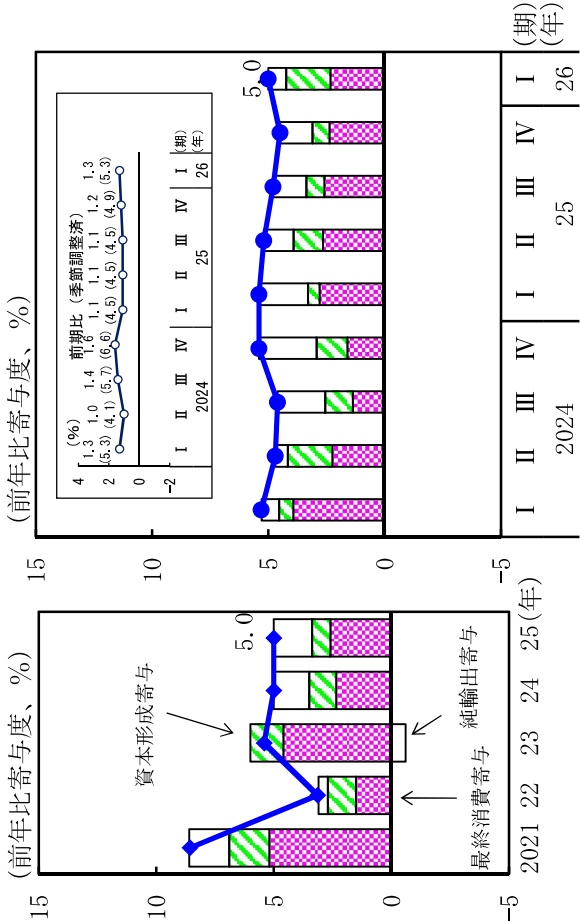


(備考) 1. FRBにより作成。
2. F F 金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

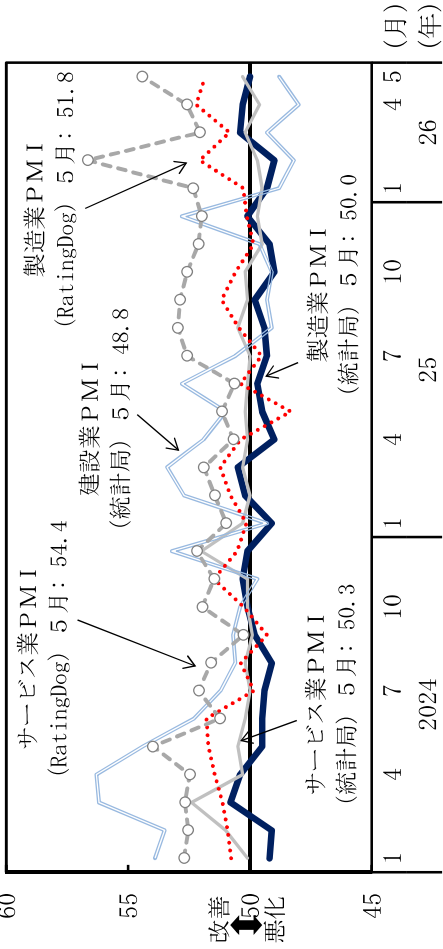
中国：○中国では、景気は緩やかに減速している。

①実質GDP成長率



(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

製造業購買担当者指数 (PMI) はこのところ持ち直しの動き (ポイント)

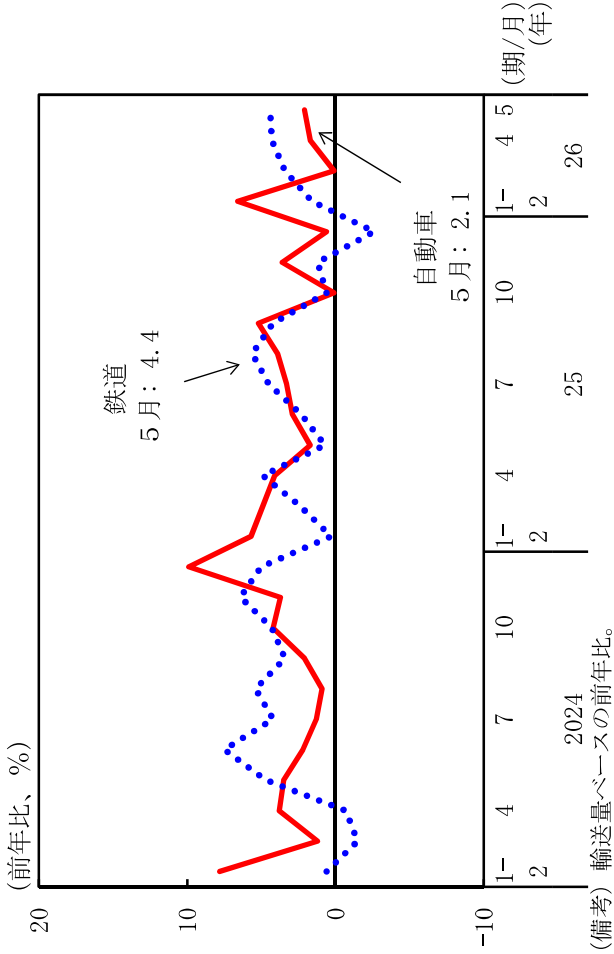


(備考) 1. 国家統計局、RatingDog/S & Pグローバルにより作成。RatingDogは中国の金融テクノロジー企業であり、S & Pグローバルと共同して、独自にPMIを発表している。

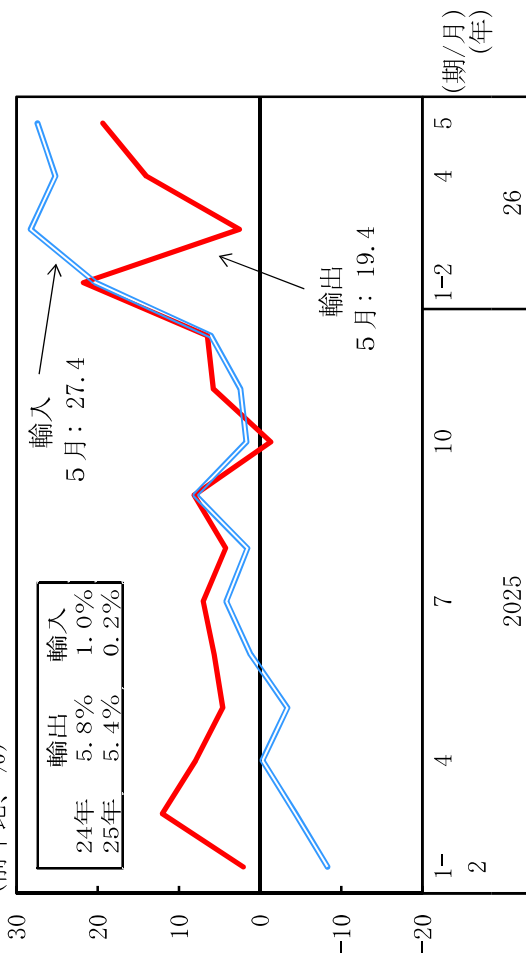
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。

3. 統計対象数は、国家統計局が3,200社(製造業)、4,300社(非製造業)、RatingDog/S & Pグローバルが約650社。

貨物輸送 (自動車、鉄道)



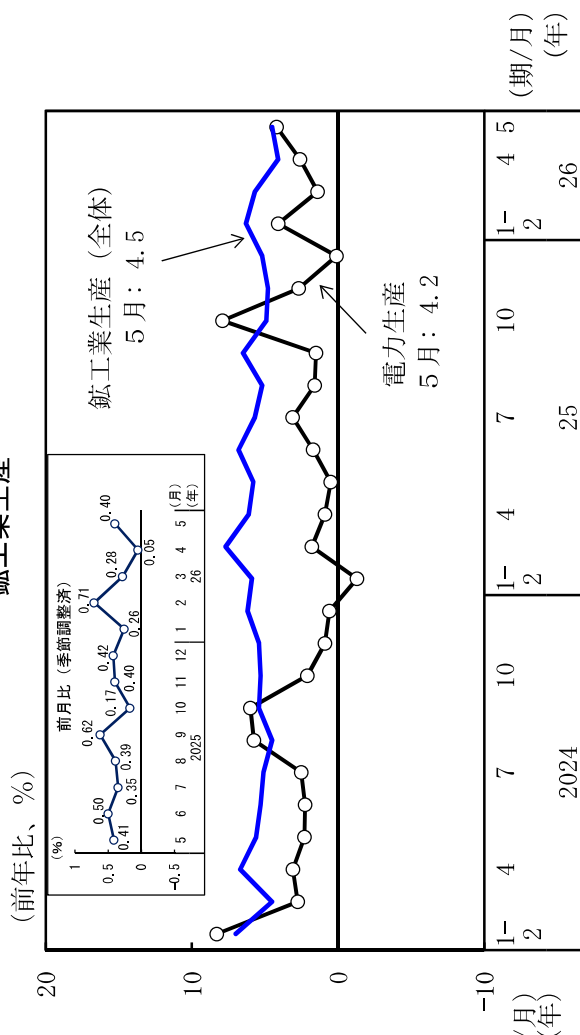
②財輸出は増加



(備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。

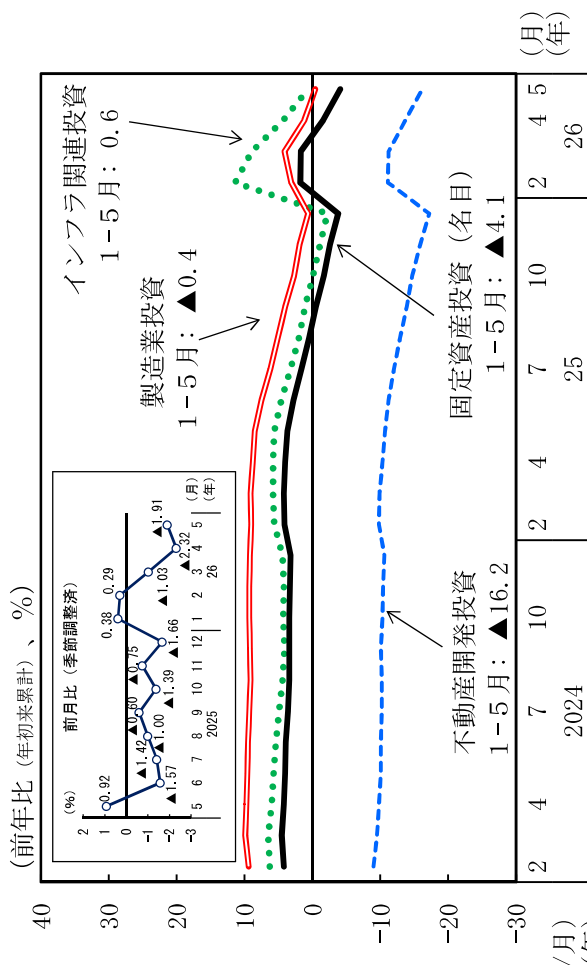
2. 春節(旧正月)休暇は、24年2月10日～17日、25年1月28日～2月4日、26年2月15日～23日。

④生産は持ち直し
鉱工業生産



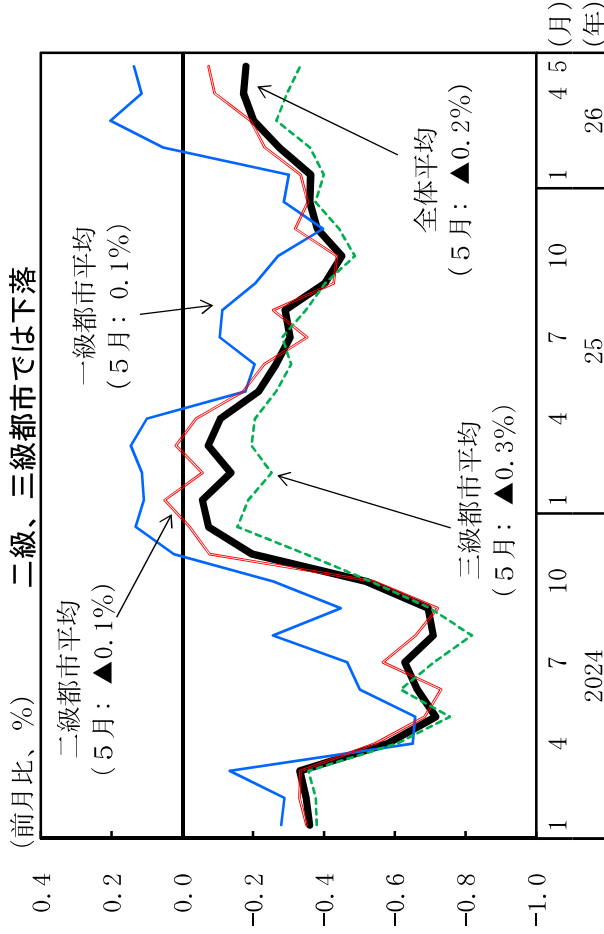
(備考) 24年3月～25年7月、10月～12月及び26年3月～5月の実質値は未公表。

⑤固定資産投資は減少



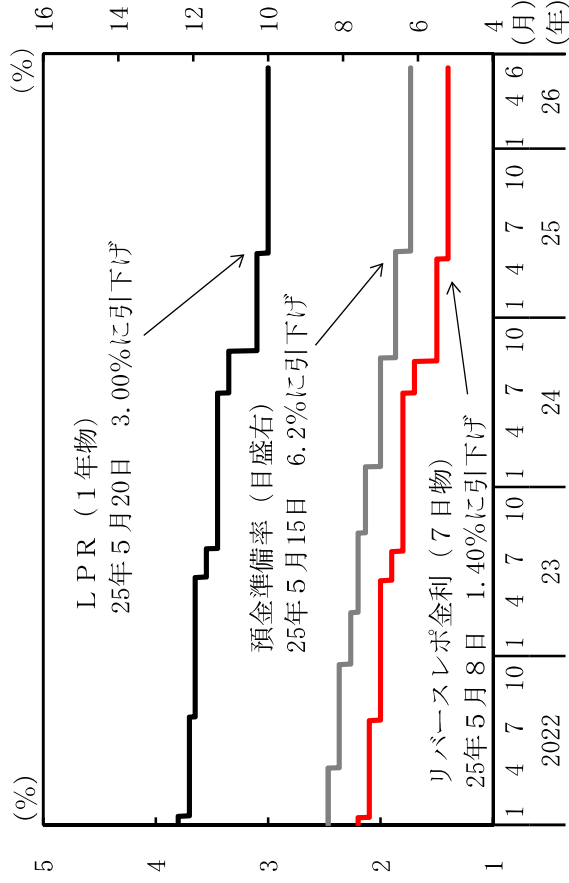
(備考) 自動車販売台数は出荷ベース。年間販売台数は、23年12.0%増、24年4.5%増、25年9.4%増。自動車販売額は、社会消費品小売総額の内数。

新築住宅販売価格は一級都市では下げ止まり、 二級、三級都市では下落



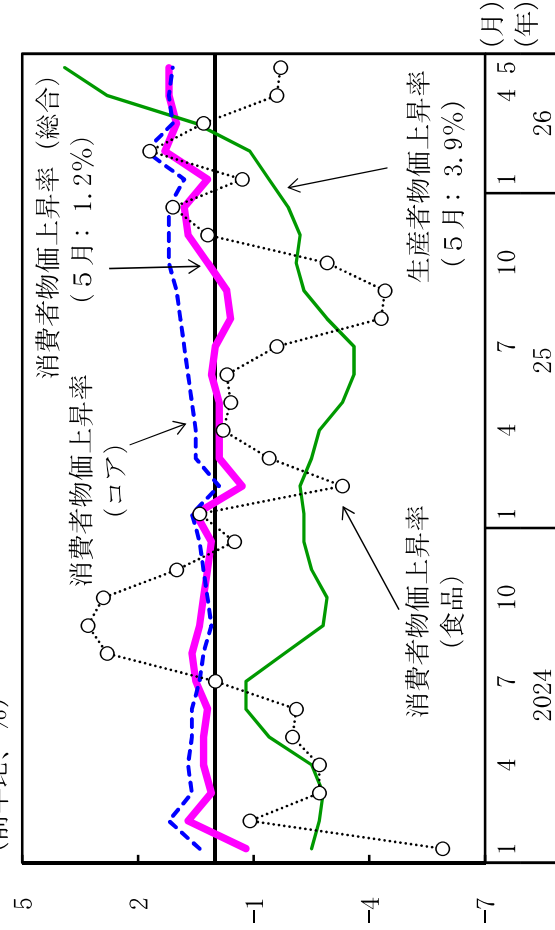
(備考) 一級、二級、三級、全体 (国家統計局の指定する70都市) 平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



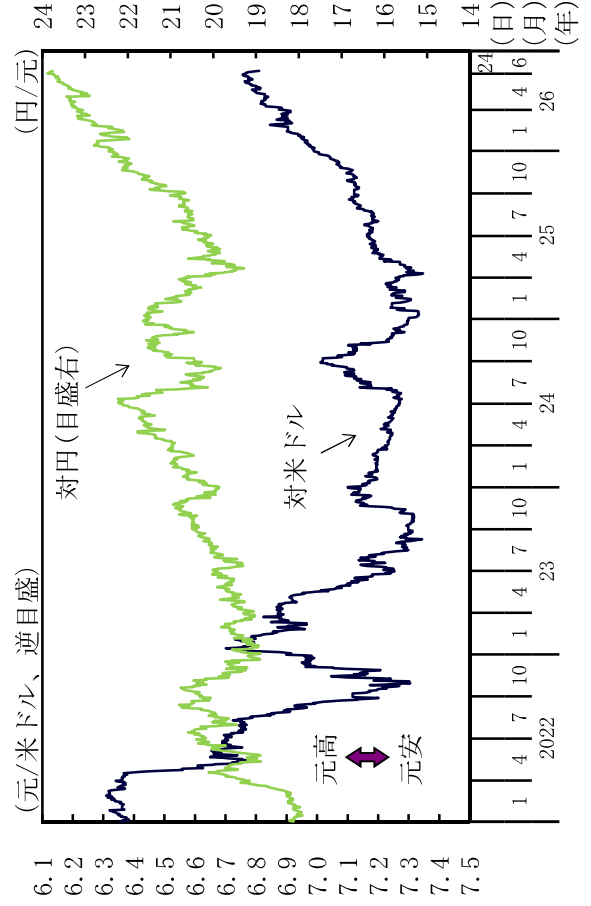
(備考) 1. 預金準備率は、金融機関全体の加重平均値。
2. リバースレポ金利 (7日物) は中国人民銀行が公開市場操作により金融市場へ資金供給する際の金利の一つ。
3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中国人民銀行が選定した20の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。

⑥消費者物価上昇率はおおむね横ばい



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

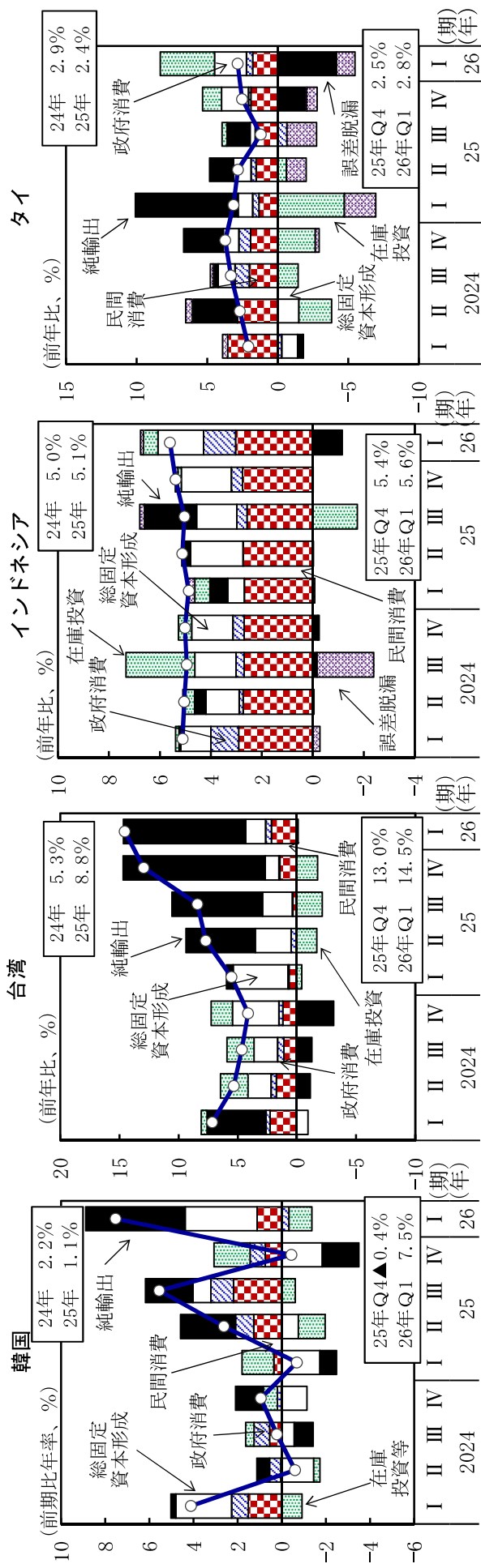
人民元名目為替レート



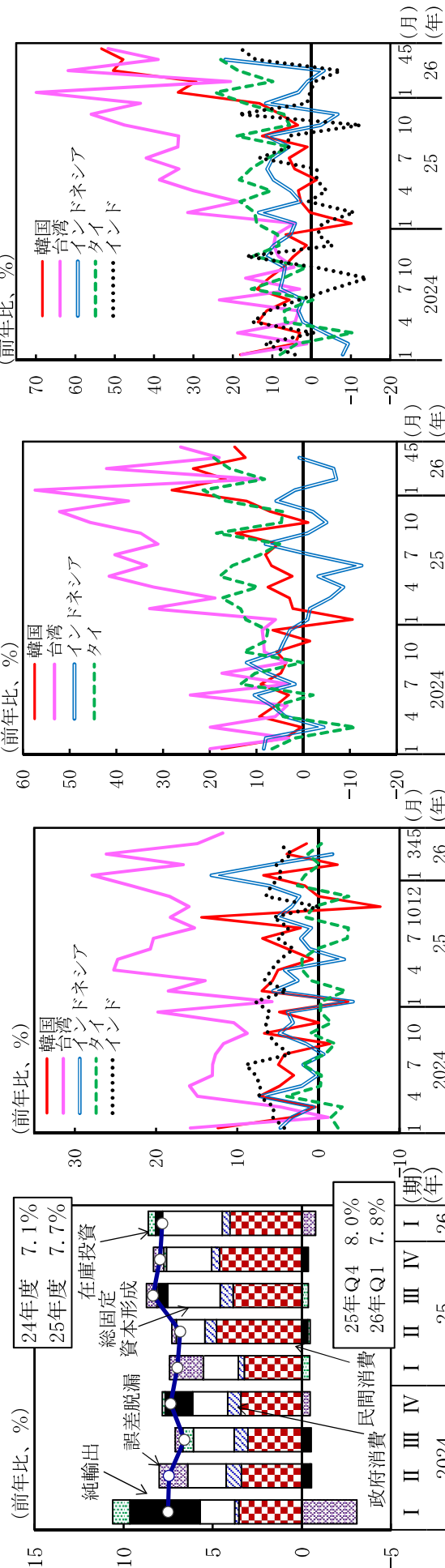
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は緩やかに回復している。台湾では、景気は外需を中心に拡大している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は拡大している。

①実質GDP成長率



②鉱工業生産

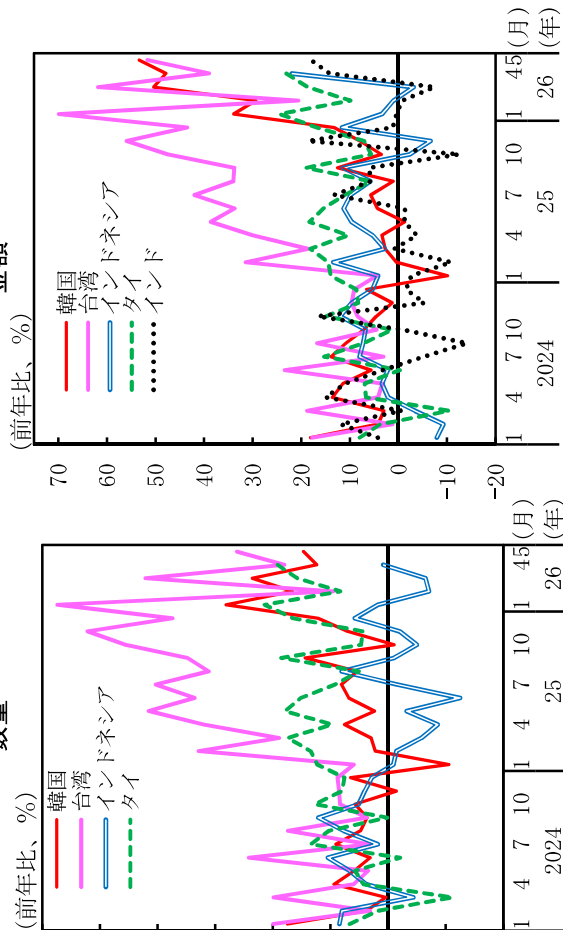


(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

(備考) インドの数量は未公表。

③財輸出

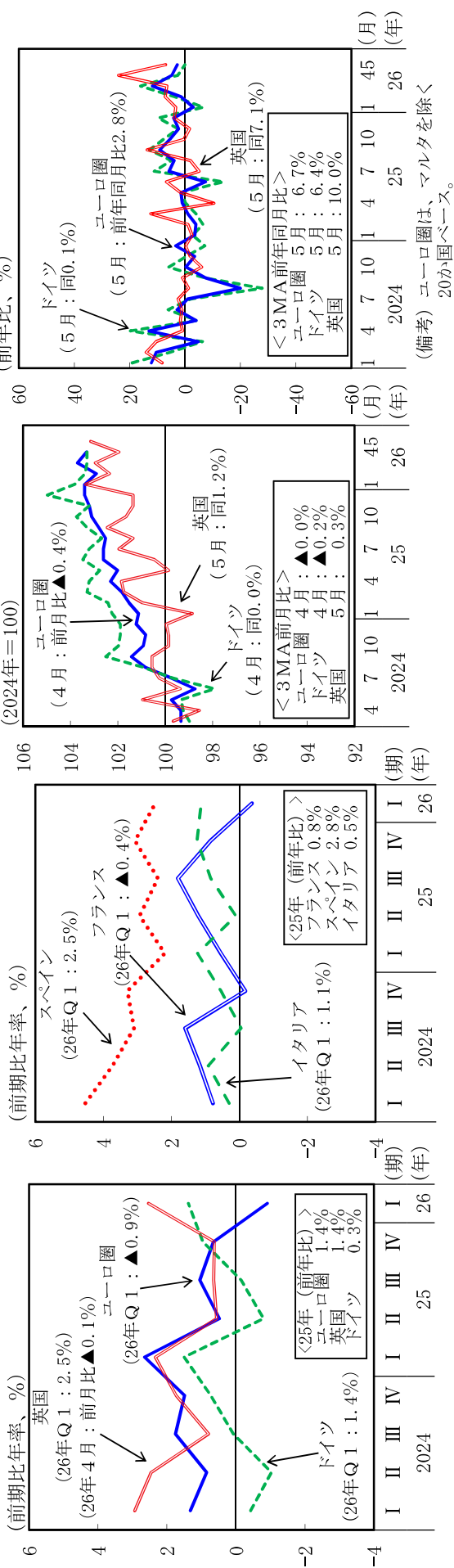


(備考) ドルベース。

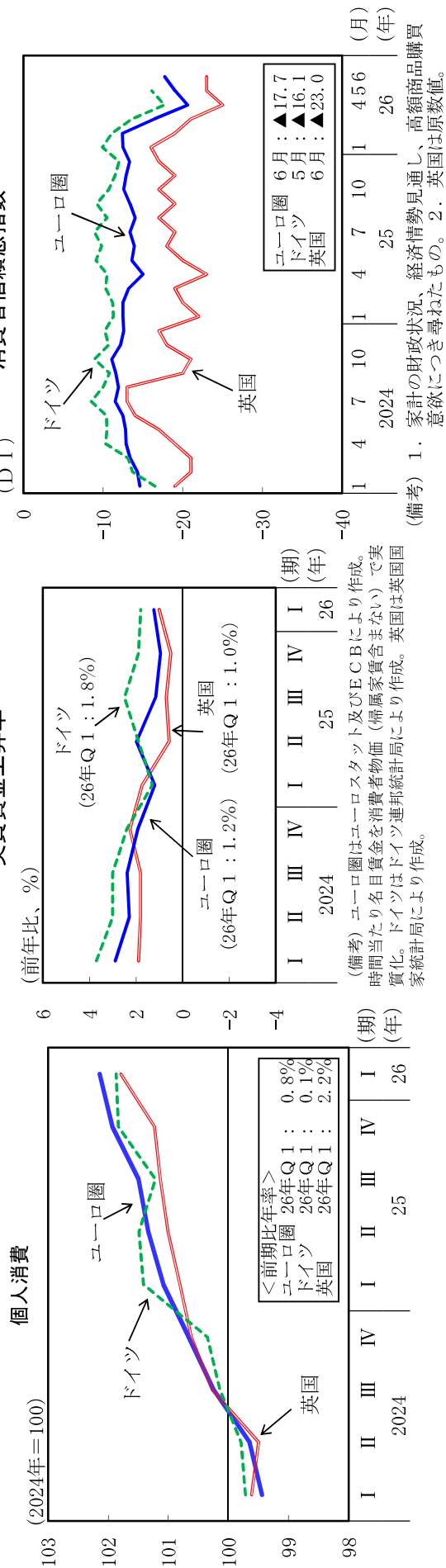
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。
ドイツにおいては、景気は持ち直しの動きに足踏みがみられる。
英国では、景気は持ち直している。

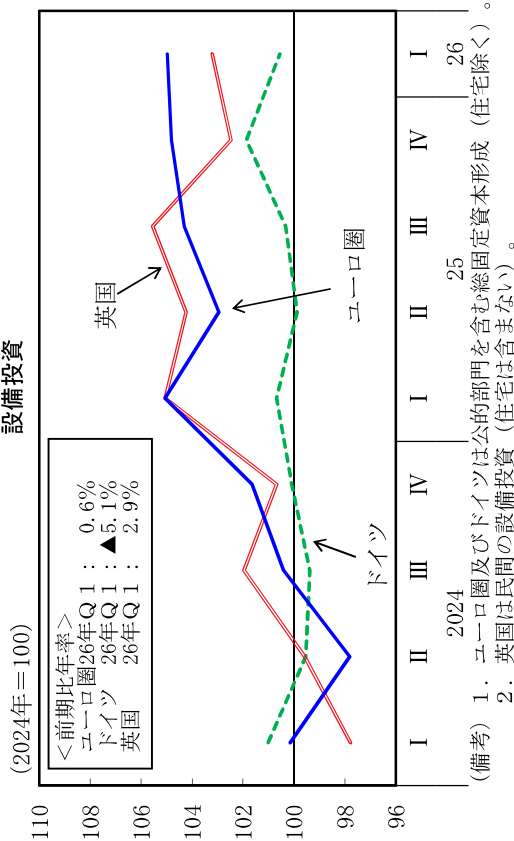
①GDP ユーロ圏：26年1-3月期は前期比年率▲0.9%成長
英国：26年1-3月期は前期比年率2.5%成長



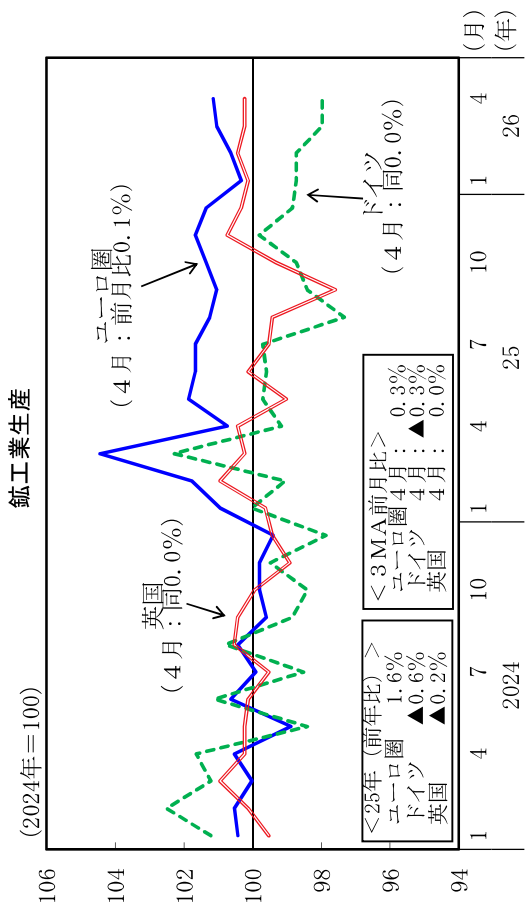
②個人消費 ユーロ圏：持ち直しのテンポが鈍化している
英国：持ち直している



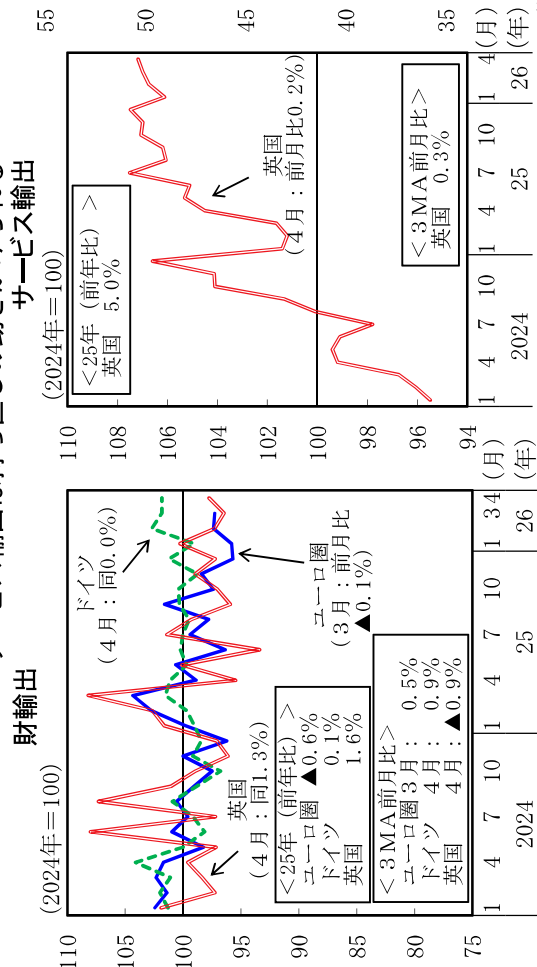
③設備投資 ユーロ圏：設備投資はおおむね横ばいとなっている
英 国：設備投資は持ち直しの動きがみられる
このところ一服感がみられる



⑤生産 ユーロ圏：生産はおおむね横ばいとなっている
英 国：生産はおおむね横ばいとなっている

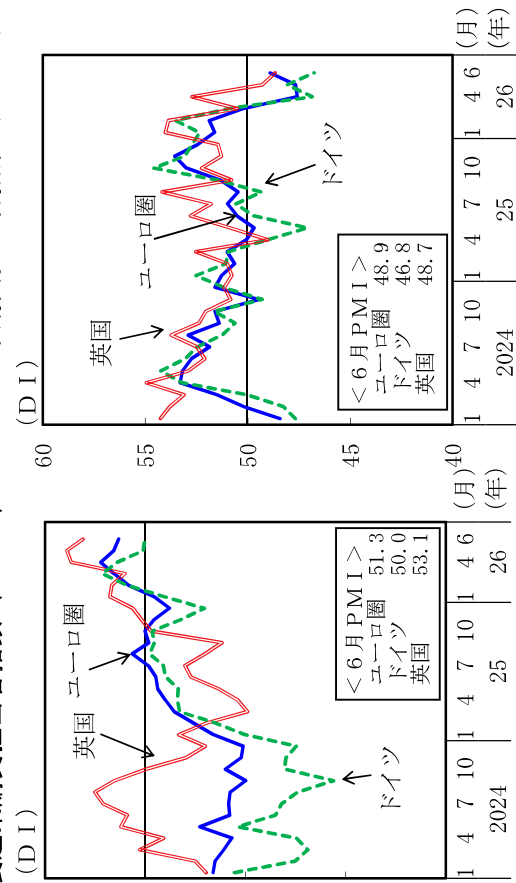


④輸出 ユーロ圏：財輸出はおおむね横ばいとなっている
英 国：財輸出はこのところおおむね横ばいとなっている
サービスイ輸出は持ち直しの動きがみられる



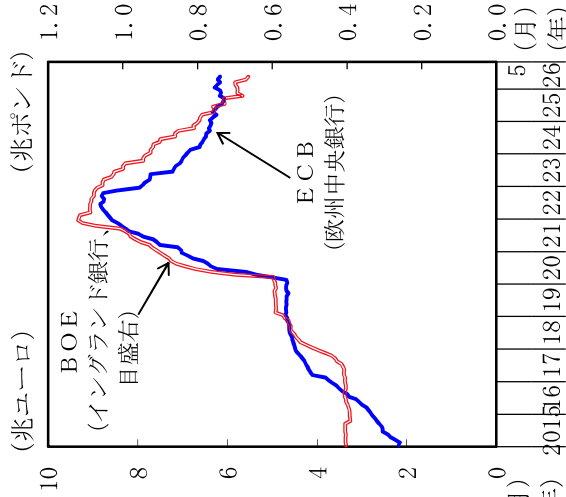
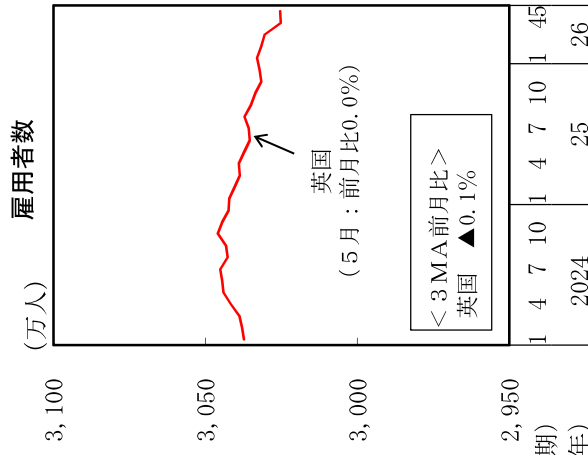
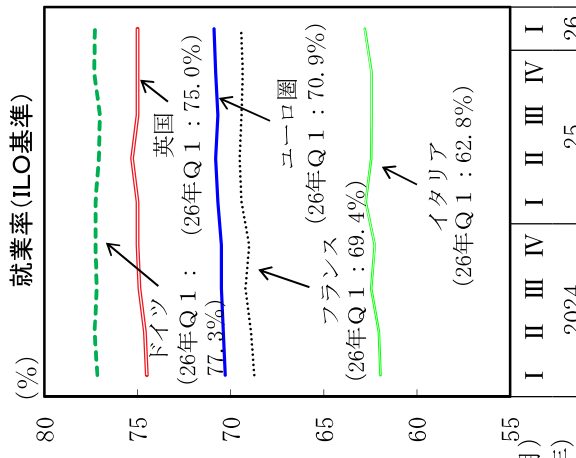
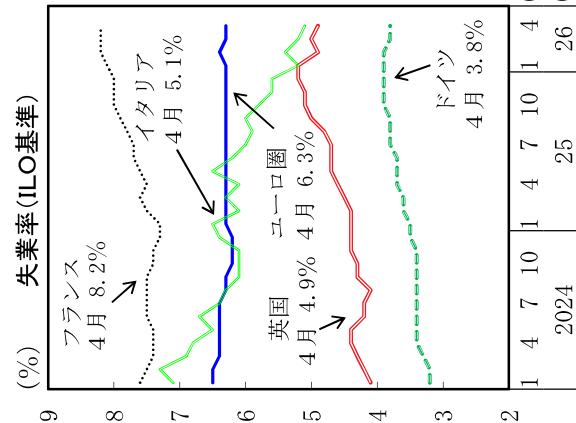
（備考）1. ユーロ圏は圏外向けのみ。数量ベース。
2. 英国は金を除く実質ベース。

ユーロ圏：サービス業景況感はこのところ低下している
英 国：サービス業景況感を持ち直しの足踏みがみられる
製造業購買担当者指数（PMI） サービス業購買担当者指数（PMI）

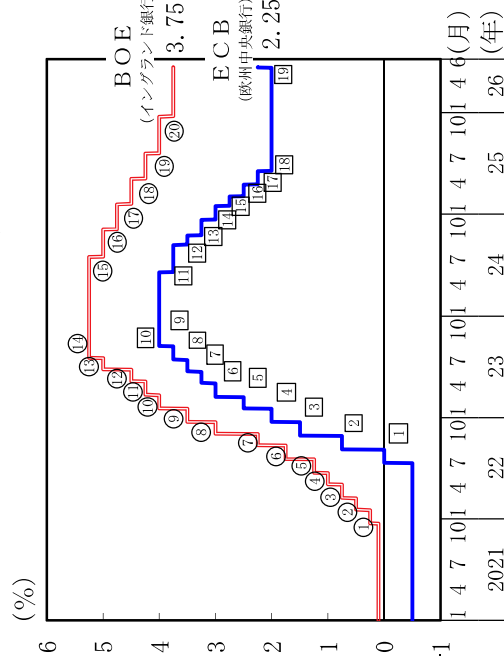
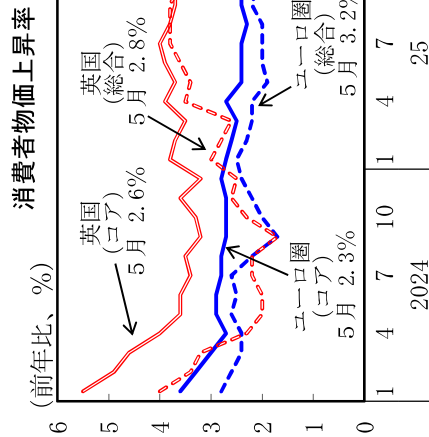


（備考）1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（1p）、変化なし（0.5p）、悪化（0p）」として指数化。
2. ユーロ圏は、圏内約5,000社の購買担当者を対象にしている。

⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英 国：雇用者数はこのところ横ばいとなっている
失業率はこのところ横ばいとなっている



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている
英 国：コア物価上昇率はここところ低下している



⑧政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引上げ
英 国：イングランド銀行 (BOE) は据置き

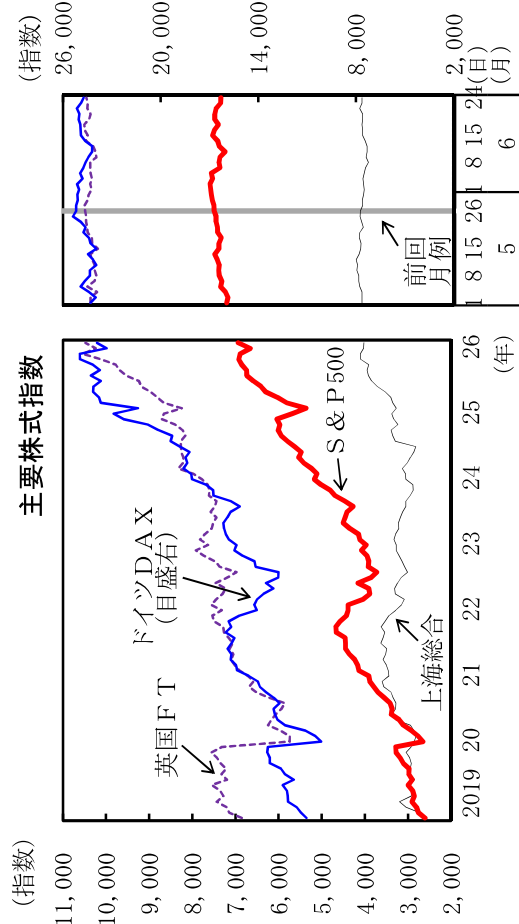
ECB		BOE	
利上げ		利上げ	
1/2022年	7/21	1/2021年	1/4
...	...	...	...
利下げ		利下げ	
11/2024年	6/6	15/2024年	8/1
12/2024年	9/12	16/2024年	11/7
13/2024年	10/17	17/2024年	2/6
14/2024年	12/12	18/2024年	5/8
15/2024年	1/30	19/2024年	8/7
16/2024年	3/6	20/2024年	12/18
17/2024年	4/17		
18/2024年	6/5		
19/2024年	6/11		

(備考) 日付は公表日。欧州中央銀行 (ECB) の政策金利は、預金ファシリタティ金利。

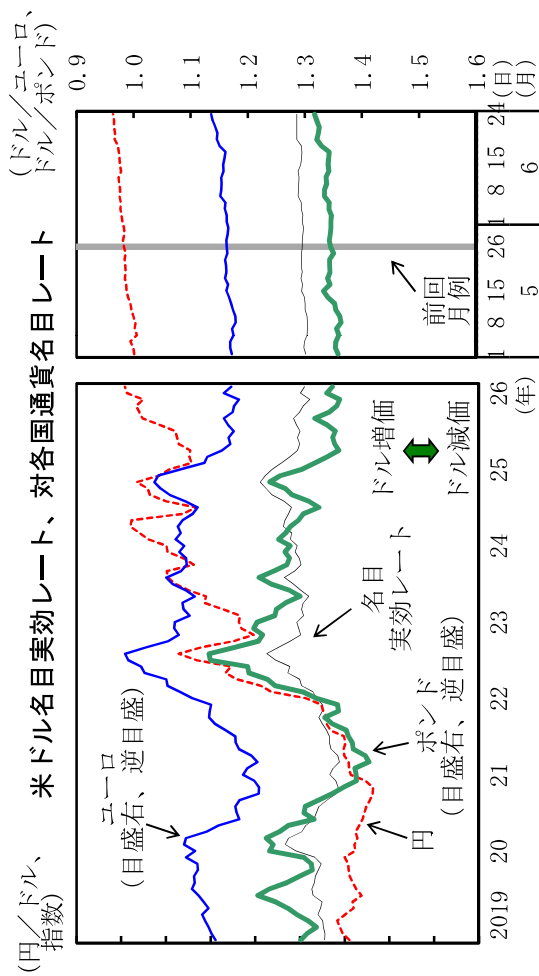
(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。
英国財務省のインフレ目標は2%。
英国では、政府がインフレ目標を設定し、イングランド銀行がその目標達成に向けて必要な政策手段をとる。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

4. 国際金融

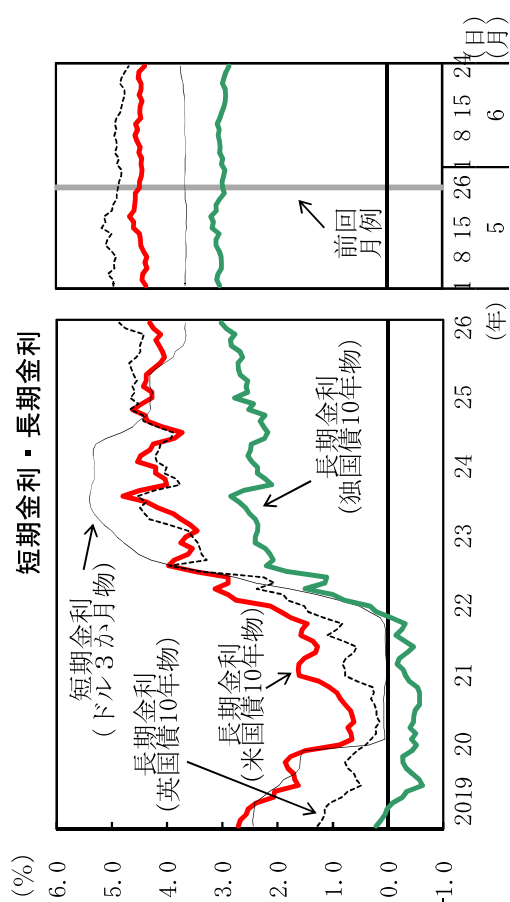
株価：米国、英国、中国ではおおむね横ばい、ドイツではやや下落



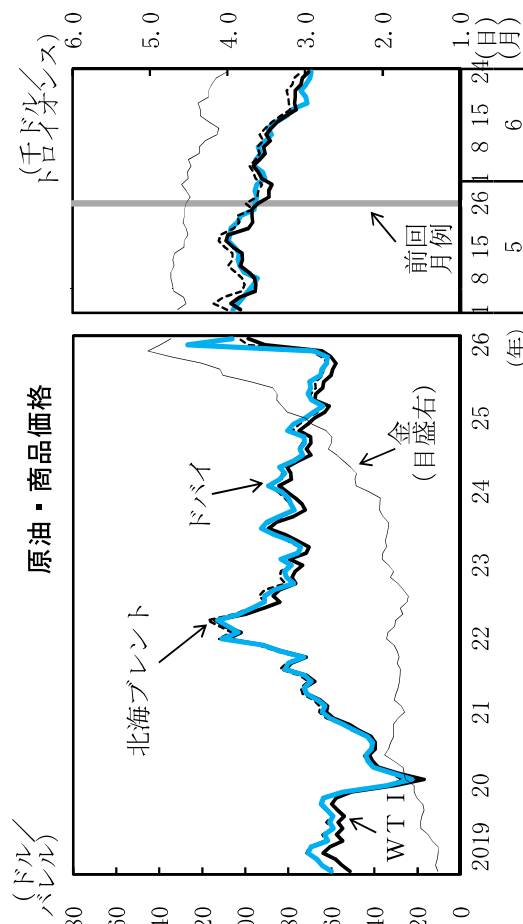
為替：ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、円に対してやや増価



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：米国、英国ではやや低下、ドイツではおおむね横ばい



原油価格 (WT I)：大幅に下落
金価格：大幅に下落



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	一人当たり GDP (1,000ドル)	実質GDP成長率 (%)				鉱工業生産 (%)				失業率 (%)								
				2024年	2025年	25年		備考	2024年	2025年	26年		備考	2024年	2025年	26年				
						10-12月	1-3月				3月	4月				5月	3月	4月	5月	
	2025年	2025年	2025年	▲ 0.2	1.1	0.7	1.8	前期比年率	▲ 2.6	▲ 0.3	▲ 0.4	0.5		前期比	2.5	2.5	2.7	2.5		備考
日本	12,329	4,435	36.0					前期比年率						前期比						
米国	34,189	30,767	90.0	2.8	2.1	0.5	1.6	前期比年率	▲ 0.7	1.1	▲ 0.3	0.9	0.1	前期比	4.0	4.3	4.3	4.3	4.3	
カナダ	4,160	2,320	55.8	2.0	1.9	▲ 1.0	▲ 0.1	前期比年率	0.6	1.0	▲ 0.8			前期比	6.4	6.9	6.7	6.9	6.6	
ユーロ圏	35,164	17,998	51.2	1.0	1.4	0.7	▲ 0.9	前期比年率	▲ 3.0	1.6	0.4	0.1		前期比	6.4	6.4	6.3	6.3		IL0基準
ドイツ	8,352	5,048	60.4	▲ 0.5	0.3	1.0	1.4	前期比年率	▲ 4.6	▲ 0.6	▲ 0.8	0.0		前期比	3.5	3.8	3.8	3.8		IL0基準
フランス	6,885	3,369	48.9	1.5	0.8	0.8	▲ 0.4	前期比年率	0.3	0.7	1.5	0.0		前期比	7.4	7.7	8.2	8.2		IL0基準
イタリア	5,893	2,550	43.3	0.8	0.5	1.2	1.1	前期比年率	▲ 4.0	▲ 0.3	0.6	0.5		前期比	6.5	6.1	5.2	5.1		IL0基準
スペイン	4,972	1,904	38.3	3.5	2.8	3.1	2.5	前期比年率	0.6	1.2	2.5	▲ 0.5		前期比	11.4	10.5	10.3	10.3		IL0基準
英国	6,949	4,003	57.6	1.1	1.4	0.6	2.5	前期比年率	▲ 1.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0		前期比	4.3	4.8	5.0	4.9		
スイス	903	1,044	115.6	1.4	1.3	0.9	2.6	前期比年率	2.4	3.1	▲ 13.0			前年比	2.4	2.8	3.1	3.0	3.0	
ロシア	14,400	2,588	18.0	4.9	1.0	1.0	▲ 0.2	前年比	5.1	1.3	2.3	1.9	▲ 0.7	前年比	2.5	2.2	2.2	2.2		
オーストラリア	2,773	1,840	66.4	1.1	2.0	3.5	1.1	前期比年率	0.2	0.1	-	-	-	四半期のみの前期比	4.0	4.2	4.3	4.5	4.4	
中国	140,508	19,626	14.0	5.0	5.0	4.5	5.0	前年比	5.8	5.9	5.7	4.1	4.5	前年比	5.1	5.2	5.4	5.2	5.1	原数値
韓国	5,169	1,872	36.2	2.2	1.1	▲ 0.4	7.5	前期比年率	4.1	2.9	0.6	▲ 0.7		前期比	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	
台湾	2,330	920	39.5	5.3	8.8	13.0	14.5	前年比	11.9	18.3	0.0	0.9	1.5	前期比	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	
香港	751	427	56.9	2.6	3.6	4.3	12.2	前期比年率	0.8	3.3	-	-	-	四半期のみの前期比	3.0	3.6	3.7	3.7	3.7	
シンガポール	608	604	99.4	5.3	5.0	5.2	3.9	前期比年率	3.8	8.7	3.5	5.8		前期比	2.0	2.0	2.0	2.0		
インドネシア	28,444	1,446	5.1	5.0	5.1	5.4	5.6	前年比	2.6	2.1	▲ 1.7			前年比	4.9	4.9	-	-	-	調査年 2.8月のみ
マレーシア	3,385	472	13.9	5.1	5.2	6.2	5.4	前年比	3.9	3.4	1.1	5.5		前期比	3.3	3.0	2.9	3.0		原数値
フィリピン	11,409	487	4.3	5.7	4.4	2.4	3.8	前期比年率	▲ 0.0	0.8	13.1	14.7		前年比	3.8	4.2	5.0	4.7		原数値
タイ	7,162	577	8.1	2.9	2.4	7.6	2.7	前期比年率	▲ 0.5	▲ 0.4	1.3	▲ 0.4		前年比	1.0	0.8	-	-	-	四半期のみの前期比
ベトナム	10,230	494	4.8	7.0	8.0	8.5	7.8	前年比	8.4	9.2	7.2	9.3	8.8	前年比	2.2	2.2	-	-	-	四半期のみの前期比
インド	146,387	3,916	2.7	7.1	7.7	8.0	7.8	前年比	4.1	4.1	3.2	4.9		前年比	-	-	5.1	5.2	5.5	原数値
ブラジル	21,336	2,280	10.7	3.4	2.3	1.8	1.8	前年比	3.1	0.6	4.4	2.7		前年比	6.9	6.0	6.1	5.8		
メキシコ	13,337	1,833	13.7	1.5	0.5	1.7	0.2	前年比	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 1.3	2.3		前年比	2.7	2.6	2.4	2.5		原数値
アルゼンチン	4,747	681	14.4	▲ 1.4	4.5	2.2	2.3	前年比	-	-	5.1	▲ 2.8		前年比	7.2	7.4	-	-	-	四半期のみの前期比
トルコ	8,583	1,597	18.6	3.3	3.6	3.4	2.5	前年比	0.3	2.8	▲ 1.1	6.0		前年比	8.7	8.4	8.1	8.0		原数値
サウジアラビア	3,601	1,277	35.5	2.7	4.5	5.2	3.0	前年比	▲ 2.3	5.1	▲ 15.8	▲ 19.1		前年比	3.5	3.2	-	-	-	四半期のみの前期比
南アフリカ	6,310	427	6.8	0.5	1.1	1.5	2.2	前期比年率	▲ 0.4	▲ 1.3	1.5	▲ 2.9		前年比	32.6	32.4	-	-	-	四半期のみの前期比

（備考）1．各国統計、ユーロスタット、OECDにより作成。人口、名目GDP、一人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットにより作成。

2．インドは年度（4月～3月）の数値。

3．GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較（2）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（%）

国・地域名	消費者物価（前年比%）												一般政府財政収支 （名目GDP比%）		一般政府債務残高 （名目GDP比%）		経常収支 （名目GDP比%）		I M F， 2026年 4 月		O E C D， 2026年 6 月	
	2024年	2025年	25年			26年					2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2026年	2027年	2026年	2027年		
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	26年															
							4月	5月														
日本	2.7	3.2	2.9	2.7	1.4	1.5	1.4	1.5			▲ 1.7	▲ 1.1	214.5	206.5	4.5	4.8	0.7	0.6	0.6	0.8		
米国	2.9	2.7	2.9	2.7	2.7	3.3	3.8	4.2			▲ 7.9	▲ 6.8	122.3	123.9	▲ 4.0	▲ 3.6	2.3	2.1	2.0	1.8		
カナダ	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.4	2.8	3.2			▲ 2.1	▲ 1.8	110.0	113.5	▲ 0.5	▲ 0.9	1.5	1.9	1.2	1.7		
ユーロ圏	2.4	2.1	2.1	2.1	2.0	2.6	3.0	3.2			▲ 3.1	▲ 3.0	86.6	87.1	2.7	1.6	1.1	1.2	0.8	1.2		
ドイツ	2.5	2.3	2.1	2.3	2.3	2.8	2.9	2.7			▲ 2.7	▲ 2.7	62.2	62.9	5.8	4.4	0.8	1.2	0.7	1.1		
フランス	2.3	0.9	0.9	0.8	1.1	2.0	2.5	2.8			▲ 5.8	▲ 5.1	113.2	116.0	0.1	▲ 0.4	0.9	0.9	0.7	0.8		
イタリア	1.1	1.6	1.7	1.2	1.4	1.6	2.8	3.2			▲ 3.4	▲ 3.1	134.7	137.1	1.1	1.2	0.5	0.5	0.5	0.6		
スペイン	2.9	2.7	2.8	3.1	2.8	3.4	3.5	3.6			▲ 3.2	▲ 2.5	101.6	100.4	3.2	2.9	2.1	1.8	2.2	1.7		
英国	2.5	3.4	3.8	3.4	3.1	3.3	2.8	2.8			▲ 6.1	▲ 5.4	99.9	102.3	▲ 3.0	▲ 3.1	0.8	1.3	0.9	1.1		
スイス	1.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.6	0.6			0.5	0.5	40.5	39.4	8.9	7.1	1.3	1.3	1.1	1.5		
ロシア	8.5	8.7	8.3	6.6	5.9	5.9	5.6	5.3			▲ 1.6	▲ 3.9	14.8	17.2	2.9	1.6	1.1	1.1	0.5	0.8		
オーストラリア	3.2	2.8	3.2	3.6	4.1	4.6	4.2	4.0			▲ 2.3	▲ 2.8	50.6	51.0	▲ 2.2	▲ 2.6	2.0	1.7	1.9	1.8		
中国	0.2	0.0	▲ 0.2	0.6	0.8	1.0	1.2	1.2			▲ 7.1	▲ 7.9	90.4	99.2	2.2	3.7	4.4	4.0	4.5	4.3		
韓国	2.3	2.1	2.0	2.4	2.1	2.2	2.6	3.1			▲ 0.8	▲ 1.4	49.7	52.3	5.3	6.6	1.9	2.1	2.6	1.9		
台湾	2.2	1.7	1.5	1.3	1.2	1.2	1.7	2.2			▲ 1.5	▲ 2.1	26.8	22.4	14.1	17.4	5.2	3.0	-	-		
香港	1.7	1.4	1.1	1.3	1.6	1.7	1.7	2.0			▲ 5.8	▲ 4.8	9.2	11.9	13.2	12.2	2.4	2.4	-	-		
シンガポール	2.4	0.9	0.6	1.2	1.5	1.8	1.8	1.8			3.8	4.2	166.0	171.3	17.2	16.7	3.5	2.7	-	-		
インドネシア	2.3	1.9	2.4	2.8	3.9	3.5	2.4	3.1			▲ 2.3	▲ 2.9	40.2	41.0	▲ 0.6	▲ 0.1	5.0	5.1	4.7	5.0		
マレーシア	1.8	1.4	1.3	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0			▲ 3.4	▲ 3.5	69.8	70.7	1.4	1.6	4.7	4.3	4.2	4.8		
フィリピン	3.2	1.7	1.4	1.7	2.8	4.1	7.2	6.8			▲ 4.4	▲ 4.0	56.6	59.4	▲ 4.0	▲ 3.3	4.1	5.8	3.2	5.0		
タイ	0.4	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.1	2.9	2.8			▲ 1.3	▲ 1.9	62.9	64.7	2.2	3.1	1.5	2.1	1.7	2.1		
ベトナム	3.6	3.3	3.3	3.4	3.5	4.7	5.5	5.6			▲ 1.5	▲ 2.2	31.2	30.3	6.6	6.7	7.1	6.7	6.5	6.2		
インド	4.6	2.0	1.7	0.6	3.1	3.4	3.5	3.9			▲ 7.9	▲ 7.4	84.8	84.1	▲ 0.6	▲ 0.9	6.5	6.5	6.3	6.4		
ブラジル	4.4	5.0	5.2	4.5	4.1	4.1	4.4	4.7			▲ 6.2	▲ 8.1	87.0	93.3	▲ 3.0	▲ 3.0	1.9	2.0	1.6	2.1		
メキシコ	4.7	3.8	3.6	3.7	4.1	4.6	4.5	3.9			▲ 5.8	▲ 4.9	59.1	61.8	▲ 0.9	▲ 0.4	1.6	2.2	0.8	1.8		
アルゼンチン	236.8	44.5	34.0	31.4	32.7	32.6	32.4	33.2			0.5	▲ 0.4	84.7	80.3	0.9	▲ 1.1	3.5	4.0	2.8	3.5		
トルコ	58.5	34.9	33.3	31.6	31.0	30.9	32.4	32.6			▲ 4.5	▲ 2.8	23.6	23.5	▲ 1.0	▲ 1.9	3.4	3.5	3.1	3.8		
サウジアラビア	1.5	2.0	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.8			▲ 2.5	▲ 5.8	25.9	31.7	▲ 1.3	▲ 3.0	3.1	4.5	3.2	4.3		
南アフリカ	4.4	3.2	3.4	3.6	3.2	3.1	4.0	4.5			▲ 5.7	▲ 5.8	76.0	78.6	▲ 0.7	▲ 0.5	1.0	1.3	1.2	1.6		

（備考）1．各国統計により作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFにより作成。

2．内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2026年1月）における日本の基礎的財政収支（対名目GDP比）は、2024年度▲1.8%、2025年度▲1.0%。

公債等残高（対名目GDP比）は2024年度末193.5%、2025年度末192.8%。基礎的財政収支、公債等残高のいずれも国・地方合計の値。

3．インドは年度（4月～3月）の数値。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

委員からの追加要望資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

経済・物価の見通しとリスク

展望レポート（2026年4月）

中心的な見通し

経済

- 2026年度は、原油価格上昇が交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得を下押しし、**成長ペースは減速**
- その後は、原油高の影響が減衰し、**成長率を緩やかに高める**

物価

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2026年度は原油価格上昇を受けて**2%台後半**となるが、その後は原油高の影響が減衰し、**プラス幅を縮小**
- この間、人手不足感の強い状況が続くなか、消費者物価の基調的な上昇率は徐々に高まっていき、**2026年度後半から2027年度にかけて「物価安定の目標」と概ね整合的な水準となる**

<政策委員見通しの中央値>

（対前年度比、%、括弧内は1月からの変化）

	2026年度	2027年度	2028年度
実質GDP	0.5 (▲0.5)	0.7 (▲0.1)	0.8
消費者物価 (除く生鮮食品)	2.8 (+0.9)	2.3 (+0.3)	2.0
(参考) 除く生鮮食品・エネルギー	2.6 (+0.4)	2.6 (+0.5)	2.2

<見通しの前提>

- ・ 中東情勢の影響が今後和らぐもとで、原油価格が下落
- ・ サプライチェーンの大規模な混乱は生じない

経済・物価見通しのリスク

中東情勢を巡るリスク

- 中東情勢を巡る混乱が長期化し、原油価格が高止まりするリスク
- サプライチェーンの大規模な混乱が生じ、企業の生産活動に大きな影響をもたらすリスク

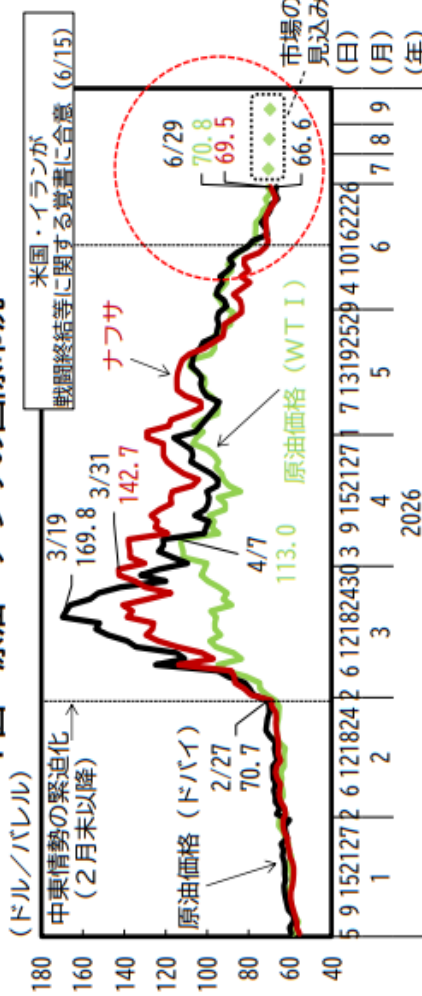
リスクバランス

- 2026年度を中心に、**経済の見通しは下振れリスク、物価の見通しは上振れリスクの方が大きい**
- 企業の賃金・価格設定行動が積極化していることなどを踏まえると、とくに、物価上昇率が大きく上振れていくリスクが顕在化し、それがその後の経済に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に留意する必要

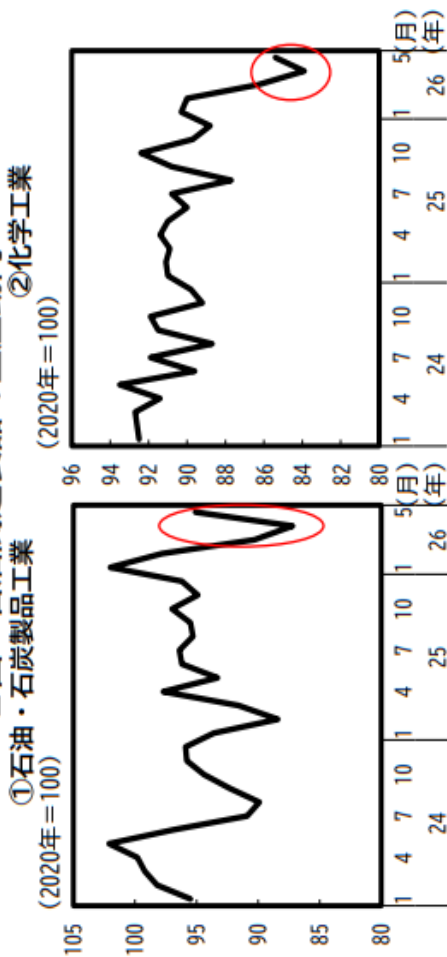
今月のポイント 中東情勢の影響（原油等の国際市況、石油関連製品の生産予測、物価・賃金動向）

- ◆ 原油・ナフサの国際価格は、中東情勢の緊迫化以前の水準に近づく（1図）。我が国の石油・化学製品の生産は、原料代替調達
の進展もあって、4月を底に増加に転じる動き（2図）。
- ◆ 他方、物価面では、米イラン合意前の原油等価格上昇の影響が、輸入物価、企業物価の順に現れ始めている（3図）。ただし、
消費者物価は激変緩和措置によって緩やかな上昇に抑制されており、賃上げの進展とともに実質賃金はプラスを維持（4図）。

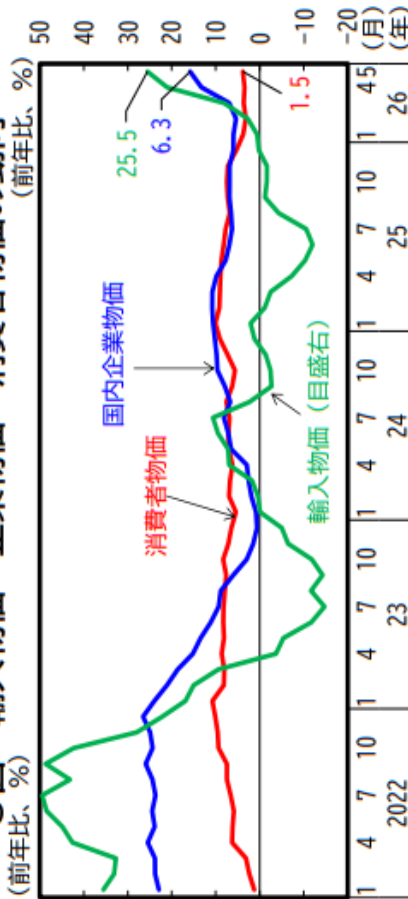
1図 原油・ナフサの国際市況



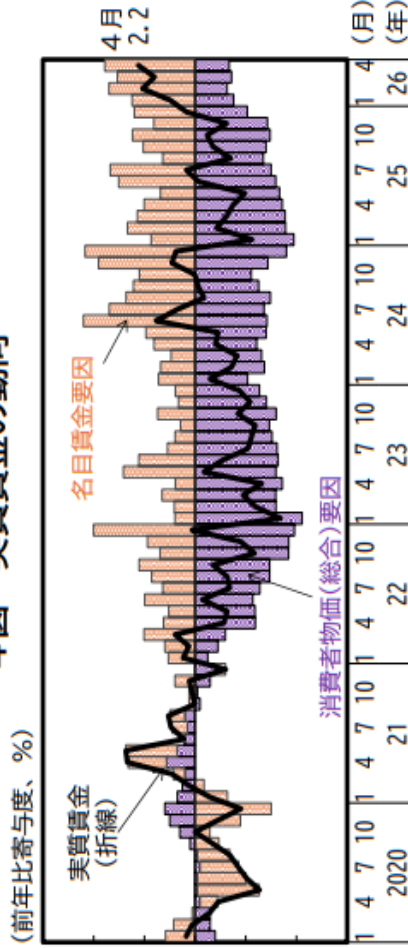
2図 石油関連製品の生産動向



3図 輸入物価・企業物価・消費者物価の動向



4図 実質賃金の動向



1. 1図は、Bloombergにより作成。WTIは、6月は22日以降は8月受渡し、7月は9月受渡し、8月は10月受渡し、9月は11月受渡し価格の直近値（6月29日時点）を示す。

2. 2図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。②化学工業は医薬品を除いた値。

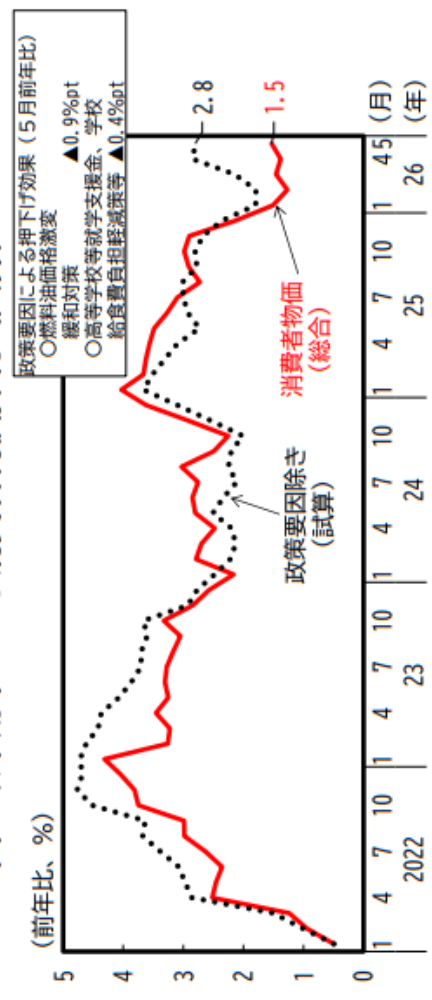
3. 3図は、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」により作成。輸入物価は円ベース。

4. 4図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。

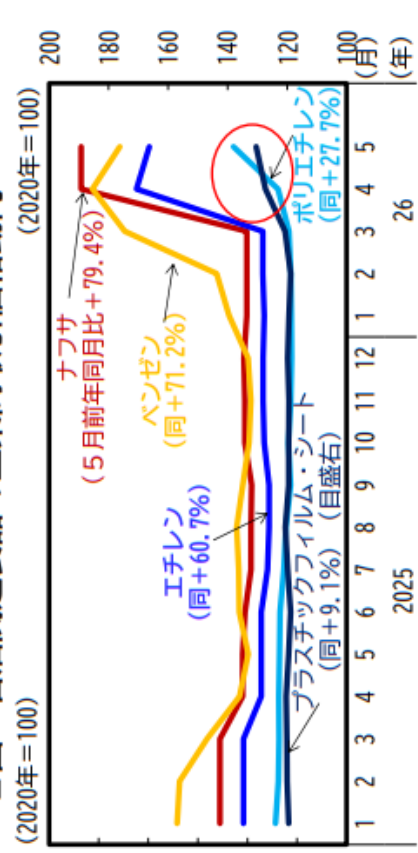
今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。

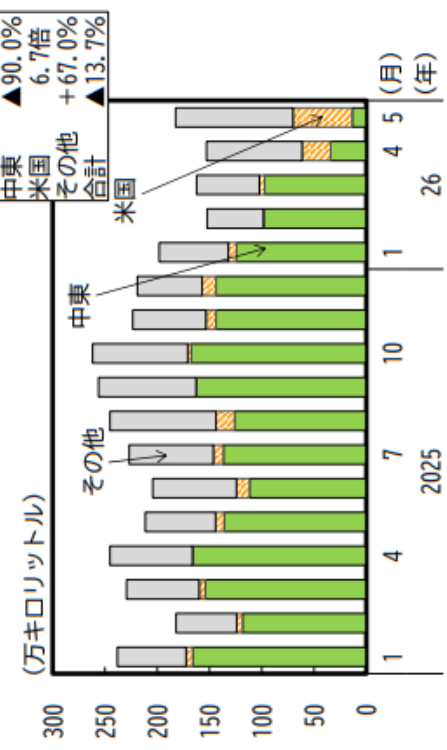
1図 政策効果による消費者物価抑制（試算）



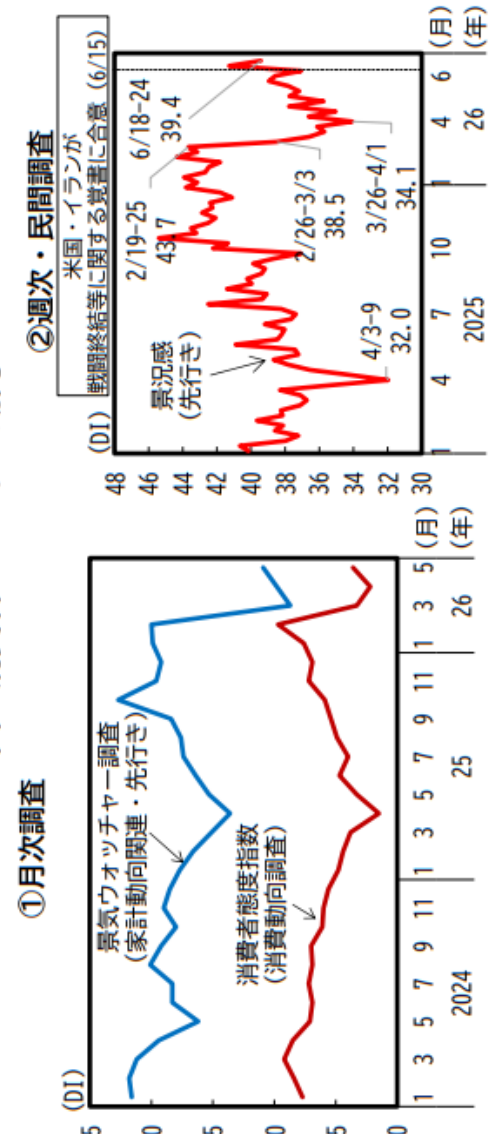
2図 石油関連製品の企業間取引価格動向



3図 ナフサ等揮発油の輸入動向



4図 消費者マインドの動向



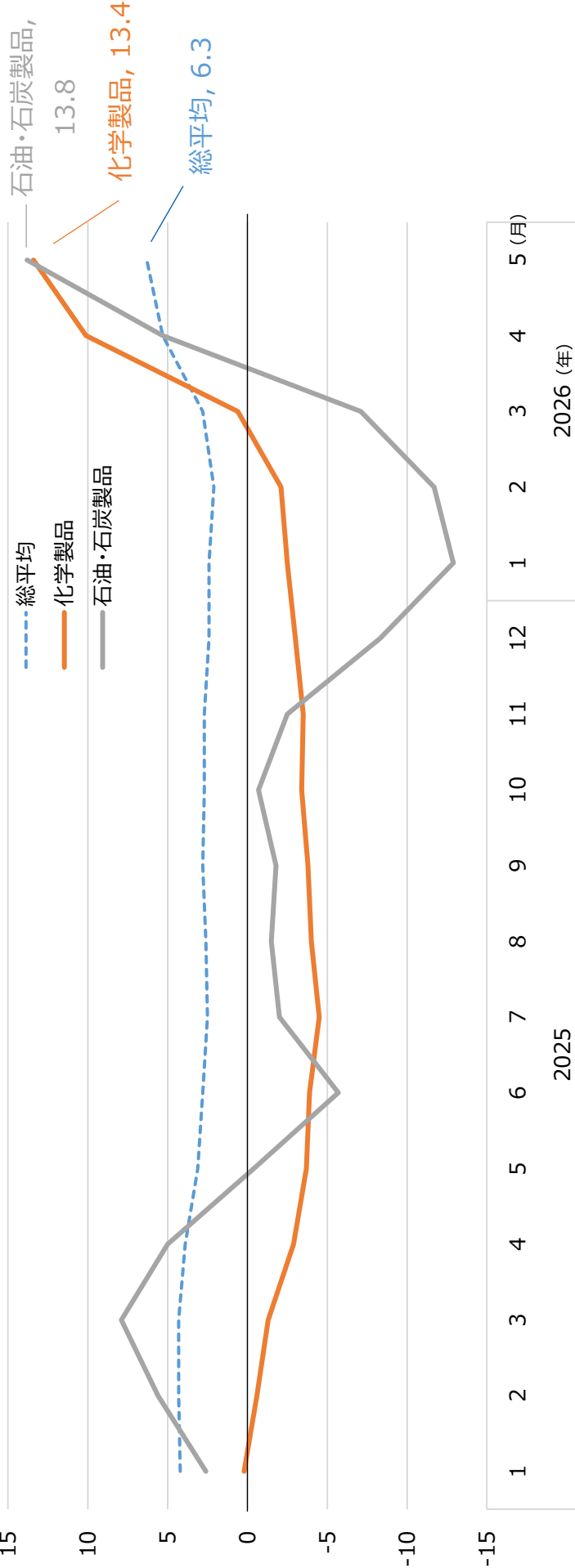
備考) 1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年5月の前年同月比。
3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、「消費者態度指数」により作成。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。

国内企業物価指数（前年同月比）

【2026年5月】



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン、ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール、ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフエニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髮用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年5月速報値。

「中東情勢の緊迫化による 中小企業へのエネルギー等の影響調査」 集計結果

■ 調査概要	1
■ 調査結果の主なポイント	2
■ 調査結果の詳細	3～12

2026年6月12日
日本商工会議所・東京商工会議所

- (1) 調査地域：全国47都道府県
- (2) 回答企業数：2,497社
- (3) 調査期間：2026年5月7日～5月29日
- (4) 回収商工会議所数：205商工会議所
- (5) 調査対象：各地商工会議所の会員企業
- (6) 調査方法：各地商工会議所を通じて依頼（WEB回答）
- (7) 調査の目的：昨今の中東情勢の緊迫化に伴う、地域中小企業の実態への影響を把握し、現下の情勢に即した支援策の検討や、政府等への政策提言に活用する。

(※) 各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比が100%にならない場合がある。

【回答企業の属性】

(1) 業種

建設業	535社【21.4%】	製造業	612社【24.5%】	卸売業（石油卸売業を除く）	217社【8.7%】	小売業（燃料小売業を除く）	232社【9.3%】
情報通信業	63社【2.5%】	運輸業	103社【4.1%】	宿泊・飲食業	84社【3.4%】	医療・福祉業	47社【1.9%】
金融・保険・不動産業	78社【3.1%】	その他サービス業	339社【13.6%】	石油卸売業・燃料小売業	83社【3.3%】	熱供給	83社【3.3%】
その他	104社【4.2%】				2.5%	3.4%	1.9%



- 建設業
- 小売業（燃料小売業を除く）
- 宿泊・飲食業
- その他サービス業
- 製造業
- 情報通信業
- 医療・福祉業
- 石油卸売業・燃料小売業、電気・ガス・熱供給
- 卸売業（石油卸売業を除く）
- 運輸業
- 金融・保険・不動産業
- その他

(2) 従業員規模

5人以下	755社【30.2%】	6～20人	712社【28.5%】	21～50人	466社【18.7%】	51～100人	296社【11.9%】	101～300人	268社【10.7%】
------	-------------	-------	-------------	--------	-------------	---------	-------------	----------	-------------



5人以下 6～20人 21～50人 51～100人 101～300人

1. 燃料・石油化学製品への影響は「価格上昇」が最多。7～8割の企業に影響あり

- ・ 中東情勢の緊迫化による「燃料」・「石油化学製品（原材料・部材等、消費財・備品等）（※）」に関する経営への影響は、いずれも「価格上昇」が最多で、企業の約7～8割に影響が出ている。
- ・ 「『燃料』の供給の停滞・目詰まり」の影響は約3割であるのに対し、「『石油化学製品』の供給の停滞・目詰まり」の影響は、「原材料・部材等」「消費財・備品等」のいずれにおいても5割以上の企業が影響を受けている。

2. 経営への影響を受けている企業は9割超。「コスト負担の増加」が上位に

- ・ 経営への影響の具体的内容は、「仕入価格の高騰（74.8%）」を筆頭に、「燃料価格の高騰（62.9%）」や「物流費の高騰（38.7%）」といったコスト負担の増加が上位を占める。
- ・ コスト増加分の価格転嫁の状況は、「価格転嫁できている・一部できている企業」は約5割（46.6%）、「ほとんど価格転嫁できていない・していない企業」も約5割（48.4%）。

3. 業種別では、「製造業」「建設業」「宿泊・飲食業」において「仕入価格の高騰によるコスト負担の増加」の影響が最多

- ・ 建設業では、上記のコスト負担の増加に加え、「仕入物資の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下」「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少」が他の業種と比べて高い。

4. 中東情勢緊迫化に対する企業の対応は「価格転嫁」と「在庫確保」が多い

- ・ 対応内容は、「上昇したコストの販売価格の転嫁」が約4割（39.7%）で最多。「消費財等の在庫確保（38.9%）」、「燃料や原材料等の積み増し（16.0%）」といった在庫確保の動きもみられる。
- ・ 在庫積み増しに取り組む企業のうち、「燃料」の在庫については、約6割の企業は通常の水準、約1割の企業では通常よりも多い水準で確保している。また、「石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）」の在庫については、「通常の水準」「通常より多い水準」を確保している企業はそれぞれ約2.5割。

5. 政府等に対しては、「安定供給の確保」と「コスト・資金面への支援」を要望

- ・ 政府等に対しては、事業継続の前提となる「エネルギーの安定供給確保」を求める割合が最も高い。次いで、「電力・ガス料金、燃料費の負担軽減」や「資金繰り支援」等のコストおよび資金面での負担軽減を求める企業が多い。

（※）本調査における「石油化学製品」とは、ナフサを原料として製造される化学製品およびその加工品を指す。

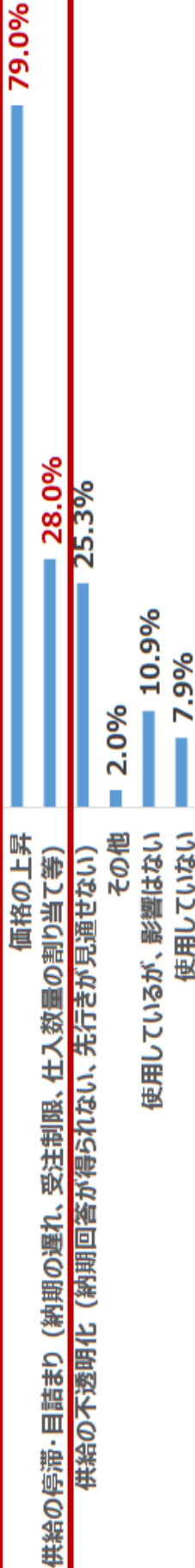
3 1. 事業活動に関連するエネルギー・石油化学製品への影響

○ 中東情勢の緊迫化による「燃料」・「石油化学製品（原材料・部材等、消費財・備品等）」に関する経営への影響は、いずれも「価格上昇」が最多で、企業の約7～8割に影響が出ている。

○ 『「燃料」の供給の停滞・目詰まり』の影響は約3割（28.0%）であるのに対し、『「石油化学製品」の供給の停滞・目詰まり』の影響については、『原材料・部材等』・『消費財・備品等』のいずれにおいても5割以上の企業が影響を受けている、と回答しており、『燃料』より『石油化学製品』の目詰まりの影響が大さい。

【複数回答】 n=2,497

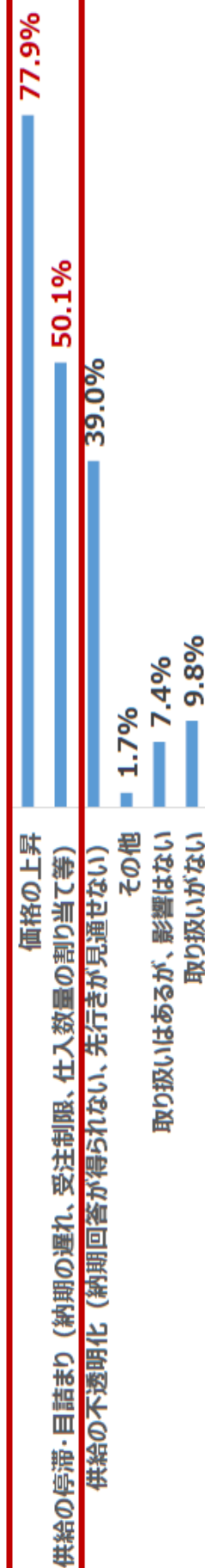
(1) 燃料：ガソリン・軽油・重油等のエネルギー



(2) 石油化学製品のうち、製品・サービスの提供に関わる原材料・部材、販売用商品等



(3) 石油化学製品のうち、業務等で使用する消費財・備品・業務用資材等

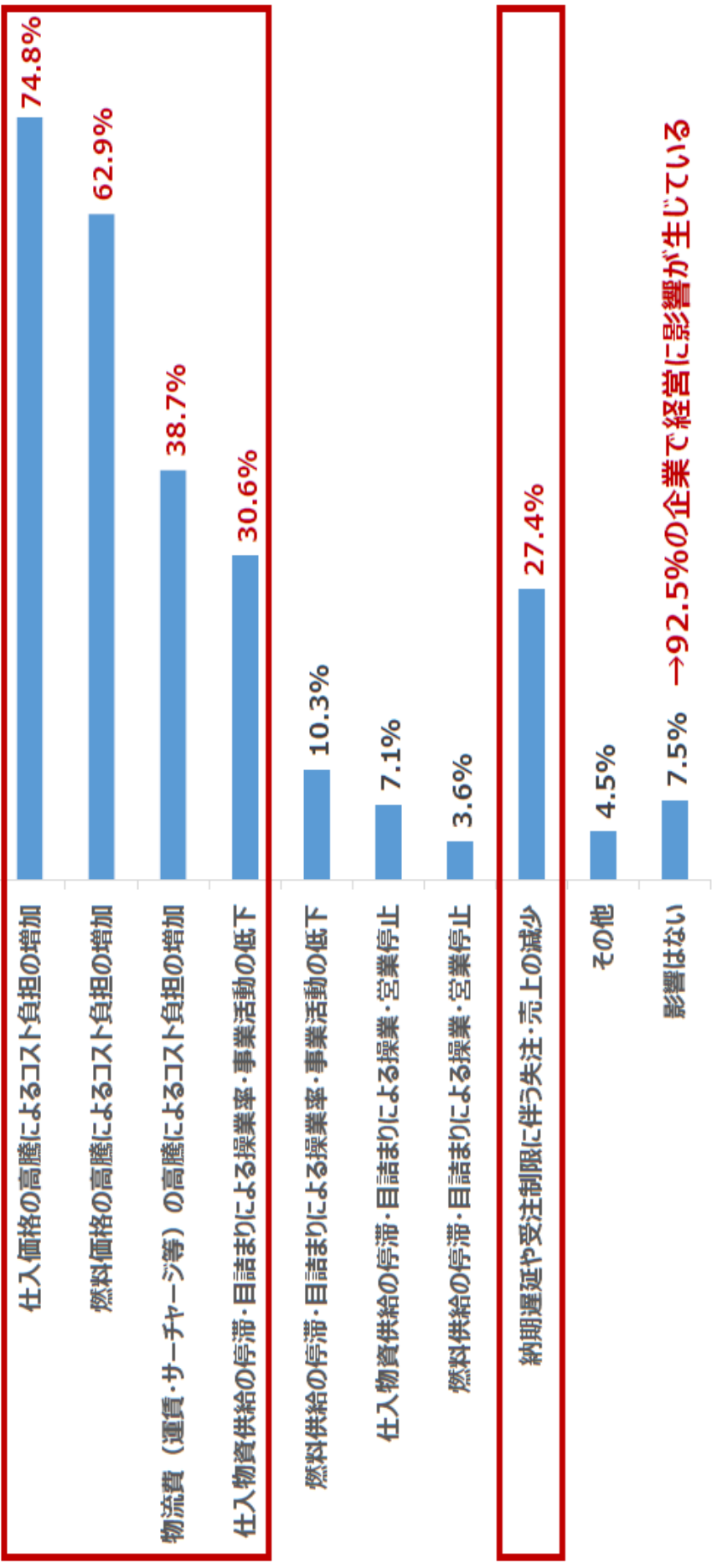


2. 経営への影響

4

- 中東情勢の緊迫化は、9割超（92.5%）の企業で何らかの影響が生じている。
- 影響の具体的内容は、「仕入価格の高騰（74.8%）」を筆頭に、「燃料価格の高騰（62.9%）」や「物流費の高騰（38.7%）」といったコスト負担の増加が上位を占める。
- 「仕入物資供給の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下（30.6%）」や「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少（27.4%）」の回答が続き、供給等による影響も生じている。

【複数回答】 n = 2,494



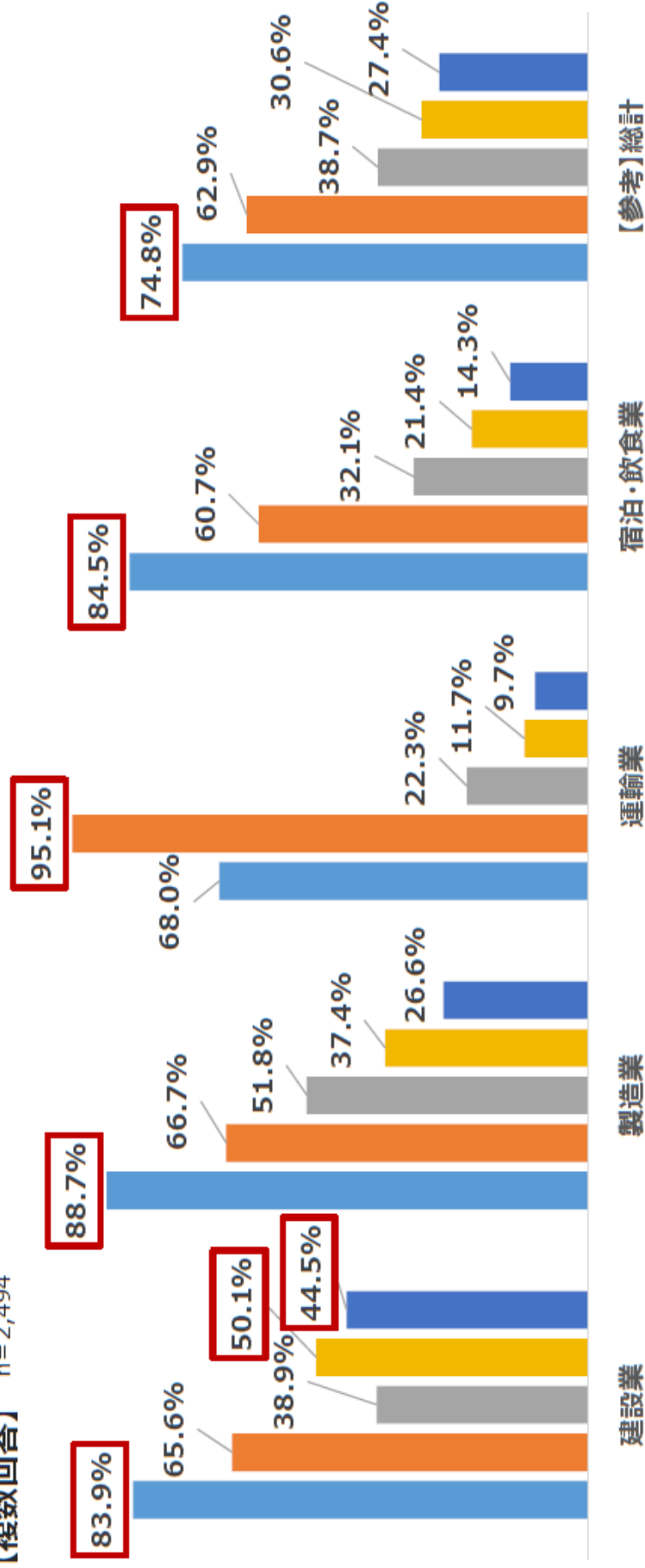
2. 経営への影響（業種別）

5

○ 業種別の影響をみると、建設業、製造業、宿泊・飲食業では、「仕入価格の高騰によるコスト負担の増加」が8割以上と最も多い。運輸業のみ、「燃料価格の高騰によるコスト負担の増加」が最多。

○ 建設業では、上記のコスト負担の増加に加え、「仕入物資の停滯・目詰まりによる操業率・事業活動の低下」、「納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少」が他の業種と比べて高い。

【複数回答】 n = 2,494



■ 仕入価格の高騰によるコスト負担の増加

■ 物流費（運賃・サーチャージ等）の高騰によるコスト負担の増加

■ 納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少

■ 燃料価格の高騰によるコスト負担の増加

■ 仕入物資の停滯・目詰まりによる操業率・事業活動の低下

2. (更問) コスト増加分の価格転嫁の状況

6

○仕入価格・燃料価格・物流費高騰の影響を受けている企業（④ページ）にのみ、コスト増加分の価格転嫁の状況を聞いたところ、「価格転嫁できている・一部できている企業」は約5割（46.6%）、「ほとんど価格転嫁できていない・していない企業」も約5割（48.4%）となっている。

○業種別の転嫁状況では、宿泊・飲食業（75.6%）、運輸業（61.0%）は、ほとんど価格転嫁できている・していない企業の割合が高く、円滑な価格転嫁が課題となっている。

【単一回答】 n = 2,172

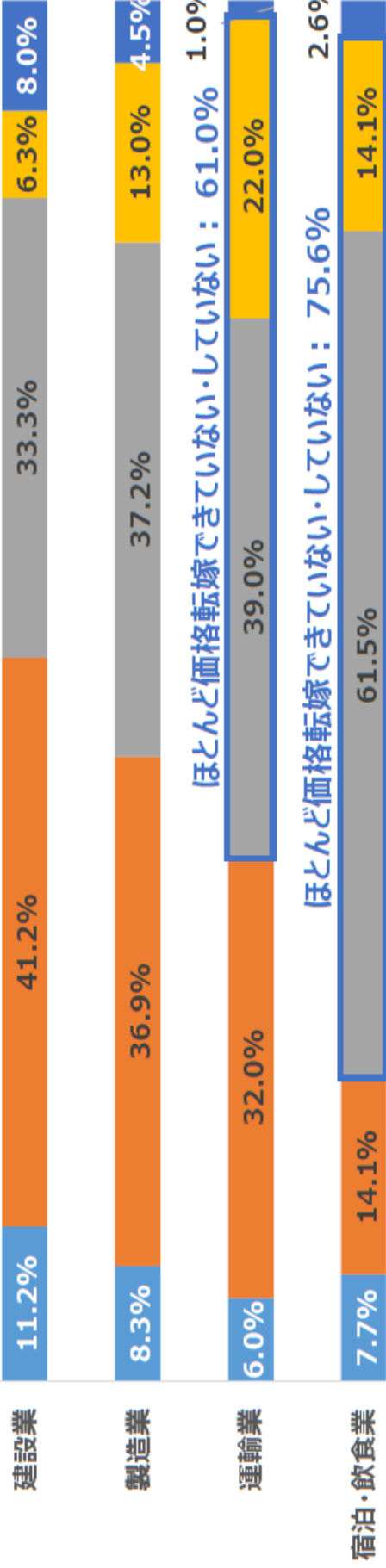
価格転嫁できている・一部できている：46.6%

ほとんど価格転嫁できていない・していない：48.4%



<業種別集計>

5.0%



ほとんど価格転嫁できていない・していない：61.0% 1.0%

ほとんど価格転嫁できていない・していない：75.6% 2.6%

■ ほぼすべて価格転嫁できている ■ 一部、価格転嫁できている ■ ほとんど価格転嫁できていない ■ 価格転嫁していない ■ わからない

■ 価格転嫁していない

■ わからない

3. 供給途絶・著しい価格上昇が生じた場合の在庫等による事業活動の継続期間

○ 仮に燃料・石油化学製品の供給途絶や著しい価格高騰が生じた場合でも、在庫活用等によって「1か月以上の事業継続が可能」な企業は約4割（37.1%）、「影響はない」企業は約1割（13.0%）と、約半数の企業（50.1%）は1か月以上の活動が可能と回答。

○ 約2割（16.8%）の企業は「1週間以内」と回答しており、業種別では、特に、運輸業では約4割（35.9%）と、燃料等の供給途絶の影響が大さい。

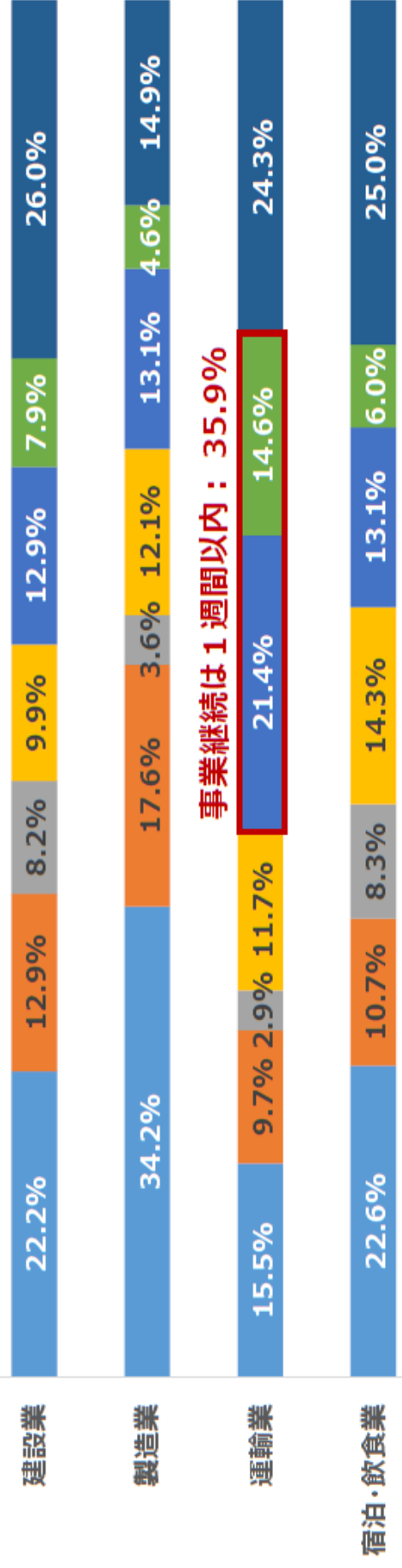
【単一回答】 n = 2,497

事業継続は
1週間以内：
16.8%

1か月以上の事業継続が可能：50.1%



<業種別集計>



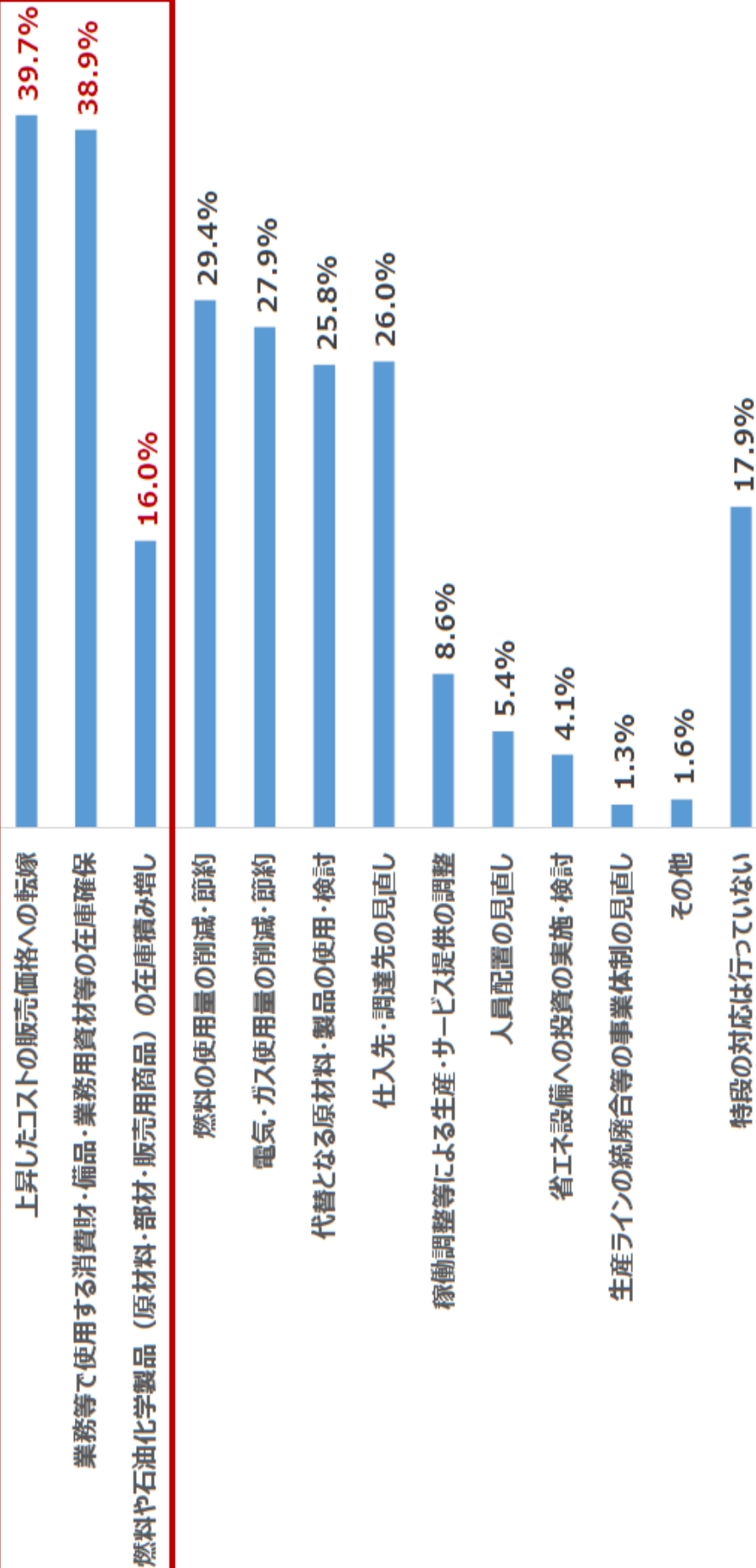
4. 中東情勢の緊迫化に対する対応

8

○中東情勢の緊迫化に対して行っている対応（今後の予定も含む）を聞いたところ、約8割（82.1%）の企業が何らかの対応を行っている（または検討している）。

○具体的な対応内容は、「上昇したコストの販売価格への転嫁（39.7%）」が最多。「消費財等の在庫確保（38.9%）」、「燃料や原材料等の積み増し（16.0%）」といった在庫確保の動きも見られる。

【複数回答】 n = 2,476



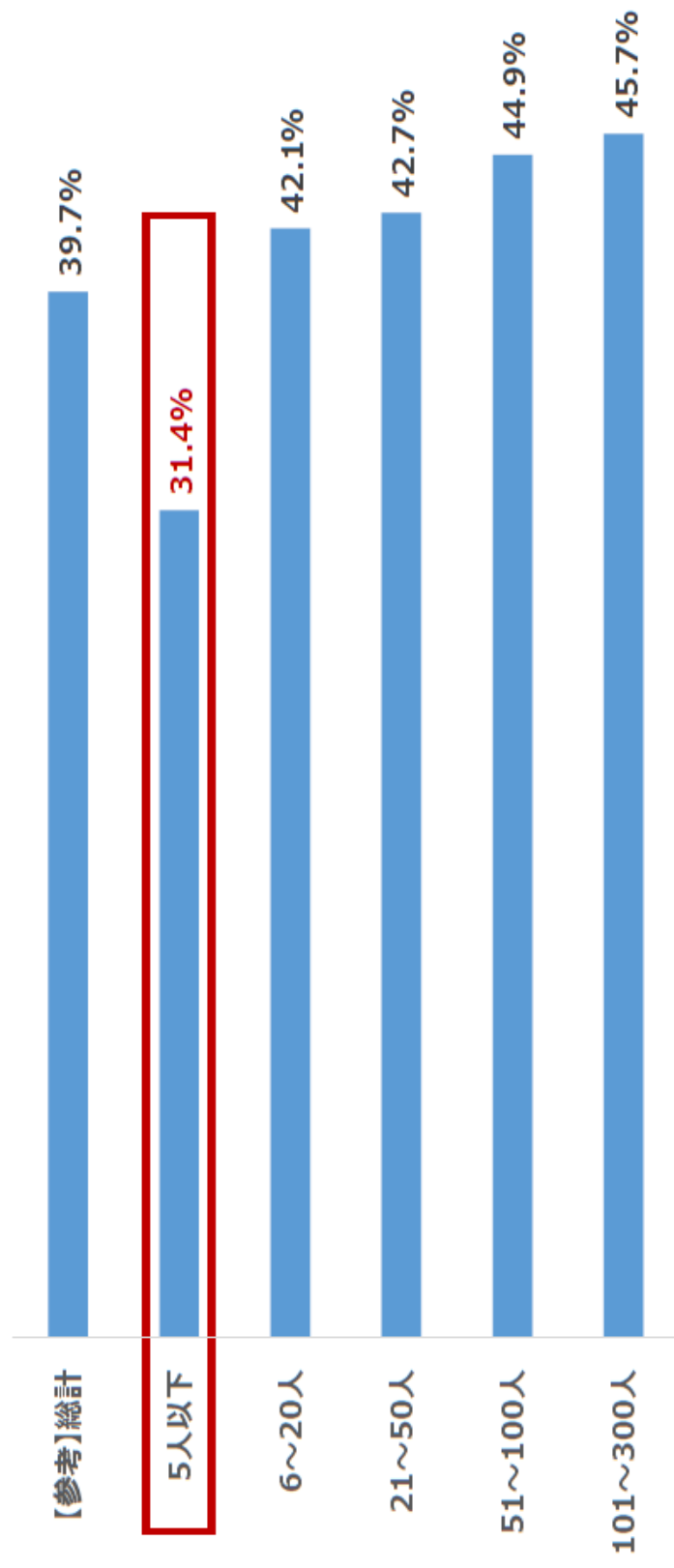
→82.1%の企業で対応を行っている（または検討している）

14

4. 中東情勢の緊迫化に対する対応（価格転嫁部分・従業員規模別分析）

○中東情勢の緊迫化に対して行っている対応（今後の予定も含む）について、「上昇したコストの販売価格への転嫁」と回答した企業（⑧ページ）を従業員規模別に分析したところ、「従業員数5人以下」は約3割（31.4%）と他の従業員規模と比べて価格転嫁が進んでいない。

【単一回答】 n = 2,476



- 「燃料や石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）の在庫積み増しを行っている（今後の予定も含む）」と回答した企業（⑧ページ）のみに、現在の在庫の状況を聞いたところ、「燃料」については、約6割（56.5%）の企業が通常の水準を確保しており、約1割（10.6%）の企業は通常よりも多い水準で確保している。
- 「石油化学製品（原材料・部材・販売用商品）」については、通常の水準を確保している企業は約2.5割（25.1%）、通常より多い水準を確保している企業は約2.5割（26.6%）となっている一方で、通常の在庫水準を確保できていない企業は約5割（48.4%）と、「燃料」と比較すると供給不足となっている企業の割合が高い。

【単一回答】 n = 395

(1) 燃料



(2) 石油化学製品



- 通常の水準を確保している
- 通常より5%程度積み増ししている
- 通常より少ない水準しか確保できていない
- 通常より10%程度積み増ししている
- 通常より20%以上積み増ししている

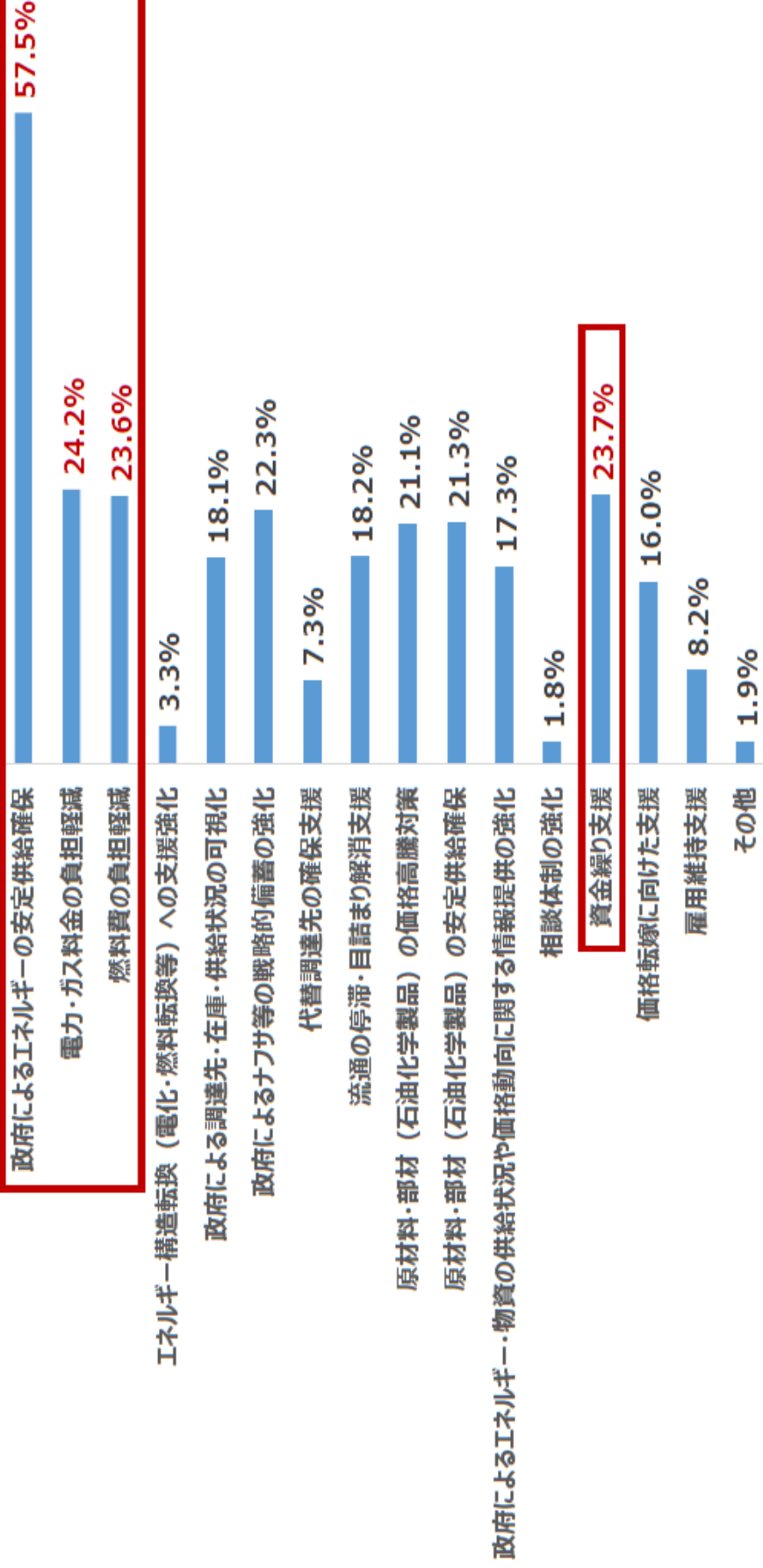
5. 政府・自治体に求める対応

11

○ 政府・自治体に求める対応としては、「エネルギーの安定供給確保」が約6割（57.5%）と最多となっている。

○ 求める個別支援策については、「電力・ガス料金の負担軽減（24.2%）」、「燃料費の負担軽減（23.6%）」など、「価格高騰の影響を受け、エネルギー・燃料価格への負担軽減を求める声が多い。次いで、「資金繰り支援（23.7%）」のニーズも高い。

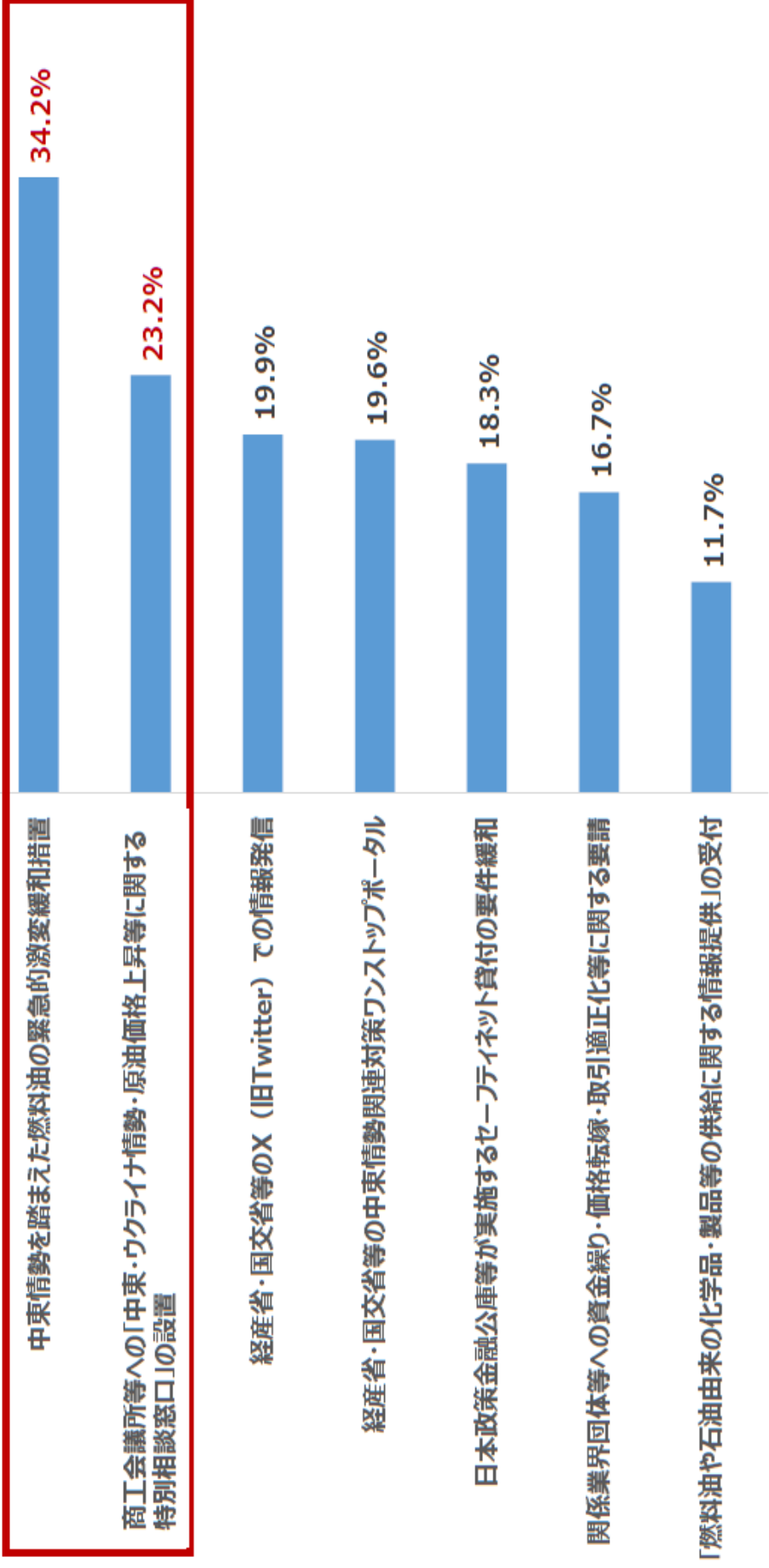
【上位3つを回答】 n = 2,497



6. 政府が発信している情報や支援策の認知状況

- 政府の情報・支援策の認知度をみると、「燃料油の緊急的激変緩和措置 (34.2%)」が最も高い。
- 次いで、「商工会議所等への特別相談窓口の設置 (23.2%)」や、「経産省・国交省等のX (旧：Twitter) での情報発信 (19.9%)」、「中東情勢関連対策ウェブサイト (19.6%)」などが続いており、各施策ともに一定数の認知を獲得している。

【複数回答】 n = 2,497



中東情勢を踏まえた中小企業対策について

1. 特別相談窓口の設置 【3月23日（月）】

- 全国の政府系金融機関及び商工団体、各地方経済産業局等（計1102カ所）に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置（2022年より設置されている「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を拡充）。

2. 中小企業の資金繰り支援

①金融機関に対する資金繰りへの配慮要請 【3月27日（金）】

- 官民金融団体による意見交換会を開催。同会合で、関係大臣（総理、財務、厚労、農林、経産）から官民金融機関に対して、中東情勢の影響を受ける事業者の資金繰りへの配慮要請文を发出。

②日本公庫によるセーフティネット貸付の金利引き下げ 【4月1日（水）】

- 原油高等の影響を受ける事業者へのセーフティネット貸付の▲0.4%金利引下げを、2022年5月より実施中。
- 本制度の対象となっていない「中東情勢による取引・生産の減少や停止」についても、4月1日より金利引下げの対象とする。

③セーフティネット保証5号への業況が厳しい業種の追加指定に向けた臨時調査

- 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を実施。
- 加えて、業況が厳しい業種を指定するために、臨時調査を実施します

3. 価格転嫁

①価格転嫁に係る配慮要請 【3月27日（金）】

- 関係大臣（警察、金融、総務、財務、国税）、厚労、農水、国交）、経産大臣及び公正取引委員会委員長から、関係業界団体に対し、原材料・エネルギーコストの上昇を考慮した上で取引対価を決定するなど、適切な価格転嫁に配慮するよう要請文を发出。
- 経産大臣から各省庁、各地方自治体に対しても、官公需の観点で同趣旨の配慮要請文を发出。

②取引Gメン等による中東情勢の影響の重点調査

- 取引Gメンや建設Gメンなど1000人体制で、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図る。

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（概要）

- 労働供給制約社会では、人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指す。中小企業・小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を実現する。
- 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
- 変化に挑む中堅・中小企業の17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入を実現し、日本成長戦略や地域未来戦略に貢献する。

賃上げの促進

- ・賃上げに関して、最低賃金を含む地域別・業種別の詳細分析の実施及び分析結果を実質賃金プラスとなるような賃上げ促進政策へ反映。また、防衛的賃上げから脱却し、成長型賃上げを可能とする経営基盤を強化する経営リテラシーの向上
- ・補助金について、早期の賃上げに向けて足下の賃上げ状況も審査・評価を行う仕組みへの見直し及び実質賃金プラスの定着に向けて積極的に賃上げを行う中小企業を後押しするための賃上げ促進税制の見直しの検討

価格転嫁・取引適正化の徹底

- 令和8年1月より施行された取引適法・振興法を着実に執行する。
- 官公需や取適法の対象とならない民間取引を含め、価格転嫁・取引適正化を強化する。

→取適法・振興法の「現場への浸透」

- ・AI分析を活用した法執行強化

- ・公取と連携した一層の周知徹底

→官公需における価格転嫁・取引適正化

- ・「官公需における価格転嫁・取引適正化加速プラン」の推進及びフォローアップの実施

- ・受注側中小企業による国等・地方公共団体の取組状況の評価の拡充

→取適法対象外の取引への規制強化

- ・独占禁止法上の告示の策定等とその遵守徹底、知的財産権等の適切な取引に関する指針策定

- ・主に付加価値の増大に関する施策
付加価値の増大、労働投入量の最適化の双方に関する施策
主に労働投入量の最適化に関する施策



成長支援・成長投資・生産性向上

- 成長志向の強い中小企業への行動変容を促す支援策を強化するとともに、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。
- 現場現業型でスピード感がありAI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを行い、抜本的な経営改革を実現するため、補助金や伴走支援に加え地域ネットワーク作りを行う。

→日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築
100億企業創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備
成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（①売上1～10億円の企業、②小規模事業者を対象）の構築
成長局面での資金需要に向けた、民間と保証協会の新たな責任共有の仕組みの設計、公庫等によるリスクテイク機能を協同したリスクシェアの推進
ローカル・ゼブラ育成のため、ステークホルダーとの連携体制の構築
イノベーション、新事業進出、新製品サービス開発等の支援
創業時からの経営力向上（AIの活用等）、政策金融等の創業後の成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築推進

- 持続的発展及び賃上げを目指す事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援
・ブシユ型の働きかけ・経営計画等の策定を通じた経営リテラシー向上
・エッセンシャルサービス維持に向けた商工会・商工会議所等の体制構築
→AX・デジタル化
中小企業、経営やAIにも精通した人材、適切なAIサービス提供者、支援機関（金融機関・高専等）の地域ごとのネットワークを構築
中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの社会実装

→省力化の加速・業務改善

- ・省力化投資の促進、生産性向上支援センターや省力化ナビの活用

M&A・事業承継等の事業再編

- 経営者交代や経営資源の集約等を通じた成長を目指す経営改革を実現する。

→中小企業M&Aの環境整備

- ・個人・機関双方での適正な規律を図るための資格制度創設
- ・既存の支援機関登録制度を見直し、資格制度と併せて、法制化を目指す地域における持続可能な事業承継支援体制の構築

→経営資源集約や親族内承継も含めた事業承継の円滑な実施

- ・事業承継を契機として、生産性向上等に取り組み中小企業に対する措置等の検討

→早期の事業再生や再生M&A等による「成長型再生」の推進

- ・経営悪化時の早期対応促進のため、モニタリング強化型特別保証の活用促進や、金融機関と連携した地域別での再生支援体制の構築等を通じた予兆管理・伴走支援の強化
- ・再生M&Aの促進に向けた、当該実務に関するガイドラインの作成

経営改革等のための伴走支援体制の強化等

- ・賃上げ等に向けたブシユ型の働きかけ、伴走支援体制の強化及び自治体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業創出

賃上げを実現しようとする小規模事業者支援のための伴走支援体制の強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（赤文字部分を経済対策に盛り込み）。

（参考）経済対策（2025年11月21日閣議決定）の該当箇所
今般の米国税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。
これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。



中堅・中小企業向け投資支援メニュー

※令和7年度補正予算等

売上規模 イメージ		事業者数	主な経営課題		
			売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化
100億円以上	大企業	約1,300者	中堅等大規模投資補助金【中堅向け】 上限50億 補助率1/3 100億支援 成長加速化補助金 上限5億 補助率1/2	会社を急成長させたい 上場を目指したい	
	中堅企業	約0.9万者			
	中小企業	約4,500者		承継前に事業を磨きたい M&Aの統合効果を出したい	
100億未満 — 10億円		約9万者	【100億宣言企業向け】 上限50億 補助率1/3		
10億円 — 1億円		約60万者	新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等	事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等	省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等
1億円 — 1,000万円		約140万者	持続化補助金 上限250万 補助率2/3等		
1,000万円以下		約140万者			

官公需における価格転嫁の取組について

I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約 1 / 4 を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしていることから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

【官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン等】

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
(R8.4.21閣議決定) に定められている措置の実施

- ◆ 価格転嫁・取引適正化の徹底
→ 契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応等
- ◆ 適切な履行が確保できない低い価格での契約防止等
→ 低入札価格制度調査制度の導入を全ての対象契約で徹底等
- ◆ 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底
→ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底
(自治体ごとの導入状況を見える化)
- ◆ 労務費、原材料料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し
(直接人件費・直接物件費を指標とする等)
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用
(実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援)
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映 (R8年度～)

令和8年度国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定）の概要

- 官公需法に基づき、国等は契約時に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとし、**国等の契約の基本方針**において**目標及び措置事項**を定め、毎年度当該基本方針を閣議決定。地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 基本方針に明示した措置の実施状況は、各機関が毎年自己点検し、中小企業庁がとりまとめ公表。

契約目標

参考：国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額は約11兆円、地方公共団体は約18兆円（R6年度実績）。

- （1）中小企業者向け契約目標**：割合**61%**、契約額約**6.5兆円** ※R7年度目標61%、約5.9兆円
- （2）設立10年未満の新規中小企業者向け契約目標**：割合**3%以上**

措置事項のポイント

（1）価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化
- 価格交渉時に受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化
- 契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には入札による契約を含め再交渉が可能であることや、契約金額変更の申出を行った受注者に対して、次回発注時に不利益な取扱いがないよう配慮することを明確化 等

（2）ダンピング防止の徹底

- 低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底**

（現状R6年度71%）

ビルメンテナンス・警備等の契約における低入札価格調査発動

基準の引上げ（現状6割程度） 等

（3）品質や機能等の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備等の調達における価格以外の要素も評価する**総合評価落札方式の適用拡大を明記**
- 燃料調達の際に、災害時に備えて**地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化**
- 著作権の活用を促す**コンテンツ版バイ・ドール条項**の契約書ひな形への設定の徹底 等

（4）フォローアップの強化

- 措置を未実施の場合の理由の公表**
- 価格交渉促進月間フォローアップ調査の拡充**

（5）人事評価における配慮

- 発注担当職員の積極的な価格転嫁・取引適正化の取組について、人事評価で配慮

令和8年度予算における官公需にかかる対応

- 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、**労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ**
- 府省庁等の申合せに基づき、ビルメンテナンス契約等の総合評価落札方式の適用拡大や低入札価格調査基準の見直しを推進

官公需における対応（例）

- ・ 公共工事の設計労務単価について、全国全職種単純平均で前年度比**+4.5%引上げ**（国交省）
- ・ 公立学校施設整備の補助単価について、例えばR C構造の公立学校施設についてはR 7当初比**+7.7%引上げ**（文科省）
- ・ 自衛隊施設整備の工事単価について、例えばR C構造の車庫についてはR 7当初比**+9%引上げ**（防衛省）
- ・ 本府・8号館庁舎の維持管理運営事業（PFI）の事業費について、ベースとなる個別指標を改訂し、R 7当初比**+0.4億円（+4%）増額**（内閣府）
- ・ 庁舎管理（ビルメンテナンス）請負事業について、予算額をR 7当初比**+1.5億円（+12%）増額**（経産省）
- ・ 労働関係届出データ入力・集計分析委託事業について、労務単価をR 7当初比**+6%引上げ**（厚労省）
- ・ 登記事項証明書交付事務等委託事業について、積算における基礎経費に乗じる賃金変動率をR 7当初比**+6.8%引上げ**（法務省）
- ・ 統計調査事業について、執行上の調査員単価を全国平均でR 7当初比**+6%引上げ**（総務省）
- ・ 義務教育教科書購入費について、教科書の定価をR 7当初比**+1.5%引上げ**（文科省）
- ・ R 8 地方財政計画において、委託・補助・維持補修などの物価反映分を適切に措置（総務省）

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設の施設管理等の委託料：800億円
 - ※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標（案）】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

（参考）「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率等を用いた算定を廃止

官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの概要

- 令和8年4月6日の「第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、政府として、**国等の契約の基本方針の措置事項のうち特に取組を加速すべきものを特定し、令和8・9年度の2か年で100%の実施を目指すこととした。**
- 国等及び地方公共団体における取組が進むよう、同ワーキンググループ等において**フォローアップを行う。**

加速化プランで100%実施を目指すとした項目（抜粋）

- 発注に当たって作成する**予定価格への最新の
実勢価格の反映**
- 低入札価格調査制度（または最低制限価格制
度）の活用**
- 契約期間中に発生した**労務費、原材料費、工
ネルギーコスト等への上昇へ誠実な対応、契
約書への明記**
- 組織内で利用する**契約書ひな形へのコンテン
ツ版バイ・ドール条項の設定**
- 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への
配慮（著作権や中間生成物の無償譲渡を求め
る記載を行わない）**

第2回中小WGにおける 佐藤内閣官房副長官指示事項（抜粋）

- 関係府省庁においては、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」について、**提示された措置を今年度・来年度の2年間で100%実施できるよう、地方支分部局や所管の独立行政法人等を含め、スピード感を持って実行に移すこと。**また、中小企業庁においては、取組状況の見える化を進めること。
- また、地方自治体における価格転嫁を進めることは重要であり、中小企業庁においては、**各機関における取組や価格転嫁の状況調査による実態把握を進め、その結果を情報連携したうえで、総務省においては、取組状況が芳しくない自治体に対して個別の改善指導、伴走支援を行い、改善が具体的に確認されるまでフォローアップをすること。**また、**得られた知見や改善事例を他の地方自治体への指導・助言の際に活用し、横展開を図ること。**

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

		(単位：％)										
労働分配率	規模計	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
		67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
		65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
		52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
		68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
		75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
労働分配率	1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

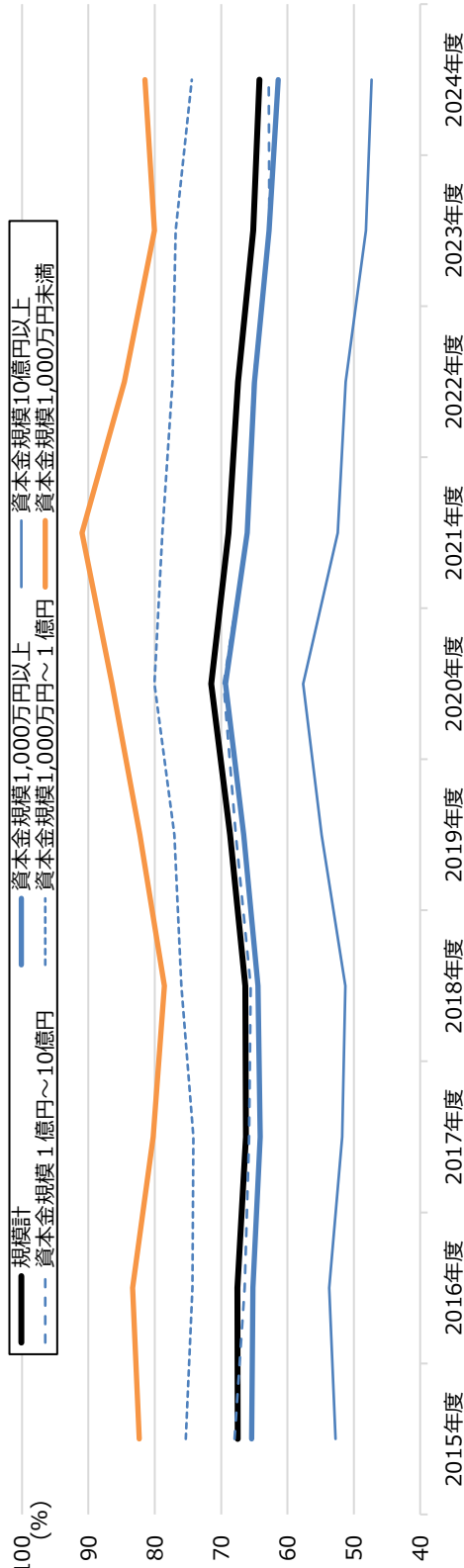
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。





厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～6月）

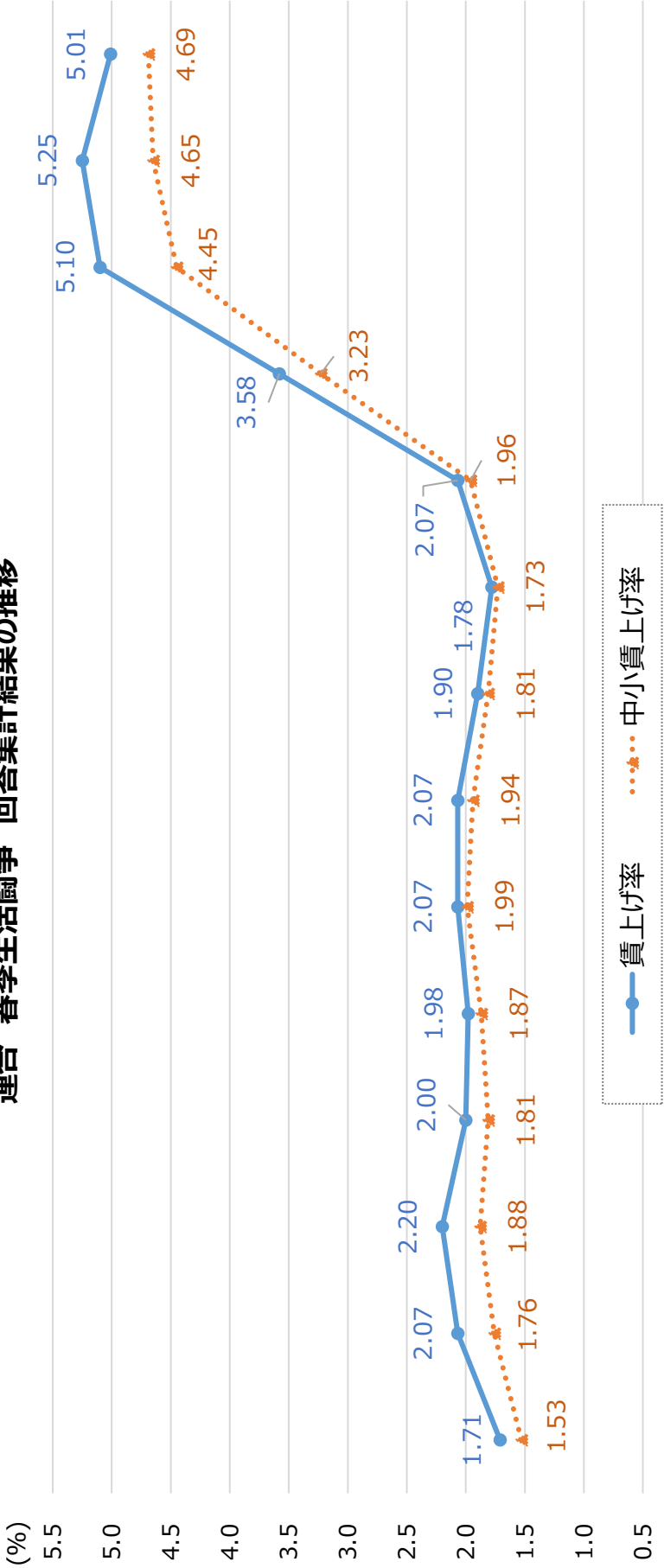
○ 2026年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	<u>このところ上昇テンポが緩やかに</u> なっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>このところ緩やかに</u> 上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>緩やかに</u> 上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



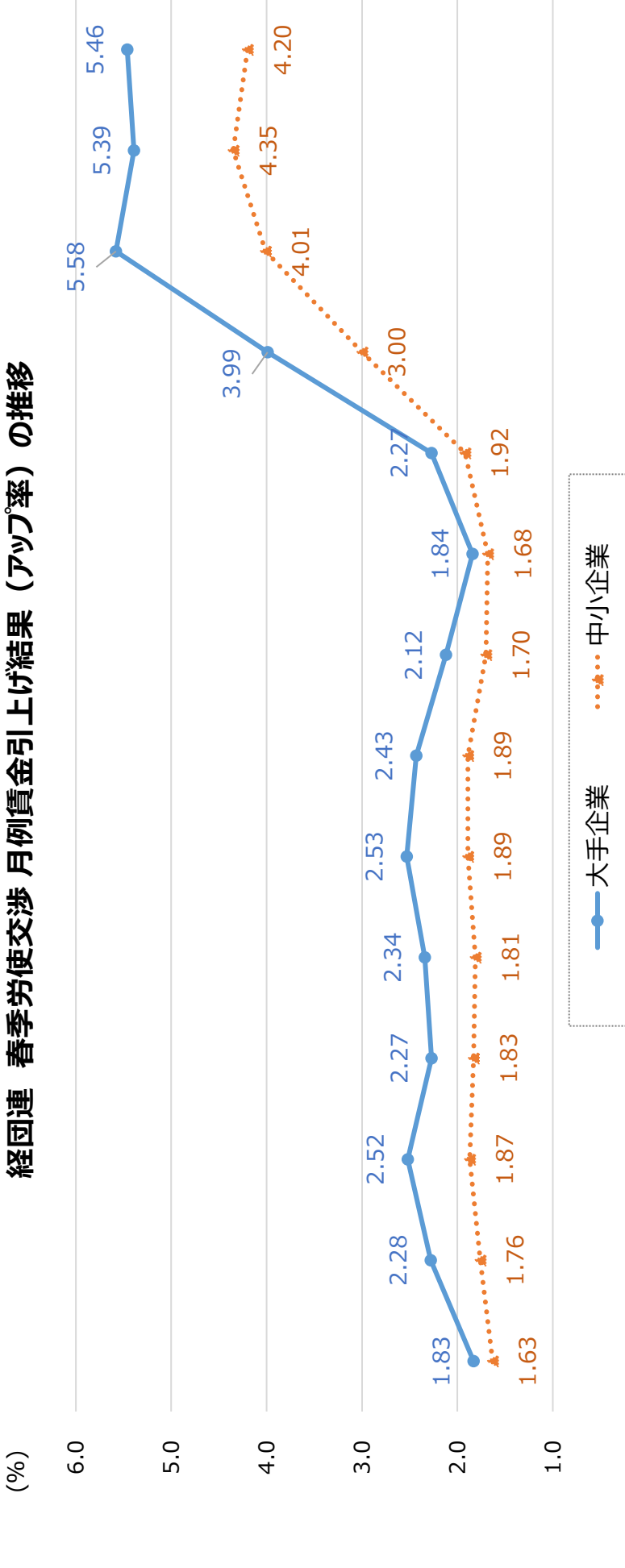
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

(資料出所) 連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



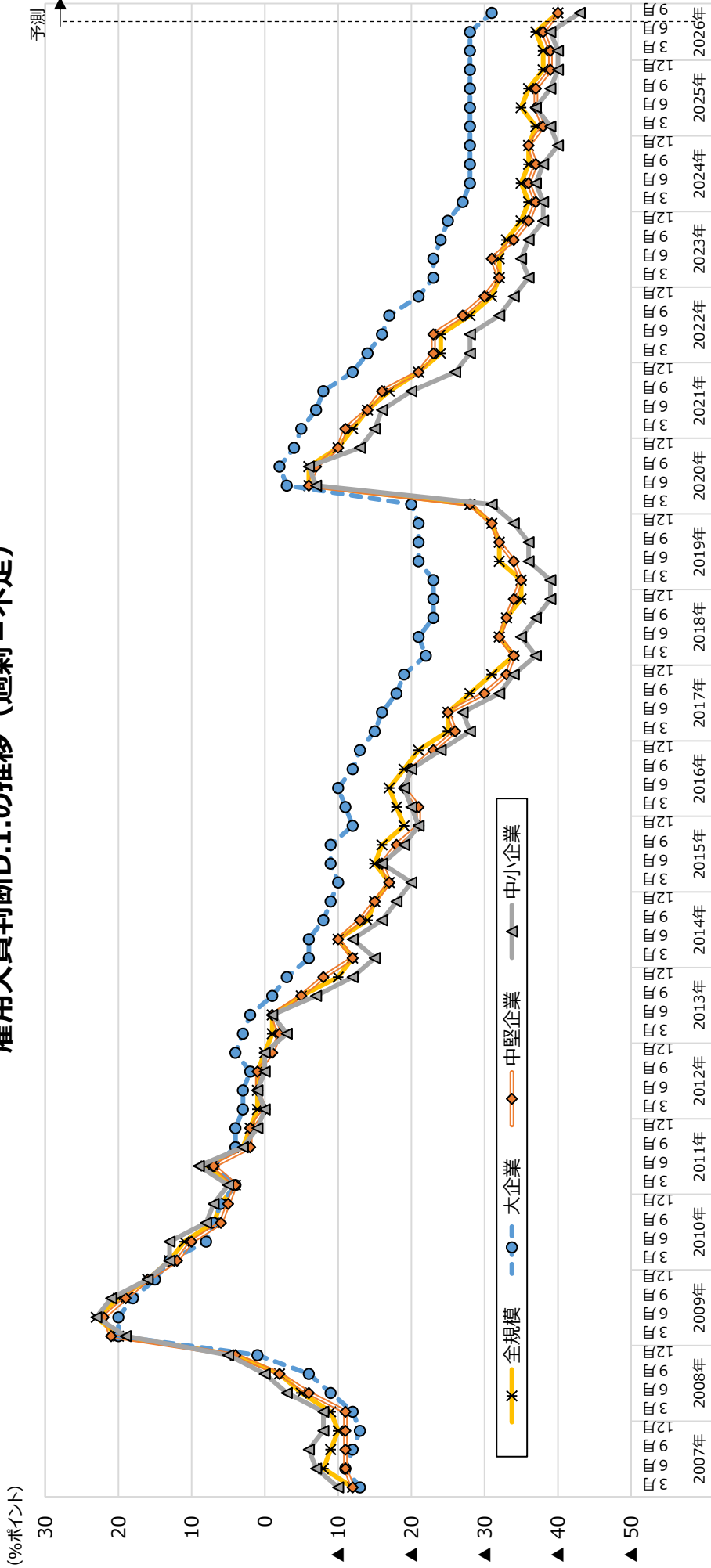
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	4.20

資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもち、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

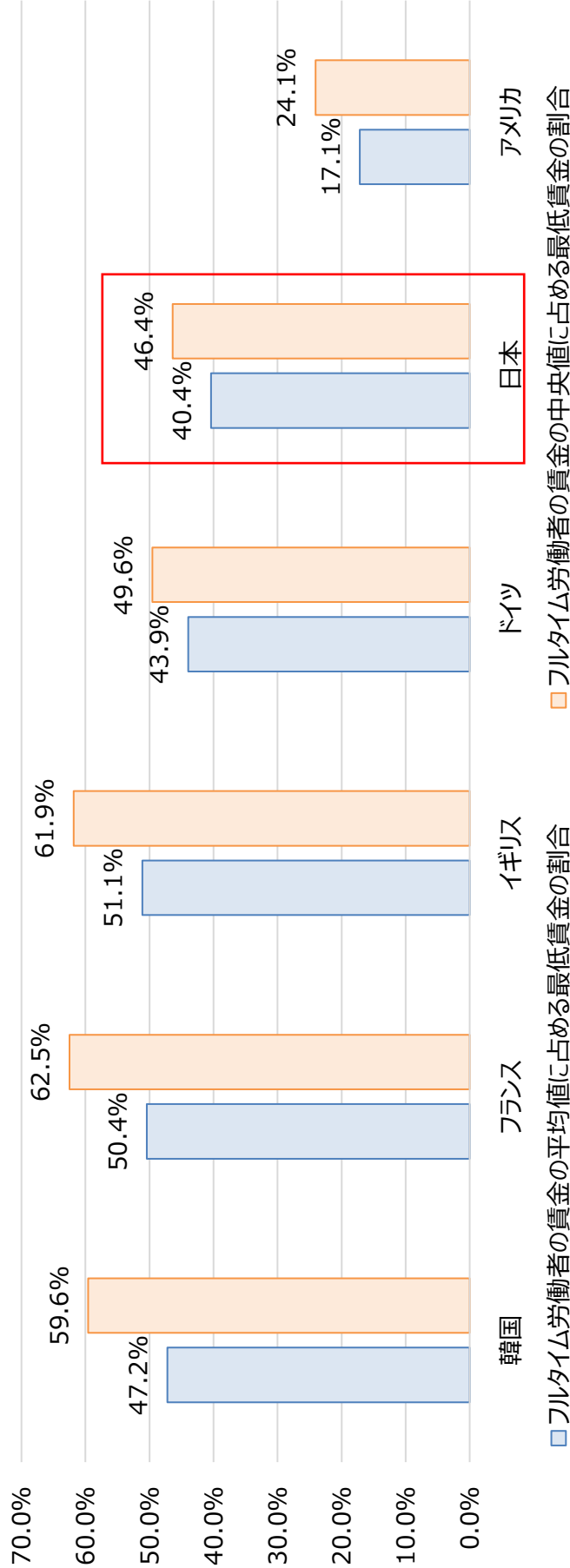
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

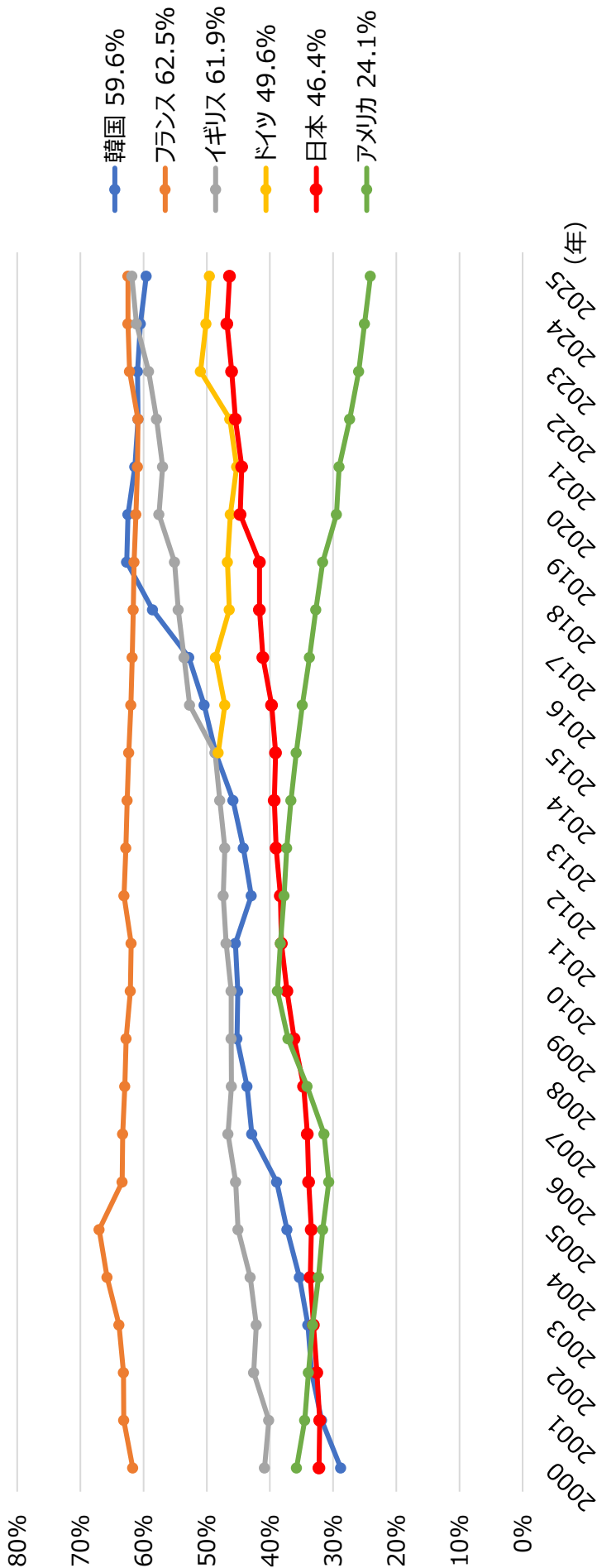
(注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

(注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



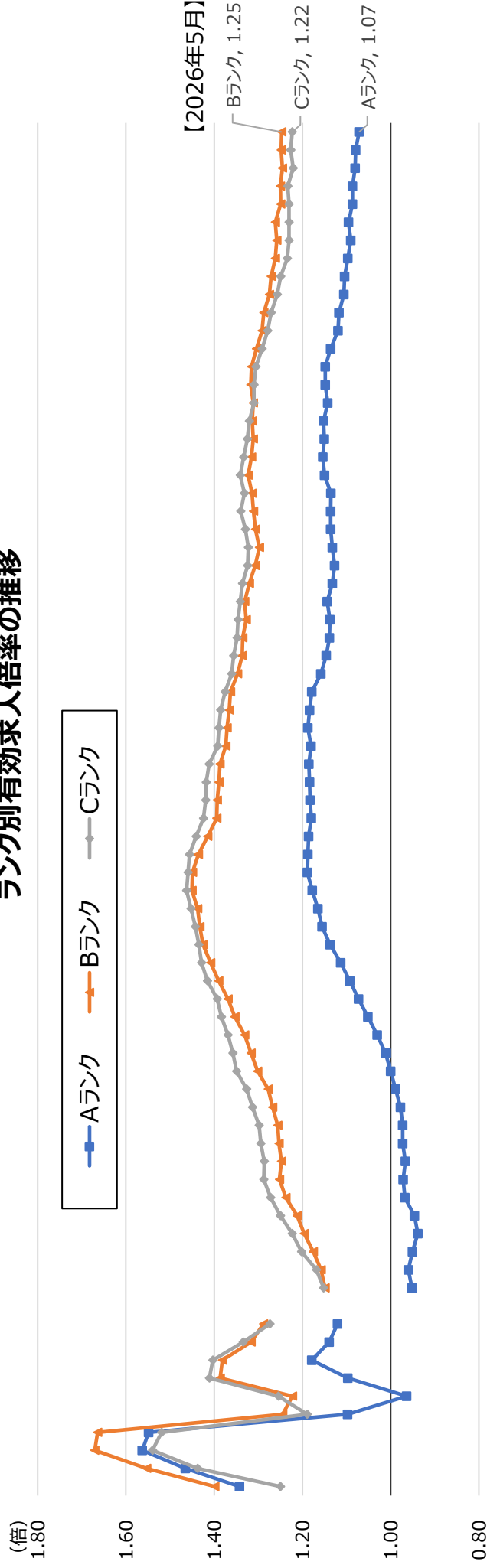
(資料出所) O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- (注 1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- (注 2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。
- (注 3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

リンク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



0.60

[illegible]

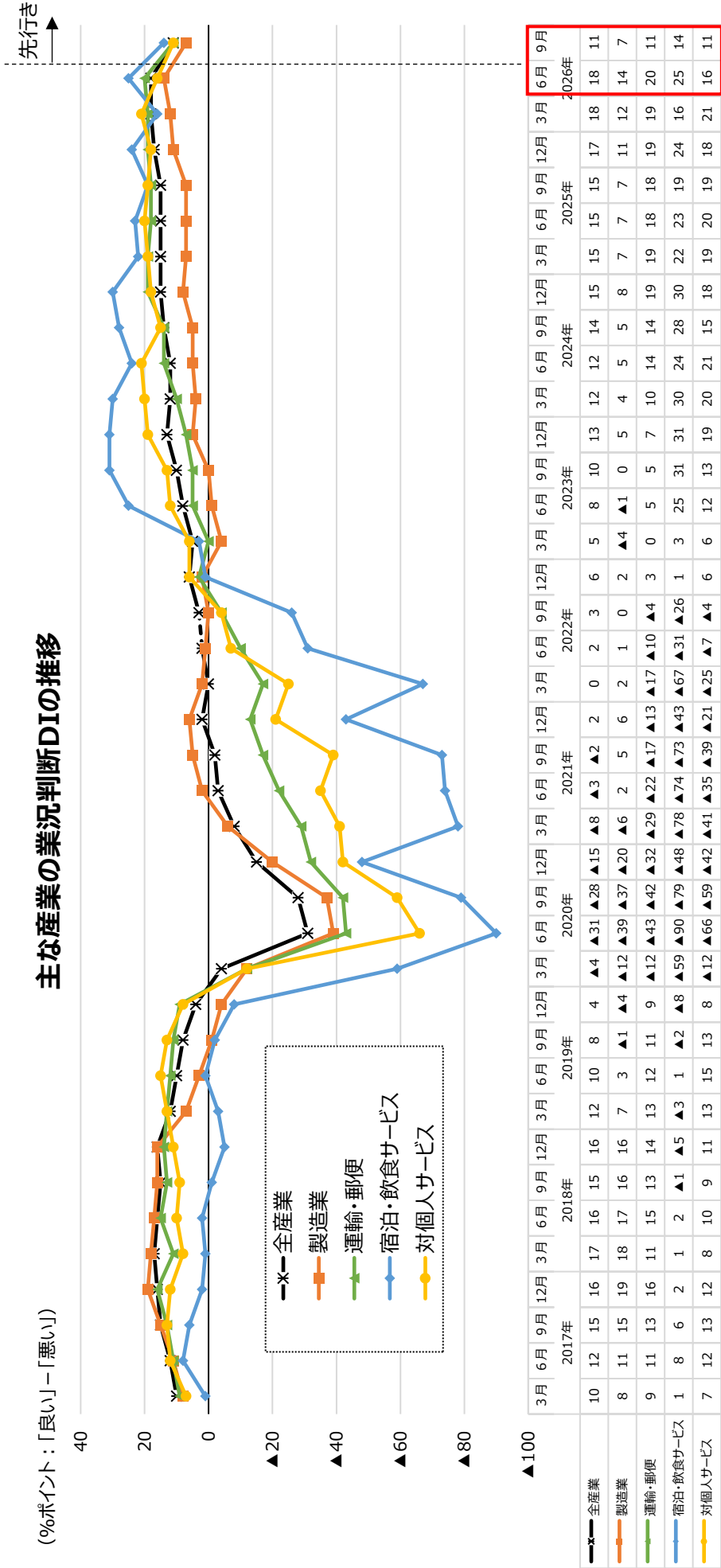
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 21. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求職人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルティング業、純粋持株会社」を除く）。

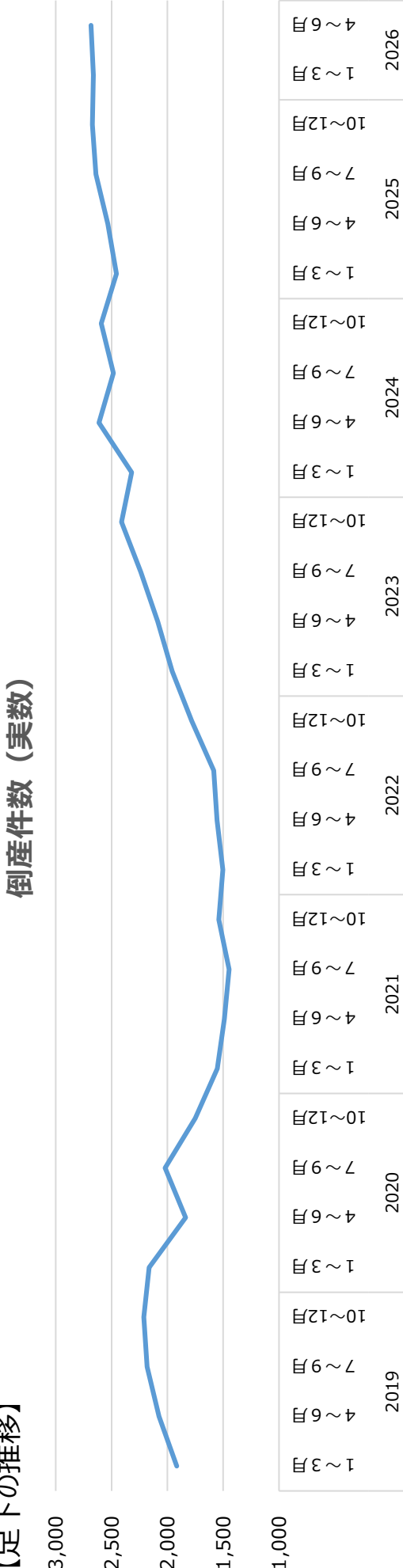
2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

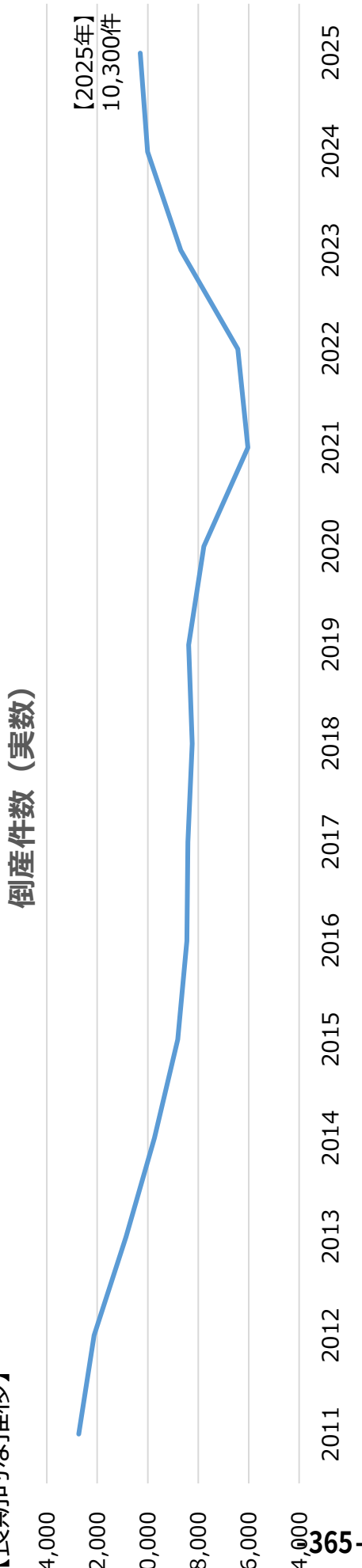
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

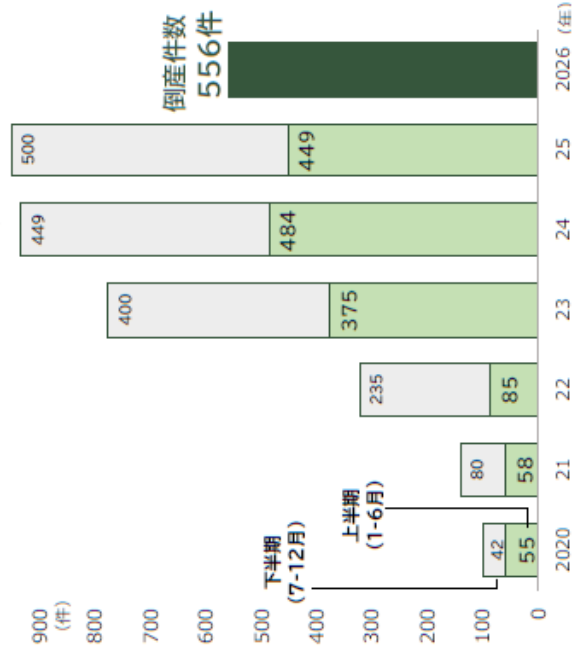
「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

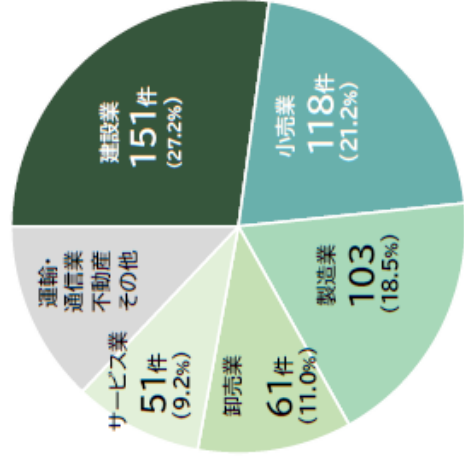
物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

「物価高倒産」 件数推移

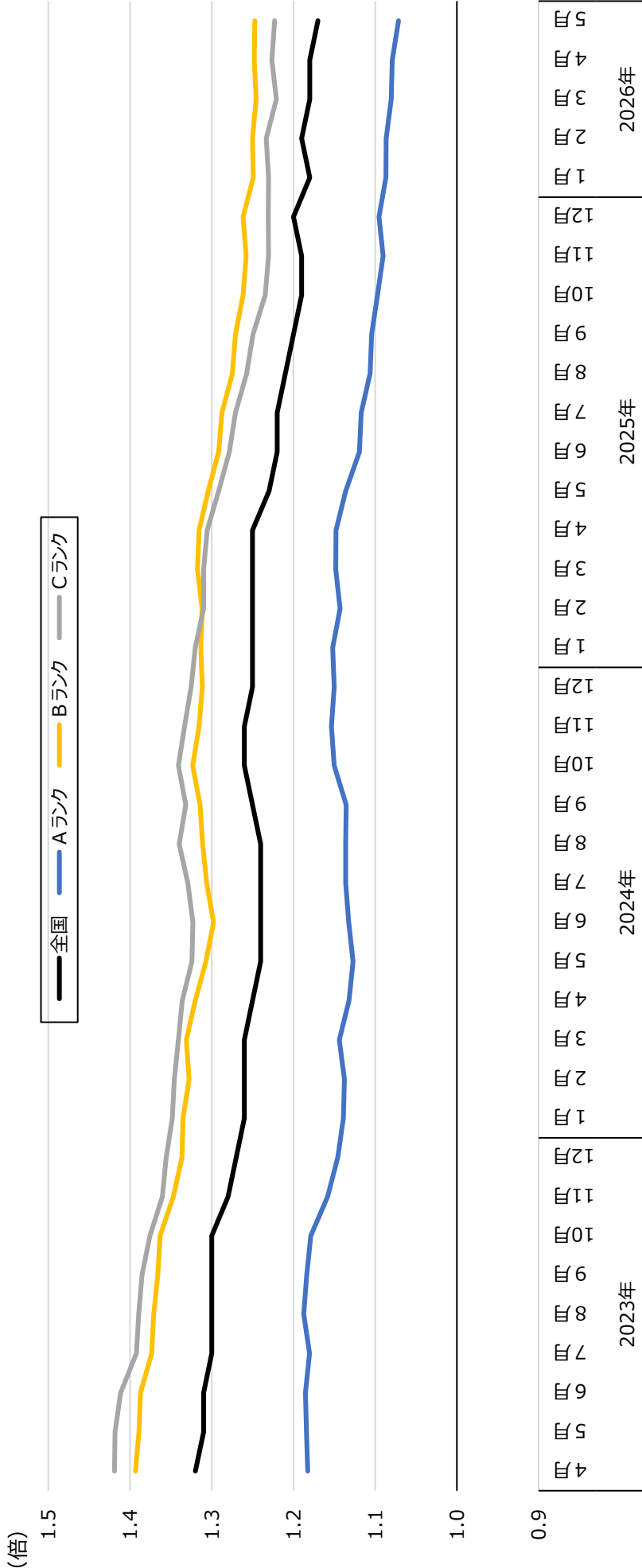


業種別 内訳（2026 年上半期）



有効求人倍率（季節調整値）

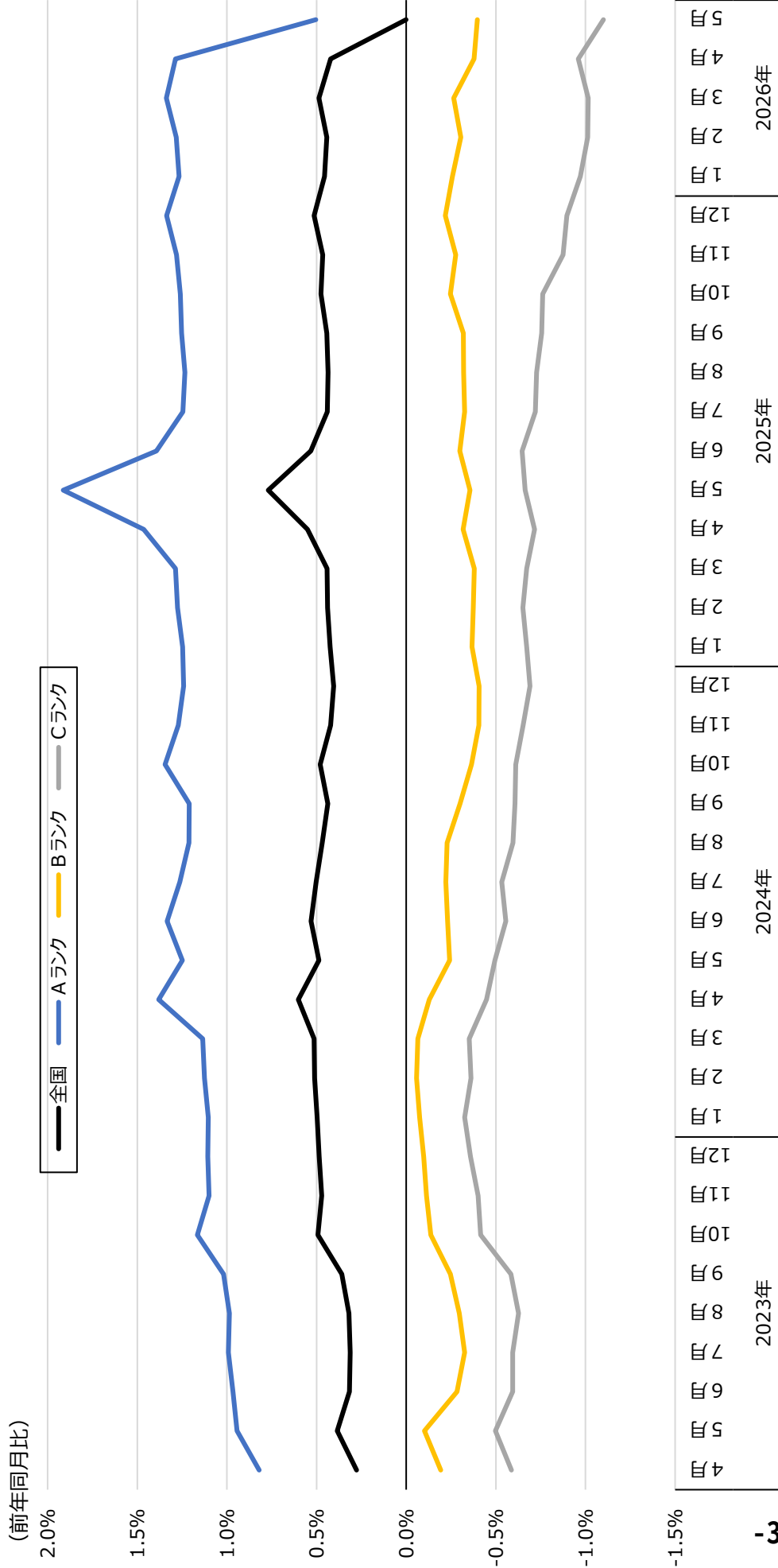
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

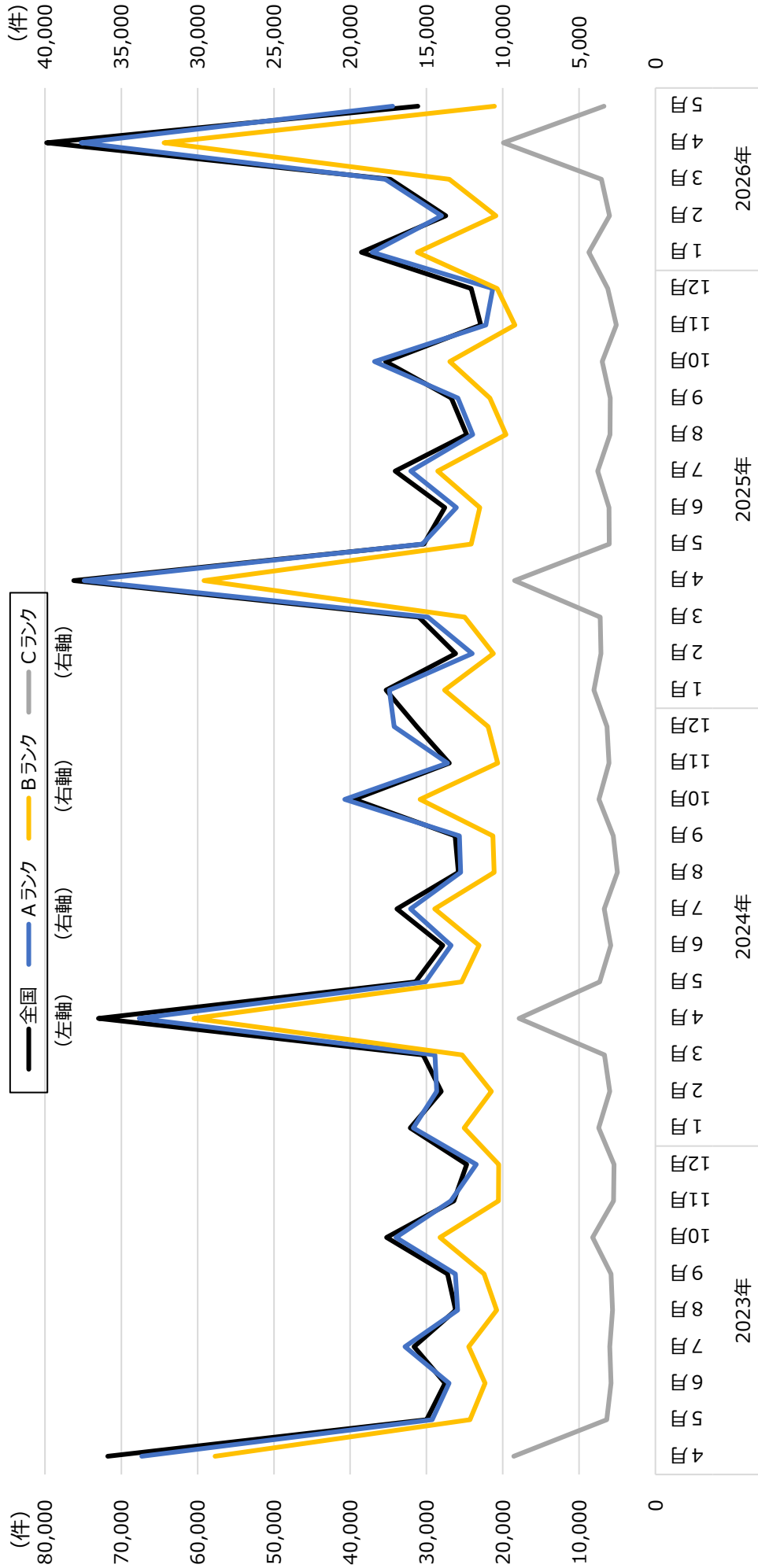
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

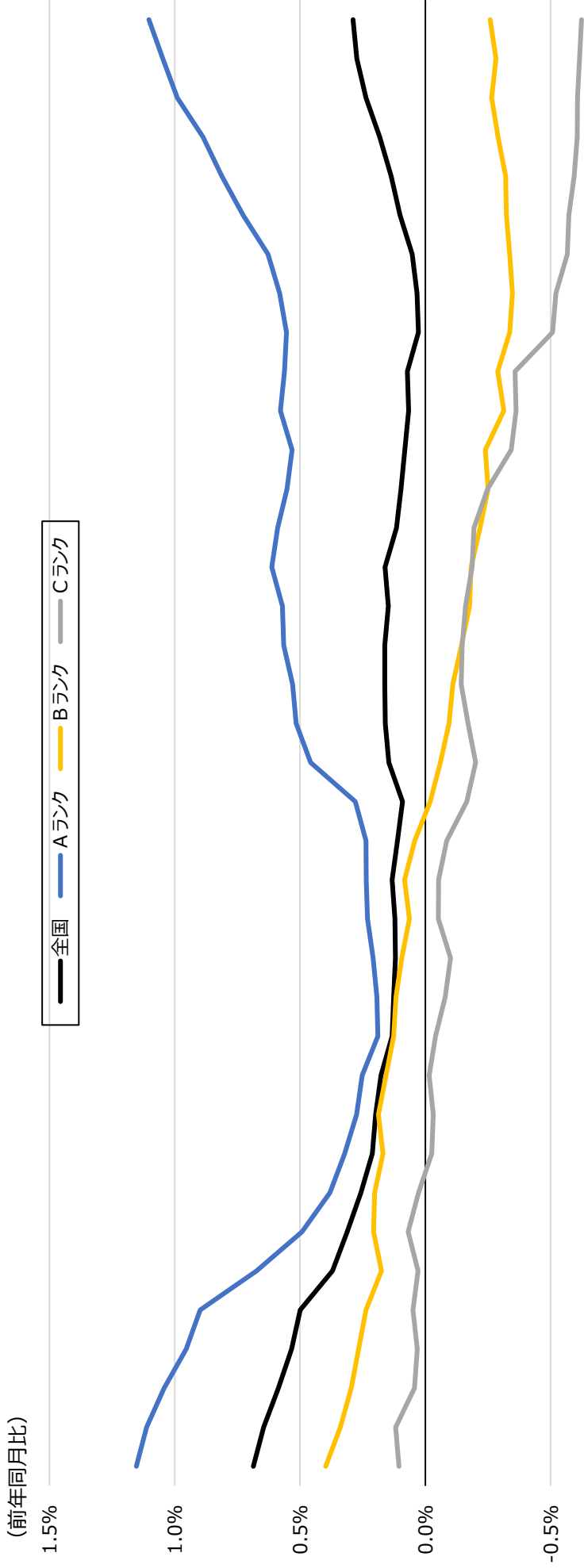
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

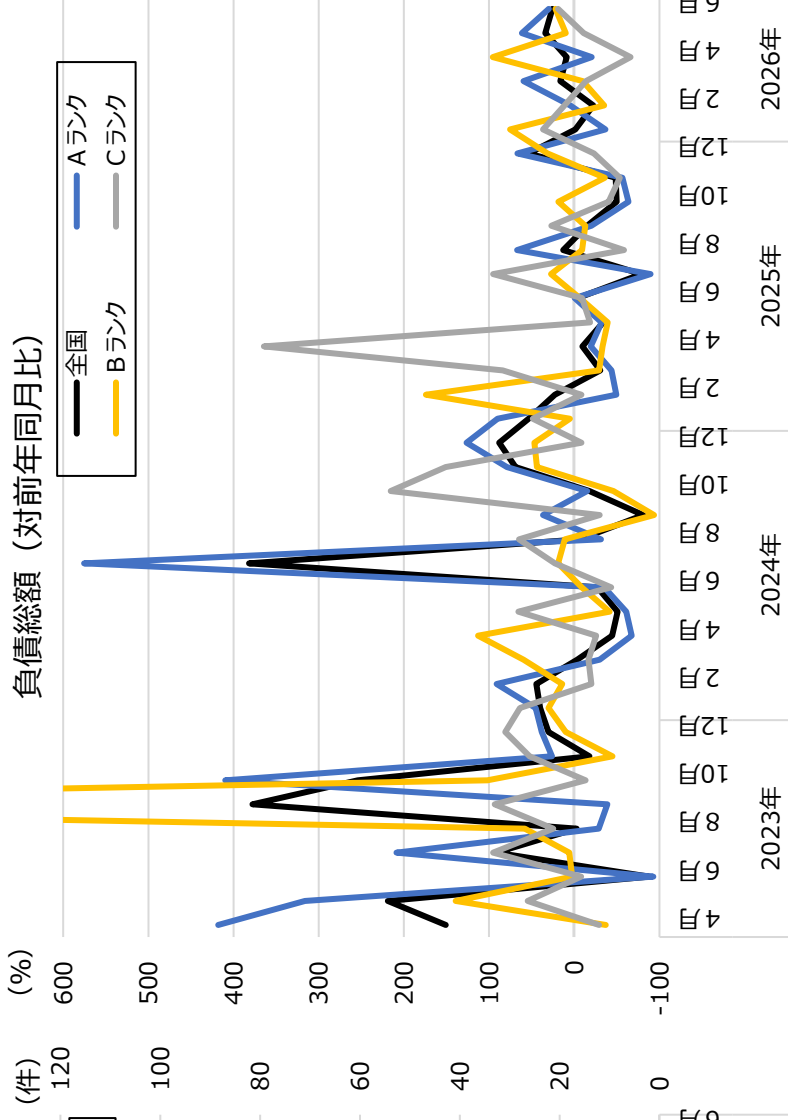
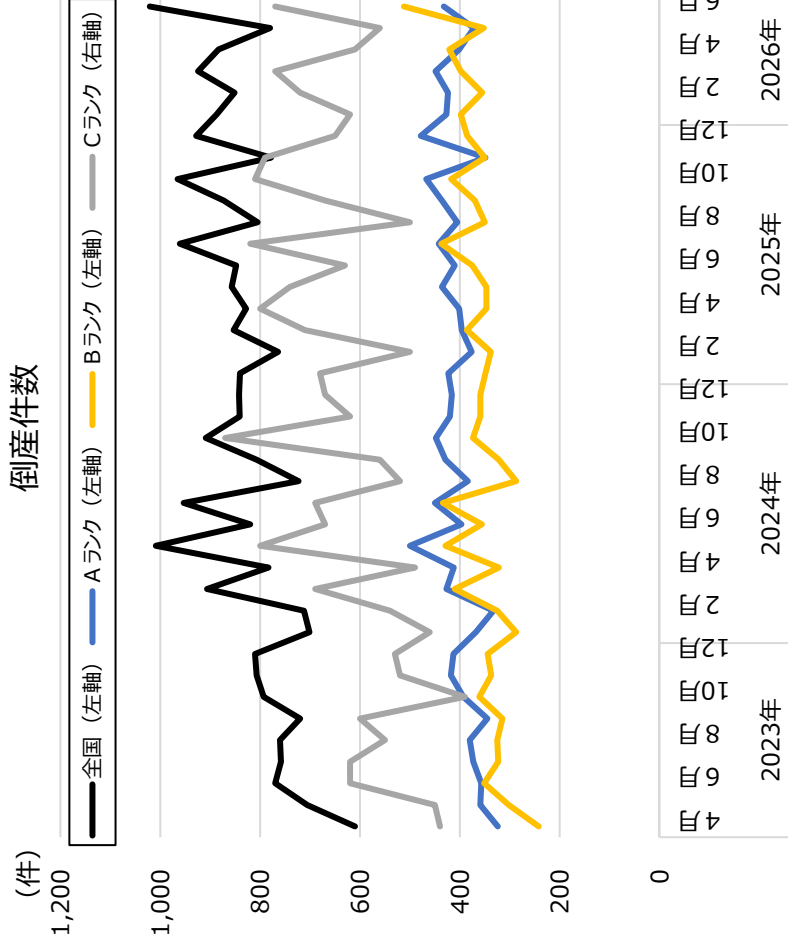
○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



-1.0%											
2023年				2024年				2025年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
2026年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

有効求人倍率（季節調整値）

(单位:倍)

	2023年												2024年												2025年												2026年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.14	1.13	1.13	1.12	1.12	1.11	1.11			
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91			
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.08	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10		
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.22	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10		
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.37	1.36	1.35	1.32	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10		
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.30	1.32	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.22	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20		
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.37	1.34	1.30	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.33	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	1.26	1.27	
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.28	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.27	1.25	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.38	1.39	1.39	1.39	1.34	1.30	1.35	1.37	1.34	1.33	1.33	1.34	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.11	1.10	1.11	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12
群馬県	1.48	1.41	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	1.20	1.22	
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	0.96	0.98	0.96	0.95	0.96	0.98	0.96	0.95	0.96	0.98	
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.76	1.77	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.75	1.76	1.74	1.77	1.72	1.71	1.70	1.71	1.73	1.74	1.73	1.74	1.73	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74	
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.48	1.48	1.46	1.45	1.44	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.38	1.39	1.39	1.39			
静岡県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.47	1.46	1.48	1.48	1.47	1.46	1.48	1.48	1.47	1.46	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48		
山梨県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.53	1.49	1.45	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.56	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	1.42	1.39	1.42	1.39	1.42	1.39		
長野県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.66	1.66	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56		
岐阜県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.34	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.30	1.29	1.28	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	1.37	
愛知県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.23	1.24	1.25	1.23	1.24	1.25	1.23	1.24	1.25	1.23	1.24	1.25	1.23	1.24	1.25	1.23
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.55	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.07	1.04	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06		
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.18	1.17	1.18	1.17	1.18		
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	1.00	1.02	1.06	1.00	1.02	1.06	1.00	1.02			
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.22	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.28	1.28	1.26	1.24	1.25	1.28	1.26	1.24	1.25	1.21	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	1.11	1.12	1.11	1.12	1.11	1.12	1.11	1.12	1.11			

72 新：厚生労働省「職業安定業務統計」都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

↑
低

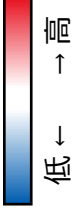
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月											
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	0.0%							
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-1.0%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	-0.3%	-0.3%							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	-1.4%	-1.4%								
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	-1.4%	-1.4%									
宮城県	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%									
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-2.3%	-2.5%							
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%								
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%								
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	0.3%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%								
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%								
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%							
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%							
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%						
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	0.3%								
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%							
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%							
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.7%	-0.7%							
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%							
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.4%								
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%								
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%								
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%								
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%							
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%								
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%							
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%							
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	0.8%								
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%								
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%							
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%								
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%							
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	-1.0%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%																		
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.0%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%																		
徳島県	0.0%	0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%							
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%							
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-																									

雇用保険事業主都合資格喪失者数(前年同月比)

	2024年			2025年												2026年												2025年 预测(可比口径)				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	20.8%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%		
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	-9.5%	-15.2%	9.5%	-2.9%	-23.9%			
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	12.7%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-34.5%	-30.7%	-50.4%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	26.9%			
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	0.2%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	39.5%	39.5%	30.7%	-24.7%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%			
秋田県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.1%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	35.6%	-13.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-29.7%	-16.8%	37.1%	-11.6%	-27.6%	-5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%			
山形県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-32.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-22.0%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	-22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%			
福島県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	23.5%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-32.8%	-7.0%	-14.9%	50.5%	60.3%	14.7%	28.0%	24.4%			
茨城県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-19.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-19.6%	-25.2%	-34.5%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%			
栃木県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-1.9%	-23.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.7%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%			
群馬県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	4.3%	0.2%	-14.3%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%			
埼玉県	-23.3%	18.9%	-27.1%	7.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.7%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.6%	7.3%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-13.0%			
千葉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%			
東京都	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	6.7%	11.7%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-21.8%			
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%			
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.3%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	27.1%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%			
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-27.4%	5.9%	4.4%	-6.1%	-25.1%				
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	10.8%	85.3%	13.0%	49.7%	71.8%	-77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-61.1%	21.3%	-31.3%	-3.5%	23.7%	5.3%						
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.3%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	1.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.3%	-1.5%	-17.5%			
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%			
長野県	7.4%	62.8%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.8%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-37.7%	-27.0%	-27.0%	-31.2%	31.2%	-14.5%			
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	7.4%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	-21.3%	13.0%	-13.0%			
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	-6.2%	31.0%	14.9%	23.4%	0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.2%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-3.0%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-14.5%			
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	18.4%	10.4%	26.2%	1.8%	13.4%	-9.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-1.6%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-10.5%			
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-23.5%	-23.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	13.0%	13.8%	-30.4%			
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-53.9%	5.6%	17.8%	-20.6%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%			
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	15.0%	24.2%	-17.0%	-20.6%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%			
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%			
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-24.5%	-23.3%	-9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	4.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%				
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-8.9%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%		
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%				
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.3%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-4.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-2.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%			
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-3.9%	50.9%	36.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%			
山口県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.0%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-51.2%	-16.8%	49.0%	-14.4%	43.3%	11.9%				
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%				
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-3.2%	-39.1%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	39.2%	15.4%	0.4%		
徳島県	47.6%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	1.6%	21.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-1.3%	-4.4%	-1.2%	33.0%	-18.7%	45.5%	-48.4%	-44.6%	47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%			
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%			
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.1%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-2.2%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%			
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	35.1%	5.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%			
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%			
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.7%	67.0%	-16.2%	78.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-23.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	-32.2%	-6.3%	-32.2%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%				
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.0%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.4%	-32.0%	10.4%	-24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%					
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	12.8%	-3.8%	38.5%	13.8%	-28.5%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	-37.1%	-1.7%	-23.5%	4.1%	4.2%	9.4%	-9.0%	-4.9%	-13.3%	34.3%	36.9%	-16.2%	64.9%	-21.3%	14.8%				
大分県	0.0%	47.4%	15.4%	-12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	11.8%	29.8%	-4.0%	98.1%	-7.5%	-33.3%	67.1%	234.8%	-27.7%	21.3%	36.7%			
宮城県	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	-7.4%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	1.6%	102.0%	52.3%	-15.3%	-2.2%	-24.6%	9.0%	0.0%	-13.6%	-2.7%	34.9%	77.8%					
鹿児島県	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	-13.7%	51.7%	21.4%	28.3%	-16.8%	19.5%	0.0%	16.7%	-0.3%	-49.4%	-28.4%	28.3%	-16.8%	19.5%	0.0%	67.6%	-31.8%	-49.4%	-28.4%	24.1%	-8.2%			
沖縄県	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%																								

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」
都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 累計引上げ額				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%										
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%										
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%										
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%										
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%										
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	-2.2%										
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-1.9%	-1.9%										
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-1.9%	-1.9%										
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%										
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%										
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%										
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%										
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.6%	1.8%										
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%										
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%										
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%										
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%										
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%										
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%										
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%										
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%										
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%										
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%										
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%										
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%										
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%										
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.8%											
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%											
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%										
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%										
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%										
徳島県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%										
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%										
広島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%										
徳島県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%										
香川県	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%										
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%										
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%										
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%										
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.																																

2026年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2026年3月で10回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて業所管大臣名での行政指導等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年10月～2026年3月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先は、経済センサスの産業別・都道府県別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2026年4月20日～6月3日

○回答企業数 69,625社（回答から抽出される発注企業数は延べ91,233社）

※回答企業のうち、BtoC取引のみであり発注者となる取引先がないなどの理由により、回答対象外の企業は10,774社

※参考：2025年9月調査：69,988社（延べ86,538社）

2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

○回収率 23.2%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年9月調査：23.3%、2025年3月調査：21.9%

②取引Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

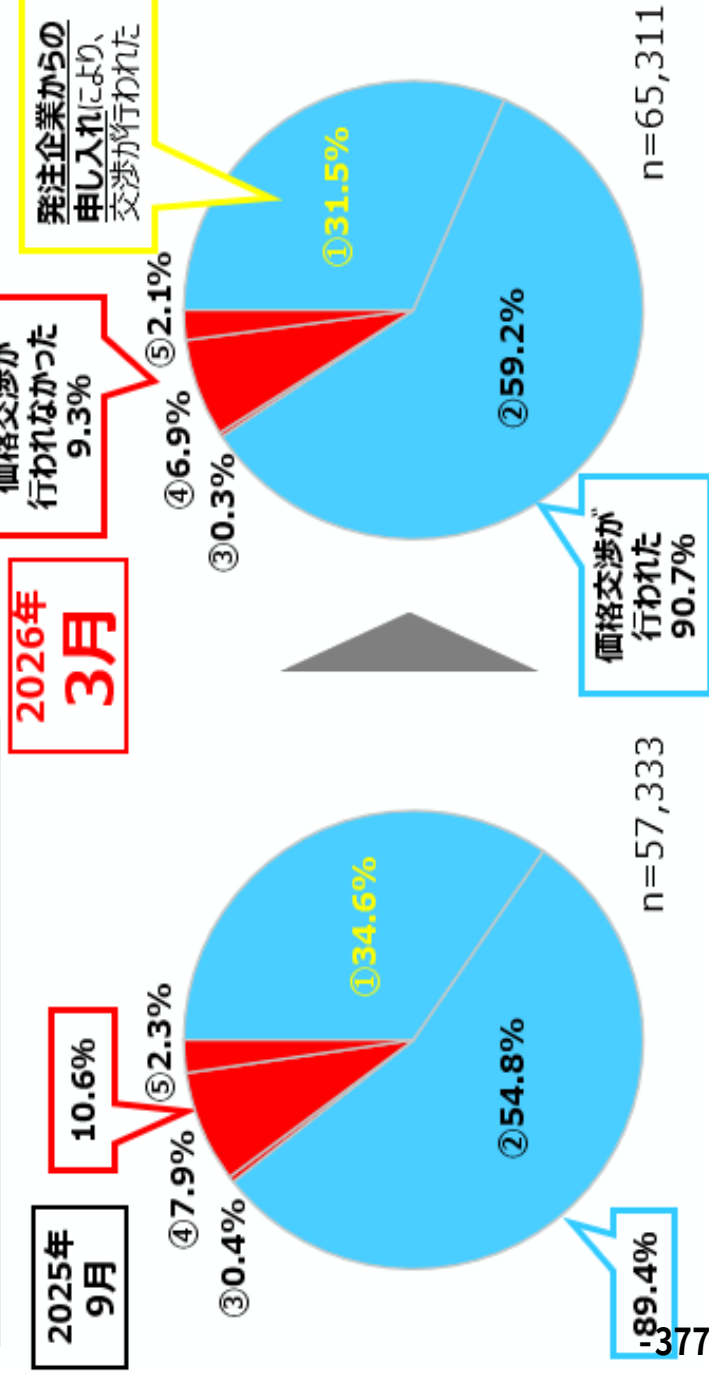
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合 (①②) は前回から約 **1 ポイント増加し、9 割を超過** (前回89.4%→90.7%)。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約 **3 ポイント減の31.5%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合 (③④⑤) は前回から**微減** (前回10.6%→9.3%)。

➤ 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。
協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを
通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、 価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、 価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、 発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、 交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、 応じてもらえなかった。

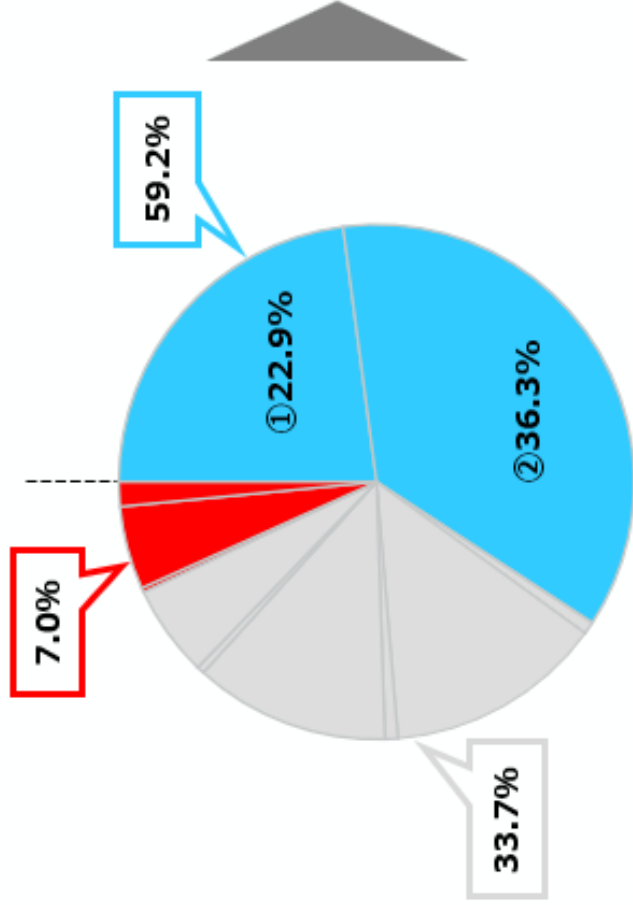
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

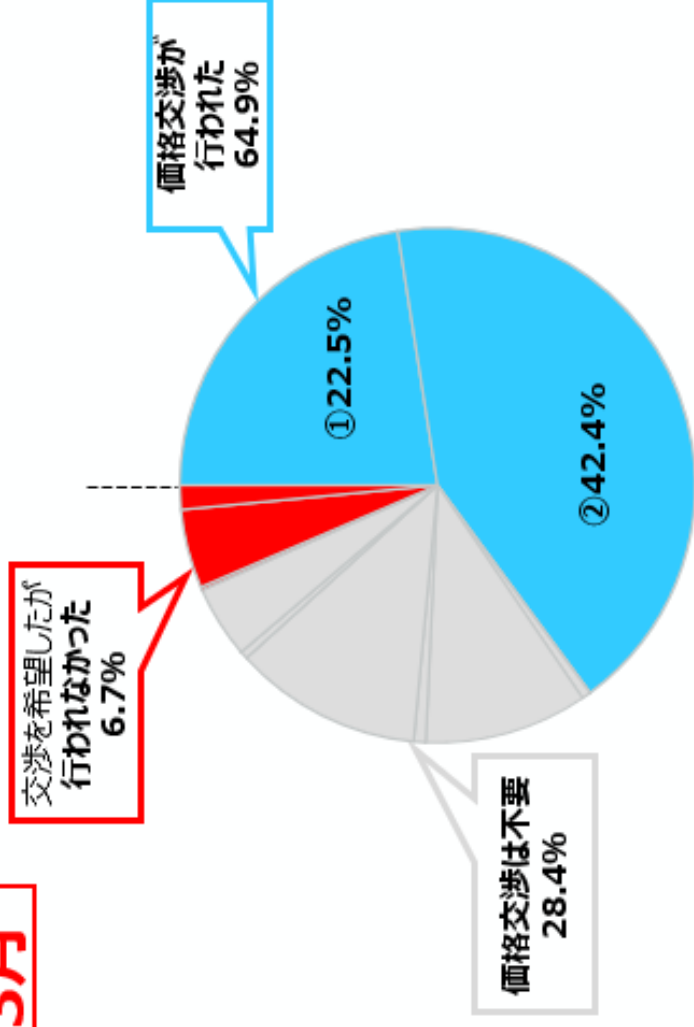
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約 6割となり、前回から増加（前回59.2%→**64.9%**）。
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.9%→**22.5%**）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は横ばい（前回7.0%→**6.7%**）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月



3月



【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

3月

n= 86,538 n=91,233

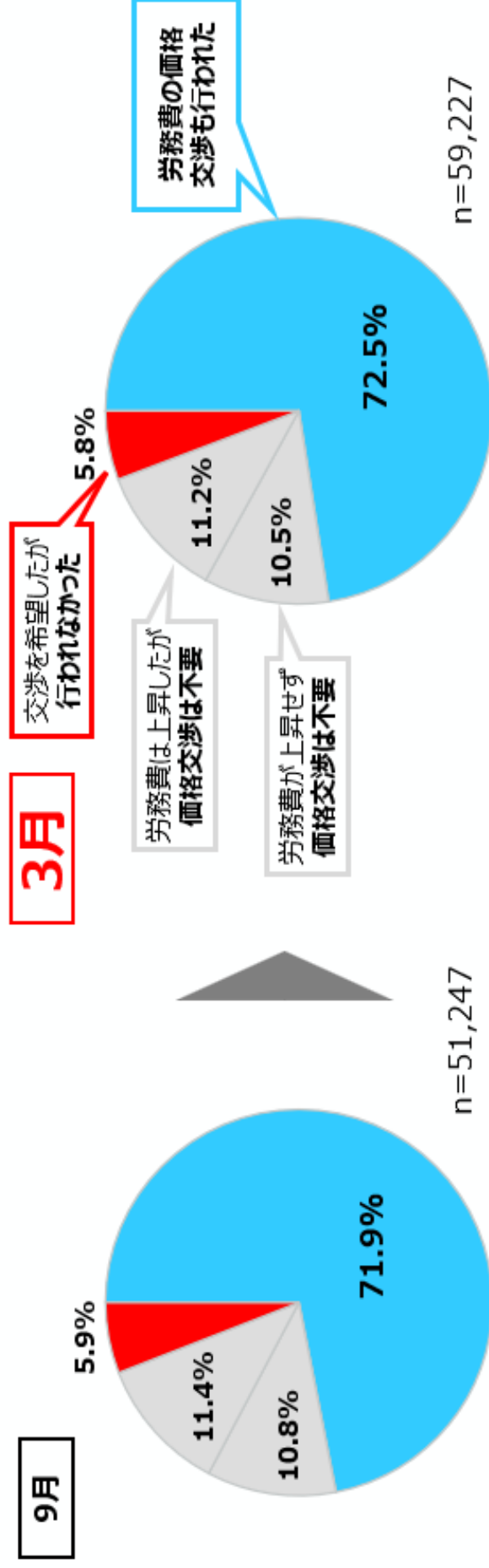
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.9%	22.5%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.3%	42.4%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	13.7%	10.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	11.8%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.8%	4.5%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.2%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.2%	5.0%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.5%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を**周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況



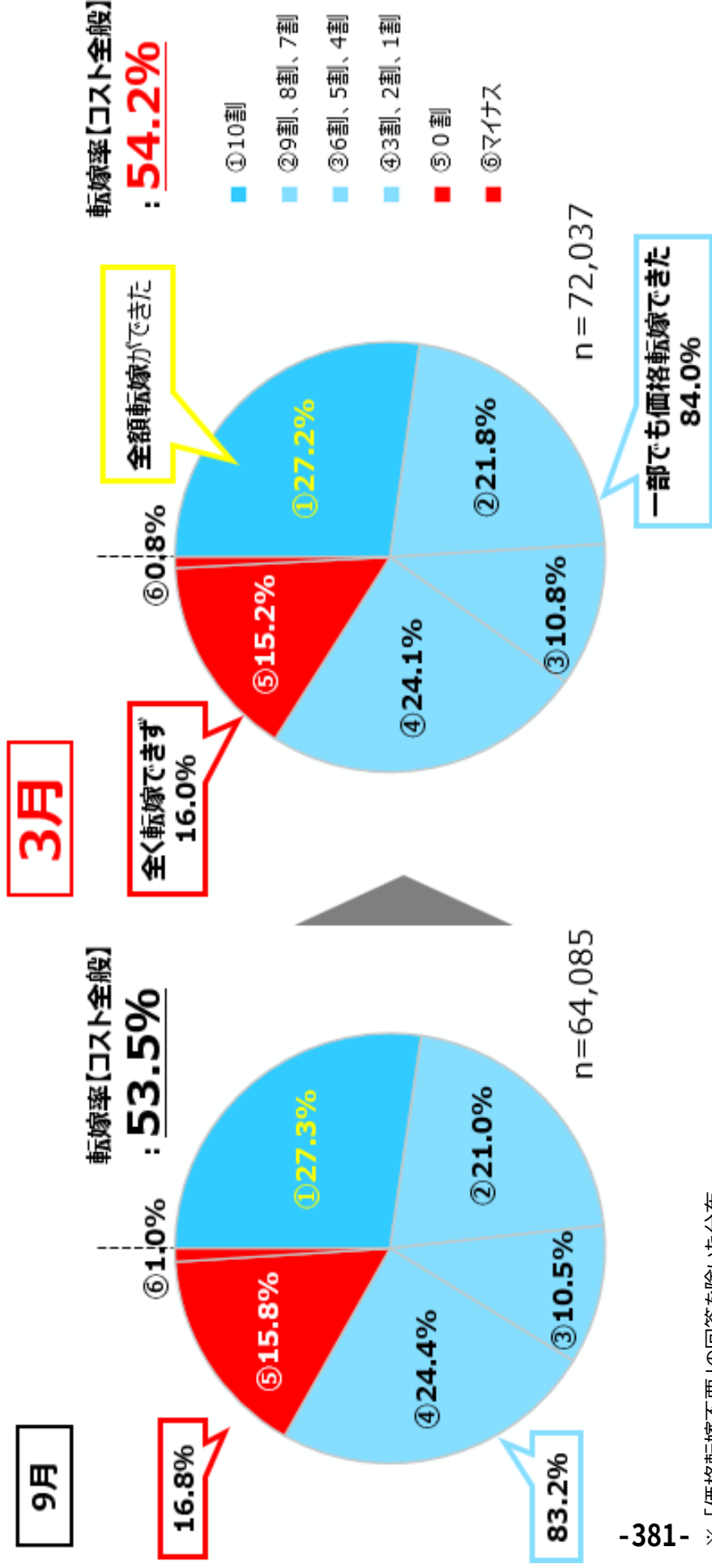
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲ 資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は8割超。「全額転嫁できた」割合（①）は3割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.8%→16.0%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

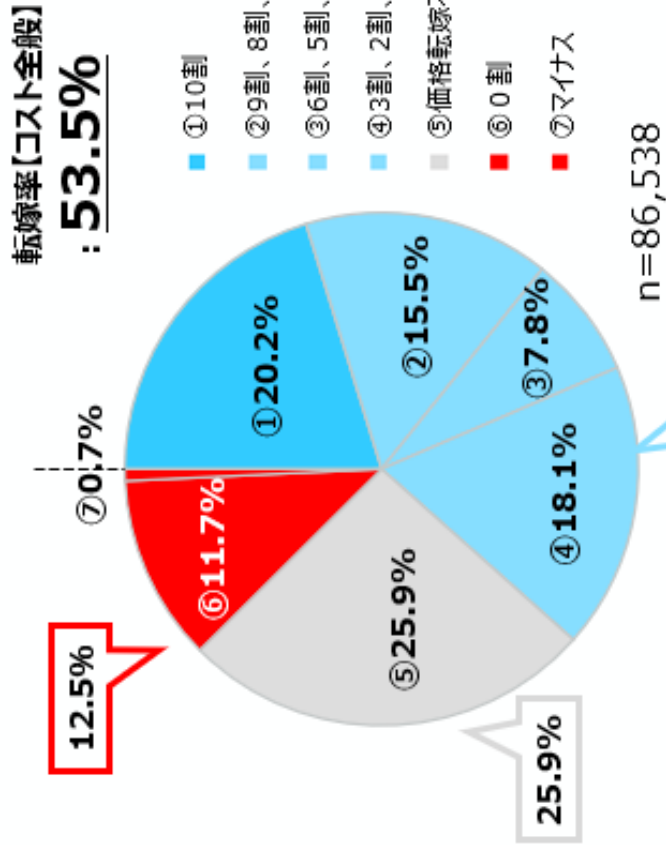


【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

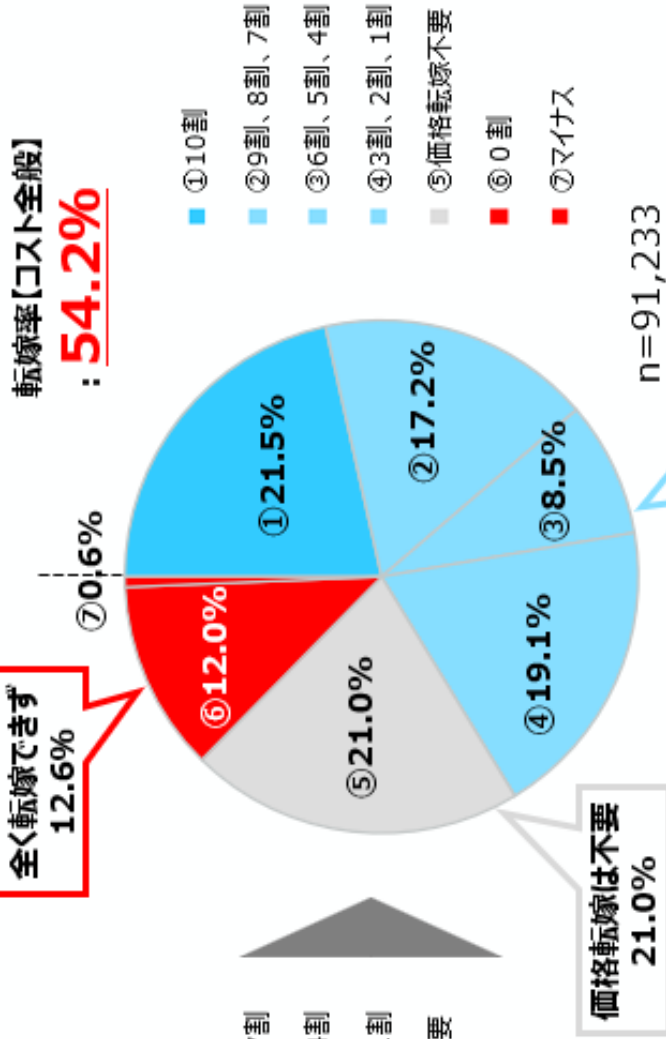
- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、7 割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は横ばいの状況（前回12.5%→12.6%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況

9月



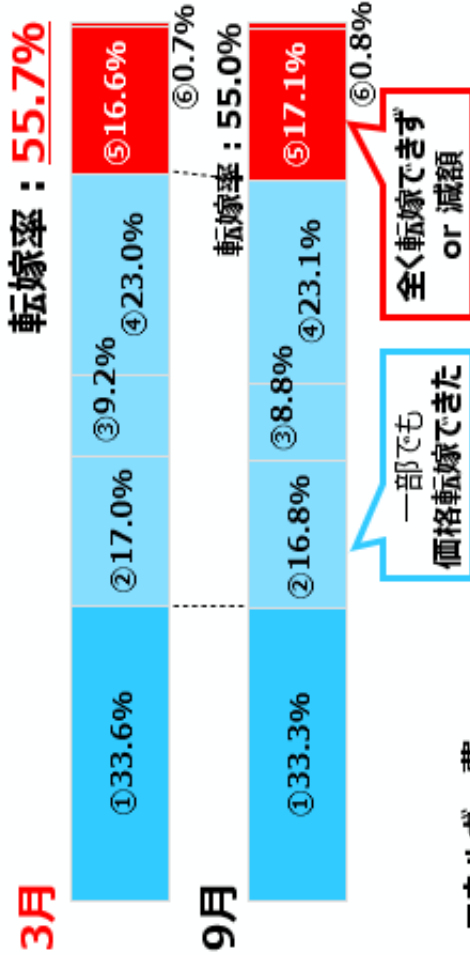
3月



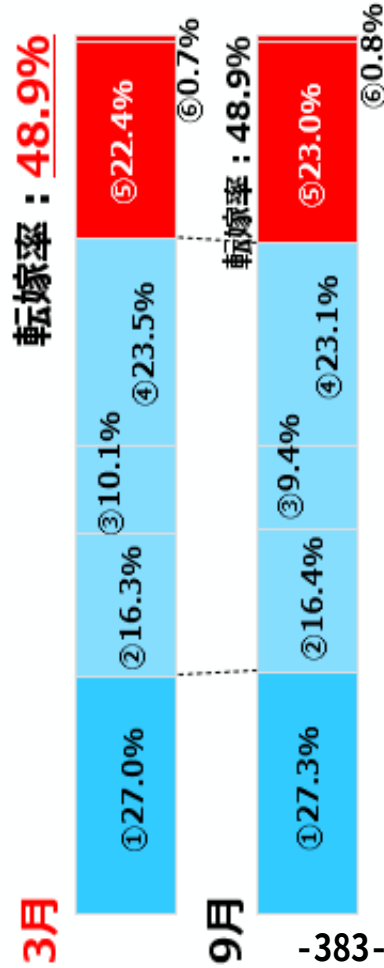
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したもの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
 - 労務費の転嫁率は、5割を維持したもの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

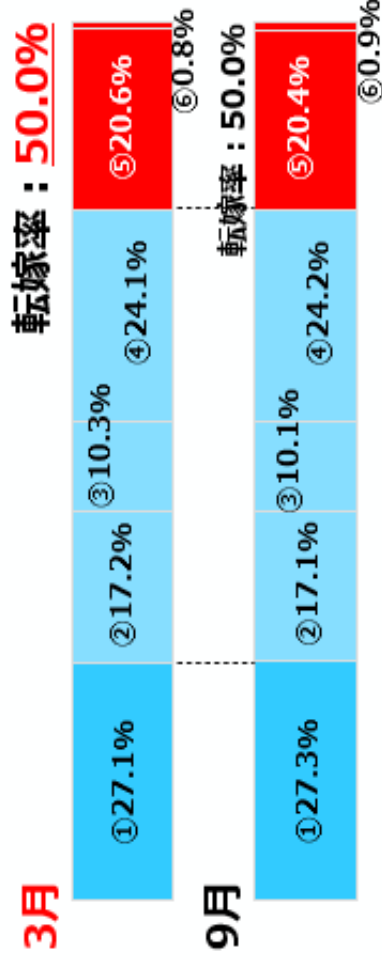
原材料費



エネルギー費



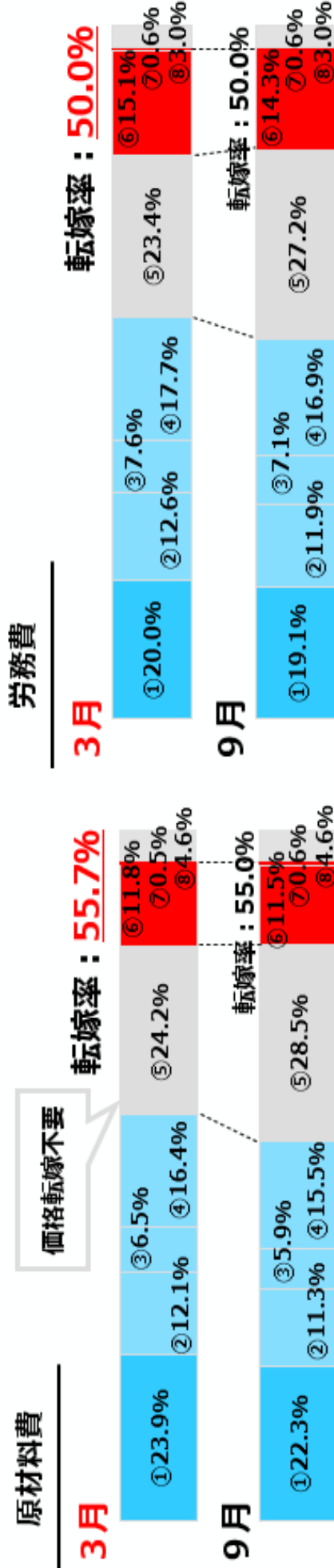
労務費



① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

【参考】価格転嫁の状況【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

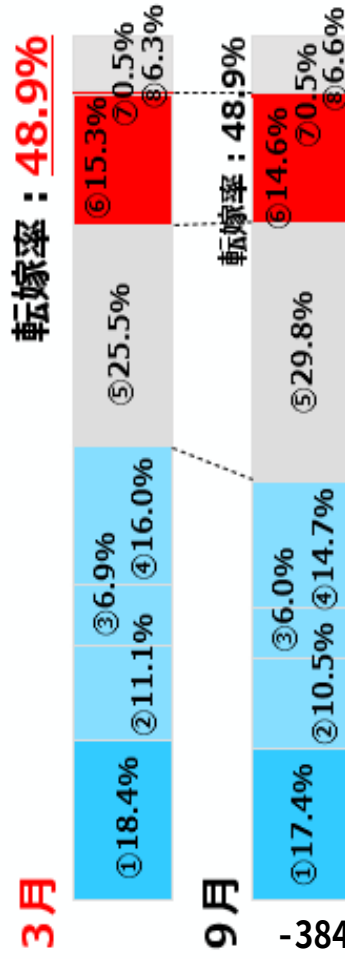
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ微増。
- 「全額転嫁できた」割合についても、いずれのコストにおいても微増の状況。



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 価格転嫁不要
⑥ 0割
⑦ マイナス
⑧ 当該費用は支払代金に含まれない

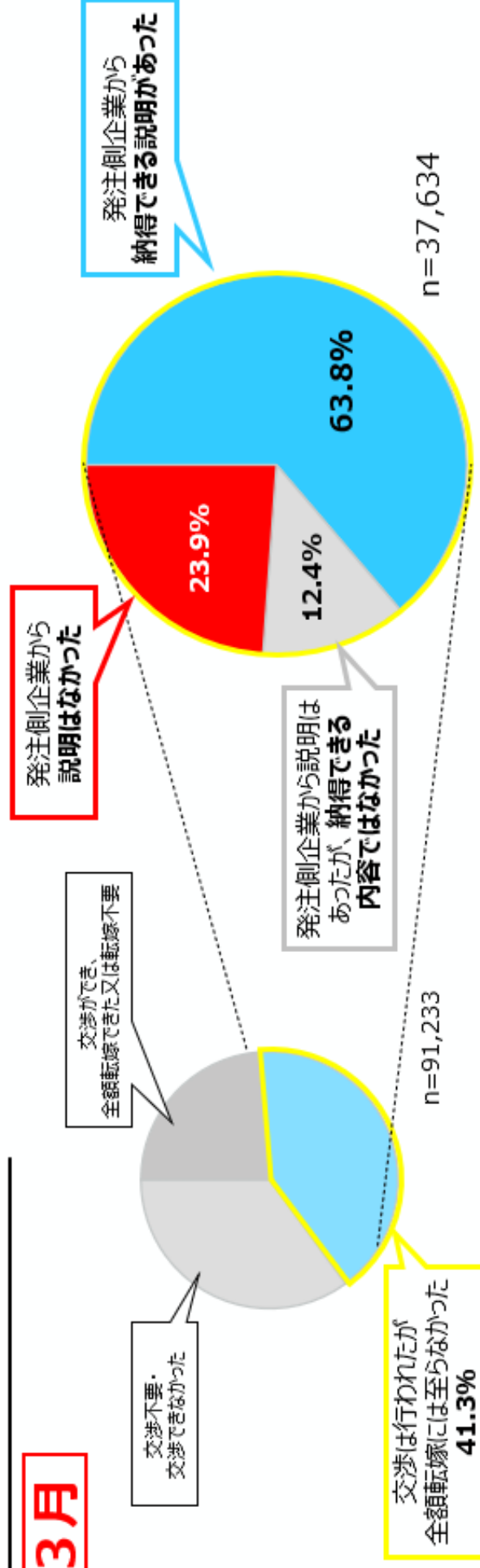
価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.3%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回36.6%→36.3%）。

- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されている旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

※ 自社（受注側）にはコスト上昇についての詳細な根拠資料を求めるにも関わらず、一方的に価格を決められ、その根拠について発注側からの説明はない。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が僅かに縮小。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	7.39 (7.30)
1位	製薬	↑↑ 8.49 (7.22)
2位	造船	↑ 7.92 (7.58)
3位	建設	↓ 7.82 (7.96)
4位	化学	↓ 7.81 (7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80 (7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76 (7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70 (7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66 (7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58 (6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57 (7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52 (6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42 (7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41 (7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35 (7.13)
15位	卸売	↑ 7.31 (7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28 (7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25 (7.26)
18位	警備	— 7.23 —
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22 (6.98)
20位	小売	↑ 7.20 (7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01 (6.77)
22位	金属	↓ 6.99 (7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95 (7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93 (6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88 (6.35)
26位	繊維	↑ 6.84 (6.38)
27位	印刷	↑ 6.81 (6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78 (6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54 (5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48 (6.42)
31位	ビルメンテナンス	— 6.35 —
32位	トラック運送	↑↑ 6.27 (5.60)
—	その他	—

※（）内は2025年9月の平均点を示す。9月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑／↓：0.5未満 上昇／下落、↑↑／↓↓：0.5以上～1.0未満 上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：1.0以上 上昇／下落

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
	申し入れが あった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年9月時点とほぼ横ばいの結果となっている。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	
全体						
業種別	1位	化学	↑ 54.2% (53.5%)	↑ 55.7% (55.0%)	↓ 48.9% (48.9%)	↑ 50.0% (50.0%)
	2位	電機・情報通信機器	↓ 65.9% (66.7%)	↑ 69.7% (69.6%)	↓ 62.4% (62.5%)	↓ 60.0% (60.6%)
	3位	造船	↑ 63.6% (60.6%)	↑ 67.7% (64.5%)	↑ 56.5% (54.9%)	↑ 56.9% (56.0%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.4% (59.4%)	↑ 64.9% (63.9%)	↑ 57.0% (55.1%)	↑ 56.9% (54.1%)
	5位	機械製造	↑ 62.0% (57.2%)	↑ 62.7% (60.7%)	↑ 52.2% (48.4%)	↑ 53.0% (48.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.4% (59.4%)	↑ 65.7% (64.8%)	↑ 56.5% (55.2%)	↑ 56.4% (54.5%)
	7位	食品製造	↑ 61.2% (58.9%)	↑ 67.8% (64.9%)	↑ 59.4% (56.0%)	↑ 58.1% (56.1%)
	8位	製薬	↑ 59.5% (59.3%)	↑ 61.9% (60.2%)	↑ 53.2% (53.1%)	↓ 52.6% (53.2%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 57.2% (46.7%)	↑↑ 57.6% (50.8%)	↑↑ 52.6% (46.0%)	↑↑ 51.1% (42.6%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.7% (50.9%)	↑ 51.3% (46.1%)	↑ 49.4% (43.2%)	↑ 56.4% (51.3%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5% (52.9%)	↑ 56.3% (52.2%)	↑ 52.1% (48.6%)	↑ 54.8% (47.7%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5% (56.2%)	↓ 54.4% (58.6%)	↓ 49.2% (54.0%)	↓ 54.5% (56.0%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2% (52.7%)	↑ 57.6% (53.2%)	↑ 52.2% (49.3%)	↑ 53.4% (50.5%)
	13位	金属	↑ 55.1% (54.2%)	↑ 59.6% (58.5%)	↑ 49.5% (49.4%)	↑ 49.3% (48.9%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7% (50.0%)	↑ 61.5% (55.6%)	↑ 48.7% (44.9%)	↑ 49.1% (44.6%)
	15位	卸売	↑ 54.6% (54.1%)	↑ 55.7% (55.7%)	↓ 47.8% (49.4%)	↓ 47.2% (48.6%)
	16位	小売	↑ 54.3% (54.0%)	↑ 56.0% (55.7%)	↑ 48.7% (48.3%)	↑ 47.3% (48.0%)
	17位	紙・紙加工	↑ 53.4% (50.0%)	↑ 54.2% (53.2%)	↑ 47.5% (45.5%)	↑ 47.6% (44.7%)
	18位	建設	↓ 53.0% (53.2%)	↑ 53.9% (53.9%)	↓ 48.5% (49.8%)	↓ 50.5% (51.6%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9% (51.7%)	↑ 51.9% (51.3%)	↓ 47.1% (47.2%)	↑ 50.2% (48.3%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.8% (52.4%)	↑ 49.4% (49.9%)	↑ 48.1% (45.8%)	↑ 49.2% (48.9%)
	21位	印刷	↑ 51.7% (49.9%)	↑ 52.3% (49.8%)	↑ 44.0% (42.7%)	↓ 42.0% (44.0%)
	22位	警備	− 50.5% −	− 42.0% −	− 38.6% −	− 49.7% −
	23位	繊維	↑ 50.2% (48.1%)	↑ 52.6% (51.6%)	↑ 44.8% (44.6%)	↑ 44.8% (44.8%)
	24位	生活関連サービス	↑ 49.3% (48.9%)	↓ 48.1% (49.8%)	↑ 43.0% (42.3%)	↑ 44.8% (44.2%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 48.9% (47.2%)	↑ 51.7% (48.9%)	↑ 42.7% (40.9%)	↑ 42.5% (41.6%)
	26位	通信	↑ 48.1% (46.6%)	↑ 46.6% (46.6%)	↓ 41.8% (43.4%)	↑ 47.6% (45.9%)
	27位	広告	↑ 44.0% (43.4%)	↑ 43.9% (43.6%)	↑ 35.2% (33.5%)	↓ 42.2% (42.8%)
	28位	農業・林業	↑ 42.4% (42.3%)	↑ 43.3% (41.9%)	↑ 38.9% (38.7%)	↑ 38.3% (38.1%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.0% (41.1%)	↑ 40.4% (38.0%)	↑ 39.5% (36.0%)	↑ 37.8% (34.9%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 41.4% (40.1%)	↓ 38.3% (41.6%)	↓ 33.0% (34.2%)	↑ 37.9% (37.7%)
	31位	ビルメンテナンス	− 40.2% −	− 36.0% −	− 34.2% −	− 39.9% −
	32位	トラック運送	↓ 34.5% (34.7%)	↑ 31.0% (31.3%)	↑ 31.4% (30.4%)	↑ 31.3% (31.0%)
−	その他	−	−	−	−	

-387-

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑ / ↓ : ~4ポイント上昇 / 下落、↑↑ / ↓↓ : 5~9ポイント上昇 / 下落、↑↑↑ / ↓↓↓ : 10ポイント以上上昇 / 下落

※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 状況が改善した業種、悪化した業種の乖離が大きくなる結果となった。受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率						
				原材料費		エネルギー費		労務費		
業種別	全体									
	1位	化学	↑ 54.2%	(53.5%)	↑ 55.7%	(55.0%)	↓ 48.9%	(48.9%)	↑ 50.0%	(50.0%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 65.7%	(64.5%)	↑ 72.5%	(66.5%)	↑ 61.7%	(58.8%)	↑ 57.1%	(56.4%)
	3位	紙・紙加工	↑↑ 64.5%	(61.1%)	↑ 68.3%	(64.6%)	↑ 58.2%	(55.1%)	↑ 58.3%	(56.8%)
	4位	機械製造	↑↑ 64.3%	(53.0%)	↑↑ 68.0%	(54.9%)	↑↑ 57.2%	(48.1%)	↑↑ 56.5%	(48.6%)
	5位	機械製造	↑ 63.9%	(63.4%)	↓ 68.2%	(68.3%)	↑ 60.6%	(60.4%)	↑ 60.0%	(59.9%)
	5位	卸売	↑ 62.9%	(61.8%)	↑ 65.2%	(63.8%)	↓ 54.6%	(54.7%)	↓ 52.5%	(53.1%)
	6位	造船	↑↑ 60.7%	(51.2%)	↑↑ 61.9%	(51.9%)	↑↑ 54.3%	(45.9%)	↑↑ 55.5%	(48.1%)
	7位	自動車・自動車部品	↑ 58.2%	(58.1%)	↓ 66.5%	(66.6%)	↓ 57.3%	(57.4%)	↑ 57.1%	(56.9%)
	8位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 57.3%	(51.9%)	↑ 52.2%	(47.5%)	↑ 48.2%	(44.4%)	↑ 56.8%	(52.5%)
	9位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 55.9%	(50.3%)	↑↑ 64.9%	(57.9%)	↑ 48.8%	(46.3%)	↑ 48.7%	(44.7%)
	10位	金属	↑ 55.8%	(54.8%)	↑ 61.8%	(60.3%)	↑ 51.3%	(49.7%)	↑ 50.5%	(49.5%)
	11位	食品製造	↓ 54.9%	(55.7%)	↓ 56.1%	(57.6%)	↓ 49.0%	(50.4%)	↓ 48.4%	(51.0%)
	12位	広告	↑↑ 54.8%	(46.8%)	↑↑ 56.9%	(45.4%)	↑↑ 50.7%	(40.8%)	↑ 48.7%	(43.8%)
	13位	小売	↓ 54.5%	(57.3%)	↓ 56.2%	(60.0%)	↓ 48.0%	(51.0%)	↓ 45.5%	(51.0%)
	14位	建材・住宅設備	↑ 54.4%	(48.2%)	↑ 55.8%	(49.6%)	↑↑ 47.5%	(42.4%)	↑↑ 48.2%	(42.7%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 53.9%	(50.7%)	↑ 50.0%	(48.2%)	↑ 51.5%	(47.0%)	↑ 50.9%	(49.0%)
	16位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.6%	(51.3%)	↑ 50.2%	(49.7%)	↑ 47.5%	(44.9%)	↓ 42.6%	(45.2%)
	17位	建設	↓ 52.3%	(53.4%)	↓ 53.6%	(54.4%)	↓ 48.4%	(50.7%)	↓ 50.7%	(52.3%)
	18位	印刷	↑ 51.7%	(49.1%)	↑ 52.2%	(50.4%)	↑ 43.6%	(42.2%)	↑ 43.3%	(42.1%)
	19位	警備	－ 51.5%	－	－ 39.5%	－	－ 40.1%	－	－ 52.6%	－
	20位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 49.1%	(45.4%)	↑ 51.2%	(47.8%)	↑ 45.6%	(42.8%)	↑ 46.5%	(43.0%)
	21位	飲食サービス	↑↑ 46.8%	(33.0%)	↑↑ 31.1%	(25.7%)	↑ 30.0%	(26.5%)	↑↑ 41.5%	(31.0%)
	22位	製薬	↑↑ 46.7%	(30.0%)	↑↑ 75.0%	(30.0%)	↑↑ 48.3%	(30.0%)	↑↑ 54.0%	(16.7%)
	23位	繊維	↑ 46.5%	(46.3%)	↓ 48.2%	(48.7%)	↓ 40.6%	(43.6%)	↓ 41.1%	(42.3%)
	24位	生活関連サービス	↑ 46.3%	(37.6%)	↑ 43.1%	(35.3%)	↑↑ 42.9%	(32.2%)	↑↑ 44.6%	(34.6%)
	25位	通信	↑ 46.1%	(46.1%)	↓ 43.7%	(49.7%)	↓ 41.0%	(44.4%)	↑ 49.5%	(46.1%)
	26位	ビルメンテナンス	－ 45.3%	－	－ 39.4%	－	－ 36.5%	－	－ 44.7%	－
	27位	廃棄物処理	↑ 43.2%	(39.6%)	↑↑ 41.8%	(36.7%)	↑ 40.1%	(35.6%)	↑ 39.9%	(35.7%)
	28位	不動産業・物品賃貸業	↓ 41.0%	(49.0%)	↓ 39.7%	(48.4%)	↓ 36.9%	(50.1%)	↓ 41.4%	(50.5%)
	29位	農業・林業	↓ 38.3%	(41.4%)	↓ 37.2%	(41.2%)	↓ 35.0%	(38.3%)	↓ 34.1%	(37.0%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 38.0%	(34.0%)	↓ 34.7%	(34.9%)	↑ 30.3%	(30.3%)	↑ 34.4%	(32.5%)
	31位	トラック運送	↑ 36.9%	(36.5%)	↓ 32.2%	(32.5%)	↑ 34.2%	(33.9%)	↓ 33.5%	(33.6%)
32位	金融・保険	↓ 31.4%	(45.0%)	↓ 36.0%	(36.4%)	↓ 12.9%	(36.4%)	↓ 25.0%	(50.0%)	
－	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	

- 388 -

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑ / ↓ : ～4ポイント上昇 / 下落、↑↑ / ↓↓ : 5～9ポイント上昇 / 下落、↑↑↑ / ↓↓↓ : 10ポイント以上上昇 / 下落

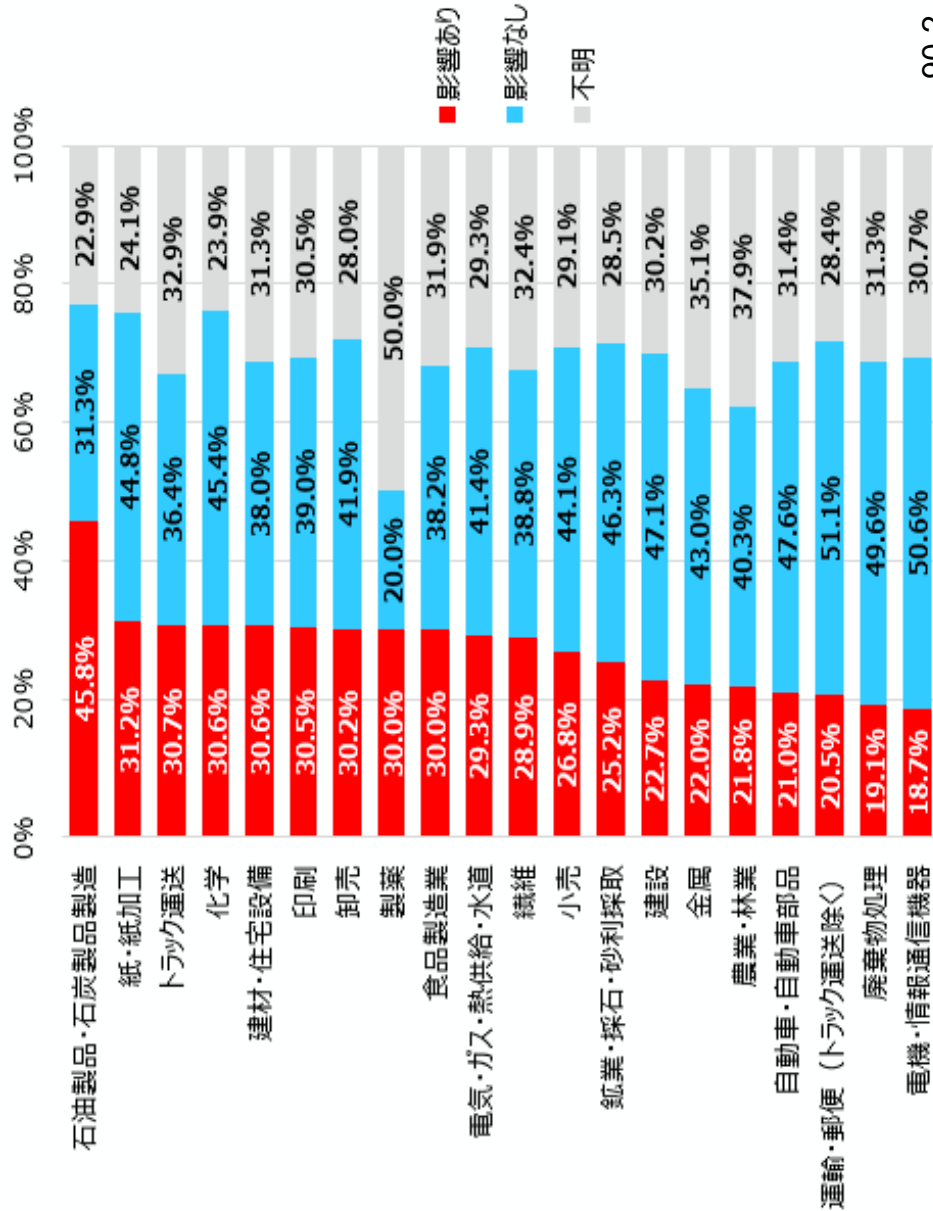
※（ ）内は前回の転嫁率を示す。

中東情勢の変化による価格交渉・価格転嫁への影響

- 発注側企業との価格交渉・価格転嫁の状況について、今般の中東情勢の変化による影響の有無を調査。
- 「影響があった」と回答した企業は全体の約 2 割。また、「影響なし」が約 5 割、「影響は不明」が約 3 割。
- 「影響あり」と回答した企業の割合が高い業種は、石油製品・石炭製品製造業、紙・紙加工業、トラック運送業などとなった。

中東情勢による価格交渉・転嫁への影響の有無

受注側企業の業種ごとの影響有無（「影響あり」が多い上位20業種）





厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 1.6	208	△ 14	(%) 3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	8,405	3.9	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	8,235	0.8	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	△ 3.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 12.9	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	6,030	8.5	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	△ 0.4	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	△ 1.0	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	△ 5.2	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	10,300	1.1	176	0	2.5
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	2,457	0.9	169	△ 6	2.4
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	2,533	0.4	182	△ 7	2.6
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	2,639	△ 0.5	178	△ 1	2.5
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	2,671	0.9	173	10	2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	2,662	1.5	185	16	2.7
4～6月									2,684				
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	887	2.9	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	851	△ 0.1	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	924	△ 1.2	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	883	△ 0.8	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	103.0	0.5		780		174	△ 5	2.5
6月	-	-	-	-	-				1,021				
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2026年5月分の数値は速報値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2020暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。
また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金 (現金給与総額) 指数、パート比率					
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	102.0	0.6	30.63	100.5	102.9	0.7	0.8
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	101.9	0.4	30.69	102.0	103.8	1.5	0.9
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	102.1	1.4	30.88	103.8	104.3	1.8	0.6
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	101.2	△ 0.4	31.53	103.5	103.5	△ 0.3	0.9
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	100.0	△ 3.4	3.5
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	100.6	0.3	31.28	101.9	102.2	2.0	2.2
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	99.6	2.0	31.60	103.6	100.9	1.7	1.3
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	97.1	1.2	32.24	105.4	98.9	1.7	2.0
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	99.3	2.8	30.86	109.3	99.4	3.0	0.1
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	98.0	2.3	31.31	113.9	99.9	4.2	0.5
2025 年 1～3 月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	94.8	0.0	31.53	110.5	97.7	0.9	0.4
4～6 月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	95.6	1.4	31.11	113.6	99.9	2.8	2.3
7～9 月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	95.5	0.4	31.20	112.9	98.8	△ 0.6	1.1
10～12 月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	95.2	0.4	31.40	113.8	98.9	0.8	0.1
2026 年 1～3 月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	96.1	0.8	31.84	115.2	100.3	1.2	1.4
2026 年 1 月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	95.1	△ 0.7	31.83	114.5	99.7	△ 0.2	0.0
2 月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	97.0	1.7	31.86	115.6	100.9	1.0	1.2
3 月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.7	0.9	110.7	96.2	△ 0.4	31.82	115.5	100.3	△ 0.1	0.6
4 月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.3	2.8	111.4	96.7	0.6	31.16	116.8	101.4	1.1	1.1
5 月	2.11	1.17	115.9	0.5	134.5	0.9	111.5	96.3	0.1	31.14	115.4	99.7	△ 1.2	1.7
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024 年の前年比については、2023 年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と 2024 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) で実質化。

2026 年 5 月の数値は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の 2026 年 5 月分の数値は速報値である。同指数の 2020 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
	Aランク 1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08	1.07
	Bランク 1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
	Cランク 1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23	1.22

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
2016年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
2017年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
2018年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
2019年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2020年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
2021年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
2022年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
2023年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0
2024年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0
2025年	2.5	3.8	3.3	2.3	2.0	2.6	1.9	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.7	2.3	2.3	3.7	3.1	2.2	1.9	2.3	1.2
2026年	2.7	4.3	3.3	2.5	2.2	2.9	1.9	2.9	5.2	3.4	2.5	2.5	3.1	...	2.5	3.5	3.5	2.4	1.8	2.9	...
2月	2.6	3.8	3.3	2.5	2.3	2.6	1.9	2.8	4.2	3.2	2.9	2.4	2.8	...	2.4	3.4	3.5	2.1	2.1	2.4	...
3月	2.7	3.8	3.7	2.5	2.2	2.5	1.8	2.9	3.8	4.2	2.8	2.5	2.7	...	2.4	3.9	3.2	2.1	1.8	2.3	...
4月	2.5	3.6	3.2	2.5	2.0	2.7	1.8	2.7	4.1	3.0	2.6	2.2	3.0	...	2.3	3.2	3.4	2.3	1.9	2.4	...
5月	2.5	4.3	3.1	2.4	1.9	2.3	1.7	2.6	4.7	2.9	2.4	2.0	2.9	...	2.3	3.8	3.3	2.4	1.9	1.7	...

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年				
									1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1	3.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1	4.3
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1	2.4
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5	3.1
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8	2.8
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)	3.6 (3.5)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)	3.4 (3.4)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)	3.2 (3.0)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)	3.4 (3.4)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)	2.3 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 2026年5月の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91	24.87
	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89	14.96
	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20	25.00
	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40	30.51
5~29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82	40.84

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2026年5月の数値は速報値である。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3
5 月	124.3	△ 3.8	113.2	△ 3.9	11.1	△ 1.7	14.0	0.8

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。また、2026年5月の数値は速報値である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合 第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日付）

連合	第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日付）	平均賃金方式 （加重平均）		個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳		30歳	
1,000人以上	467組合 17,675円（17,611円） 5.13% （5.41%）	18組合 13,816円（13,086円） 4.04% （3.98%）	59,786人 13,636円（12,794円） 4.34% （4.06%）	26組合 13,636円（12,794円） 4.34% （4.06%）	90,606人 12,794円（12,794円） 4.34% （4.06%）
300～999人	880組合 15,673円（15,428円） 5.15% （5.25%）	52組合 12,546円（14,079円） 3.97% （4.66%）	28,108人 12,546円（14,079円） 3.97% （4.66%）	51組合 12,471円（13,441円） 4.52% （4.96%）	27,567人 13,441円（13,441円） 4.52% （4.96%）
100～299人	1,157組合 14,316円（13,924円） 5.03% （5.06%）	84組合 11,033円（10,056円） 3.88% （3.67%）	14,853人 11,033円（10,056円） 3.88% （3.67%）	82組合 10,261円（9,566円） 3.96% （3.80%）	14,134人 9,566円（9,566円） 3.96% （3.80%）
～99人	1,228組合 12,596円（12,304円） 4.66% （4.72%）	95組合 8,601円（9,463円） 3.26% （3.69%）	4,632人 8,601円（9,463円） 3.26% （3.69%）	100組合 8,809円（9,487円） 3.59% （3.92%）	5,059人 9,487円（9,487円） 3.59% （3.92%）
規模計	3,732組合 16,940円（16,842円） 5.12% （5.35%）	249組合 10,622円（10,904円） 3.70% （3.94%）	107,379人 10,622円（10,904円） 3.70% （3.94%）	259組合 10,474円（10,479円） 3.98% （4.08%）	137,366人 10,479円（10,479円） 3.98% （4.08%）

- (注) 1 () 内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日付）

連合(有期・短時間・契約等労働者)	第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日付）	単純平均		加重平均	
		賃上げ額		賃上げ率	
時給	400組合 917,964人	66.63円（59.65円） 5.44%（5.17%）	75.01円（66.98円） 6.18%（5.81%）	66.63円（59.65円） 5.44%（5.17%）	75.01円（66.98円） 6.18%（5.81%）
月給	148組合 27,163人	1,290.95円（1,213.28円） 10,388円（9,914円） 4.40%（4.32%）	1,289.11円（1,219.70円） 10,794円（10,004円） 4.53%（4.35%）	1,290.95円（1,213.28円） 10,388円（9,914円） 4.40%（4.32%）	1,289.11円（1,219.70円） 10,794円（10,004円） 4.53%（4.35%）

- (注) () 内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計（2026年5月27日）

経団連(大手企業)第1回集計（2026年5月27日）	平均賃上げ方式 （加重平均）
主要23業種 大手248社	103社 19,964円（19,342円） 5.46% （5.38%）

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社(61.7%)の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 () 内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果(97社)。

経団連(中小企業)第1回集計（2026年7月8日）

経団連(中小企業)第1回集計（2026年7月8日）	平均賃上げ方式 （加重平均）
17業種 754社	295社 12,083円（11,826円） 4.20% （4.35%）

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 305社(40.5%)から回答を把握したが、このうち10社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査（2026年6月8日）

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査（2026年6月8日）	（加重平均）
正社員 （月給）	全体 1,604社 20人以下 752社
	12,036円（11,074円） 4.29% （4.03%） 9,573円（9,568円） 3.52% （3.54%）

- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 () の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日）

一時金		2026年回答		(参考) 昨年対比	2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.54ヶ月	0.04ヶ月		2.50ヶ月
		2,870組合	1,921,390人		2,430組合	1,731,267人
	回答額		816,090円	43,567円		772,523円
		1,800組合	1,004,495人		1,495組合	822,236人
年 間	回答月数		5.13ヶ月	0.02ヶ月		5.11ヶ月
		2,512組合	2,030,429人		2,296組合	2,016,100人
	回答額		1,776,402円	125,717円		1,650,685円
		1,314組合	1,088,787人		1,068組合	852,740人

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
2 2025年回答の数値は2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果

経団連第1回集計（2026年7月2日）

	2026年夏季				2025年夏季			
	社数	妥結額	増減率		社数	妥結額	増減率	
総平均	112社	1,008,706円	1.88%		107社	990,848円	4.37%	
製造業平均	99社	1,060,434円	1.63%		93社	1,035,889円	4.49%	
非製造業平均	13社	864,712円	4.01%		14社	857,602円	3.76%	

- (注) 1 数値は加重平均（一部従業員平均含む）。
2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社。
3 23業種158社（63.7%）の妥結を把握しているが、うち46社は平均額不明等のため集計より除外。
4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。
5 2025年夏季の数値は2025年7月3日付第1回集計。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2023年			2024年			2025年			2026年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
規模計	製造業	-4	-1	0	5	4	5	8	7	7	11	12
	非製造業	12	14	16	18	18	19	20	21	21	21	21
大企業	製造業	1	5	9	12	11	13	14	12	13	14	15
	非製造業	20	23	27	30	34	33	33	35	34	34	36
中堅企業	製造業	-5	0	0	5	6	8	11	11	10	12	16
	非製造業	14	17	19	20	20	22	22	25	25	24	25
中小企業	製造業	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	2	1	1	6
	非製造業	8	11	12	14	13	12	14	16	15	14	15

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2026年6月調査の時点では、9,141社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近 (回答時点) の状況」および「先行き (3か月後) の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢 (「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」) の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.6	5.8	5.5
	非製造業	14.6	5.5	8.2
大企業	製造業	9.1	6.0	3.2
	非製造業	15.5	2.4	7.0
中堅企業	製造業	10.5	4.2	16.0
	非製造業	13.3	9.0	14.8
中小企業	製造業	12.7	6.3	13.0
	非製造業	13.2	11.1	5.8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58
	非製造業	6.14	6.23	6.62
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13
	非製造業	8.71	8.59	9.17
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60
	非製造業	4.46	4.66	5.00
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29
	非製造業	4.10	4.38	4.52

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

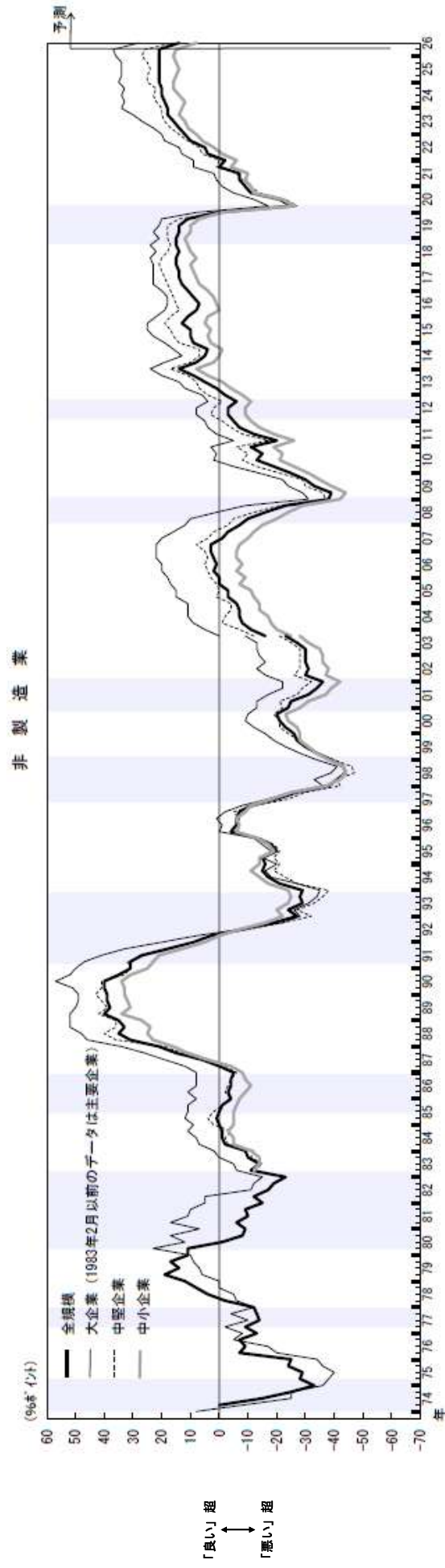
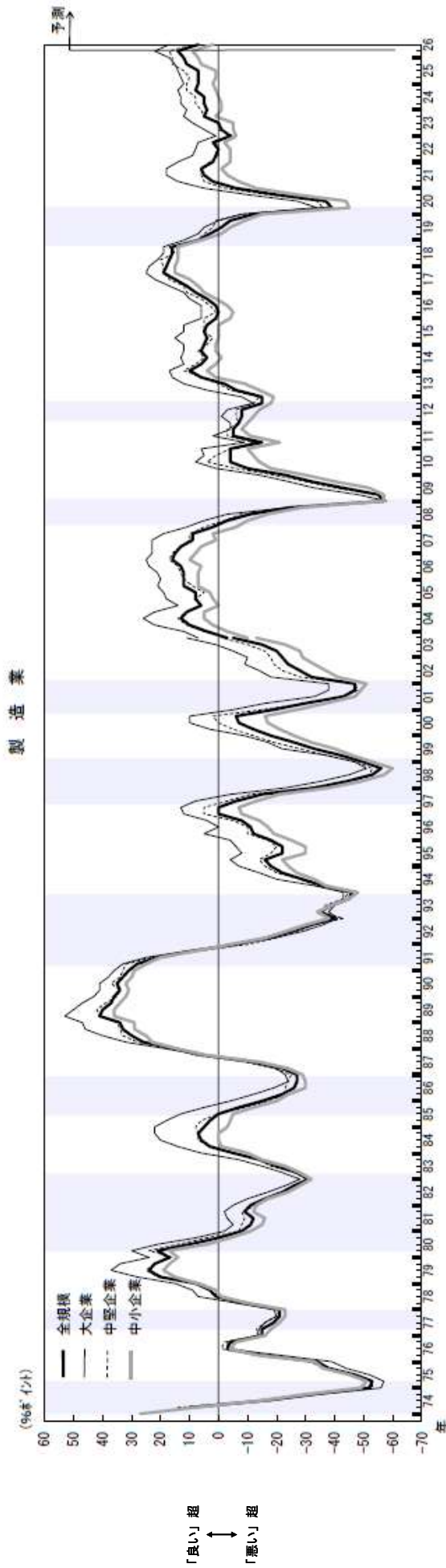
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

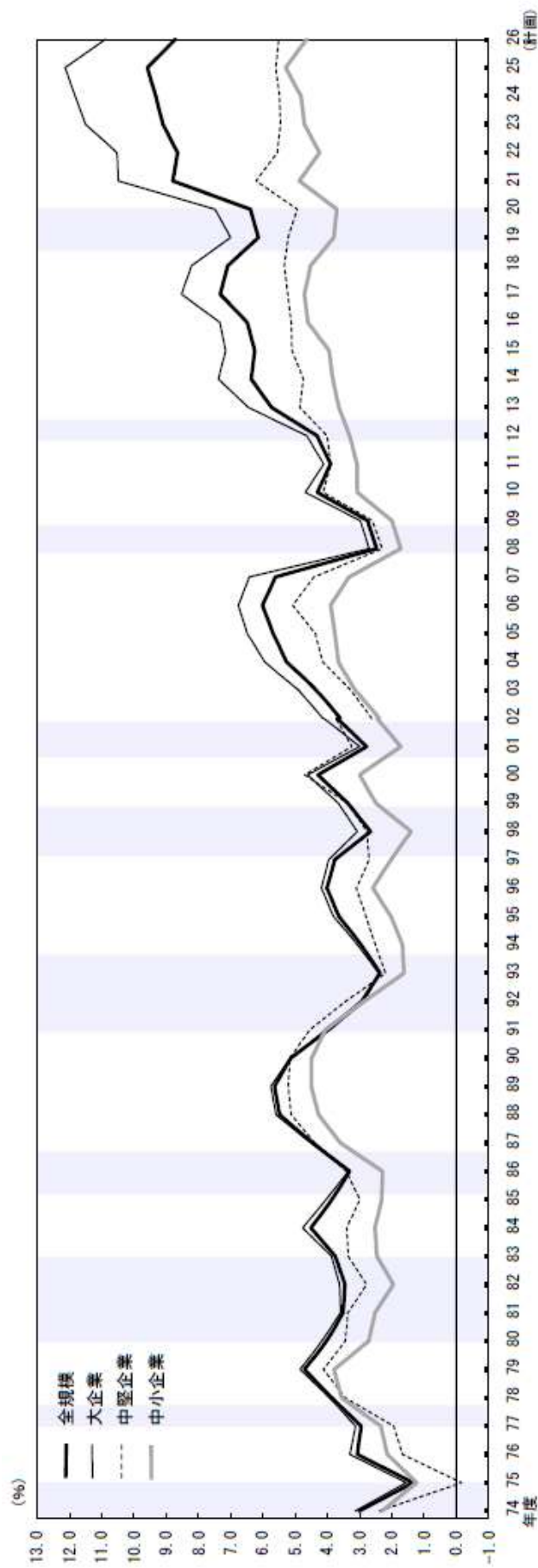
▽業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

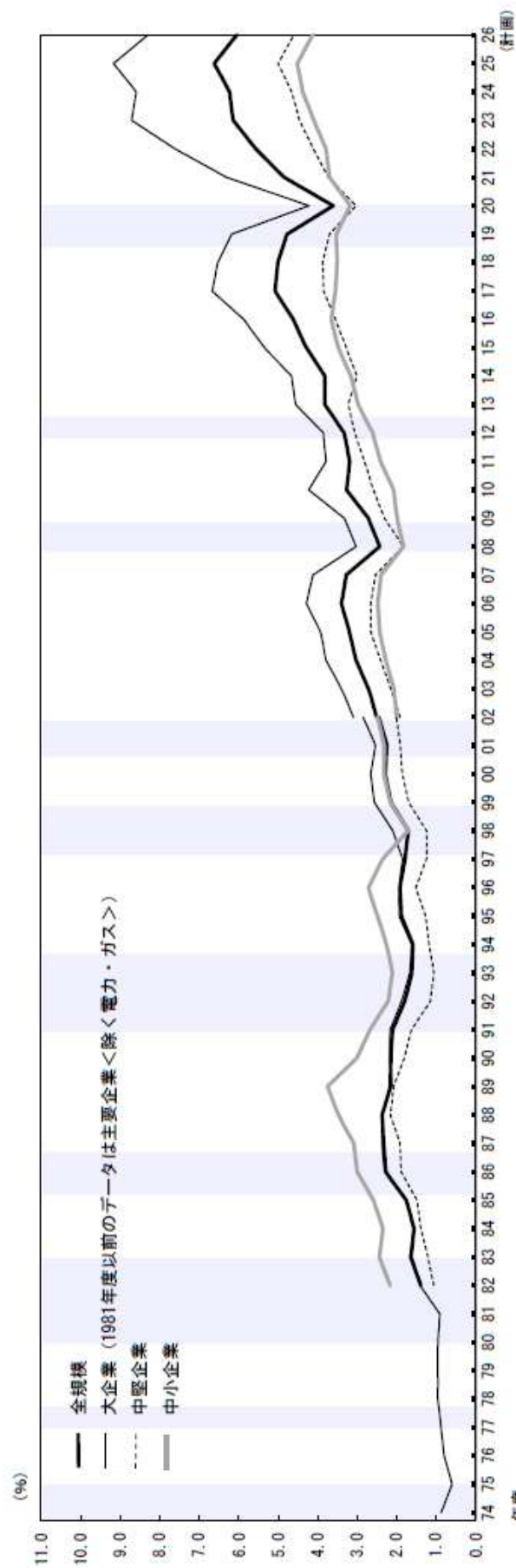


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2026年6月調査）

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

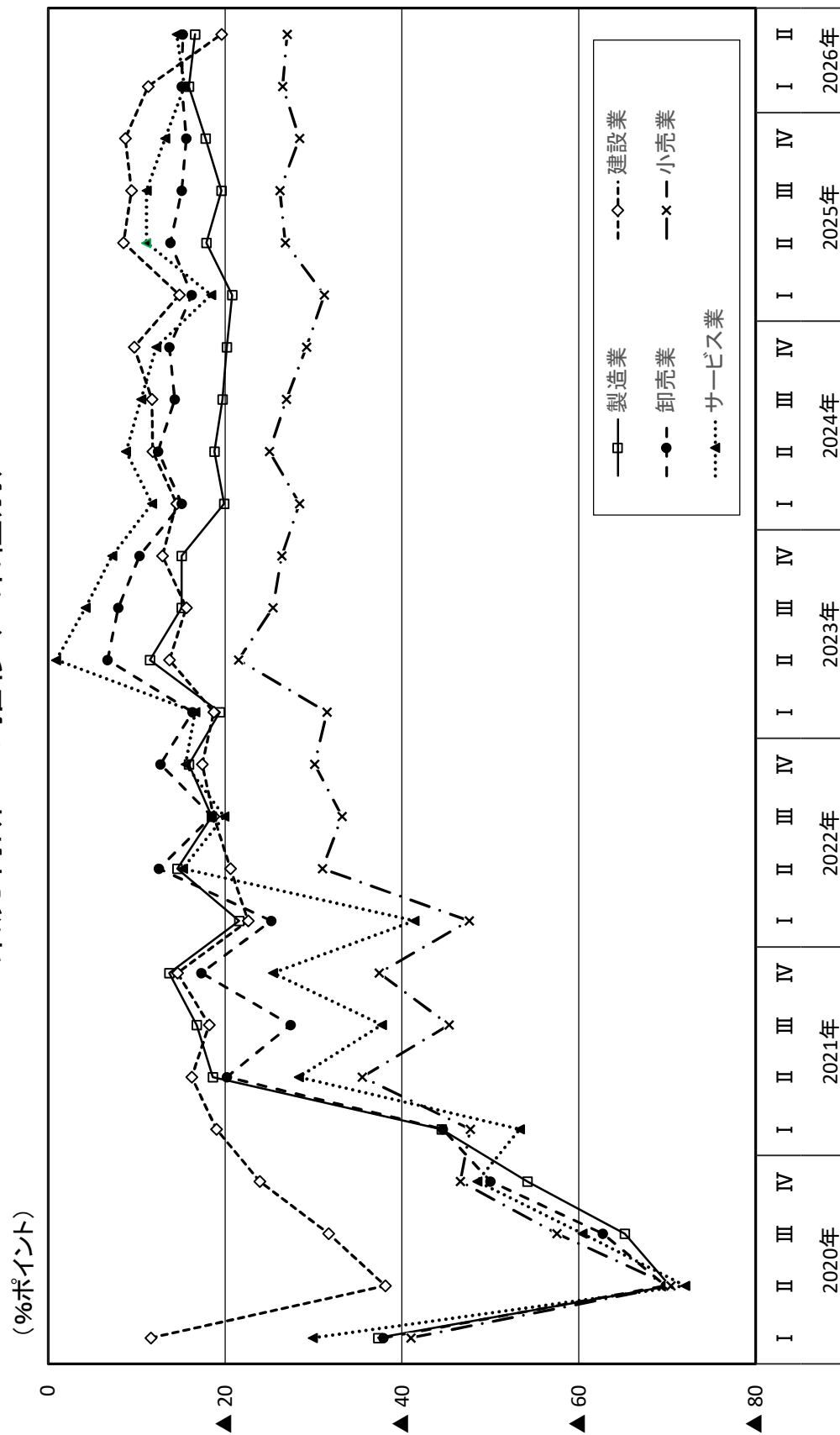
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
(注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ラング	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン グ	東京都	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305	362,509
	神奈川県	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673	290,086
	大阪府	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531	298,033
	愛知県	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947	292,739
	埼玉県	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304	267,278
	千葉県	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907	262,588
	兵庫県	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373	267,824
	京都府	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069	262,020
	茨城県	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385	283,482
	静岡県	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988	269,951
B ラ ン グ	富山県	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461	270,909
	広島県	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912	276,632
	滋賀県	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855	269,855
	栃木県	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835	277,899
	群馬県	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707	267,660
	宮城県	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392	279,364
	山梨県	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262	259,246
	三重県	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600	272,910
	石川県	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110	261,553
	福岡県	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377	265,610
C ラ ン グ	香川県	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654	271,802
	岡山県	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083	274,404
	福井県	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415	266,611
	奈良県	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668	239,324
	山口県	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321	260,002
	長野県	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359	268,828
	北海道	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921	257,259
	岐阜県	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838	252,665
	徳島県	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990	270,870
	福島県	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428	255,522
C ラ ン グ	新潟県	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496	252,305
	和歌山県	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367	256,836
	愛媛県	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104	251,771
	島根県	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479	240,907
	大分県	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890	249,212
	熊本県	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403	258,155
	山形県	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749	258,828
	佐賀県	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434	245,833
	長崎県	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943	249,466
	岩手県	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799	250,583
C ラ ン グ	高知県	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357	243,534
	鳥取県	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088	244,241
	秋田県	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344	245,286
	鹿児島県	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970	247,366
	宮崎県	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960	236,815
	青森県	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642	239,782
	沖縄県	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907	228,466
資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」											
(注) 事業所規模5人以上の数値である。											

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ラング	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月	2026年5月
A ラ ン グ	東京	1,277	1,292	1,325	1,365	1,409	1,437	1,448	1,449
	神奈川	1,247	1,261	1,300	1,341	1,391	1,431	1,426	1,428
	大阪	1,198	1,213	1,244	1,288	1,339	1,377	1,369	1,391
	愛知	1,160	1,176	1,207	1,253	1,296	1,336	1,336	1,338
	埼玉	1,153	1,166	1,201	1,249	1,292	1,333	1,335	1,340
	千葉	1,175	1,187	1,214	1,259	1,304	1,337	1,339	1,359
	兵庫	1,138	1,150	1,182	1,228	1,273	1,316	1,307	1,315
	京都	1,137	1,149	1,178	1,234	1,280	1,320	1,322	1,313
	茨城	1,076	1,090	1,126	1,179	1,230	1,274	1,258	1,267
	静岡	1,108	1,123	1,156	1,202	1,252	1,295	1,281	1,282
	富山	1,053	1,066	1,098	1,142	1,190	1,224	1,241	1,240
	広島	1,068	1,087	1,122	1,172	1,220	1,278	1,263	1,272
	滋賀	1,084	1,102	1,129	1,177	1,240	1,293	1,291	1,278
	栃木	1,071	1,079	1,112	1,162	1,210	1,243	1,257	1,258
	群馬	1,054	1,067	1,093	1,132	1,180	1,231	1,234	1,235
	宮城	1,041	1,054	1,085	1,132	1,193	1,226	1,238	1,237
B ラ ン グ	山梨	1,051	1,076	1,107	1,156	1,207	1,234	1,231	1,252
	三重	1,075	1,097	1,130	1,179	1,229	1,273	1,259	1,280
	石川	1,024	1,041	1,075	1,126	1,186	1,226	1,240	1,235
	福岡	1,063	1,082	1,118	1,163	1,214	1,269	1,256	1,258
	香川	1,044	1,052	1,083	1,130	1,183	1,216	1,224	1,236
	岡山	1,038	1,053	1,086	1,132	1,176	1,219	1,230	1,217
	福井	1,024	1,042	1,081	1,123	1,177	1,214	1,236	1,217
	奈良	1,089	1,097	1,133	1,173	1,228	1,298	1,266	1,281
	山口	1,009	1,030	1,064	1,114	1,166	1,238	1,216	1,202
	長野	1,035	1,054	1,086	1,134	1,192	1,226	1,247	1,218
	北海道	1,025	1,049	1,085	1,141	1,191	1,245	1,232	1,235
	岐阜	1,066	1,085	1,110	1,162	1,217	1,249	1,262	1,243
	徳島	1,050	1,055	1,083	1,125	1,189	1,250	1,229	1,233
	福島	993	1,011	1,043	1,094	1,142	1,214	1,194	1,207
	新潟	1,008	1,023	1,059	1,103	1,160	1,207	1,204	1,213
	和歌山	1,032	1,061	1,089	1,138	1,188	1,262	1,239	1,214
C ラ ン グ	愛媛	998	1,019	1,052	1,098	1,153	1,206	1,208	1,213
	島根	998	1,011	1,042	1,096	1,145	1,195	1,198	1,175
	大分	991	1,010	1,050	1,096	1,149	1,208	1,190	1,202
	熊本	1,017	1,042	1,080	1,133	1,186	1,236	1,219	1,231
	山形	977	1,001	1,027	1,078	1,135	1,204	1,191	1,183
	佐賀	993	1,015	1,048	1,099	1,152	1,208	1,173	1,204
	長崎	985	997	1,033	1,086	1,145	1,204	1,190	1,200
	岩手	956	977	1,015	1,064	1,118	1,178	1,172	1,160
	高知	1,004	1,014	1,046	1,099	1,159	1,231	1,182	1,218
	鳥取	994	1,006	1,036	1,092	1,143	1,199	1,184	1,190
	秋田	958	978	1,012	1,063	1,113	1,177	1,171	1,157
	鹿児島	979	996	1,034	1,089	1,147	1,203	1,198	1,198
	宮崎	968	996	1,032	1,078	1,132	1,184	1,180	1,175
	青森	940	959	990	1,046	1,103	1,160	1,178	1,156
	沖縄	1,029	1,046	1,087	1,147	1,226	1,401	1,265	1,274
	全国	1,096	1,113	1,148	1,198	1,249	1,296	1,292	1,296

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。
- 4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月	2026年5月
A ラ ン ク	東京都	1,209	1,227	1,258	1,301	1,344	1,376	1,381	1,381
	神奈川県	1,183	1,198	1,235	1,279	1,329	1,367	1,358	1,365
	大阪府	1,132	1,150	1,184	1,229	1,282	1,320	1,315	1,332
	愛知県	1,087	1,105	1,136	1,183	1,230	1,272	1,271	1,272
	埼玉県	1,091	1,108	1,142	1,189	1,234	1,275	1,276	1,283
	千葉県	1,112	1,127	1,153	1,198	1,245	1,276	1,278	1,299
	兵庫県	1,075	1,091	1,123	1,170	1,219	1,261	1,256	1,261
	京都府	1,072	1,086	1,117	1,169	1,218	1,263	1,260	1,255
	茨城県	1,013	1,031	1,065	1,117	1,169	1,214	1,202	1,215
	静岡県	1,044	1,062	1,095	1,140	1,191	1,237	1,225	1,222
	富山県	996	1,013	1,044	1,087	1,134	1,178	1,181	1,186
	広島県	1,010	1,030	1,065	1,114	1,163	1,217	1,207	1,218
	滋賀県	1,028	1,047	1,075	1,122	1,184	1,241	1,240	1,214
	栃木県	1,010	1,023	1,056	1,107	1,154	1,194	1,201	1,201
	群馬県	993	1,008	1,034	1,075	1,119	1,179	1,185	1,179
	宮城県	987	1,001	1,033	1,079	1,136	1,172	1,176	1,174
B ラ ン ク	山梨県	986	1,012	1,042	1,091	1,142	1,180	1,175	1,183
	三重県	1,017	1,041	1,071	1,118	1,170	1,211	1,205	1,219
	石川県	969	990	1,022	1,071	1,130	1,173	1,182	1,176
	福岡県	1,001	1,021	1,056	1,101	1,150	1,204	1,197	1,197
	香川県	977	990	1,021	1,069	1,122	1,211	1,166	1,174
	岡山県	978	996	1,028	1,076	1,120	1,160	1,171	1,159
	福井県	968	986	1,024	1,068	1,119	1,160	1,172	1,163
	奈良県	1,028	1,038	1,073	1,113	1,165	1,228	1,209	1,217
	山口県	960	982	1,017	1,066	1,115	1,186	1,167	1,155
	長野県	981	1,001	1,033	1,081	1,138	1,178	1,190	1,173
	北海道	983	1,007	1,043	1,097	1,146	1,191	1,186	1,188
	岐阜県	1,003	1,023	1,048	1,096	1,152	1,187	1,199	1,187
	徳島県	977	988	1,019	1,060	1,123	1,181	1,170	1,172
	福島県	943	963	996	1,043	1,090	1,142	1,143	1,147
	新潟県	959	976	1,010	1,055	1,108	1,159	1,155	1,157
	和歌山県	978	1,004	1,033	1,080	1,128	1,188	1,179	1,161
C ラ ン ク	愛媛県	946	968	1,001	1,047	1,101	1,154	1,157	1,162
	島根県	947	961	993	1,046	1,098	1,146	1,152	1,135
	大分県	938	961	1,000	1,045	1,096	1,160	1,140	1,152
	熊本県	954	981	1,017	1,066	1,120	1,172	1,162	1,166
	山形県	930	950	977	1,029	1,085	1,150	1,139	1,136
	佐賀県	940	963	995	1,044	1,098	1,152	1,131	1,149
	長崎県	937	953	986	1,037	1,095	1,154	1,145	1,148
	岩手県	912	934	969	1,019	1,073	1,133	1,130	1,117
	高知県	947	959	992	1,044	1,101	1,170	1,137	1,161
	鳥取県	942	960	990	1,042	1,097	1,152	1,139	1,143
	秋田県	917	939	971	1,021	1,073	1,140	1,129	1,120
	鹿児島県	927	948	984	1,035	1,093	1,147	1,143	1,146
	宮崎県	920	950	984	1,029	1,082	1,134	1,131	1,129
	青森県	904	924	955	1,006	1,065	1,125	1,137	1,119
	沖縄県	972	992	1,029	1,087	1,162	1,336	1,201	1,208
	全国	1,036	1,056	1,091	1,140	1,191	1,238	1,235	1,238

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 (調査産業計、事業所規模 5 人以上)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間										
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
A ラ ン ク	東京都	京	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	137.6	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6	11.4
	神奈川県	川	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	127.0	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5	10.0
	大阪府	阪	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	134.1	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3	9.0
	愛知県	知	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	134.1	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0	11.0
	埼玉県	埼	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	131.9	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1	9.7
	千葉県	千葉	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	126.8	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5	8.6
	兵庫県	兵庫	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	128.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2	8.9
	京都府	京都	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	128.3	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6	9.3
	茨城県	茨城	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	138.7	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0	10.5
	静岡県	静岡	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	138.4	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4	10.7
B ラ ン ク	富山県	富山	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	141.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3	9.6
	広島県	広島	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	137.5	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2	10.0
	滋賀県	滋賀	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	132.2	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5	10.2
	栃木県	栃木	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	138.8	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3	10.7
	群馬県	群馬	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	137.6	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3	9.8
	宮城県	宮城	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	140.3	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0	9.7
	山梨県	山梨	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	135.6	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8	9.7
	三重県	三重	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	134.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2	10.6
	石川県	石川	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	135.9	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1	9.5
	福井県	福井	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	135.6	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3	9.1
C ラ ン ク	香川県	香川	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	142.4	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.6	10.4	10.4
	岡山県	岡山	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	140.2	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5	10.8
	福岡県	福岡	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	138.9	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1	8.9
	奈良県	奈良	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	125.0	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6	7.5
	山口県	山口	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	136.0	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7	8.9
	長野県	長野	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	139.2	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9	9.3
	北海道	北海道	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	136.3	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0	8.9
	岐阜県	岐阜	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	134.4	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5	10.1
	徳島県	徳島	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	141.4	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9	8.8
	新潟県	新潟	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	141.3	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0	8.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模 5 人以上の数値である。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）					
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	800	797	810	861	870	0.0	0.7	1.7	2.0	1.1
	神奈川県	299	306	309	310	312	△ 1.0	1.1	0.8	1.2	0.7
	大阪府	394	379	382	389	392	0.2	0.3	0.6	1.2	0.9
	愛知県	318	318	316	327	330	△ 0.1	△ 1.2	△ 0.4	1.0	1.0
	埼玉県	214	222	224	225	226	△ 0.5	0.8	1.1	1.0	0.3
	千葉県	172	177	179	187	187	0.6	△ 0.7	1.2	0.9	0.5
	兵庫県	178	182	183	189	190	△ 0.6	0.7	0.4	0.7	0.5
B ラ ン ク	京都府	96	95	95	96	96	1.0	0.6	0.3	1.5	0.5
	茨城県	98	102	102	104	105	0.2	0.7	△ 0.1	1.4	0.8
	静岡県	141	142	144	144	142	0.4	0.8	0.9	△ 1.4	△ 1.4
	富山県	42	43	44	44	44	0.0	△ 0.6	2.1	1.6	0.9
	広島県	107	112	115	111	108	△ 0.4	1.3	2.6	△ 0.4	△ 3.0
	滋賀県	50	50	52	53	53	△ 0.5	0.7	2.6	1.6	0.6
	栃木県	71	74	74	72	75	0.5	1.2	0.7	0.2	3.2
	群馬県	72	73	75	76	77	0.3	0.3	2.9	1.1	1.8
	宮城県	80	77	79	84	84	△ 0.1	△ 3.6	2.2	0.6	0.3
	山梨県	29	29	28	28	28	△ 1.8	△ 0.4	△ 3.6	2.2	1.8
	三重県	66	67	69	69	70	0.5	△ 0.1	2.6	1.7	0.3
	石川県	42	43	43	44	45	△ 2.0	2.3	△ 1.4	0.5	3.0
	福岡県	182	187	190	196	200	0.5	0.1	1.5	1.0	1.7
	香川県	34	35	36	35	36	△ 1.2	1.3	2.2	△ 0.8	0.9
	岡山県	67	68	70	72	73	△ 0.5	0.4	2.8	1.0	1.7
	福岡県	30	30	31	30	31	0.4	△ 0.1	1.7	0.3	2.1
	奈良県	39	39	39	36	36	△ 0.6	△ 2.5	△ 0.1	0.6	0.5
	山口県	48	47	47	49	48	△ 0.9	0.2	1.0	2.0	△ 0.7
	長野県	76	76	77	78	78	0.1	0.4	2.2	2.0	0.6
	北海道	179	181	182	180	179	△ 0.6	1.0	0.4	0.9	△ 0.2
C ラ ン ク	岐阜県	67	68	68	72	74	△ 0.2	1.5	△ 0.3	1.9	2.8
	徳島県	25	24	24	24	24	2.7	△ 0.8	2.2	0.8	0.2
	福島県	65	67	67	67	66	△ 1.8	0.4	1.4	0.4	△ 0.8
	新潟県	81	83	83	82	81	△ 1.5	0.7	0.4	△ 0.3	△ 0.8
	和歌山県	28	29	28	29	30	△ 1.5	2.5	△ 1.4	△ 1.3	0.8
	愛媛県	45	46	46	46	46	△ 2.3	1.4	0.7	3.6	△ 0.1
	島根県	23	24	24	25	25	1.1	1.0	1.0	0.9	1.2
	大分県	38	37	38	38	38	△ 0.7	△ 0.7	2.2	△ 0.1	0.2
	熊本県	56	56	56	59	59	△ 0.2	△ 0.4	0.8	1.2	0.5
	山形県	38	39	39	38	38	△ 1.4	1.6	0.9	0.3	△ 0.2
全国計	佐賀県	28	29	29	30	31	△ 0.7	0.9	1.9	2.9	2.8
	長崎県	42	41	40	41	41	0.0	△ 0.6	△ 1.5	1.6	1.4
	岩手県	42	41	42	42	42	△ 0.5	1.4	2.2	1.4	0.1
	高知県	23	23	23	22	22	△ 1.1	2.3	0.7	0.2	1.1
	鳥取県	18	19	19	19	19	1.2	1.6	1.0	0.4	△ 0.9
	秋田県	32	32	32	31	31	△ 1.4	0.6	△ 0.6	0.0	0.3
	鹿児島県	53	57	58	55	56	0.0	3.7	1.6	1.3	1.3
	宮崎県	34	35	36	37	36	△ 2.6	2.2	1.9	1.7	△ 0.6
	青森県	42	40	41	40	40	0.8	△ 0.4	0.5	△ 0.3	△ 1.0
	沖縄県	48	49	49	50	50	0.8	△ 0.1	0.7	2.1	1.1
全国計	5,189	5,134	5,228	5,081	5,157	0.5	0.8	1.9	1.2	1.5	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。
3 秋田県の2021年、茨城県の2021年、2022年、栃木県の2021年、2022年、高知県の2021年、2022年、高知県の2021年は、労働基準局賃金課にて年平均指数から増減率を計算。
4 各都道府県の増減率は指数による。秋田県の2021年、2022年、栃木県の2021年、2022年、高知県の2021年、2022年、高知県の2021年は、労働基準局賃金課にて年平均指数を試算して増減率を計算。
5 2025年の高知県、長崎県は労働基準局賃金課にて2025年の月別指数速報値から年平均指数を試算して増減率を計算。

パートタイム労働者の時間当たり給与と 求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会 仁平委員提出資料



データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキヤスト(<https://hrogwagelow.com/>)

調査方法：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集

複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除

金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得

調査対象：最大125の求人サイト、週次でおおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値
(事業所規模5人以上、調査産業計)

以上をもとに連合事務局にて作成

<水準の表記>

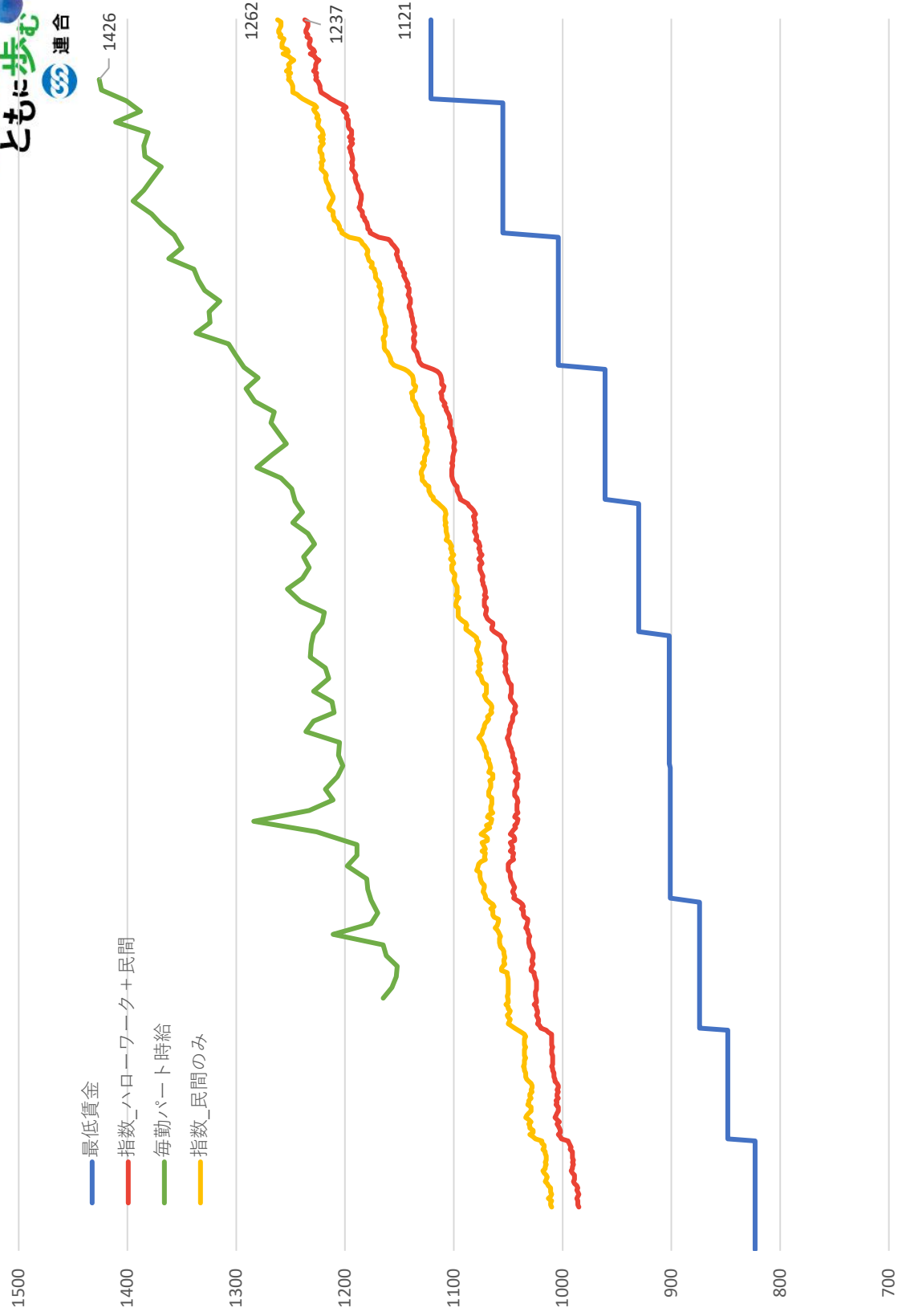
HRog_ハローワーク+民間：HRog賃金Now「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より

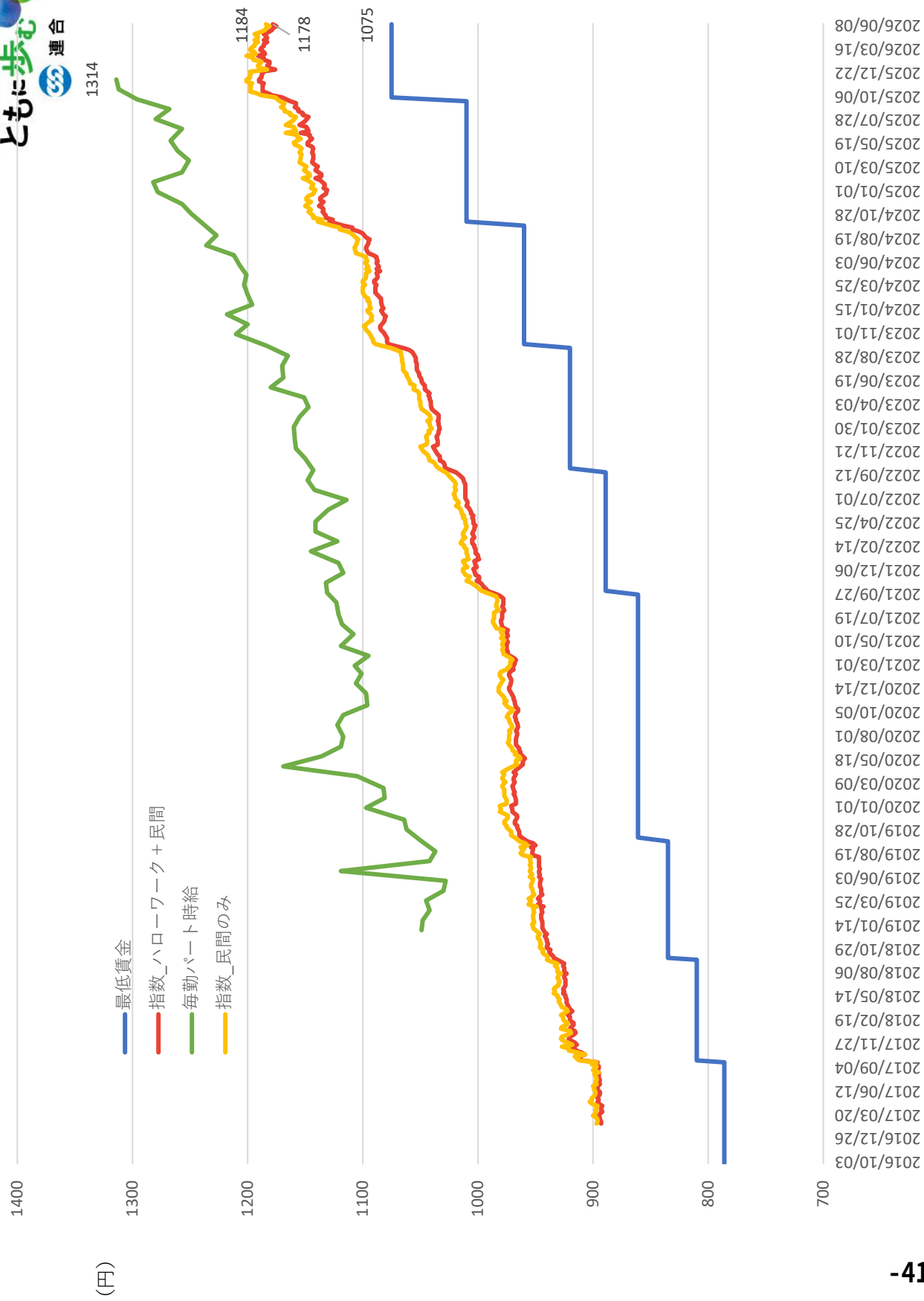
HRog_民間のみ：HRog賃金Now「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より

毎勤統計：毎月勤労統計調査（地方調査）より、パートタイム労働者の所定内給与

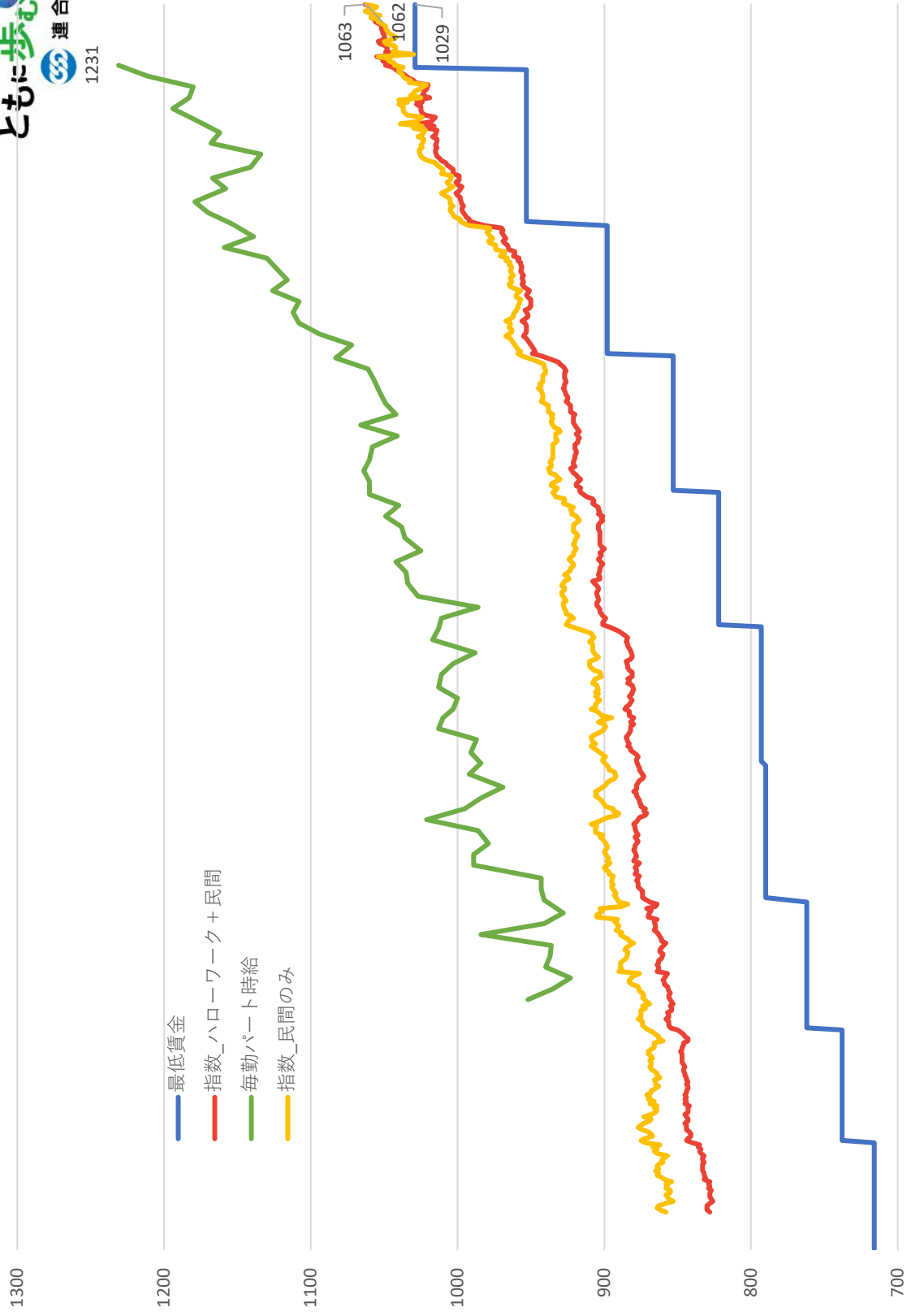
最低賃金：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値

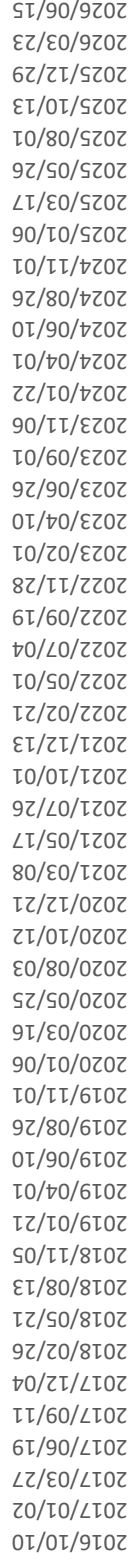
(円)



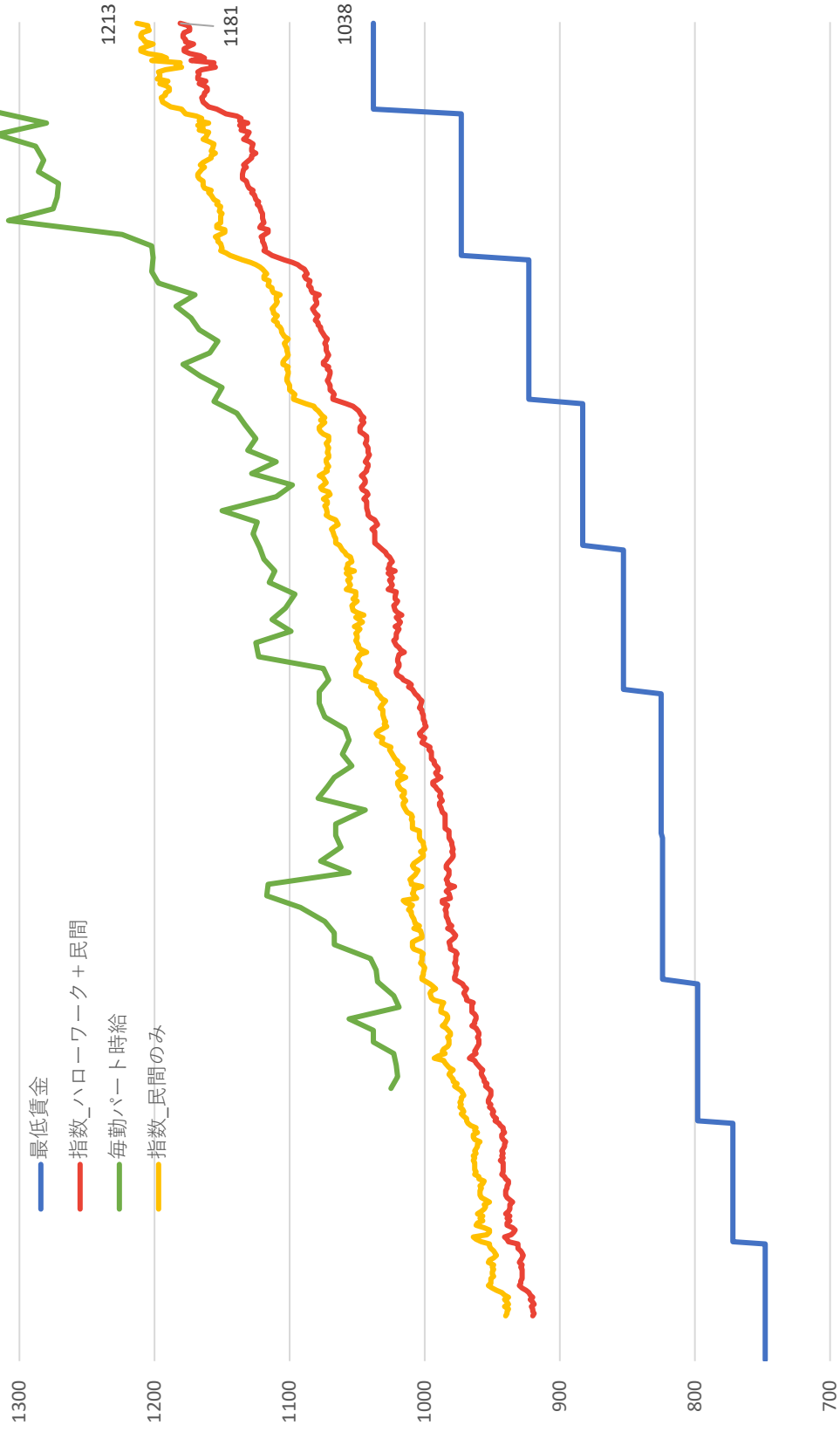


(円)

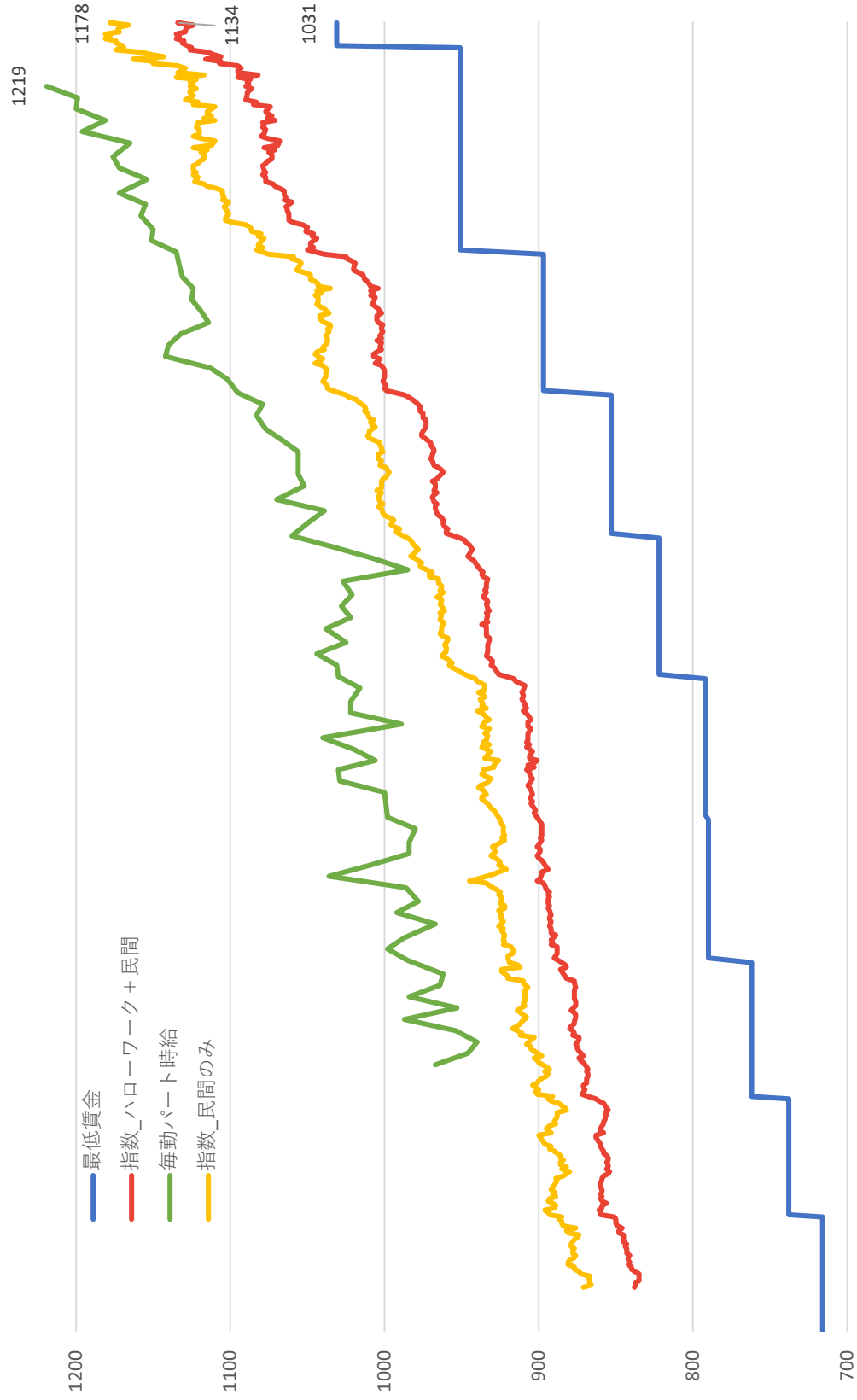


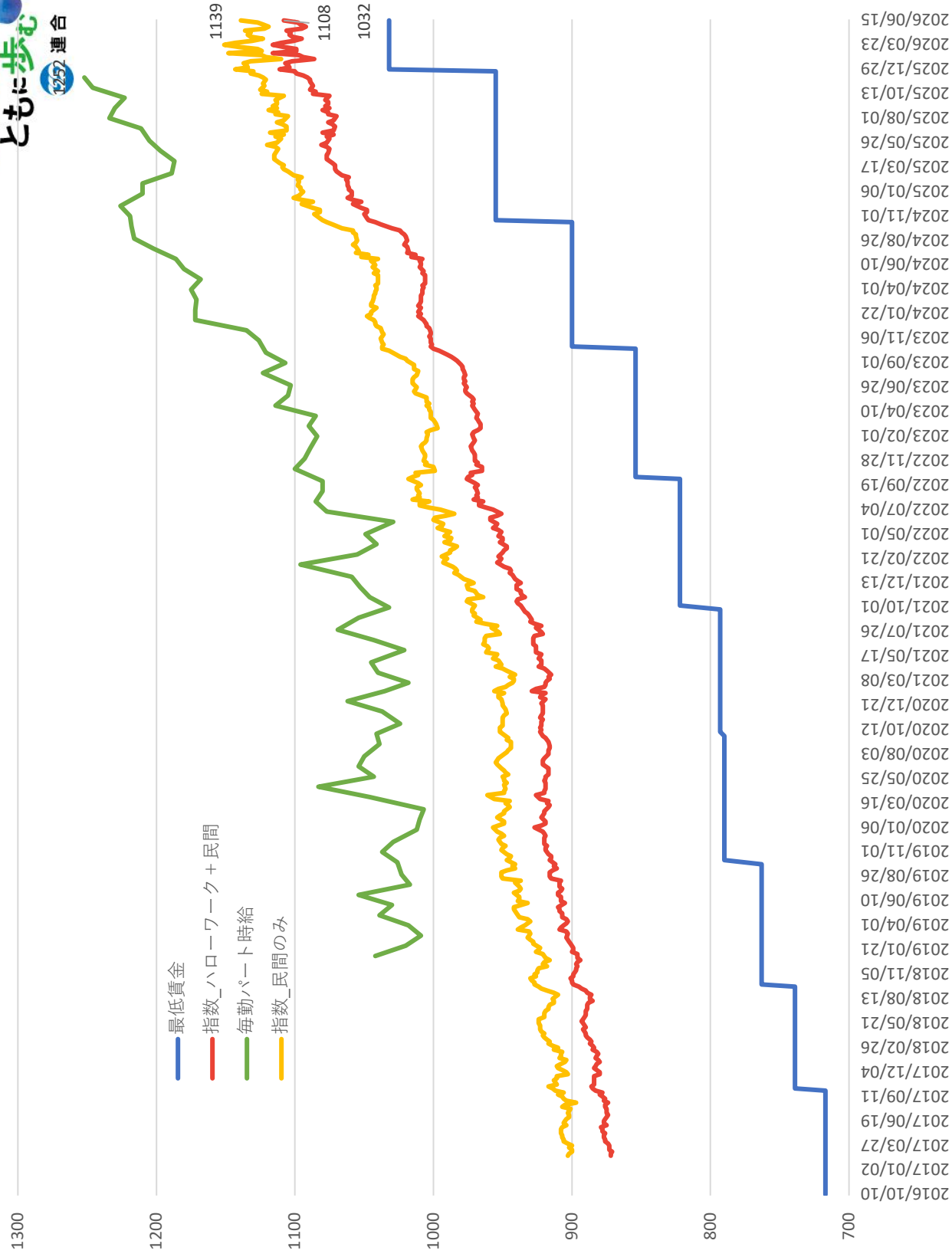


(円)

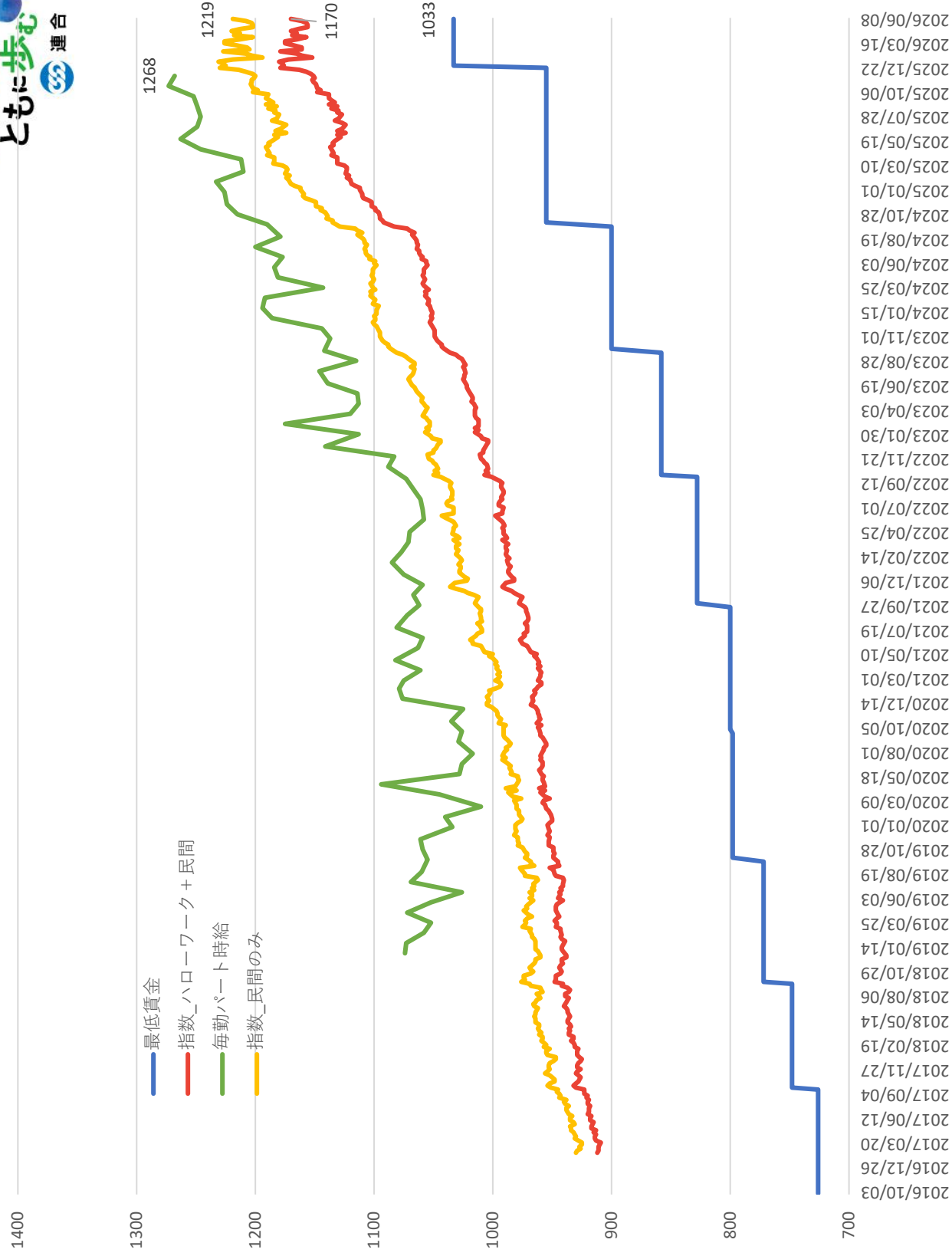


(円)

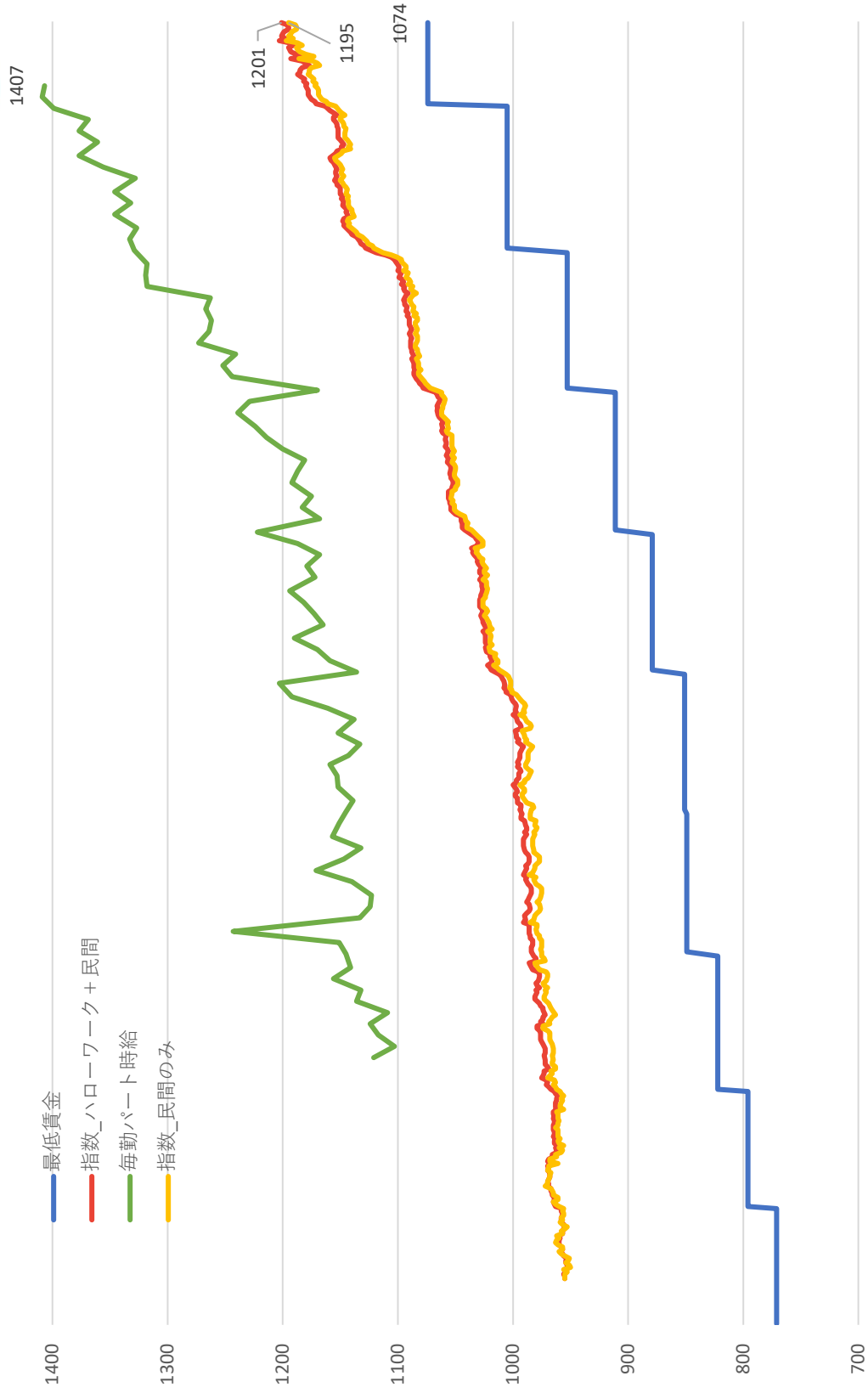


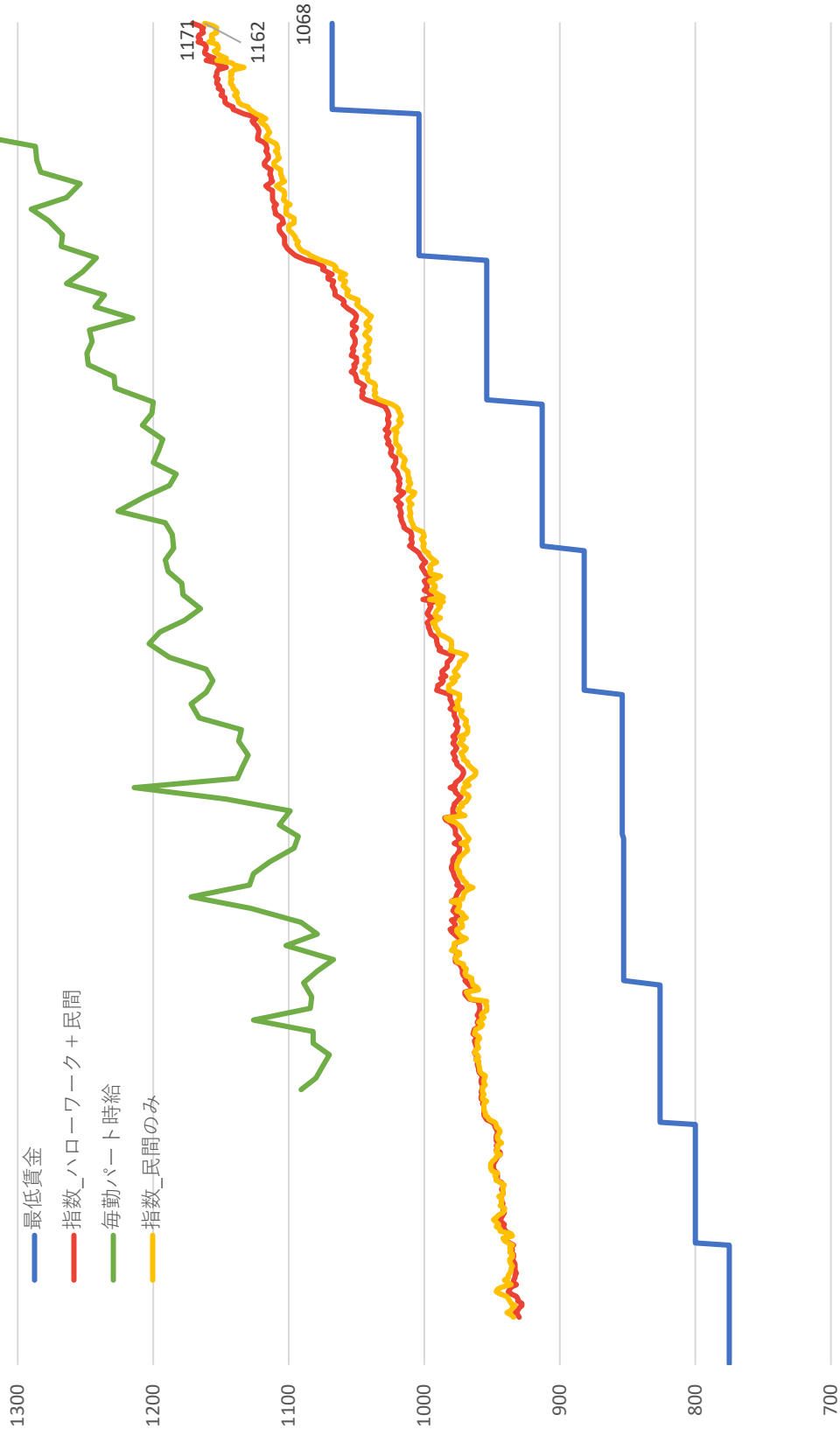


(円)

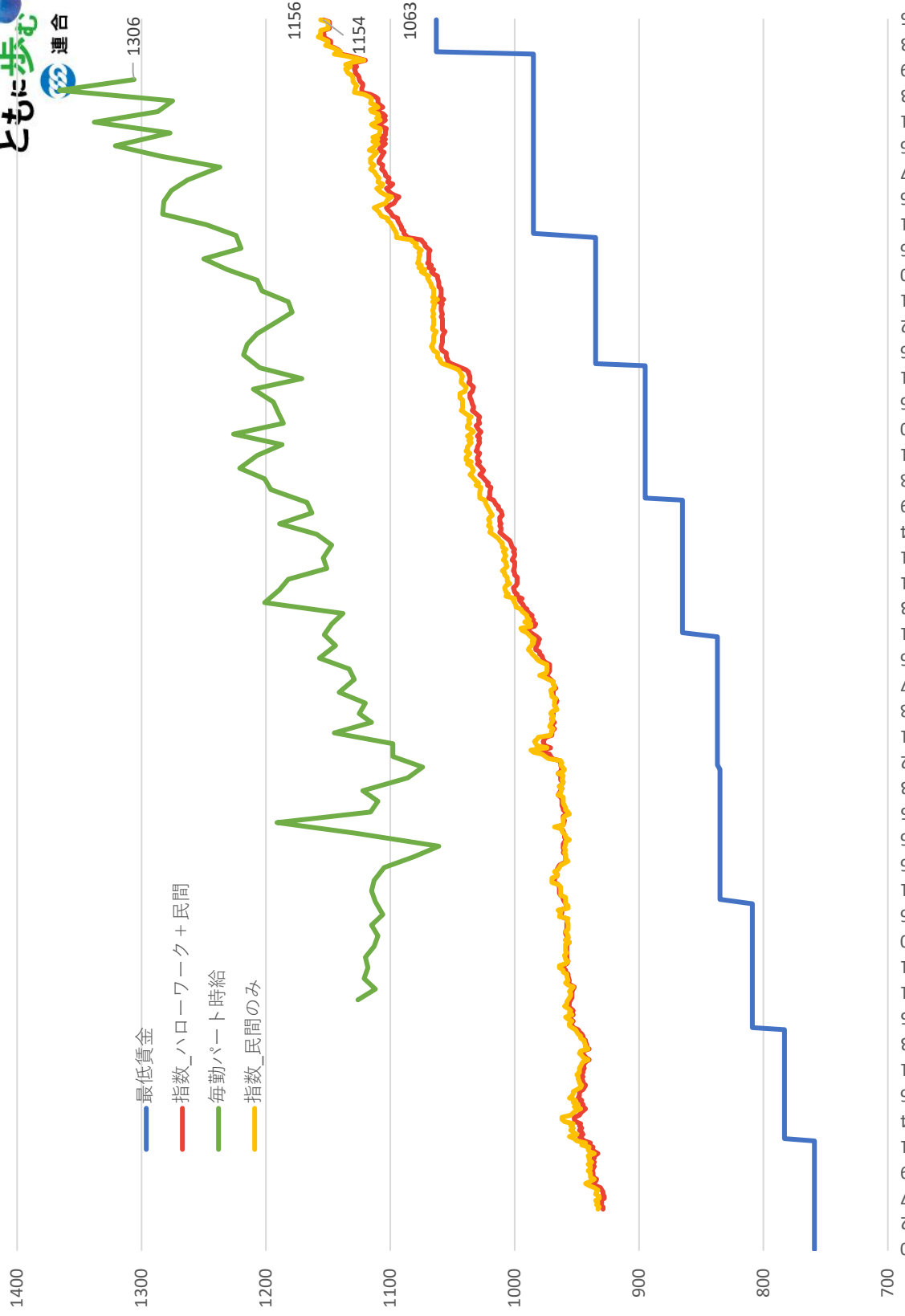


(円)

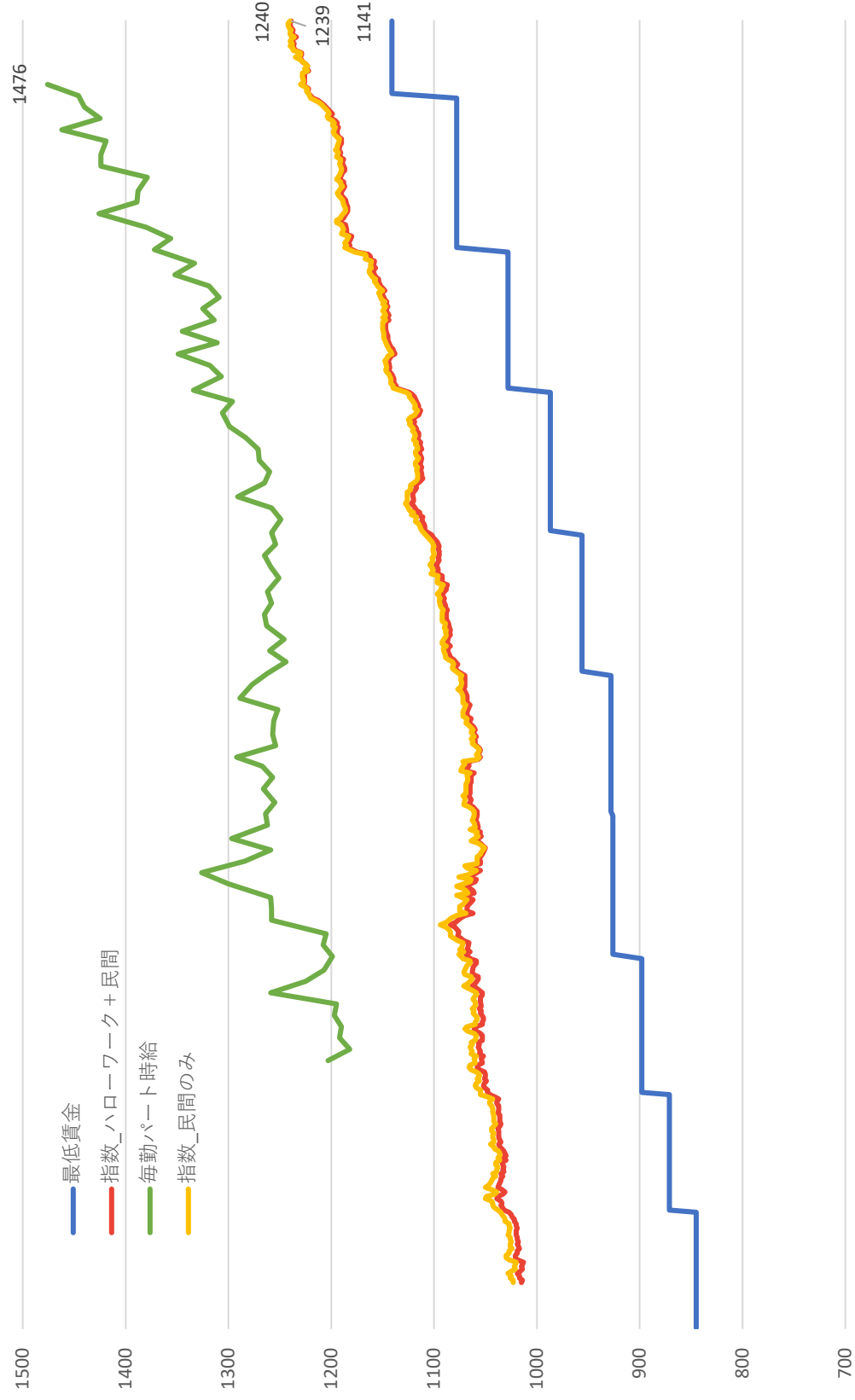




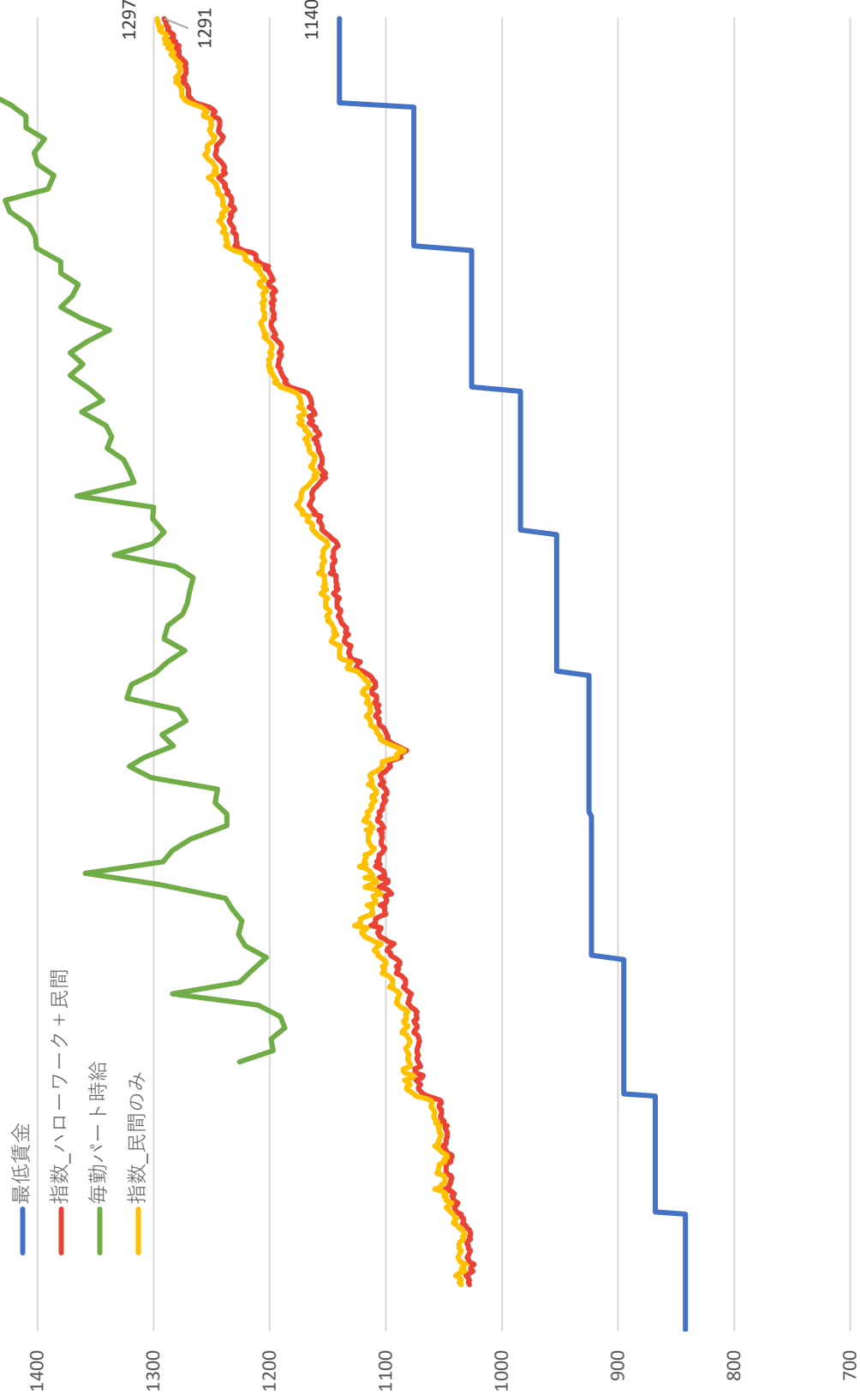
(円)



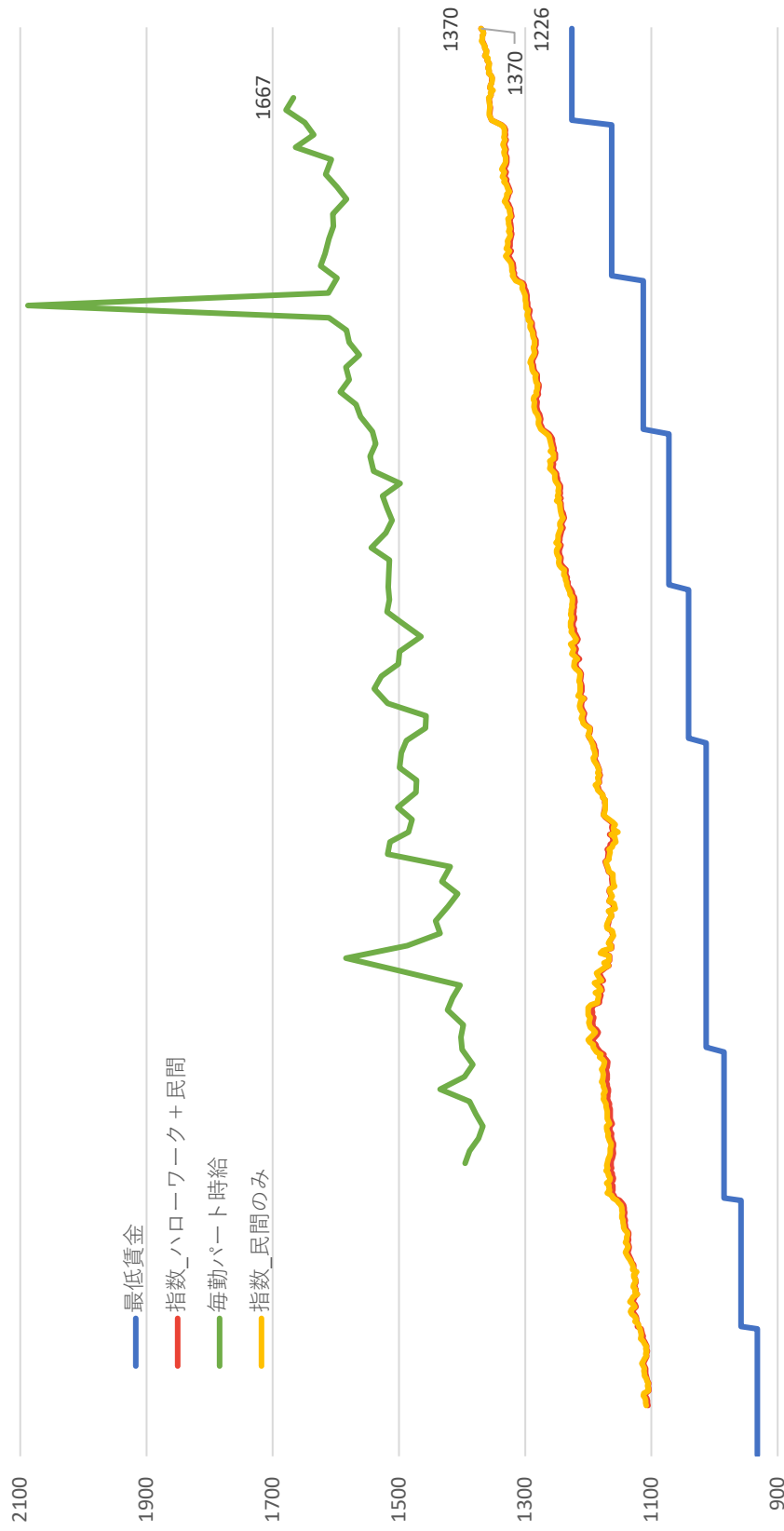
(円)



(円)

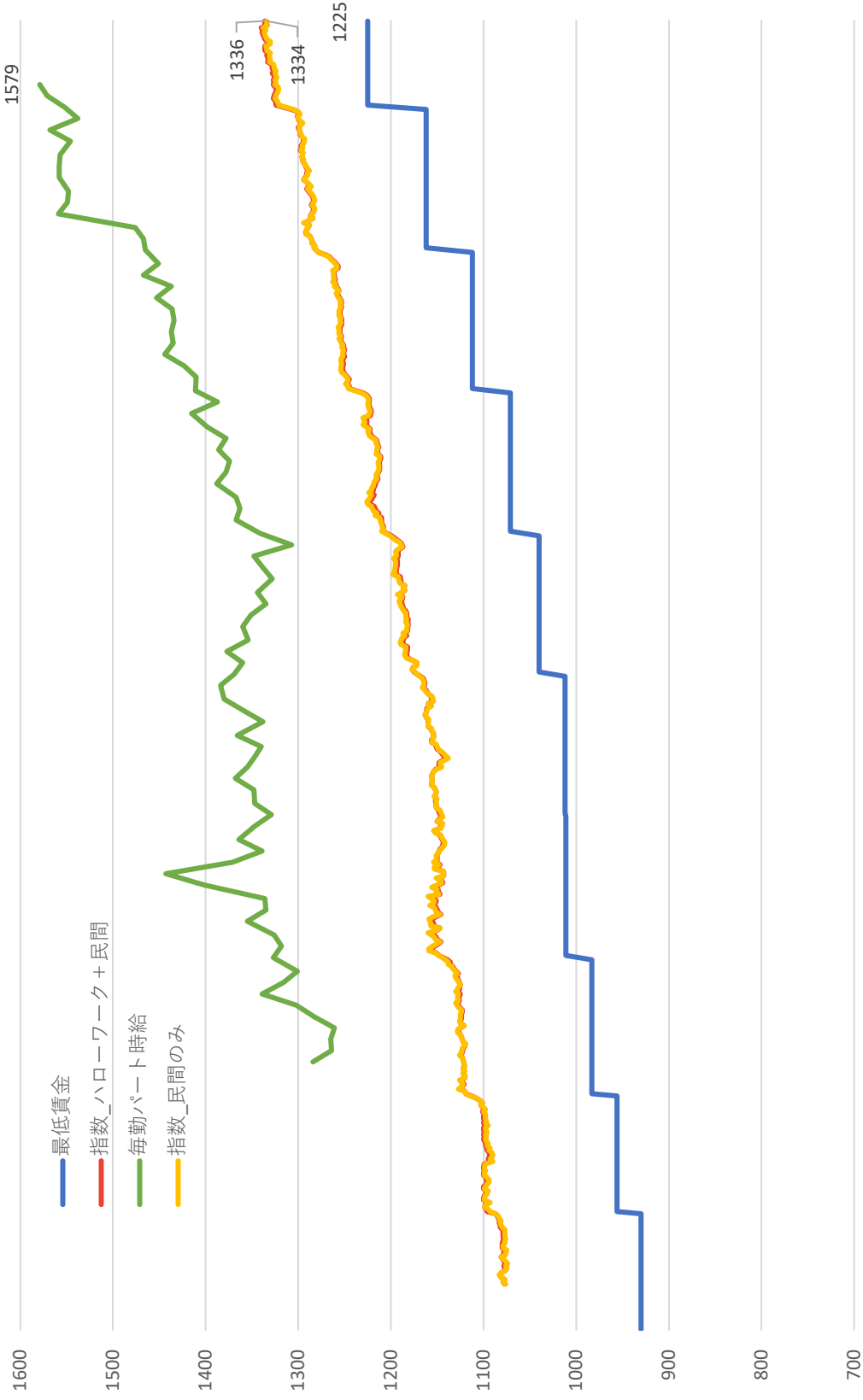


(円)

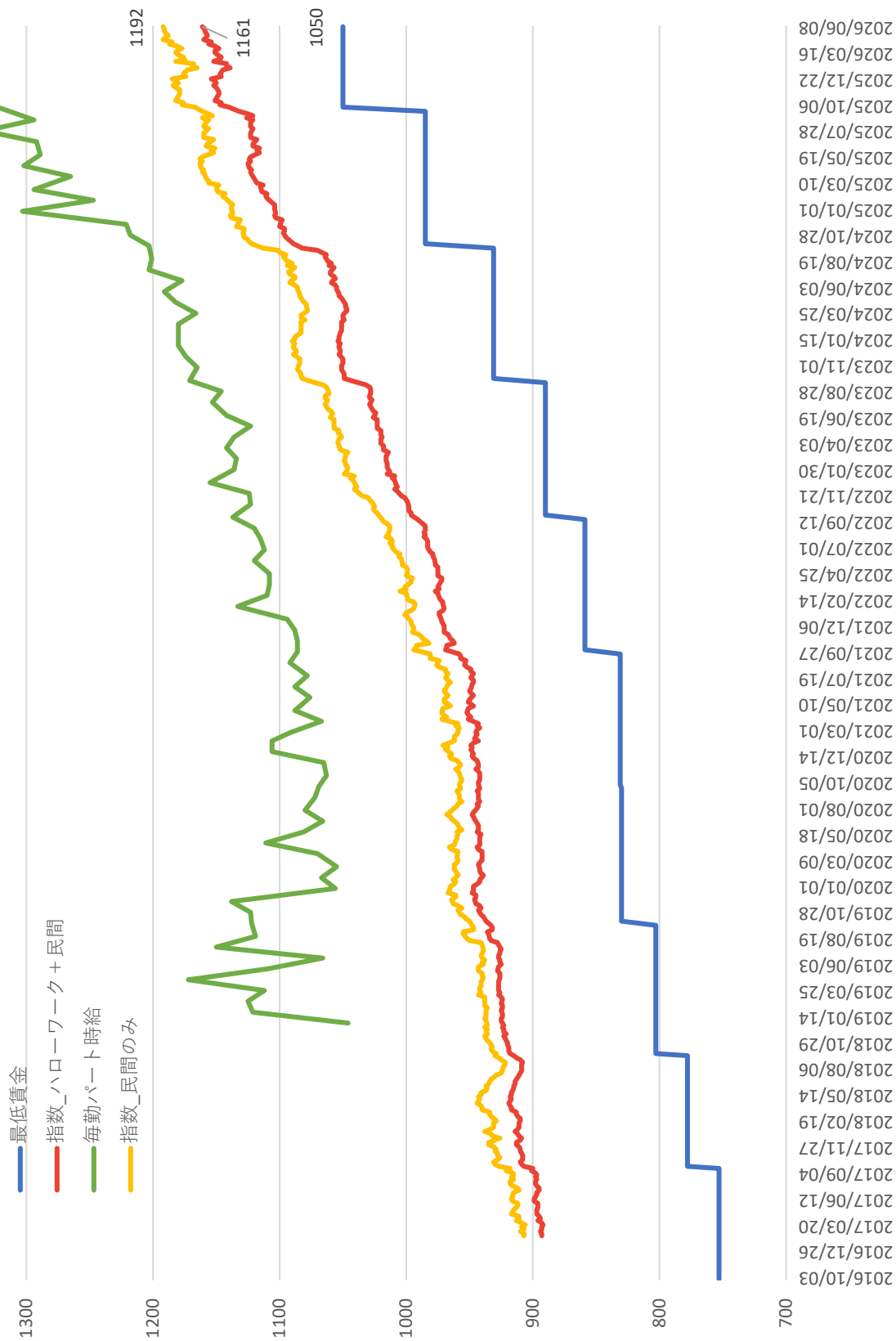


2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

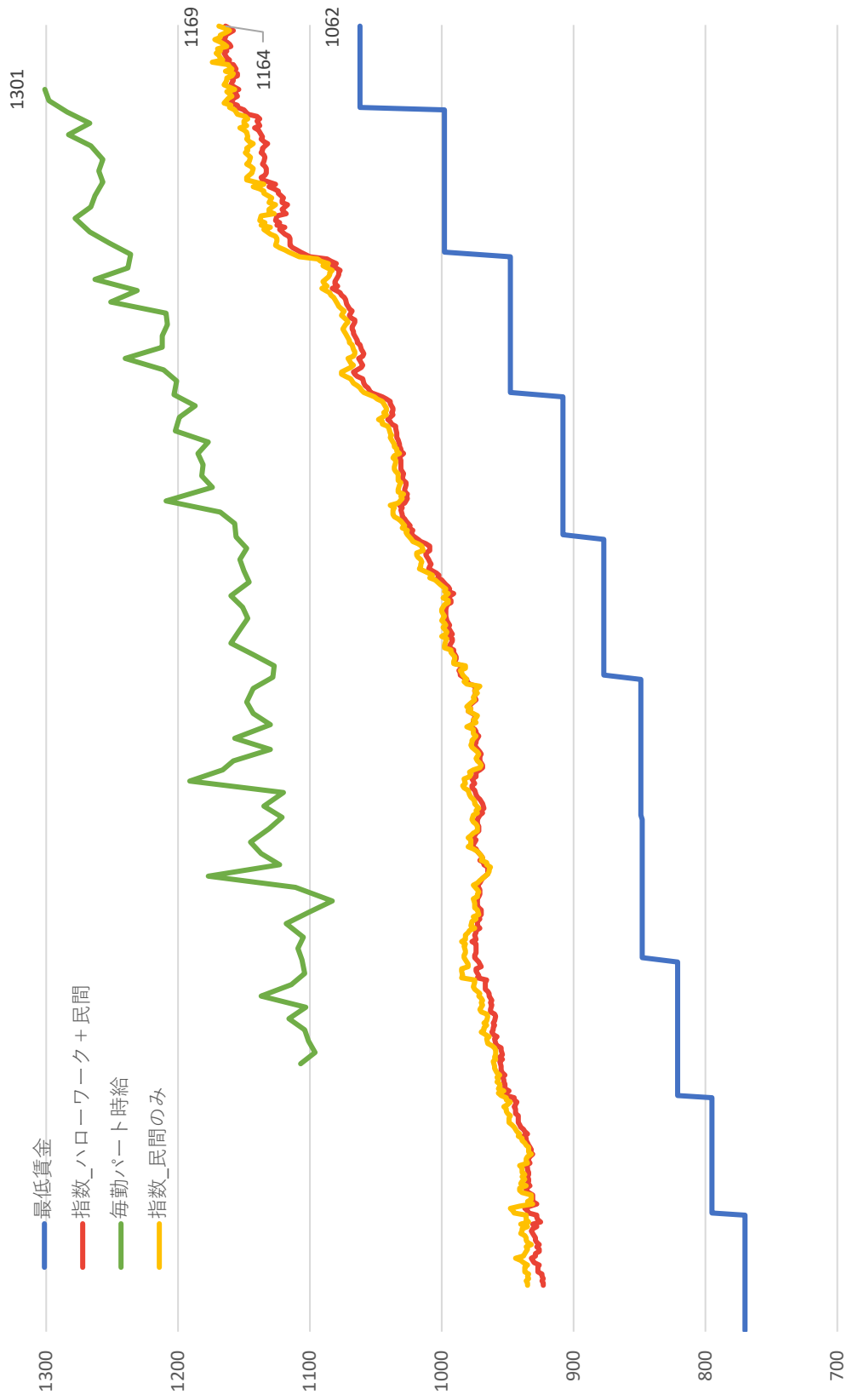
(円)



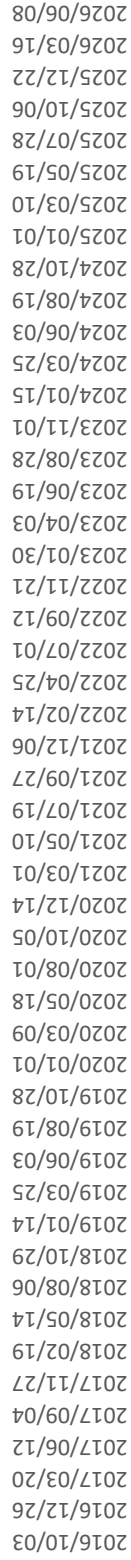
(円)



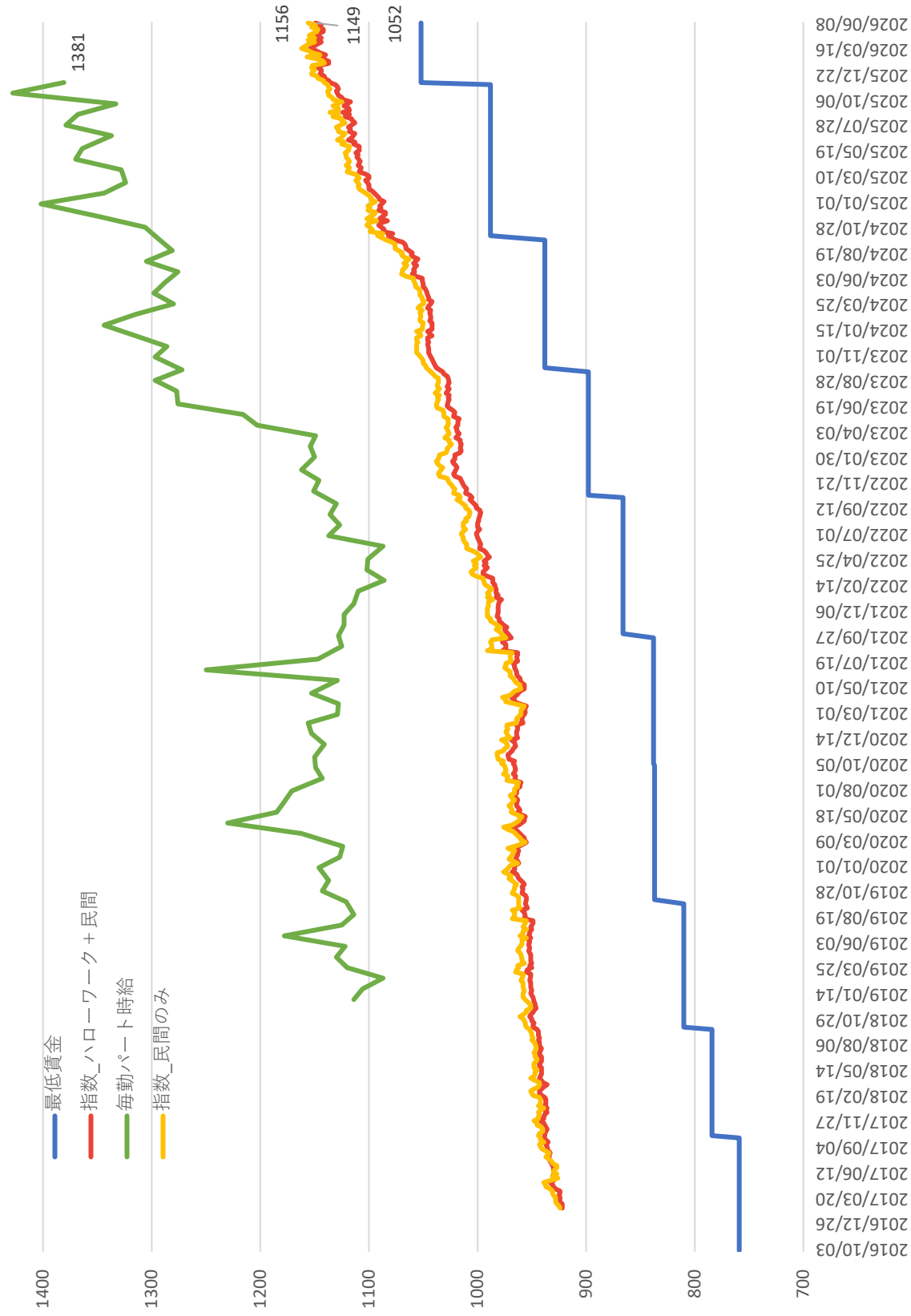
(円)



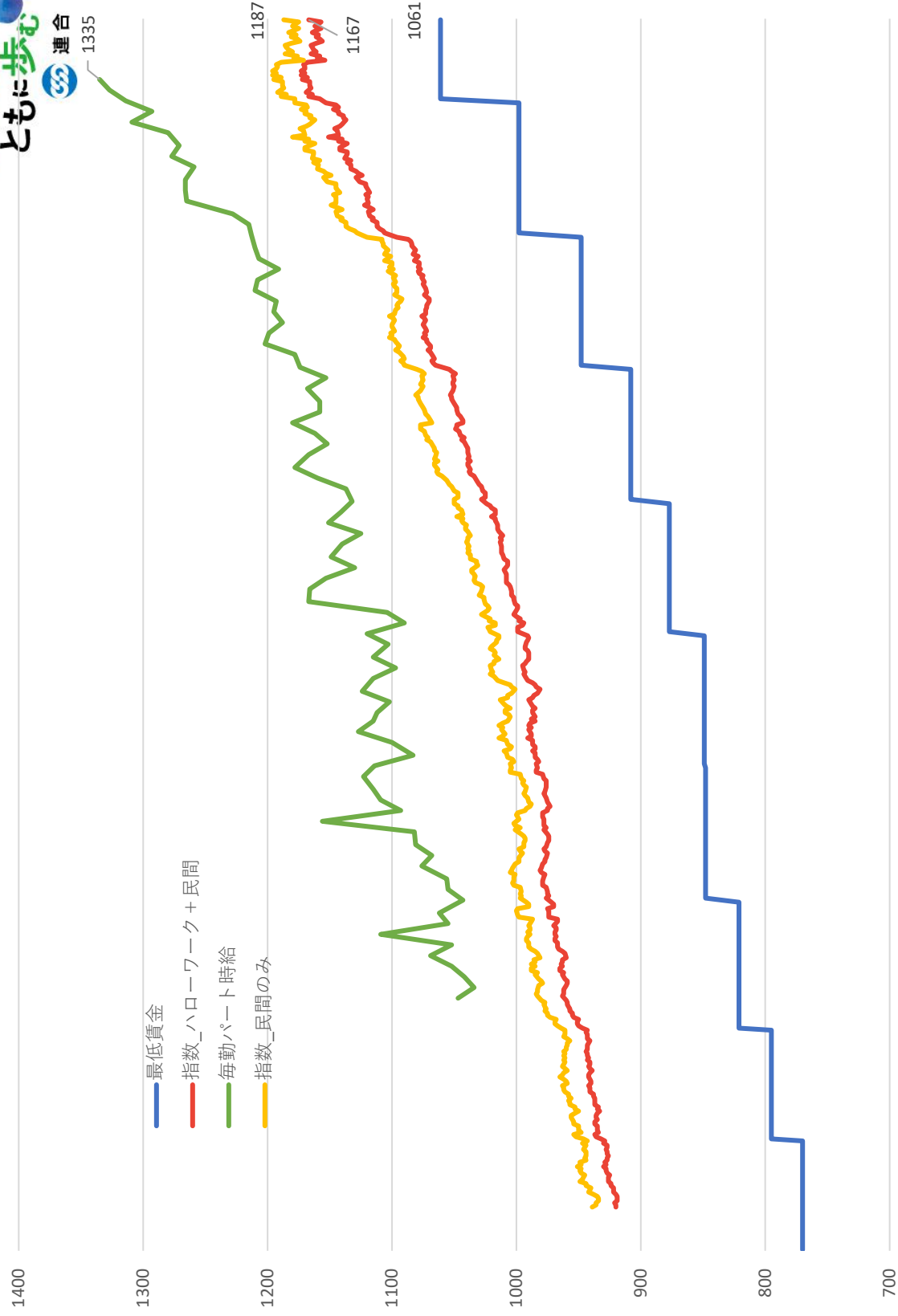




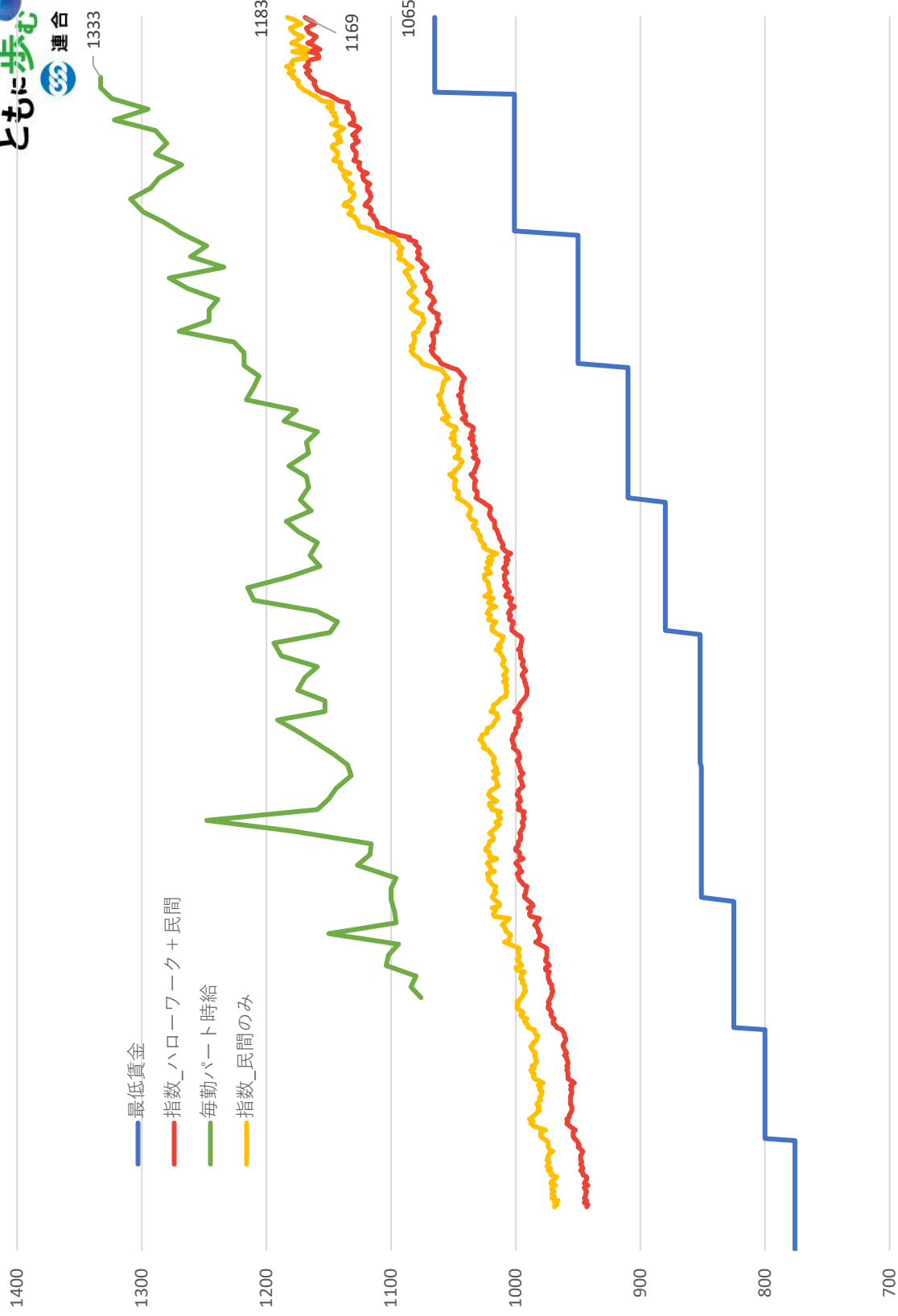
(円)



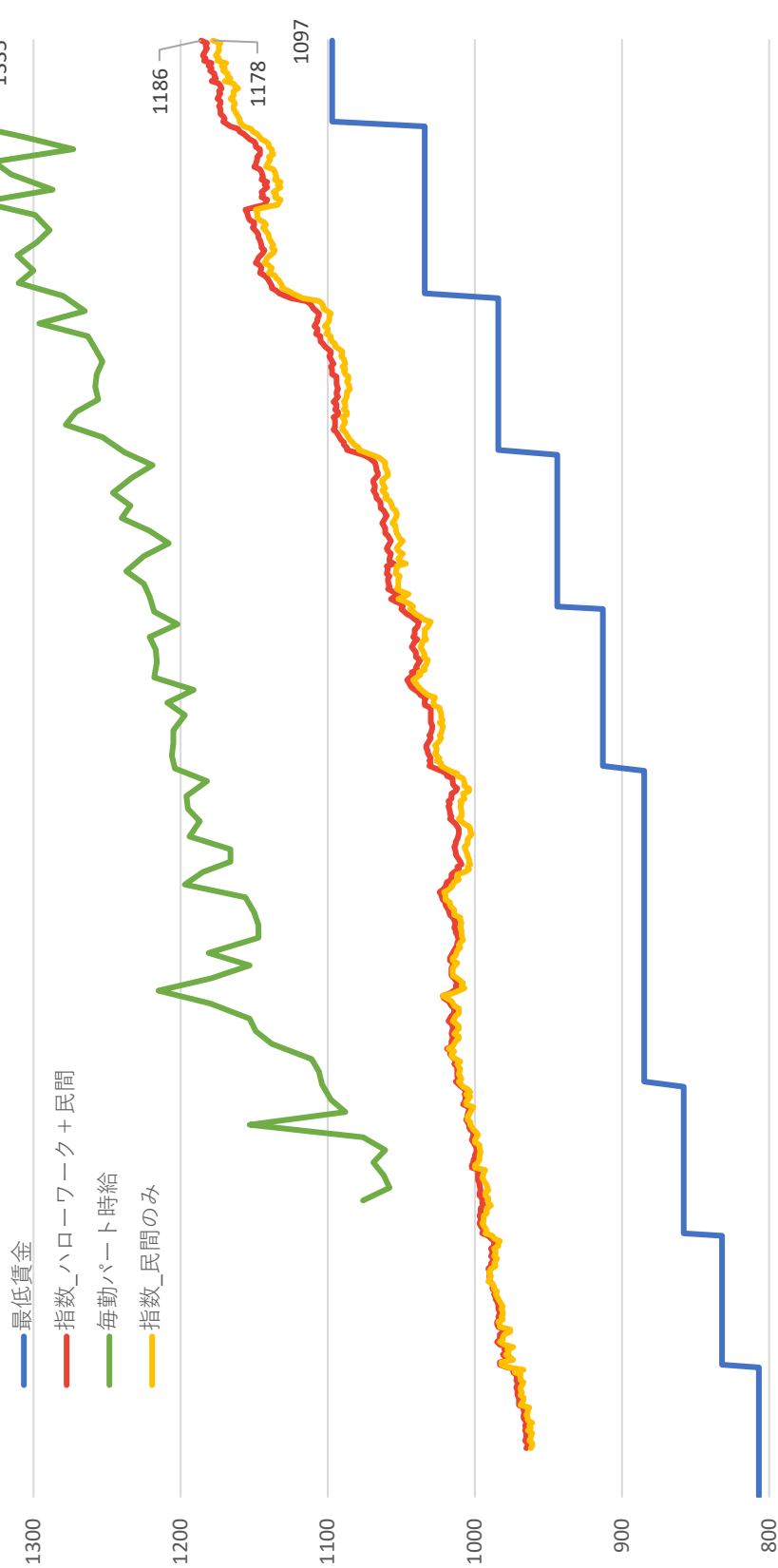
(円)



(円)

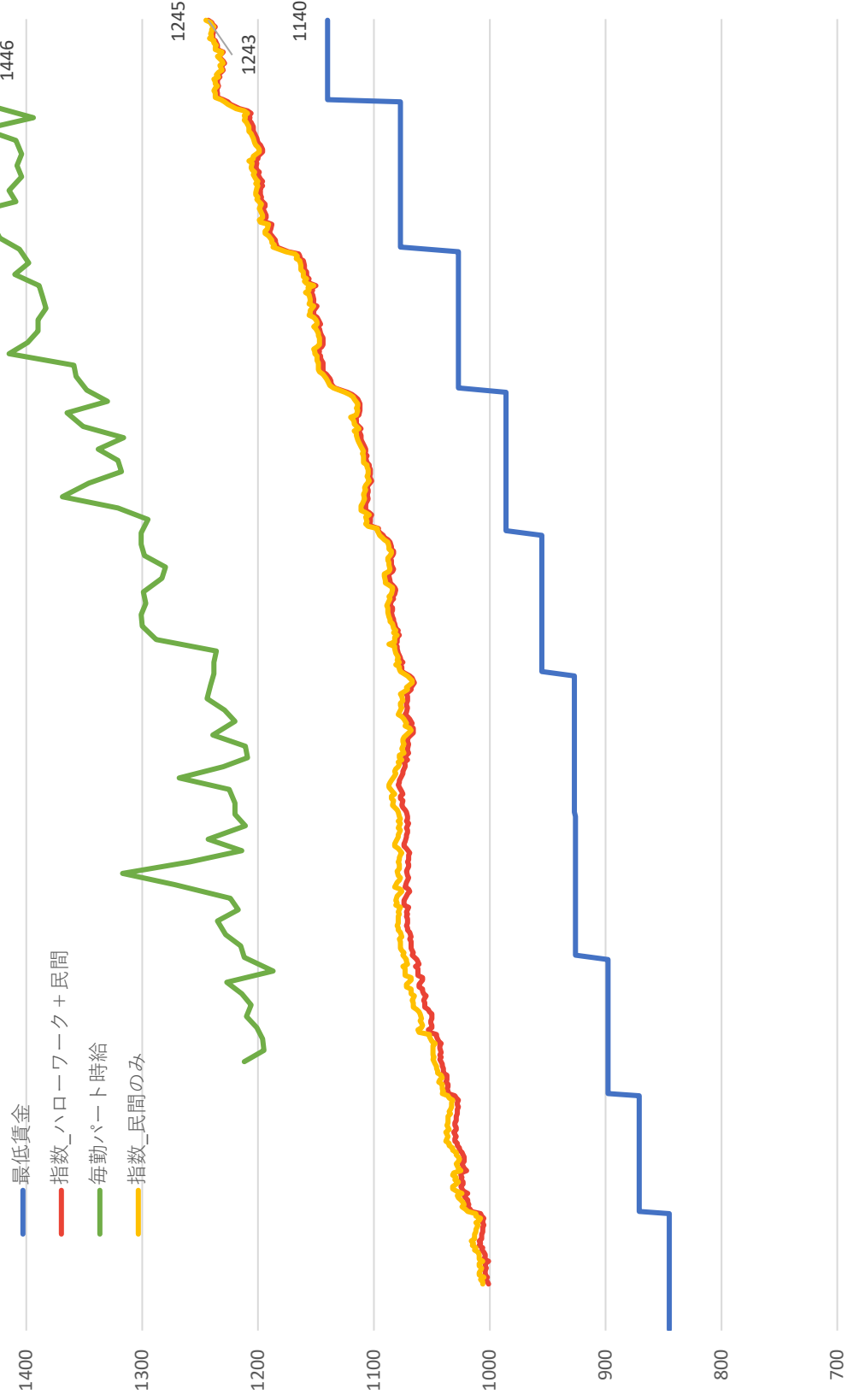


(円)



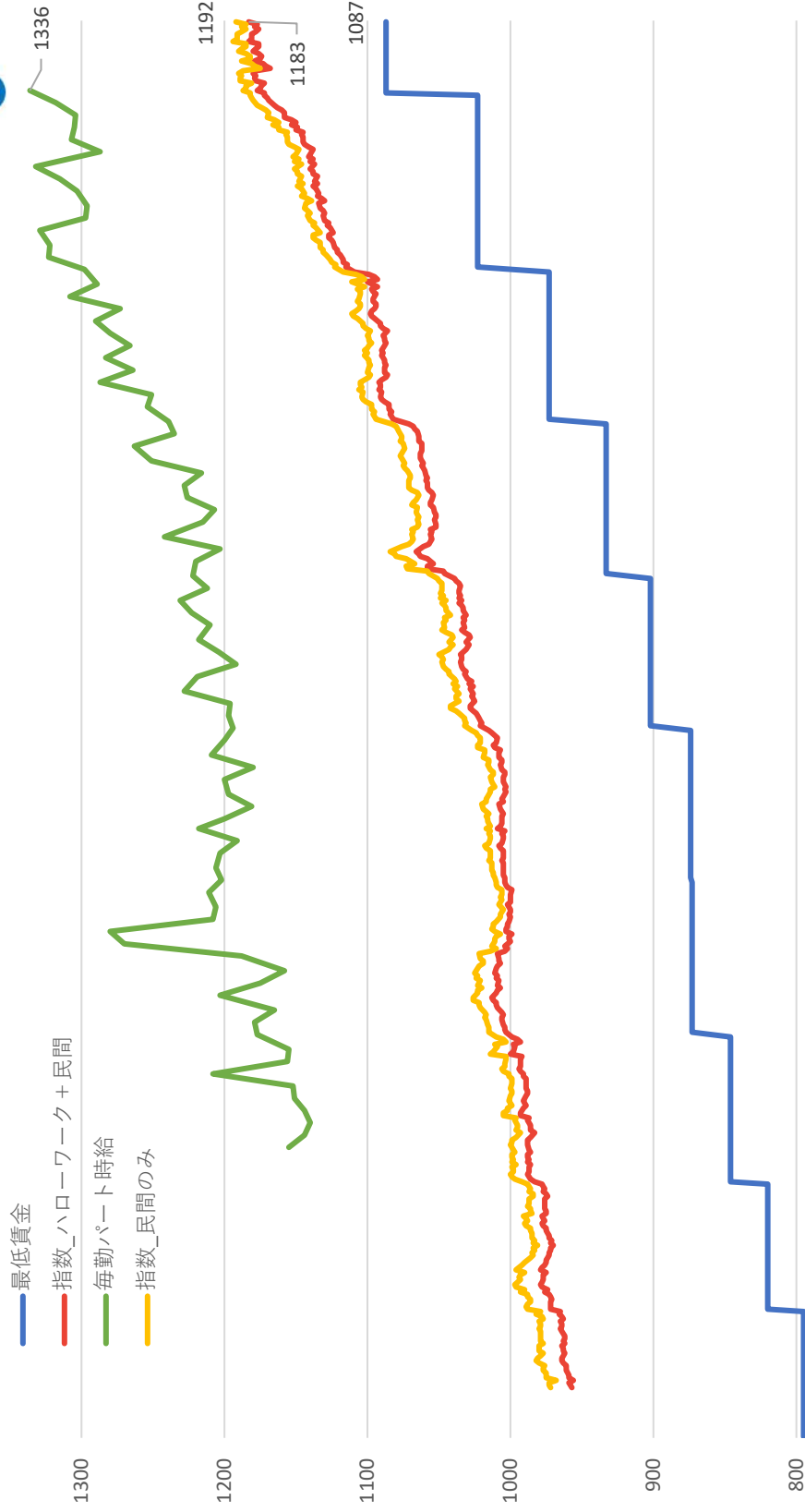
2016/10/10 2017/01/02 2017/03/27 2017/06/19 2017/09/11 2018/02/26 2018/05/21 2018/08/13 2018/11/05 2019/01/21 2019/04/01 2019/06/10 2019/08/26 2019/11/01 2020/01/06 2020/03/16 2020/05/25 2020/08/03 2020/10/12 2020/12/21 2021/03/08 2021/05/17 2021/07/26 2021/10/01 2021/12/13 2022/02/21 2022/05/01 2022/07/04 2022/09/19 2022/11/28 2023/02/01 2023/04/10 2023/06/26 2023/09/01 2023/11/06 2024/01/22 2024/04/01 2024/06/10 2024/08/26 2024/11/01 2025/01/06 2025/03/17 2025/05/26 2025/08/01 2025/10/13 2025/12/29 2026/03/23 2026/06/15

(円)



2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

(円)



700

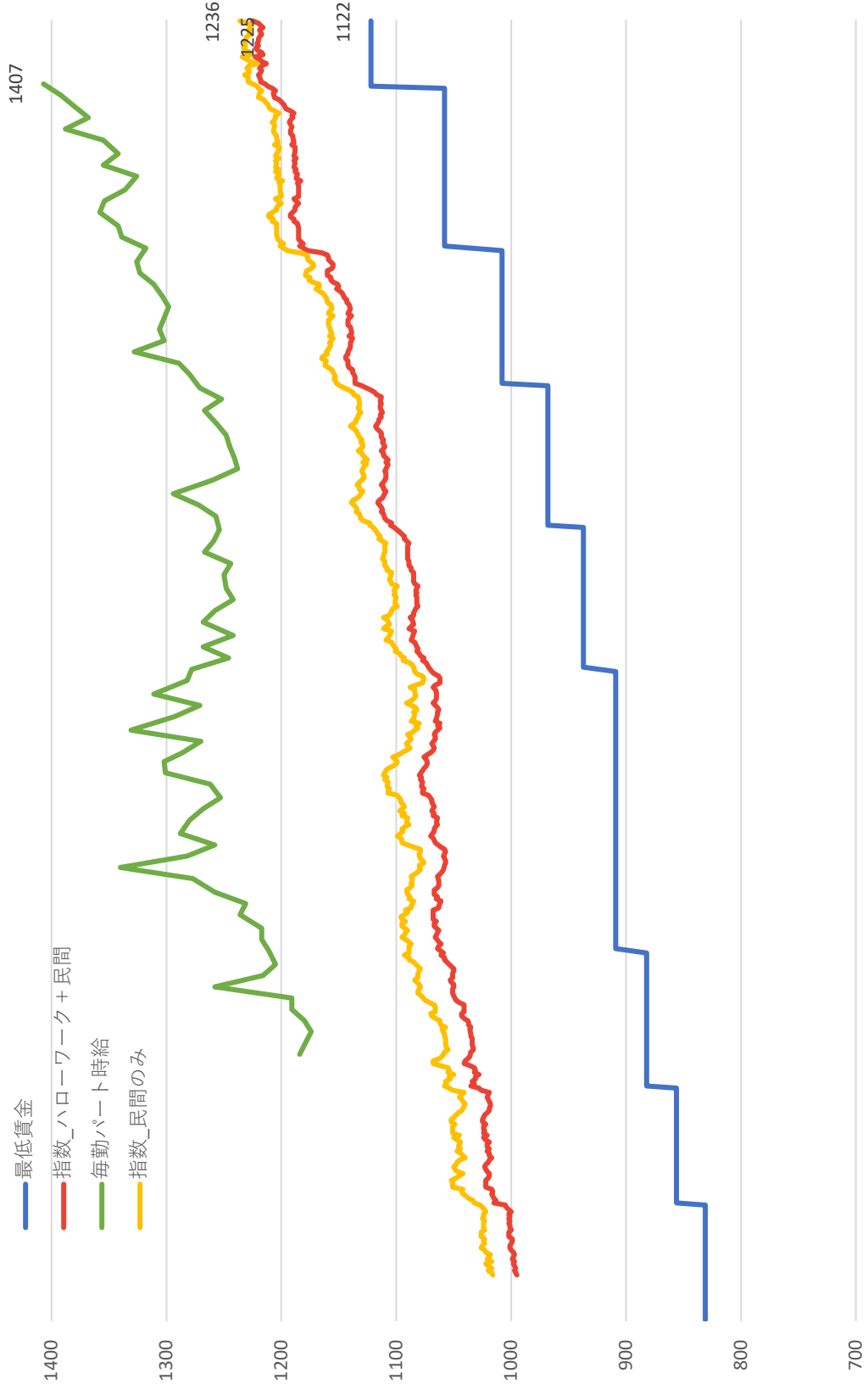
2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

1300 指数 民間のみ



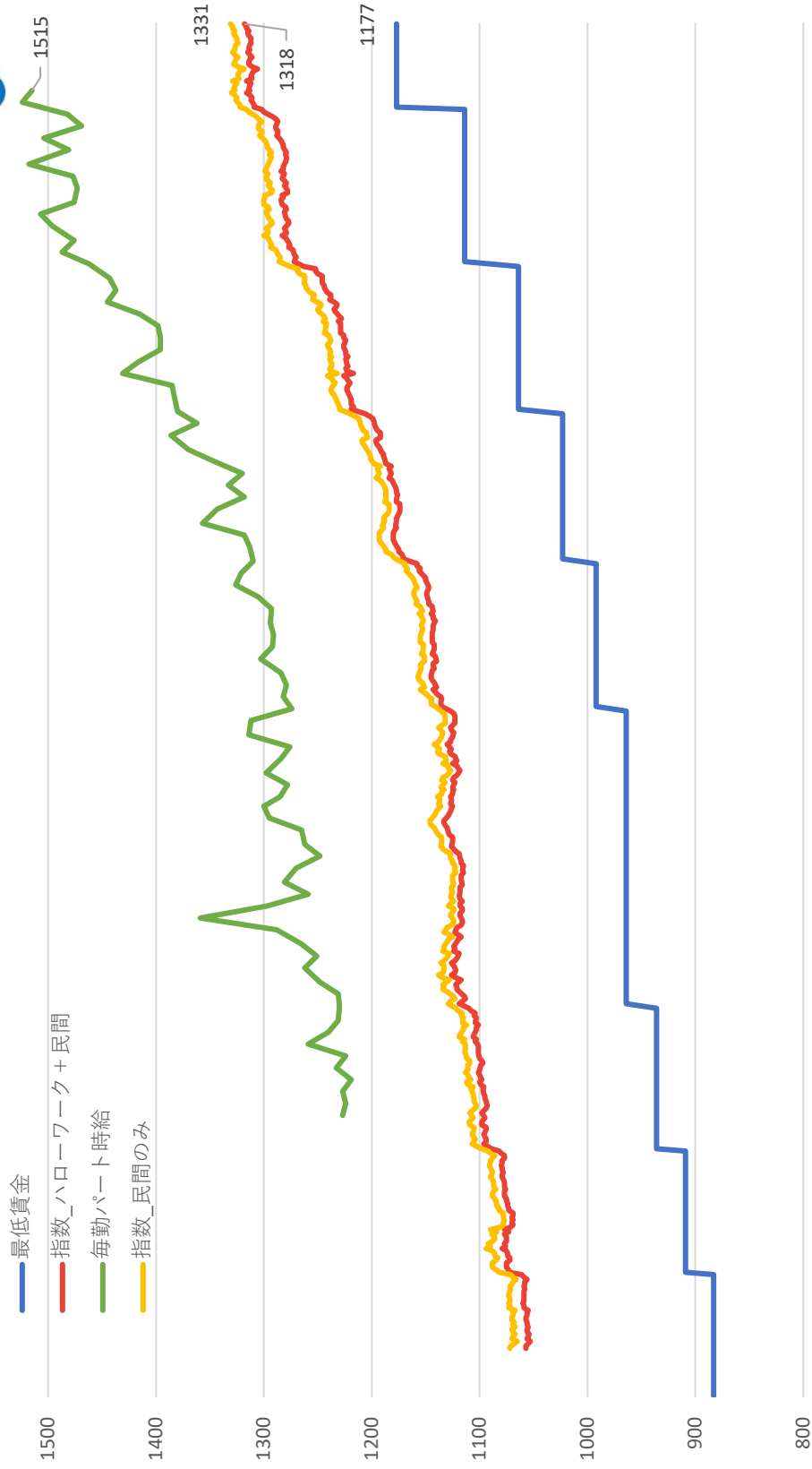
2026/10/10
2017/01/02
2017/03/27
2017/06/19
2017/09/11
2017/12/04
2018/02/26
2018/05/21
2018/08/13
2018/11/05
2019/01/21
2019/04/01
2019/06/10
2019/08/26
2019/11/01
2020/01/06
2020/03/16
2020/05/25
2020/08/03
2020/10/12
2020/12/21
2021/03/08
2021/05/17
2021/07/26
2021/10/01
2021/12/13
2022/02/21
2022/05/01
2022/07/04
2022/09/19
2022/11/28
2023/02/01
2023/04/10
2023/06/26
2023/09/01
2023/11/06
2024/01/22
2024/04/01
2024/06/10
2024/08/26
2024/11/01
2025/01/06
2025/03/17
2025/05/26
2025/08/01
2025/10/13
2025/12/29
2026/03/23
2026/06/15

(円)



2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

(円)



2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

最低賃金
 指数_ハローワーク+民間
 毎勤パート時給
 指数_民間のみ

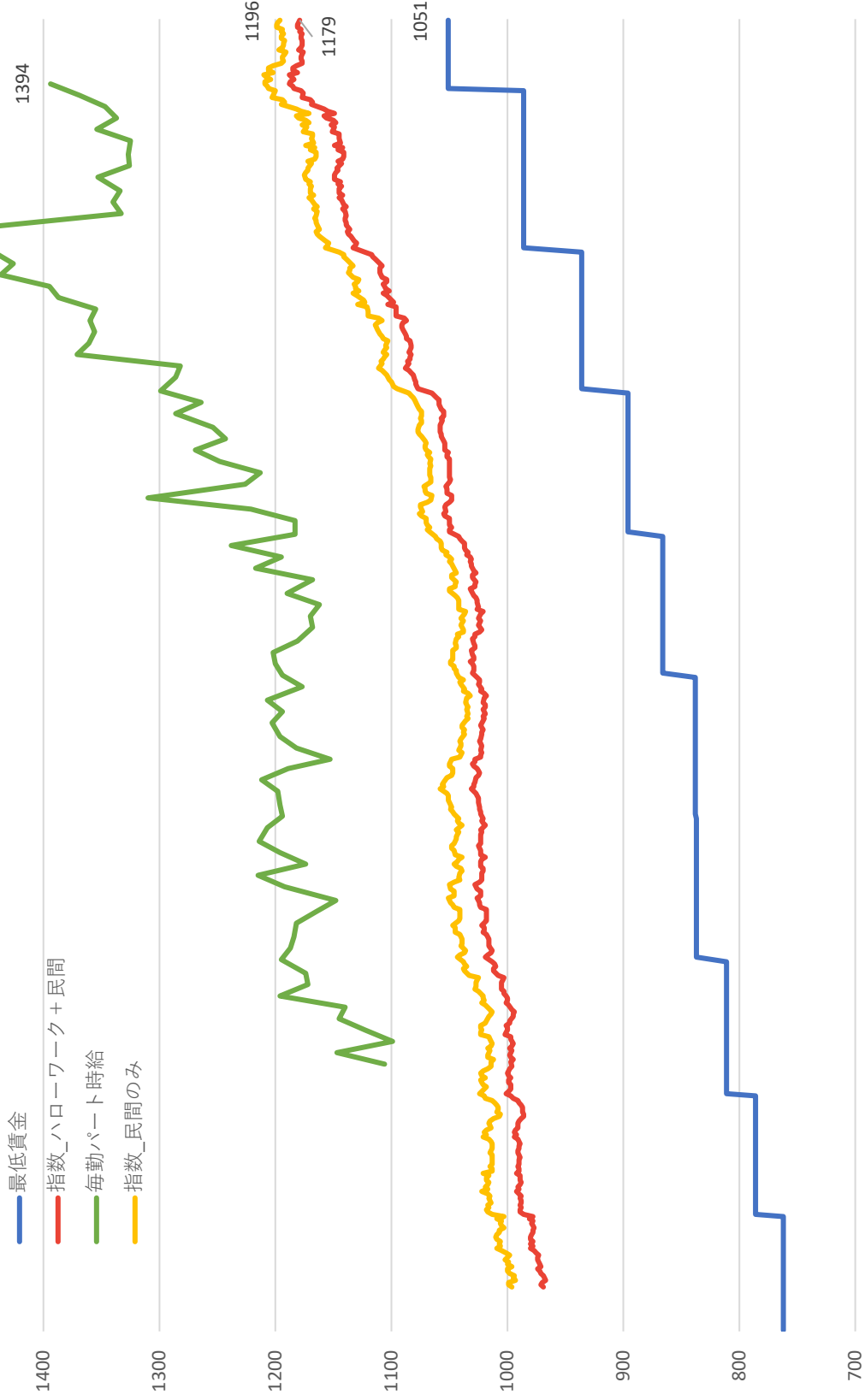
1500
1400
1300
1200
1100
1000
900
800

1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010

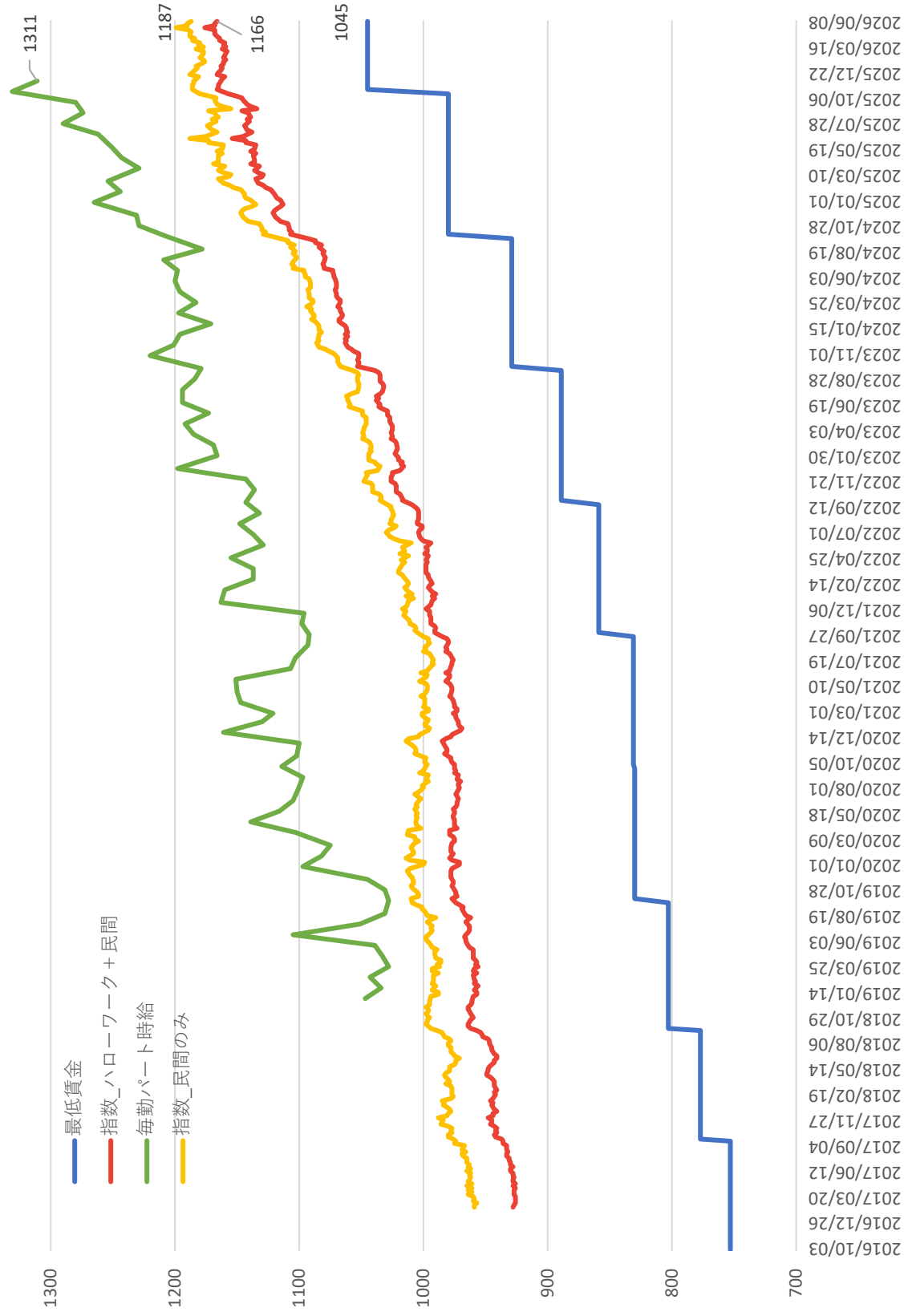
1473
1247
1245
1116

700

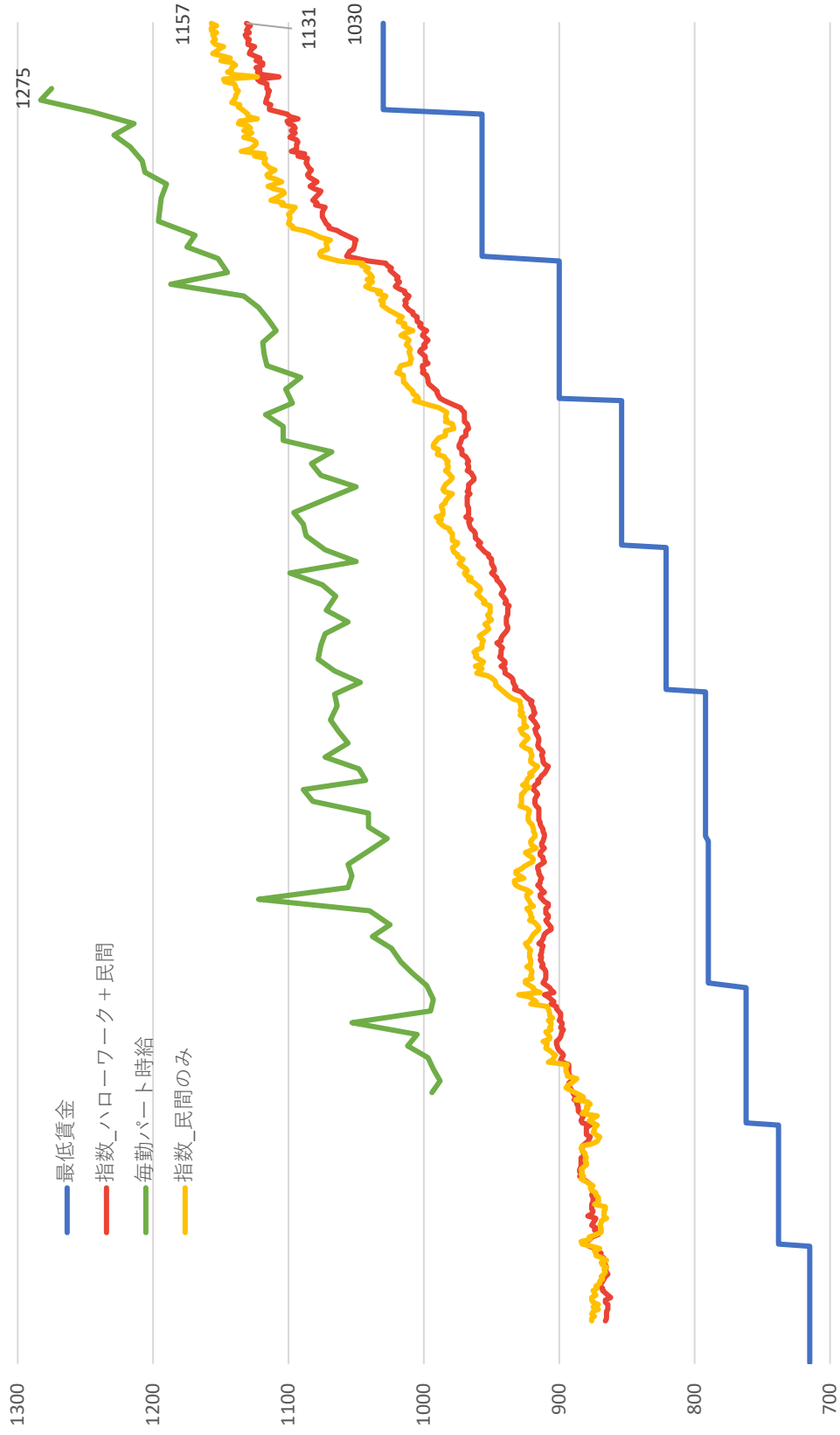
(円)



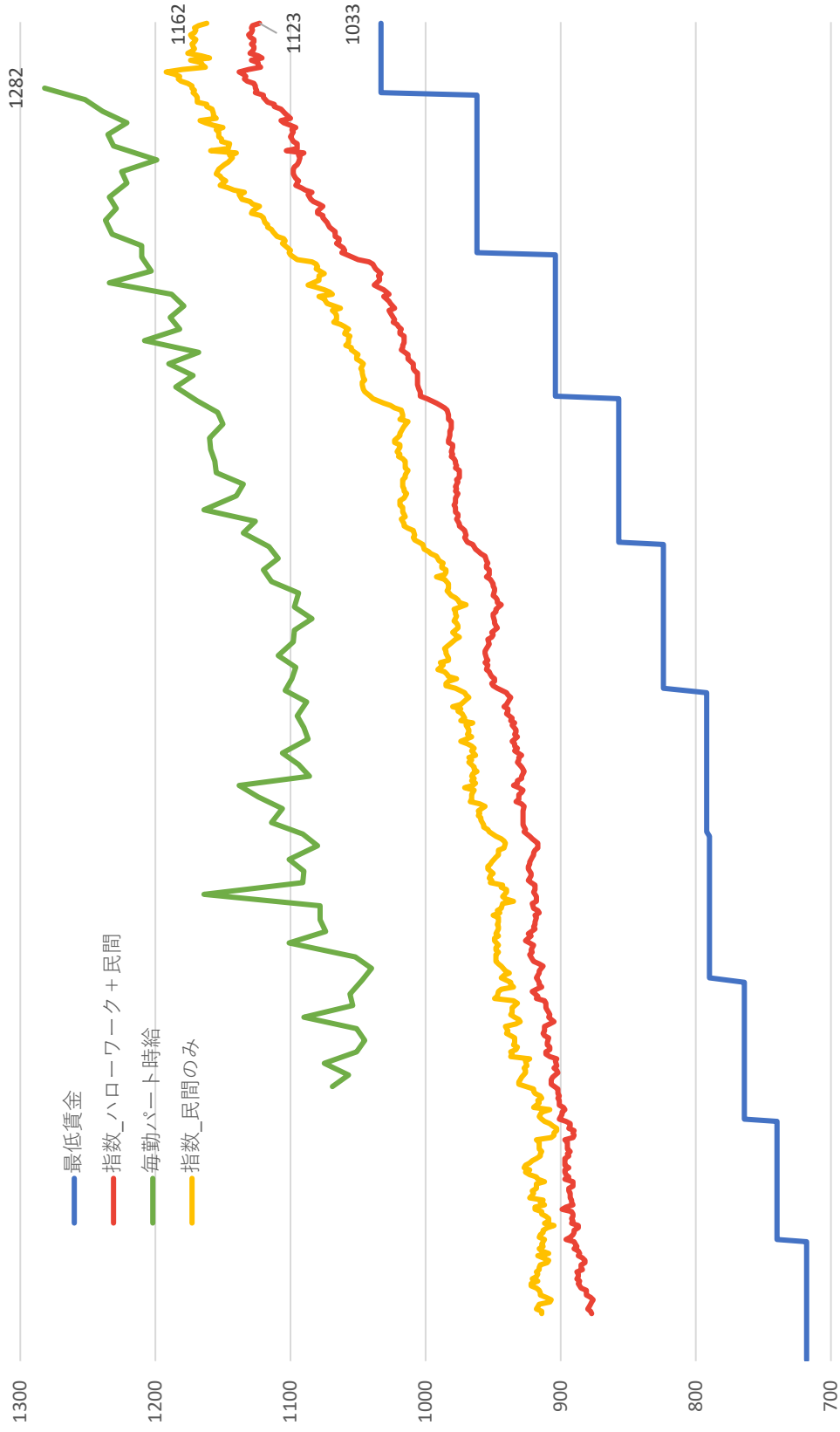
(円)



(円)

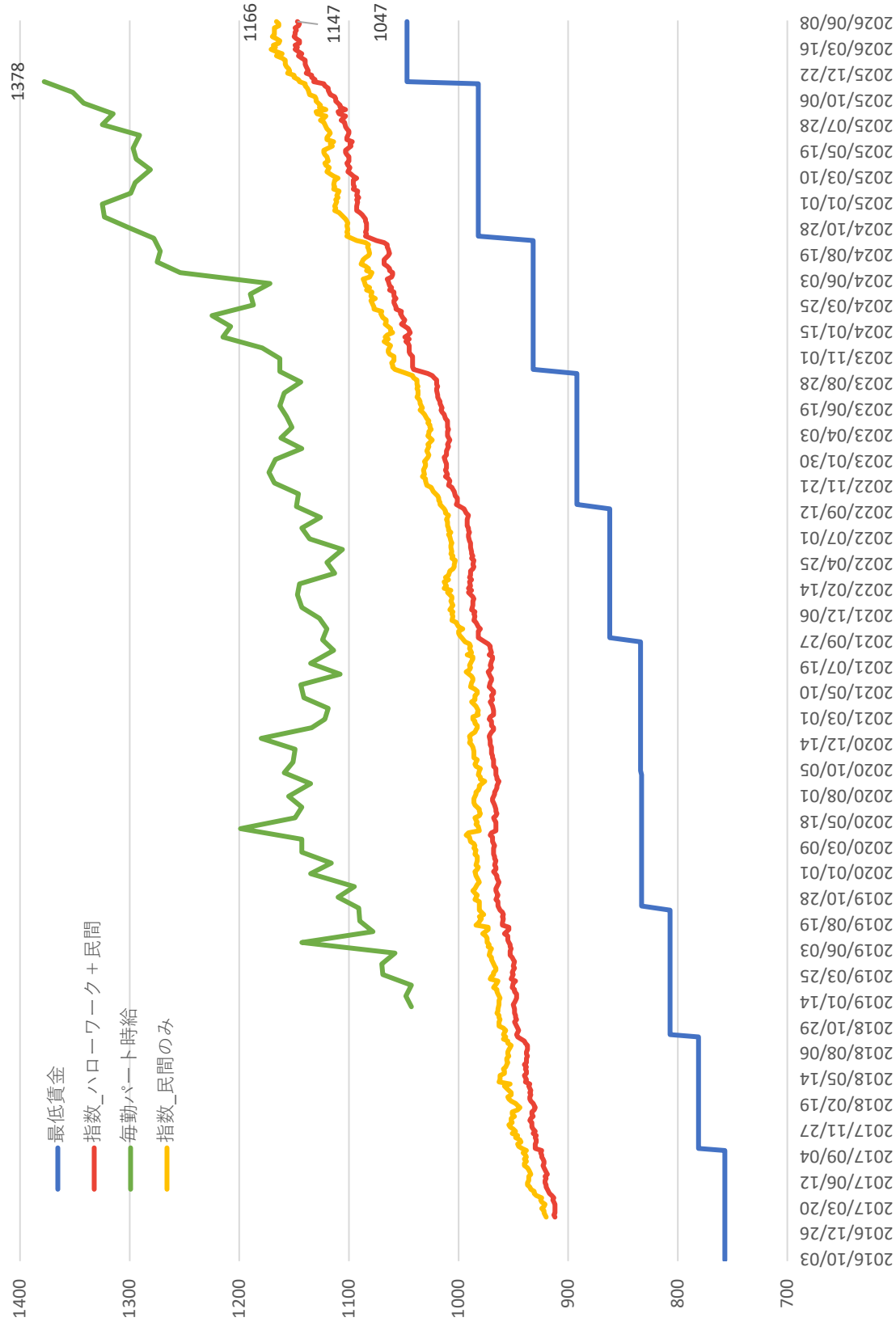


(円)

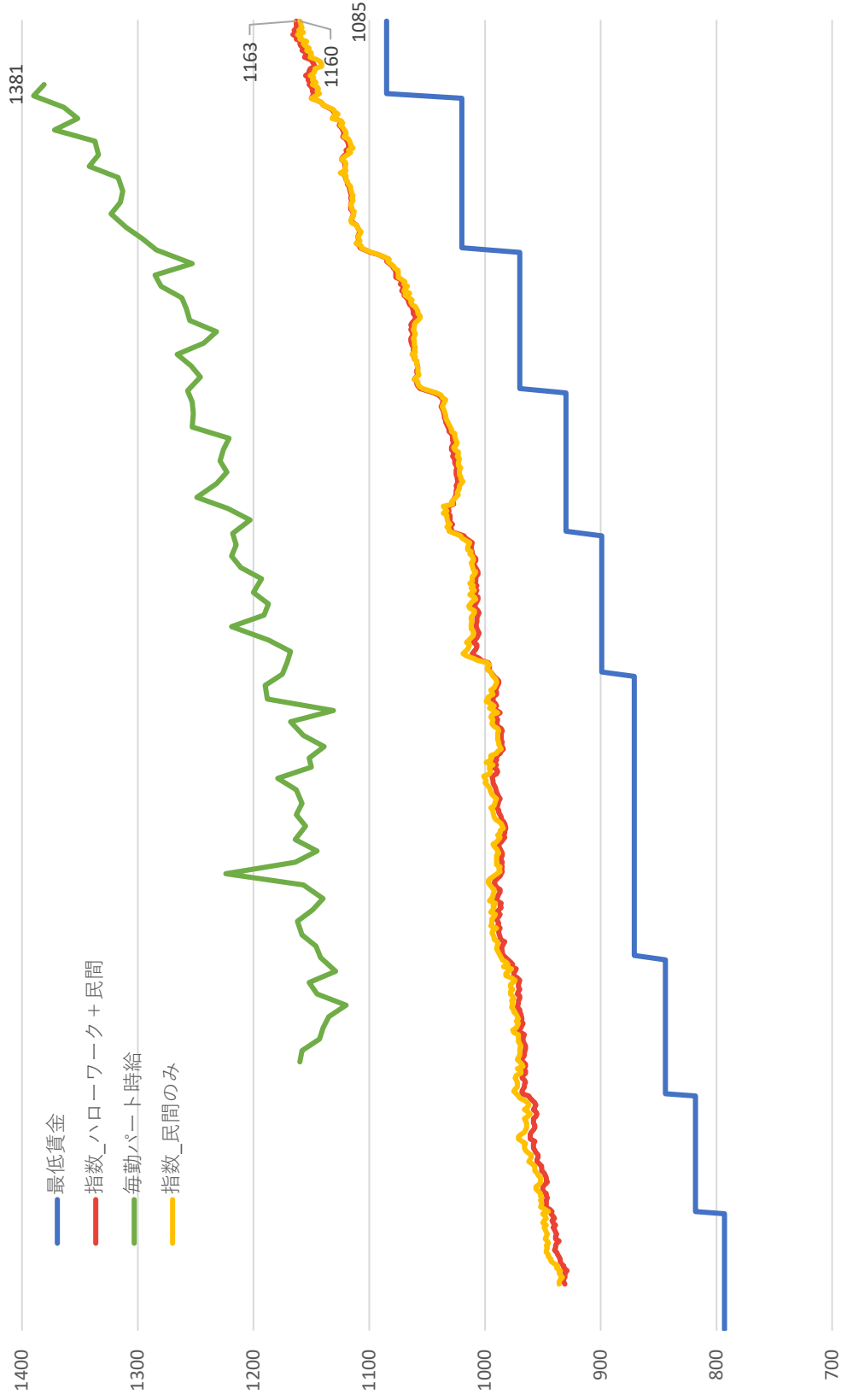


2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

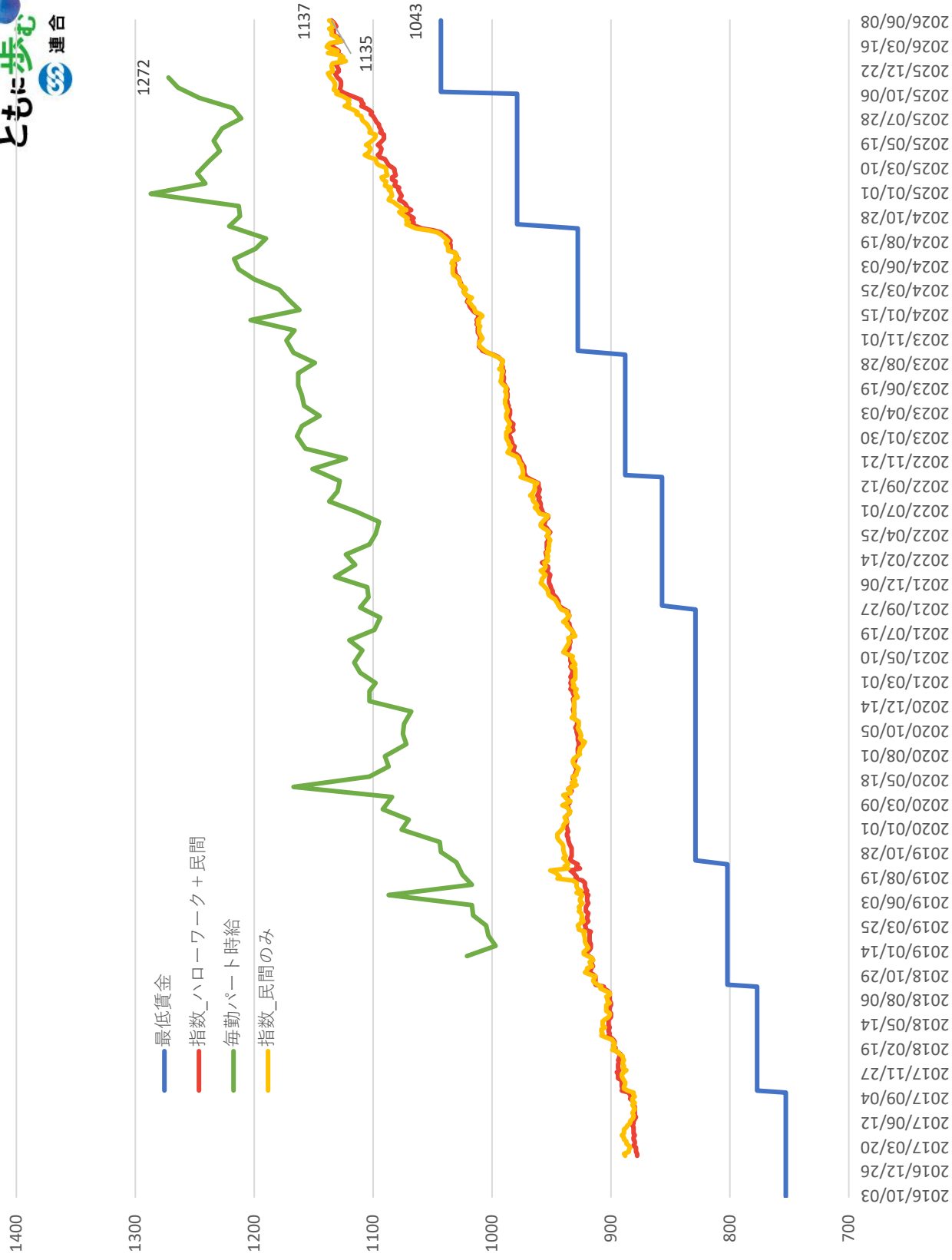
(円)



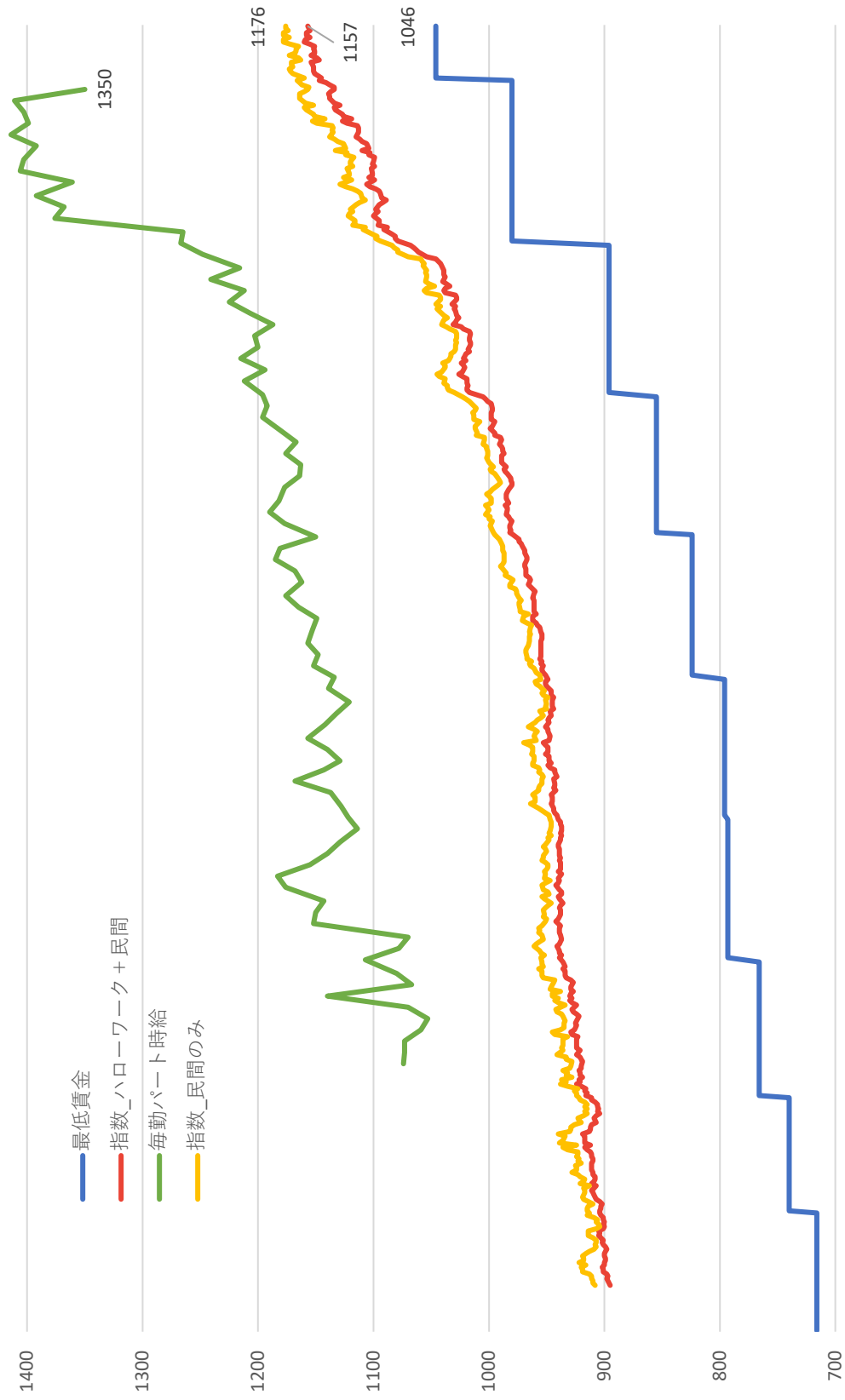
(円)



(円)

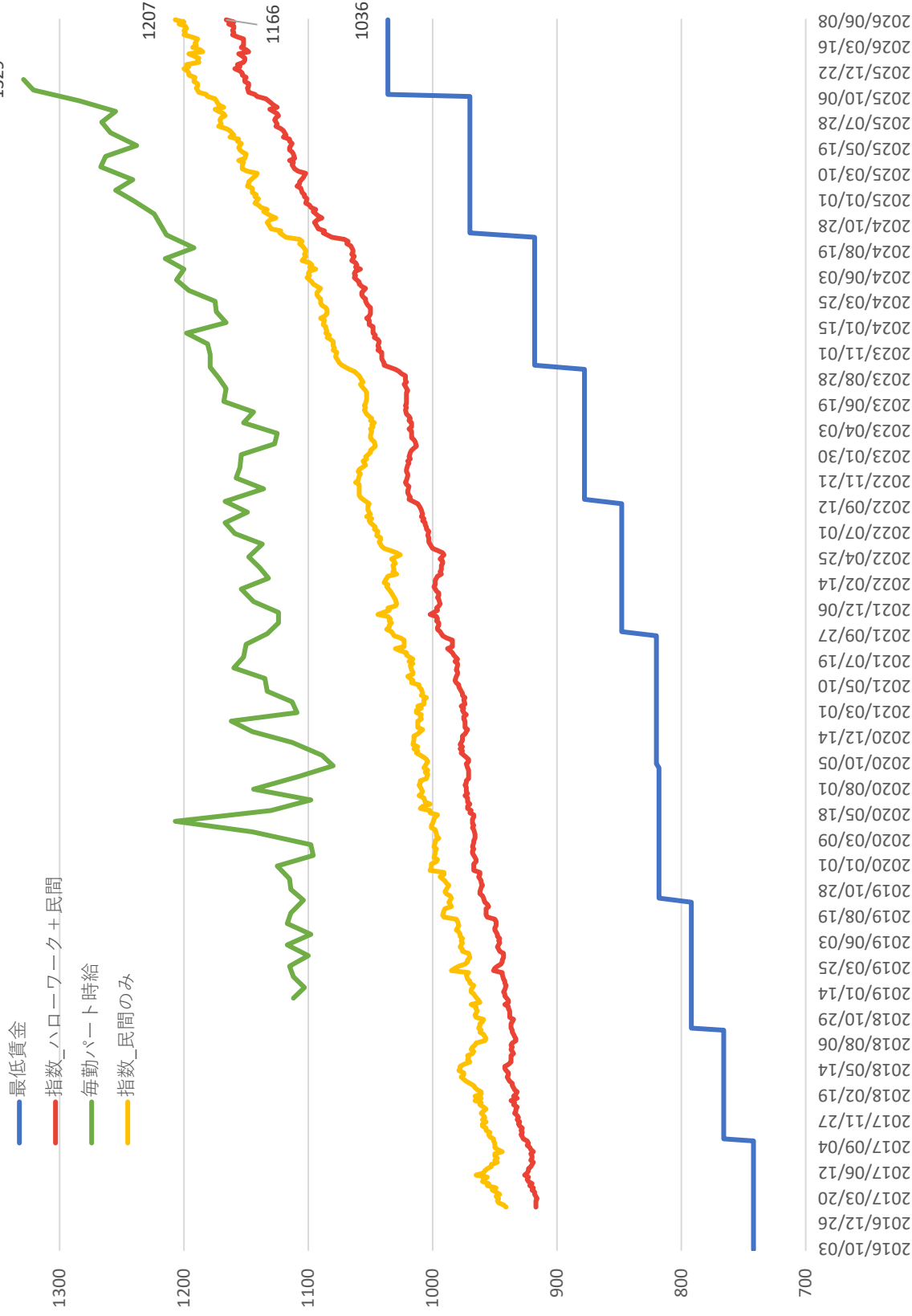


(円)

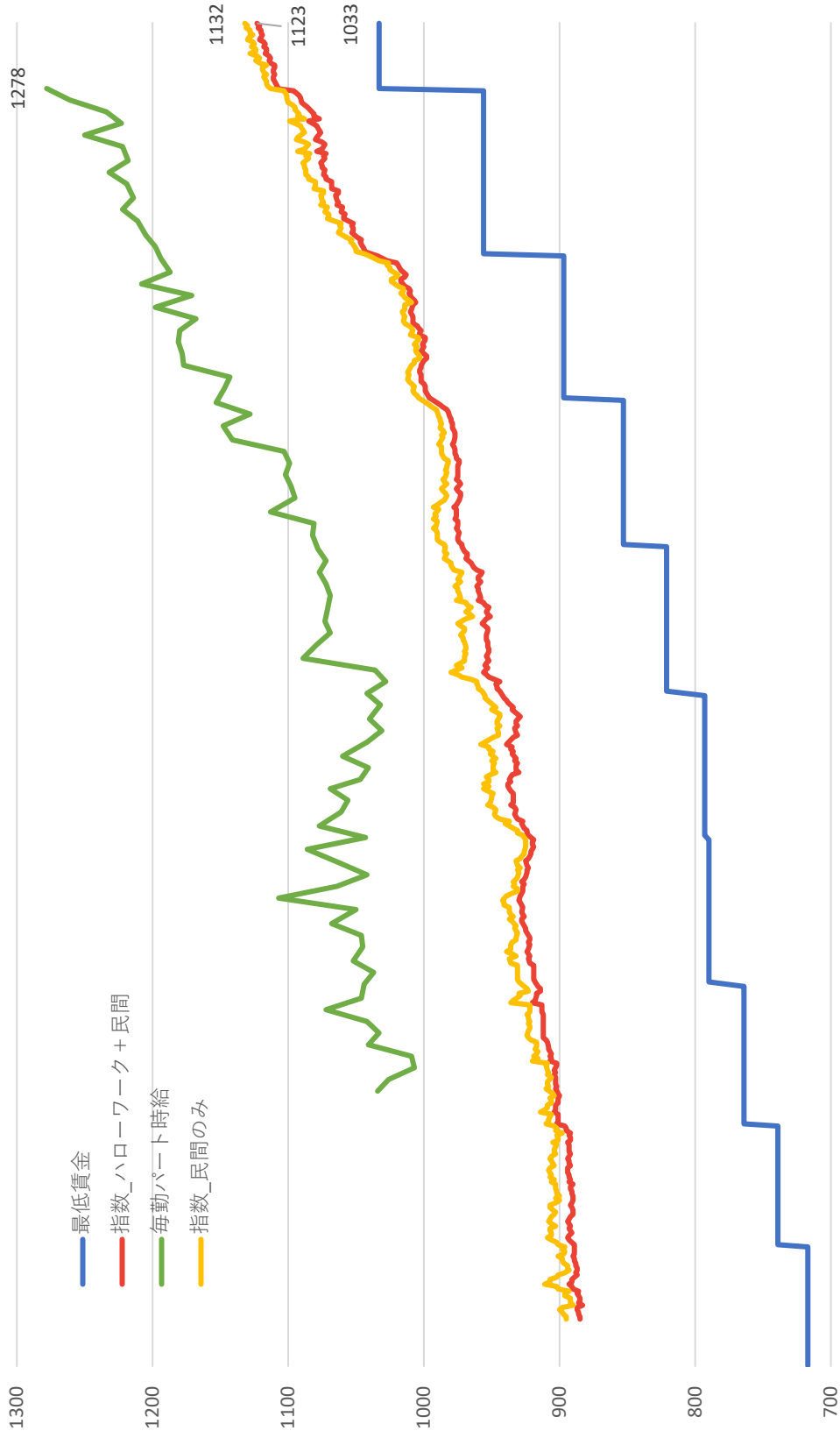


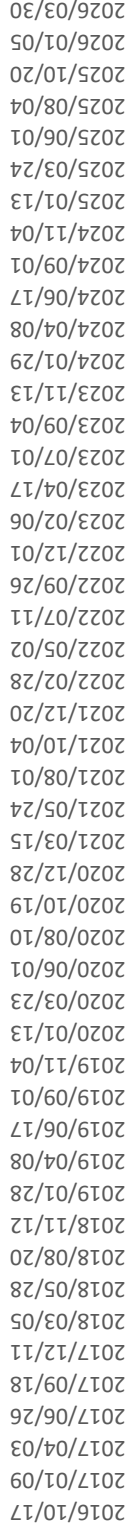
2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

(円)

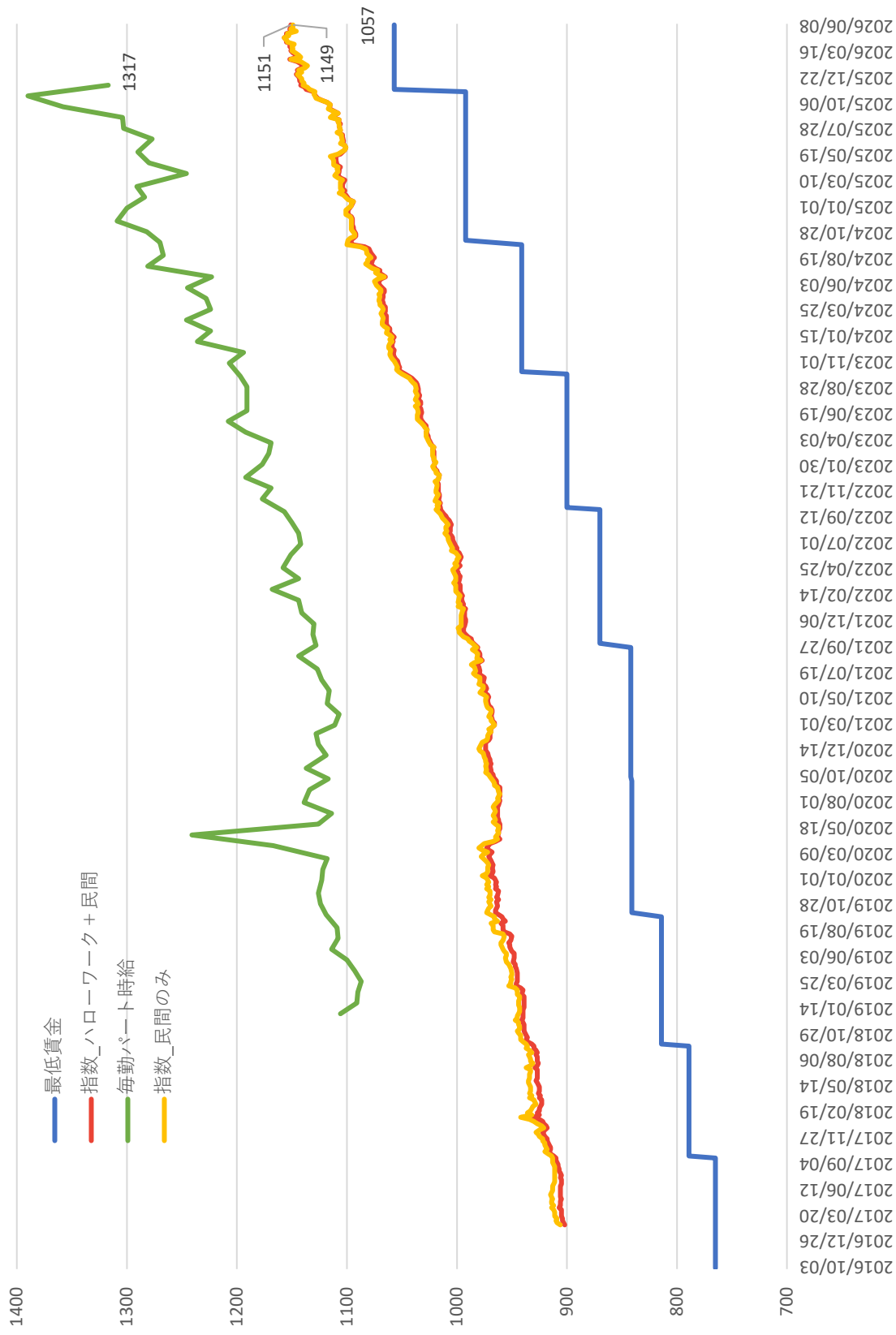


(円)

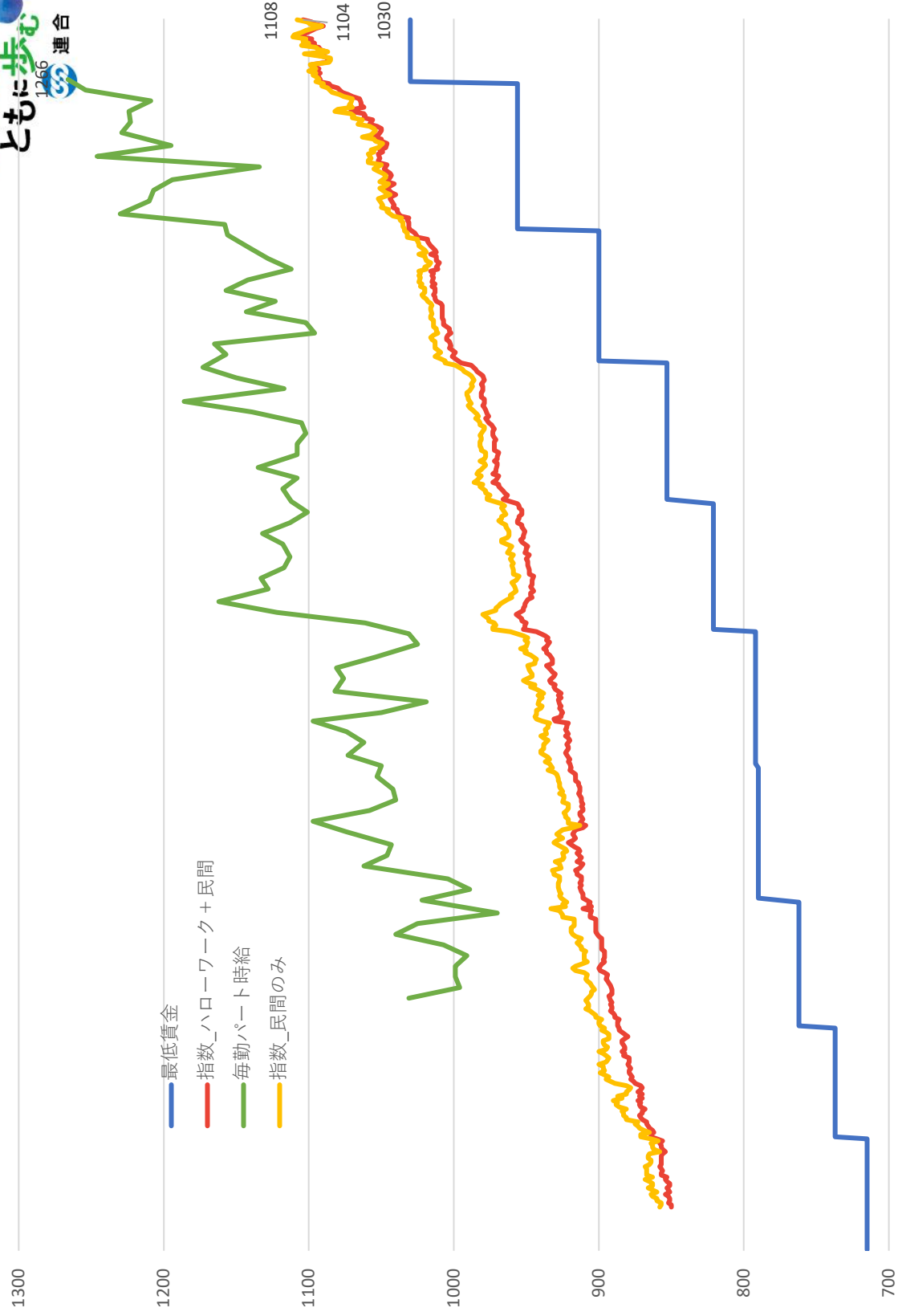




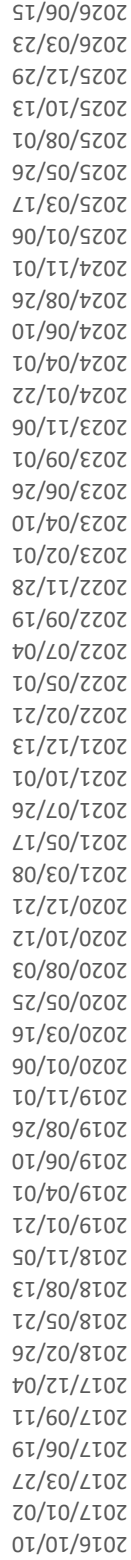
(円)



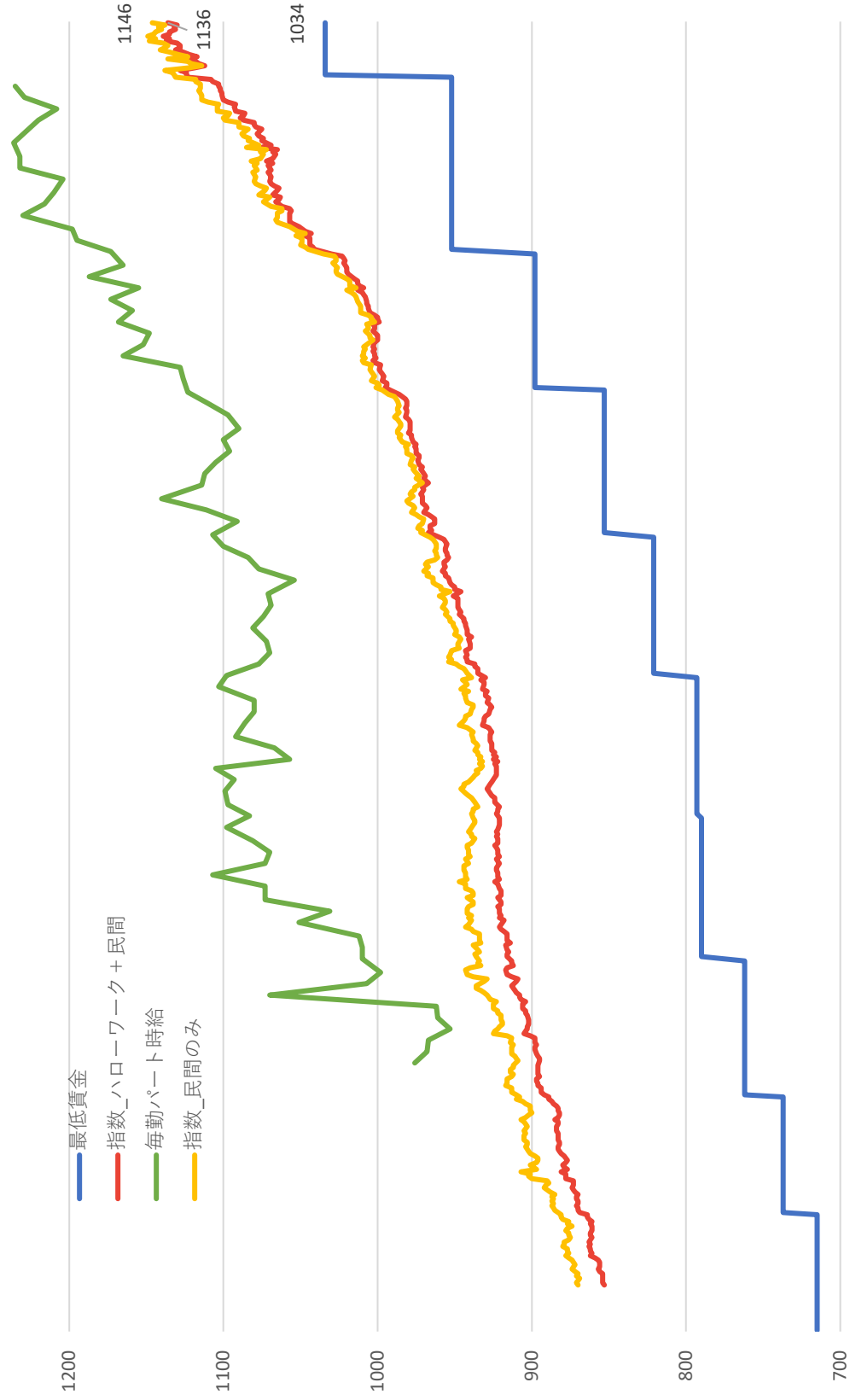
(円)



合連1251

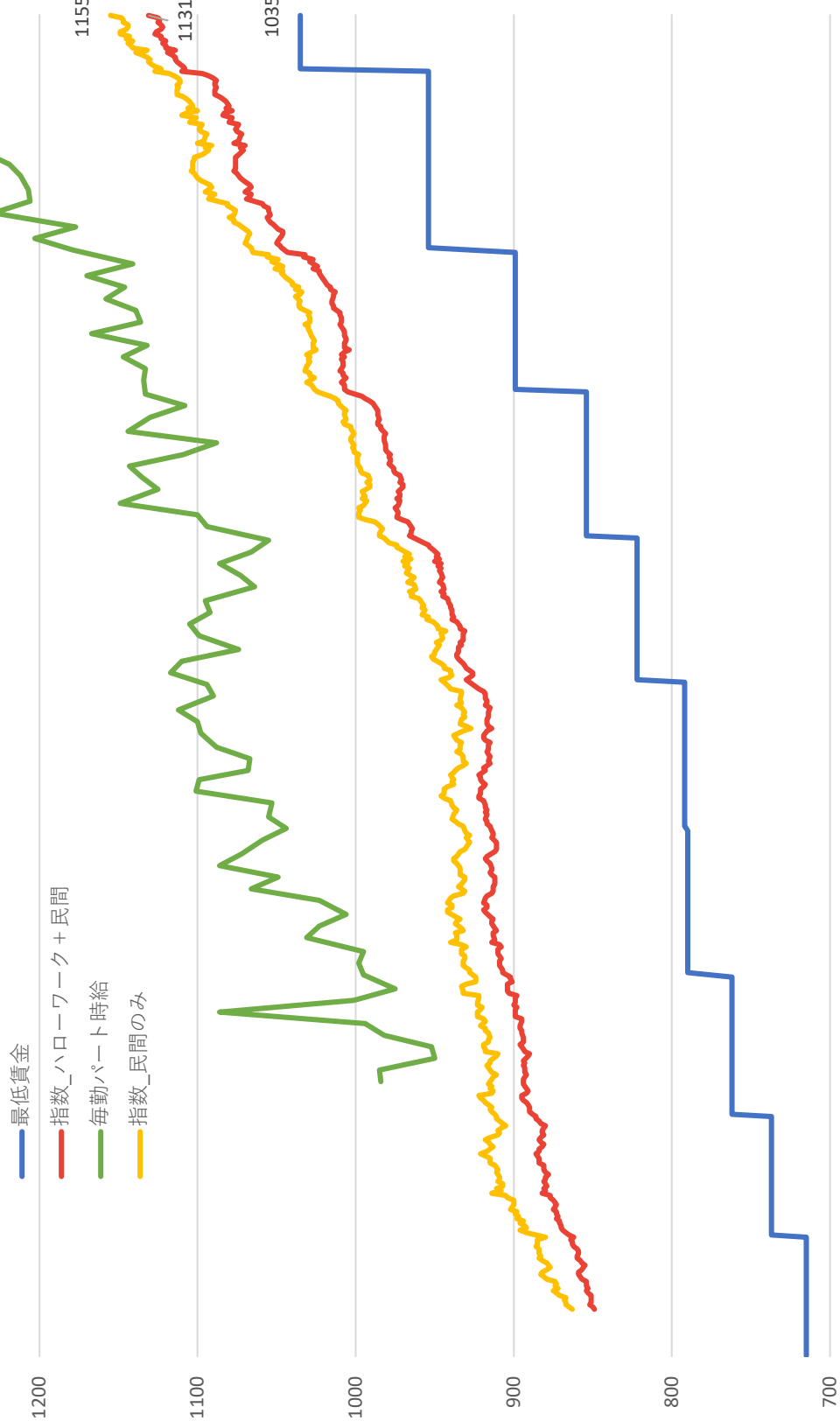


(円)

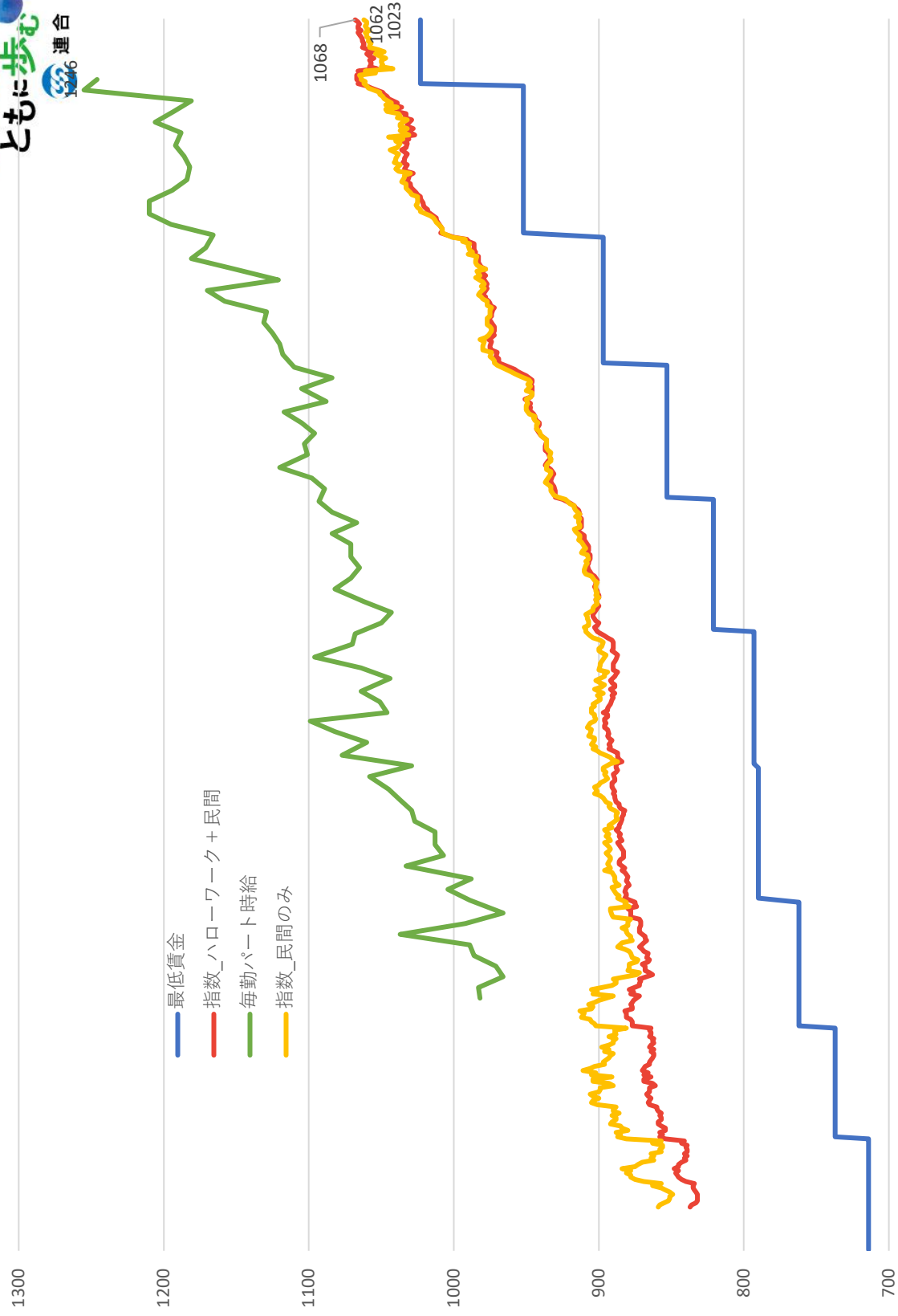


2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

(円)

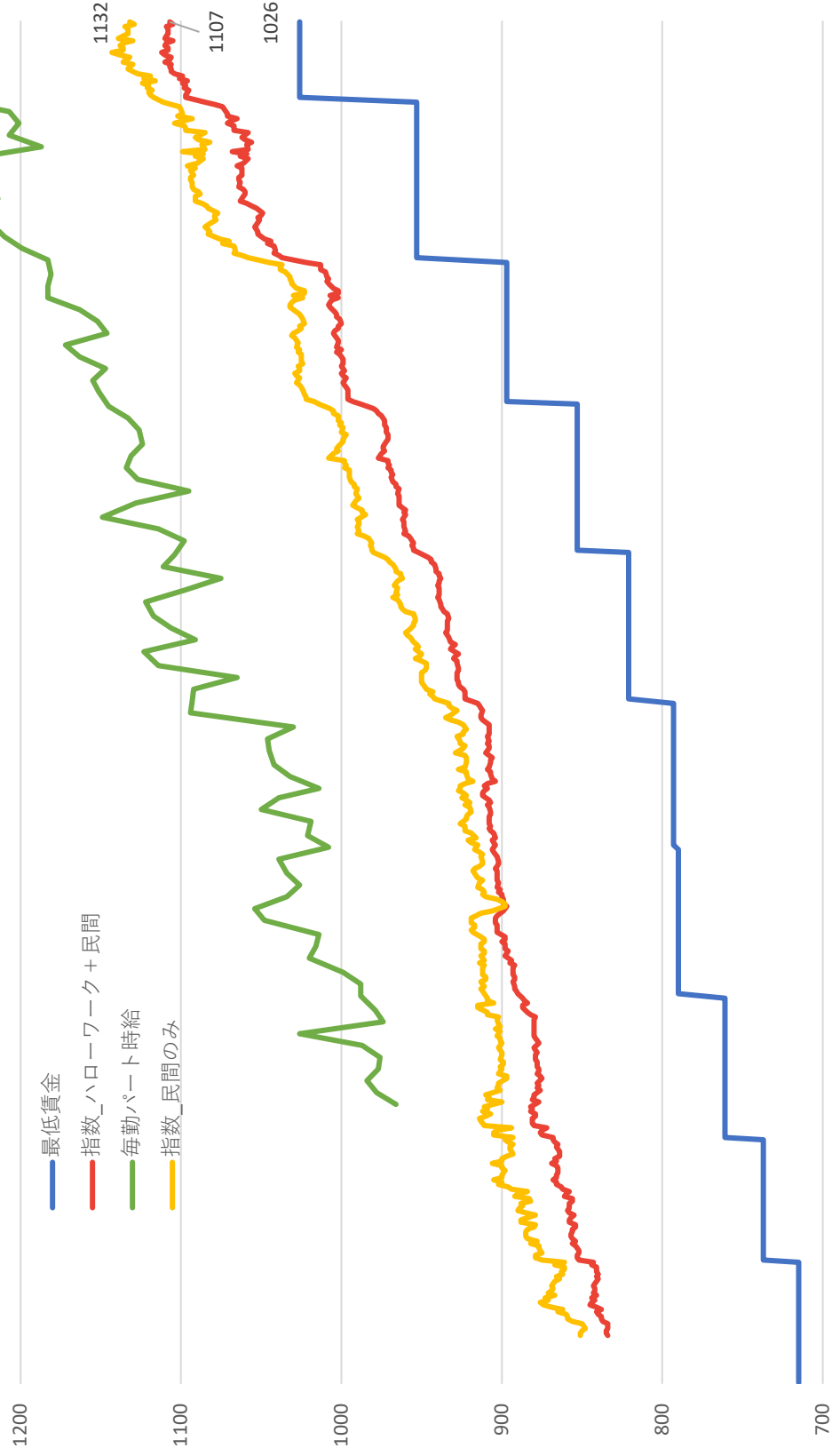


(円)



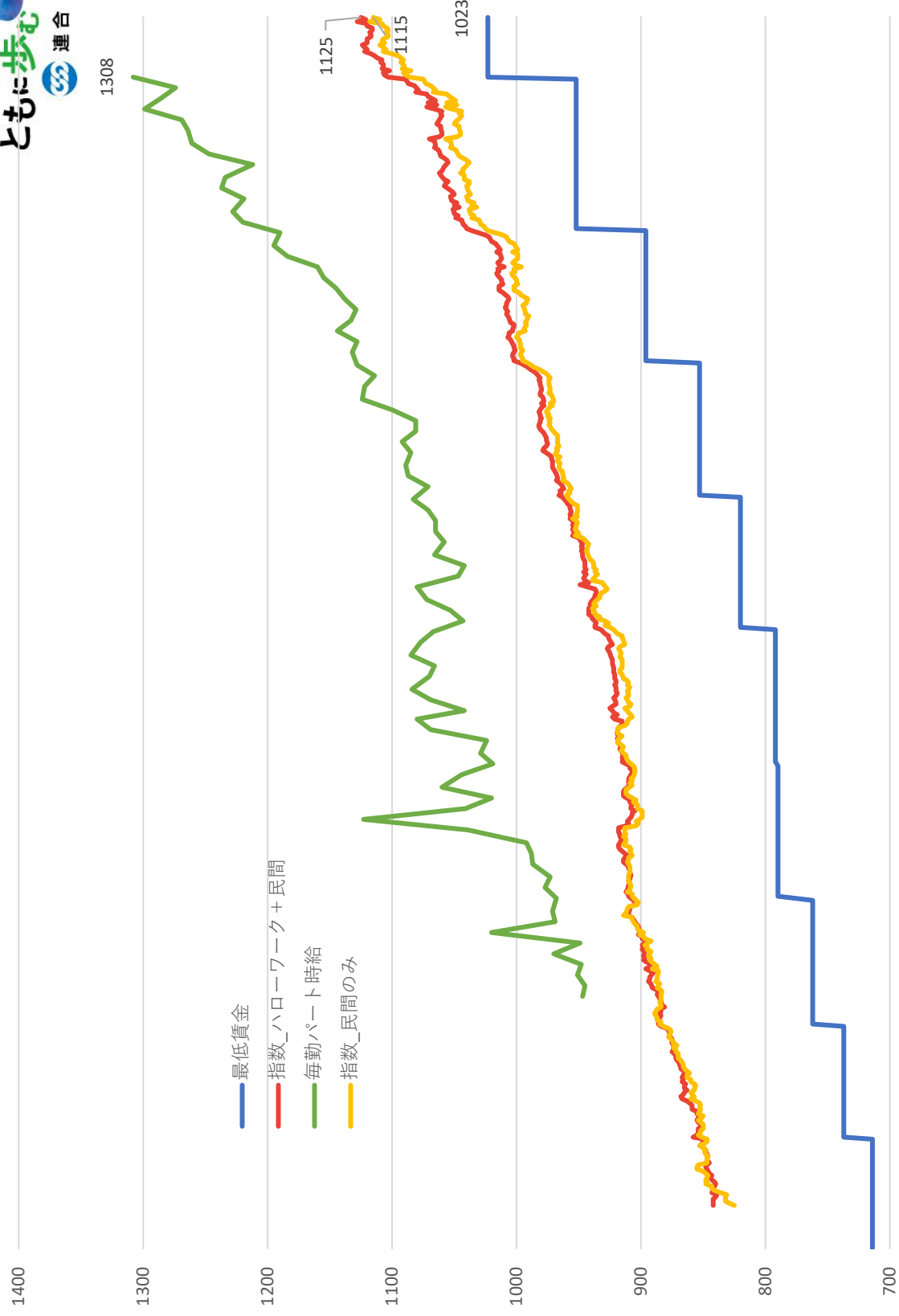
2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

(円)



2016/10/03
2016/12/26
2017/03/20
2017/06/12
2017/09/04
2017/11/27
2018/02/19
2018/05/14
2018/08/06
2018/10/29
2019/01/14
2019/03/25
2019/06/03
2019/08/19
2019/10/28
2020/01/01
2020/03/09
2020/05/18
2020/08/01
2020/10/05
2020/12/14
2021/03/01
2021/05/10
2021/07/19
2021/09/27
2021/12/06
2022/02/14
2022/04/25
2022/07/01
2022/09/12
2022/11/21
2023/01/30
2023/04/03
2023/06/19
2023/08/28
2023/11/01
2024/01/15
2024/03/25
2024/06/03
2024/08/19
2024/10/28
2025/01/01
2025/03/10
2025/05/19
2025/07/28
2025/10/06
2025/12/22
2026/03/16
2026/06/08

(円)



令和 8 年 7 月 17 日（金）14:00～
於 厚生労働省専用第 15 会議室（12 階）

第 3 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

委員からの追加要望資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年					2025年7月～ 2026年5月 平均	(単位：％)
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
		持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6		

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年					2025年7月～ 2026年5月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
		(単位：％)											
頻繁に購入	1,215	3.9	4.5	4.5	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	1.9
1 か月に1 回程度購入	1,136	3.9	0.9	5.0	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.6
基礎的支出項目	5,121	4.2	3.5	4.0	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.6
食料	2,626	7.6	7.2	6.7	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	5.2

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注5 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年7月以降、全国では1.4%～3.6%で推移し、2025年7月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.5%となっている。

	2025年						2026年					2025年7月～ 2026年5月 平均
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.5
Aランク	3.6	3.1	3.4	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.5
Bランク	3.3	3.0	3.2	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.4
Cランク	3.6	3.1	3.5	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.5

資料出所

総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

全産業(除く金融保険業)										製造業					非製造業					(単位:万円、%)				
	資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
2015 年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024 年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額 (労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益 (営業利益－支払利息等) ＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員 (総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの) との合計である。

法人企業統計による内部留保

- 内部留保は、いずれの規模においても増加傾向にある。
- ただし、1社あたりで見えた場合、規模間の差が極めて大きい。

(単位：兆円、○内は1社あたり・百万円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
		(136.6)	(146.3)	(159.8)	(164.5)	(167.6)	(170.2)	(178.7)	(188.6)	(200.9)	(209.4)	3,044,511
内部留保	規模計	377.9	406.2	446.5	463.1	475.0	484.4	516.5	554.8	601.0	637.5	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	368.7	393.1	430.6	450.1	462.0	466.3	499.1	533.8	578.8	612.1	891,906
	〃 10億円以上	(365.7)	(398.2)	(443.0)	(470.4)	(489.8)	(506.5)	(543.9)	(587.1)	(642.5)	(686.2)	—
	〃 1億円～10億円	182.2	196.0	216.6	234.1	237.6	242.1	256.4	280.4	303.7	324.2	4,622
	〃 1,000万円～1億円	(35,909.2)	(38,448.0)	(42,748.2)	(46,575.9)	(47,383.8)	(48,814.8)	(53,344.1)	(59,182.3)	(64,776.4)	(70,151.7)	—
〃 1,000万円未満	〃 1,000万円未満	55.8	59.1	64.3	69.6	70.9	71.2	79.4	85.9	90.7	95.3	26,411
	〃 1,000万円未満	(2,242.5)	(2,371.1)	(2,584.2)	(2,787.9)	(2,799.7)	(2,769.0)	(3,088.7)	(3,316.6)	(3,467.4)	(3,608.2)	—
	〃 1,000万円未満	130.7	138.0	149.7	146.4	153.5	153.1	163.2	167.5	184.4	192.5	860,873
〃 1,000万円未満	〃 1,000万円未満	(133.7)	(144.2)	(158.9)	(158.0)	(168.2)	(172.0)	(184.1)	(190.6)	(212.0)	(223.6)	—
	〃 1,000万円未満	9.2	13.1	15.9	13.0	13.0	18.0	17.4	21.0	22.2	25.5	2,152,605
〃 1,000万円未満	〃 1,000万円未満	(5.2)	(7.3)	(8.7)	(7.0)	(6.9)	(9.4)	(8.8)	(10.3)	(10.6)	(11.8)	—

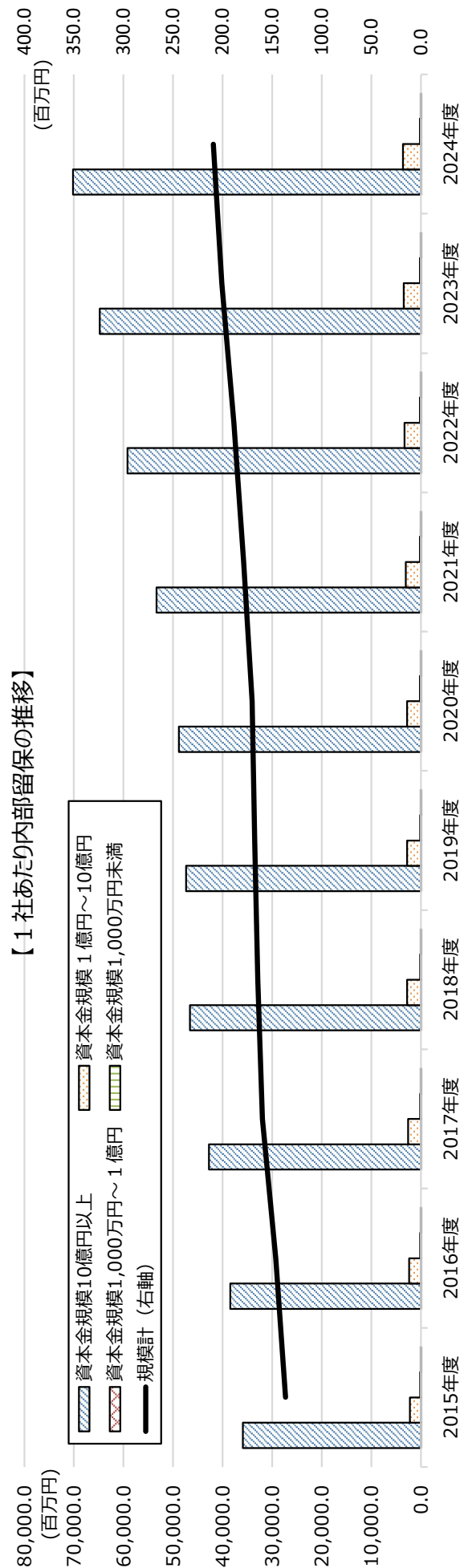
資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」、「1社あたり」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 内部留保は利益剰余金を指す。

【1社あたり内部留保の推移】



法人企業統計による現金・預金

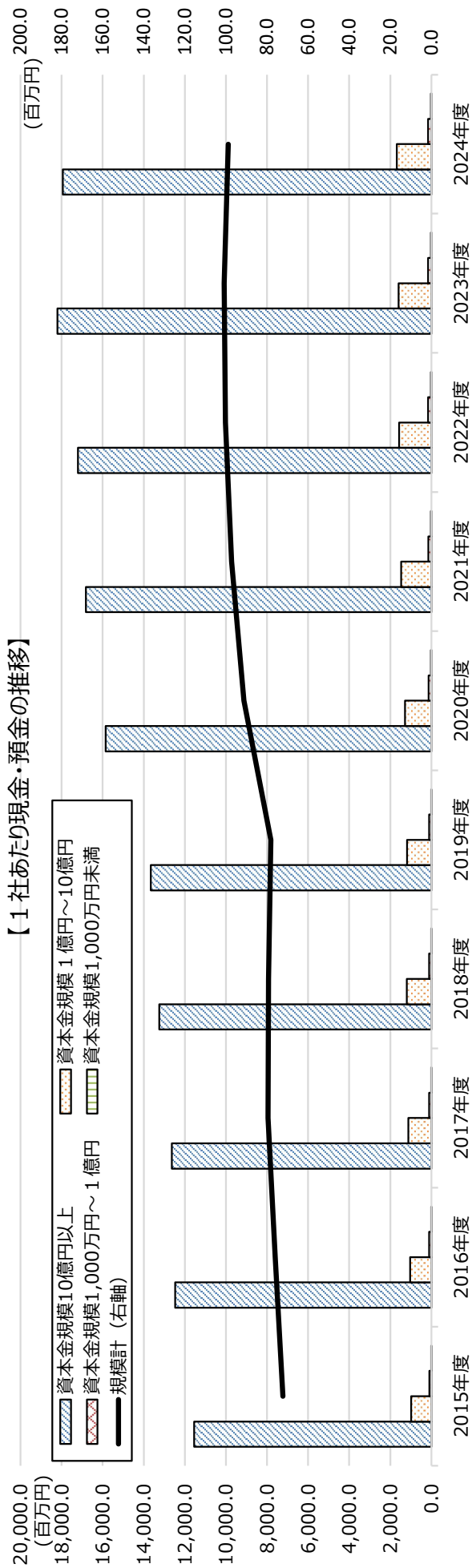
- 現金・預金は、いずれの規模においても特に2020年度以降増加しており、足下は横ばい。
- ただし、1社あたりで見えた場合、規模間の差が極めて大きい。

(単位：兆円、○内は1社あたり・百万円)												
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
現金・預金	規模計	200.0 (72.3)	211.0 (76.0)	222.0 (79.5)	223.2 (79.3)	221.3 (78.1)	259.5 (91.2)	281.0 (97.2)	295.1 (100.3)	301.8 (100.9)	301.0 (98.9)	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	178.4 (177.0)	189.2 (191.6)	197.5 (203.1)	197.4 (206.3)	196.6 (208.4)	226.7 (246.2)	245.3 (267.3)	258.3 (284.1)	263.9 (292.9)	262.2 (294.0)	891,906
	〃 10億円以上	58.6 (11,542.6)	63.6 (12,470.3)	64.0 (12,637.8)	66.6 (13,250.9)	68.5 (13,653.7)	78.6 (15,851.5)	80.8 (16,816.5)	81.5 (17,204.8)	85.3 (18,201.9)	82.9 (17,934.1)	4,622
	〃 1億円～10億円	24.3 (978.4)	25.7 (1,030.8)	27.9 (1,120.9)	30.0 (1,202.3)	30.1 (1,188.9)	33.0 (1,285.8)	38.1 (1,470.6)	40.7 (1,572.4)	41.8 (1,597.9)	44.6 (1,689.0)	26,411
	〃 1,000万円～1億円	95.5 (97.6)	99.9 (104.4)	105.5 (112.0)	100.8 (108.8)	98.0 (107.4)	115.0 (129.2)	126.4 (142.5)	136.1 (154.9)	136.7 (157.2)	134.7 (156.5)	860,873
	〃 1,000万円未満	21.6 (12.3)	21.8 (12.2)	24.5 (13.5)	25.8 (13.9)	24.7 (13.1)	32.8 (17.0)	35.7 (18.1)	36.8 (18.1)	38.0 (18.2)	38.8 (18.0)	2,152,605
												-

資料出所 財務省「法人企業統計」

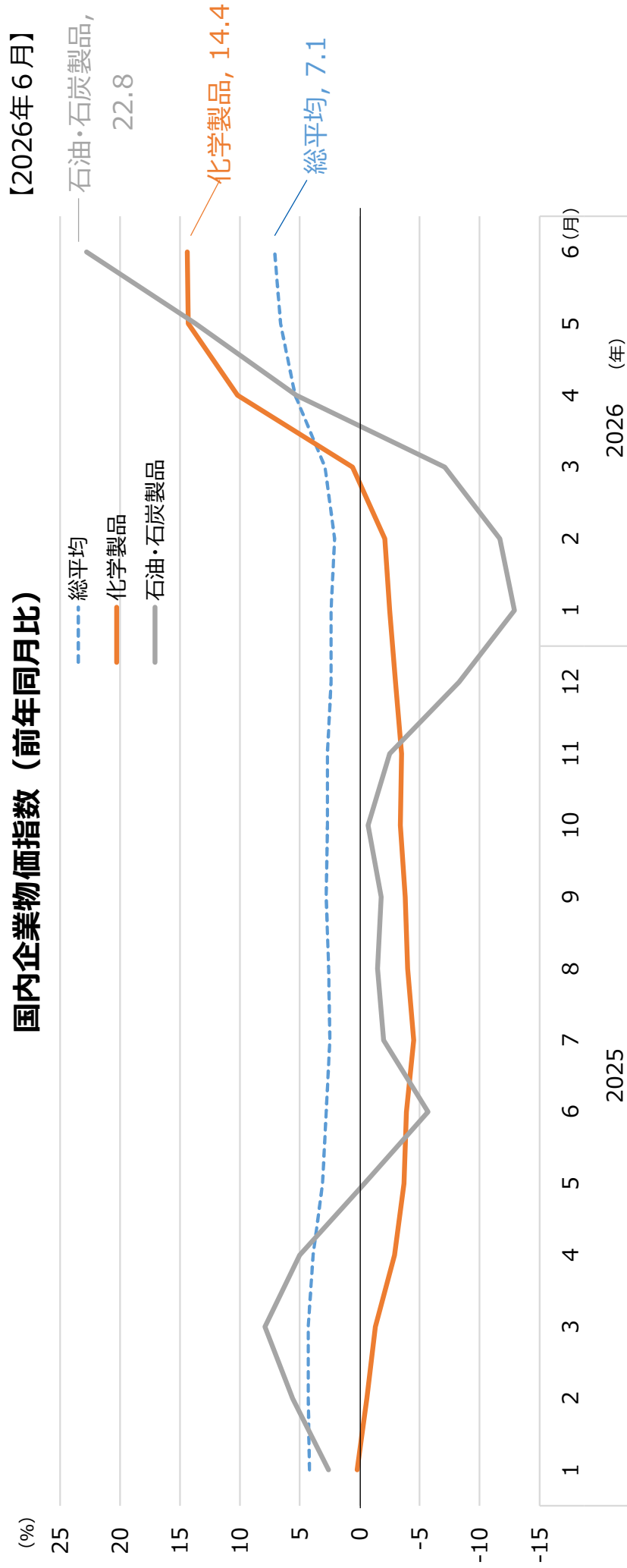
(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」、「1社あたり」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



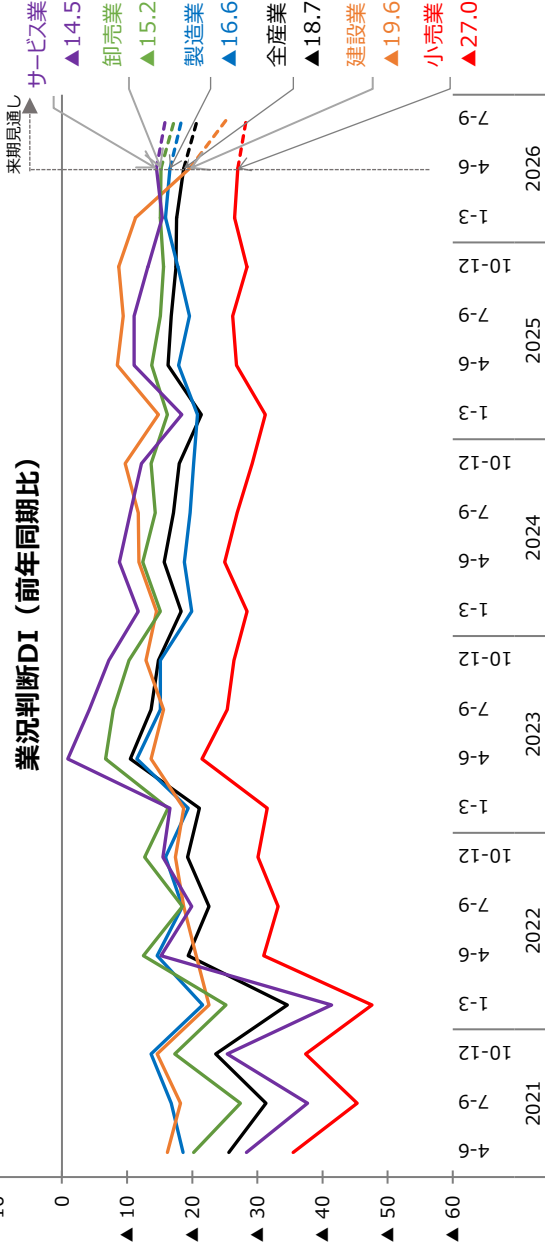
（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフエニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年6月速報値。

1. 業況判断DIは、4期連続の低下

全産業の「業況判断DI（前年同期比）」（2026年6月1日時点）は、前期（2026年1-3月期）から1.1ポイント減（▲18.7）と4期連続して低下。産業別では、サービス業では0.9ポイント増（▲14.5）と上昇したが、建設業で8.3ポイント減（▲19.6）、製造業で0.7ポイント減（▲16.6）、小売業で0.5ポイント減（▲27.0）、卸売業で0.1ポイント減（▲15.2）と低下している。すべての産業において、来期見通しが低下している。

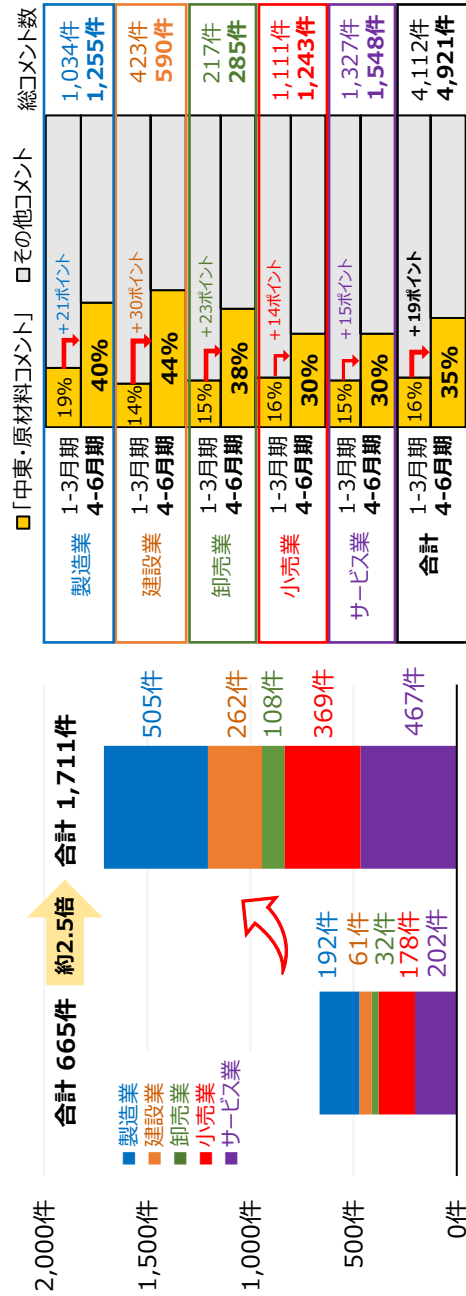


※前年同期(2025年4-6月期)と比べて「好転」「不変」「悪化」で回答。

3. 中東情勢や原材料事情に言及するコメントが増加

中東情勢や原材料事情に言及するコメント（以降、「中東・原材料コメント」とする）は、前期（2026年1-3月期）と比べると約2.5倍の1,711件に増加（左図）。産業別のコメント数に占める割合は、製造業で40%（21ポイント増）、建設業で44%（30ポイント増）、サービス業で30%（15ポイント増）など、すべての産業で上昇している。

「中東・原材料コメント」の件数（前期比）



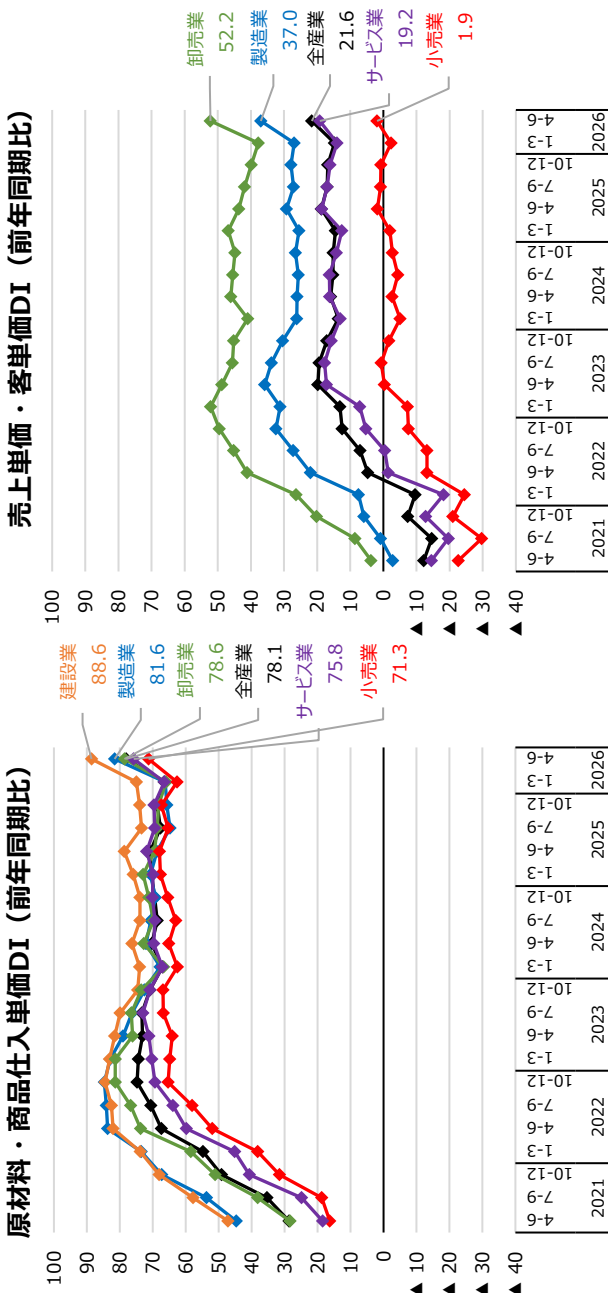
2026年1-3月期

2026年4-6月期

※「中東・原材料コメント」：自由回答数（総コメント数）のうち、以下の語群Aを1単語以上含み、かつ、語群Bを1単語以上を含むコメントと定義。
語群A＜中東、イラン、燃料、材料、仕入、油、ナフサ、ガソリン、燃料、塗料、シンナー、プラスチック＞
語群B＜上昇、高騰、値上、困難、遅、不足、できない＞

2. 仕入単価DIと売上単価DIの上昇幅に差

「原材料・商品仕入単価DI（前年同期比）」は、全産業で78.1（11.6ポイント増）と大幅に上昇。また、「売上単価・客単価DI（前年同期比）」も、全産業で21.6（6.8ポイント増）と上昇しているが、仕入単価DIの上昇幅とは差がみられる。



※原材料・商品仕入単価DI、売上単価・客単価DI：前年同期(2025年4-6月期)と比べて「上昇」「不変」「低下」で回答。

※建設業の売上単価・客単価DI（前年同期比）は調査対象外。

4. 中小企業のコメント

◆データセンターでのAI普及に加え、自動車や機械装置へのAI・演算用半導体の搭載が進み、半導体需要は今後も持続的な拡大が見込まれる。[石川県 その他の金属表面処理業]

◆大手企業の設備投資が進み、それに伴う電気設備・機械設備工事の受注が増えている。[京都府 配電盤・電力制御装置製造業]

◆中東情勢の影響による、原材料価格の上昇と材料不足で社会全体の動きが鈍っているため、3、4、5月の受注、売上が20%位下がり悪化している。[福島県 オフセット印刷業]

◆中東情勢の混乱に伴い、石油製品の調達が困難となっているため、メーカーからの着着料やプラスチック製品の仕入日数が長期化している。[熊本県 非鉄金属製品卸売業]

【調査要領】

- 調査時点 2026年6月1日時点
 - 調査対象 中小企業基本法に定義する全国の中小企業（調査対象企業数18,834、有効回答企業数17,734、有効回答率94.2%）
 - 自由回答数 4,921件（上記の他、「中小企業景況調査報告書」p.11、「中小企業景況調査資料編」pp.79,80に掲載）
- ※中小企業景況調査の自由回答(フリーコメント)
項目を選択する方式ではなく、業況判断の背景についての感想や意見を自由に記入する方式であることから、各企業が抱える課題が表れている。

◆6月以降、材料の仕入れに規制がかかり、発注した物が分割して納品されたり、納品待ちになったりしている。建糊などの副資材関係の値上がりが続いており、受注額に反映せざるを得ず、業況は悪化傾向にある。[香川県 内装工事業]

◆餅米仕入値が昨年の3倍になった。餅米農家の減少もあり、さらに上昇の見込み。材料製造業者の減少により、今後仕入難となる材料が見込まれる。物価高による買い控えもあり、安価なスーパー・コンビニへ顧客が流出。[和歌山県 菓子小売業(製造小売)]

◆売上・客数とも前年を上回った。観光客に加え、近隣市内の宿泊先不足による平日のビジネス利用が増加。利用目的や宿泊ニーズの変化を強く感じる。[岡山県 他に分類されない宿泊業]

◆物価上昇に加え、イラン戦争による石油製品の価格上昇まで加わり、建築コスト高による不動産需要の減少や一般消費者の生活物価上昇による不動産の買い控えが起きているように感じる。[宮崎県 公証人役場、司法書士事務所]



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

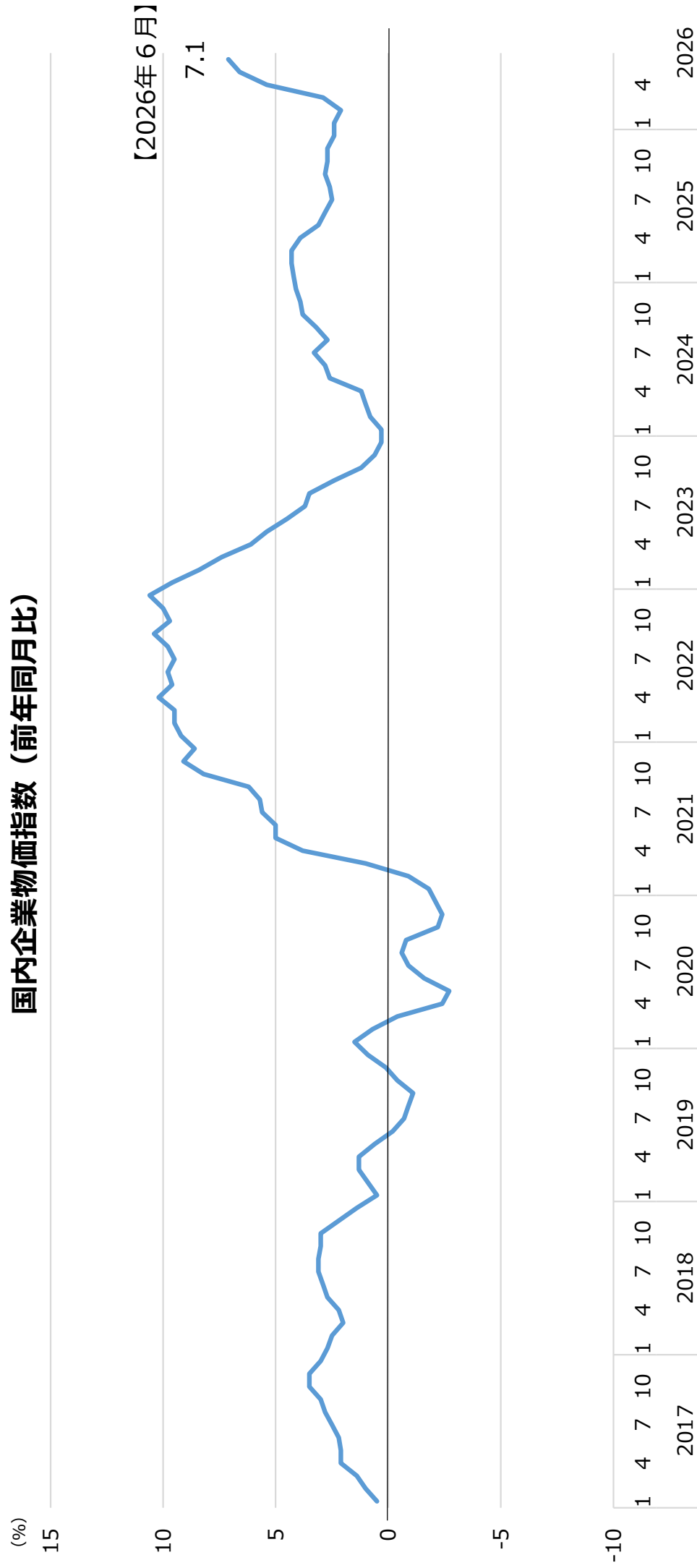
足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。

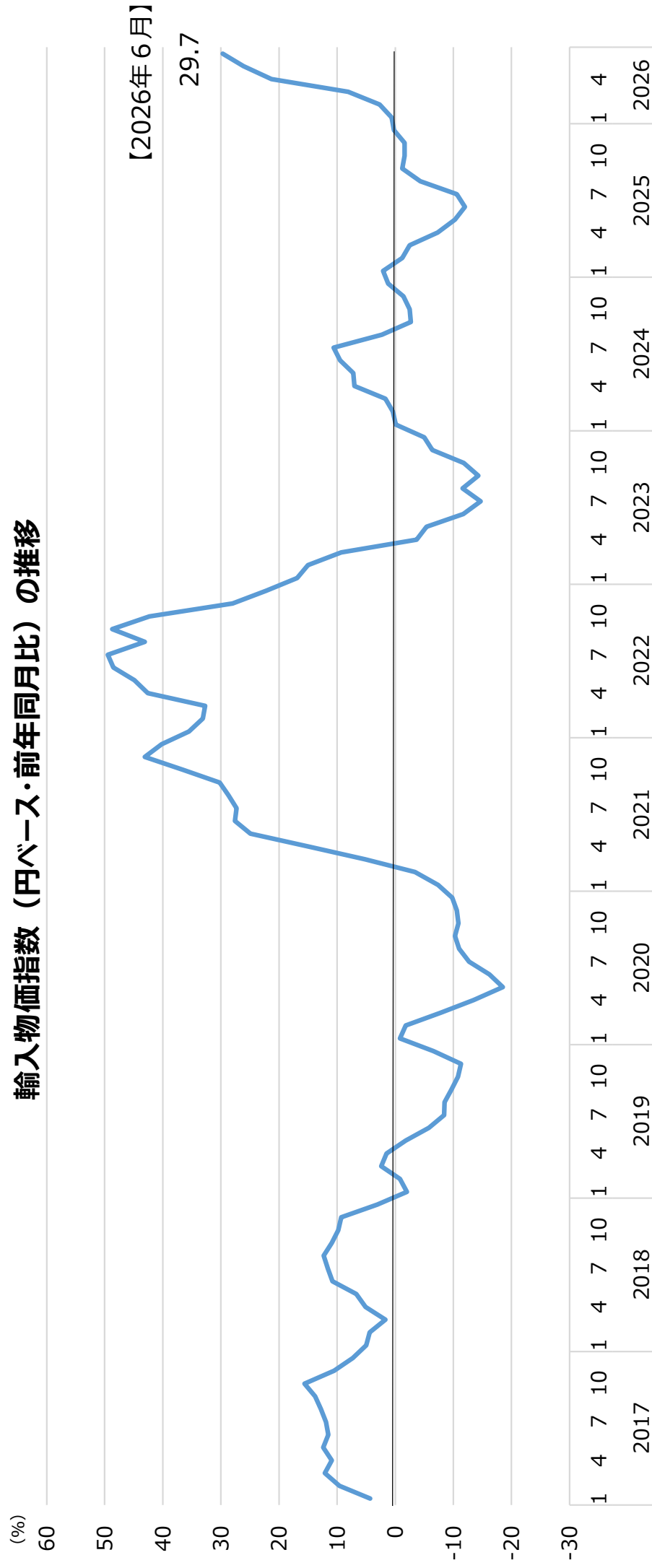


（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年6月は+29.7%であり、足下では上昇傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年6月速報値。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 1.6	208	△ 14	(%) 3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	8,405	3.9	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	8,235	0.8	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	△ 3.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 12.9	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	6,030	8.5	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	△ 0.4	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	△ 1.0	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	△ 5.2	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	10,300	1.1	176	0	2.5
2025 年 1～3月	6,523,168	0.9	3.5	5,913,440	0.5	101.8	0.0	102.3	2,457	0.9	169	△ 6	2.4
4～6月	6,645,612	1.9	7.7	5,929,433	0.3	101.3	△ 0.5	102.7	2,533	0.4	182	△ 7	2.6
7～9月	6,655,837	0.2	0.6	5,894,598	△ 0.6	100.2	△ 1.1	102.2	2,639	△ 0.5	178	△ 1	2.5
10～12月	6,714,693	0.9	3.6	5,905,458	0.2	100.5	0.3	103.1	2,671	0.9	173	10	2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	2,662	1.5	185	16	2.7
4～6月									2,684				
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	887	2.9	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	851	△ 0.1	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	924	△ 1.2	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	883	△ 0.8	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	102.6	0.1	103.0	780	0.1	174	△ 5	2.5
6月	-	-	-	-	-				1,021				
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2020暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。
また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
							調査産業計				製造業					
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
4～6月					134.6	4.4										
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
5月	2.17	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.5	0.1	96.3	△ 0.4	31.14	115.4	△ 1.2	99.7	△ 1.7	12.14
6月					135.4	0.4										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。

2026年5月の数値は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

令和 8 年 7 月 23 日（木）15:00～
於 厚生労働省 省議室（9 階）

第 4 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等について

以上

令和 8 年 7 月 21 日に、日本成長戦略
及び経済財政運営と改革の基本方針
2026 が閣議決定されました。令和 8 年
度地域別最低賃金額改定の目安につい
て、これらに配慮した、貴会の調査審
議をお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 23 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

日本成長戦略
(令和 8 年 7 月 21 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

2. 国内投資を全国に拡げていくための 8 つの分野横断的な課題への対応

17 の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17 の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは 0 % 近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「8 つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(1) 現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたA×に取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性¹（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

③講ずべき施策パッケージ

i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、AI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを推進し、抜本

¹ 労働者1人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのＡＩ活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、５．（２）③iii）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で広がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

○持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

○抜本的な経営改革を目指すＡＸ・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、ＡＩの導入意欲のある中小企業とＡＩサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成ＡＩツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、iii) に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

(M&A・事業承継等の事業再編の推進)

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI²に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証³の活用促進や、3. (2) ③ i) に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

(賃上げの促進)

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

(経営改革等のための伴走支援体制の強化等)

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

² M&A 前後の事業統合 (Post Merger Integration)。

³ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置⁵が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

⁴ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁵ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン⁶」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁷、各都道府県の生産性向上支援センター⁸等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

iv) 同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

v) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、i)に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、iii)に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

⁶ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁷ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁸ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカ―の確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

(分野横断的課題への一体的取組)

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題⁹へ対応するための施策パッケージ¹⁰を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹¹、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(3) 強い地域経済の構築

⁹ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹⁰ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹¹ 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025¹²）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」¹³に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」¹⁴を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹⁵により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）。

¹³ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

¹⁴ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

¹⁵ 令和8年4月6日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

令和 8 年 7 月 27 日（月）10:00～
於 厚生労働省 省議室（9 階）

第 5 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No. 1 委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No. 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋）

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
頻繁に購入	1,215	3.9	4.5	4.5	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.9
1 か月に1 回程度購入	1,136	3.9	0.9	5.0	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.6
基礎的支出項目	5,121	4.2	3.5	4.0	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.6
食料	2,626	7.6	7.2	6.7	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	5.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注 4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 5 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年7月以降、全国では1.4%～3.6%で推移し、2025年7月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.4%となっている。

	2025年							2026年						(単位：%)
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	2025年7月～ 2026年6月 平均	
全 国	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4	
Aランク	3.6	3.1	3.4	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.4	
Bランク	3.3	3.0	3.2	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.3	
Cランク	3.6	3.1	3.5	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.4	

資料出所

総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、
その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

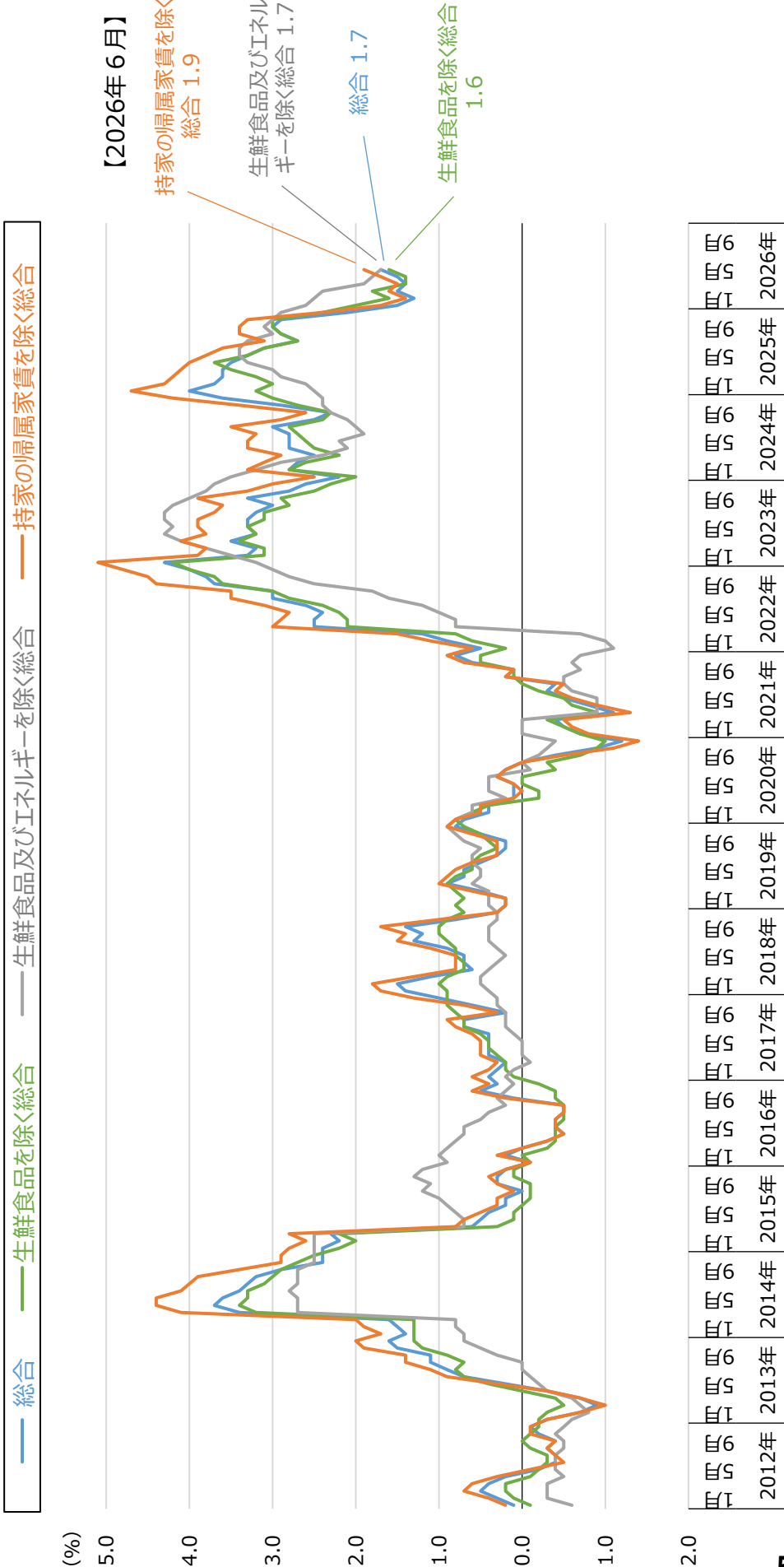
足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

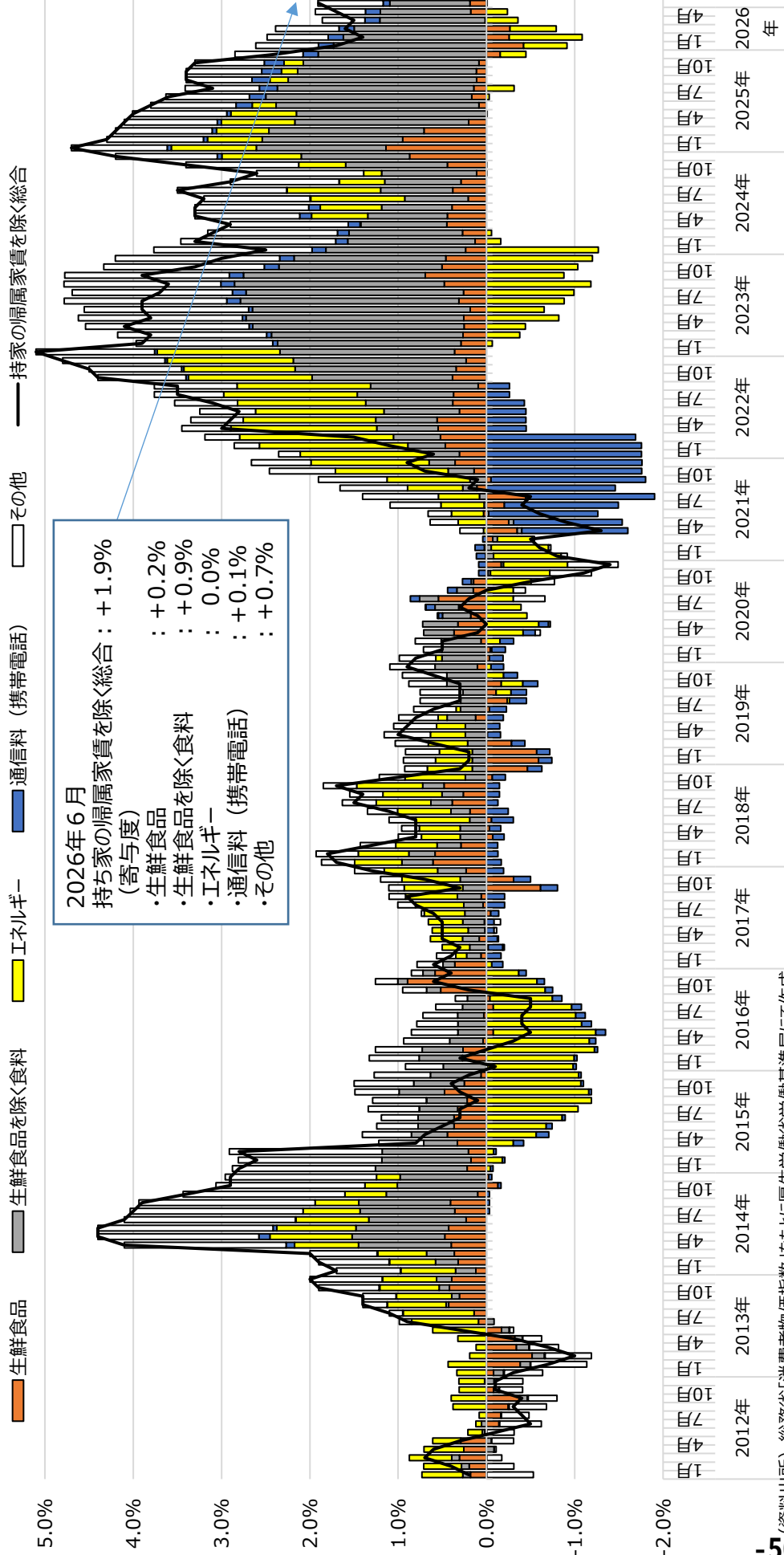
消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○ 2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+1.7%、「生鮮食品を除く総合」は+1.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.7%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.9%となっている（いずれも対前年同月比）。



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年6月に+1.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

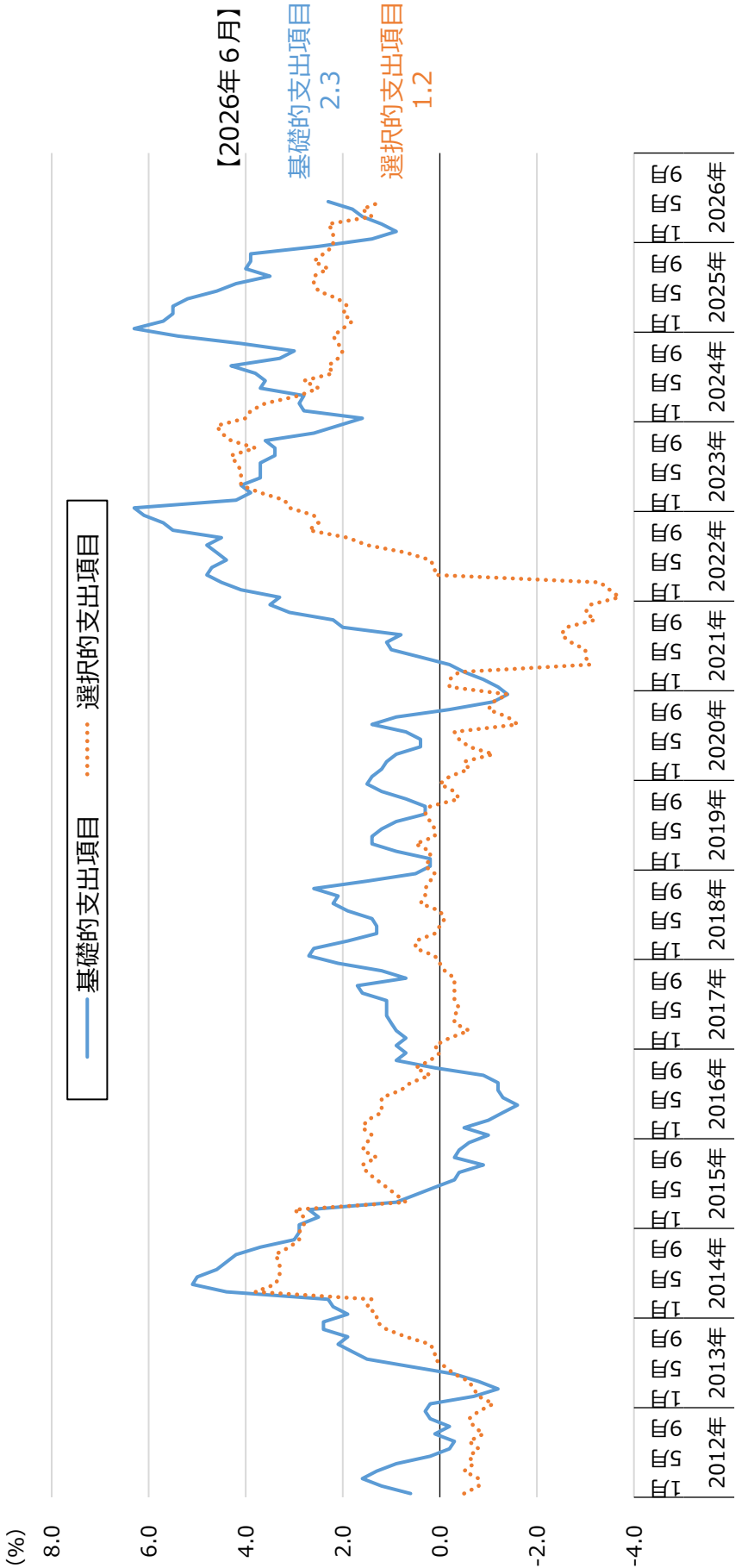
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）÷前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「基礎的支出項目」は+2.3%、「選択的支出項目」は+1.2%となっている。

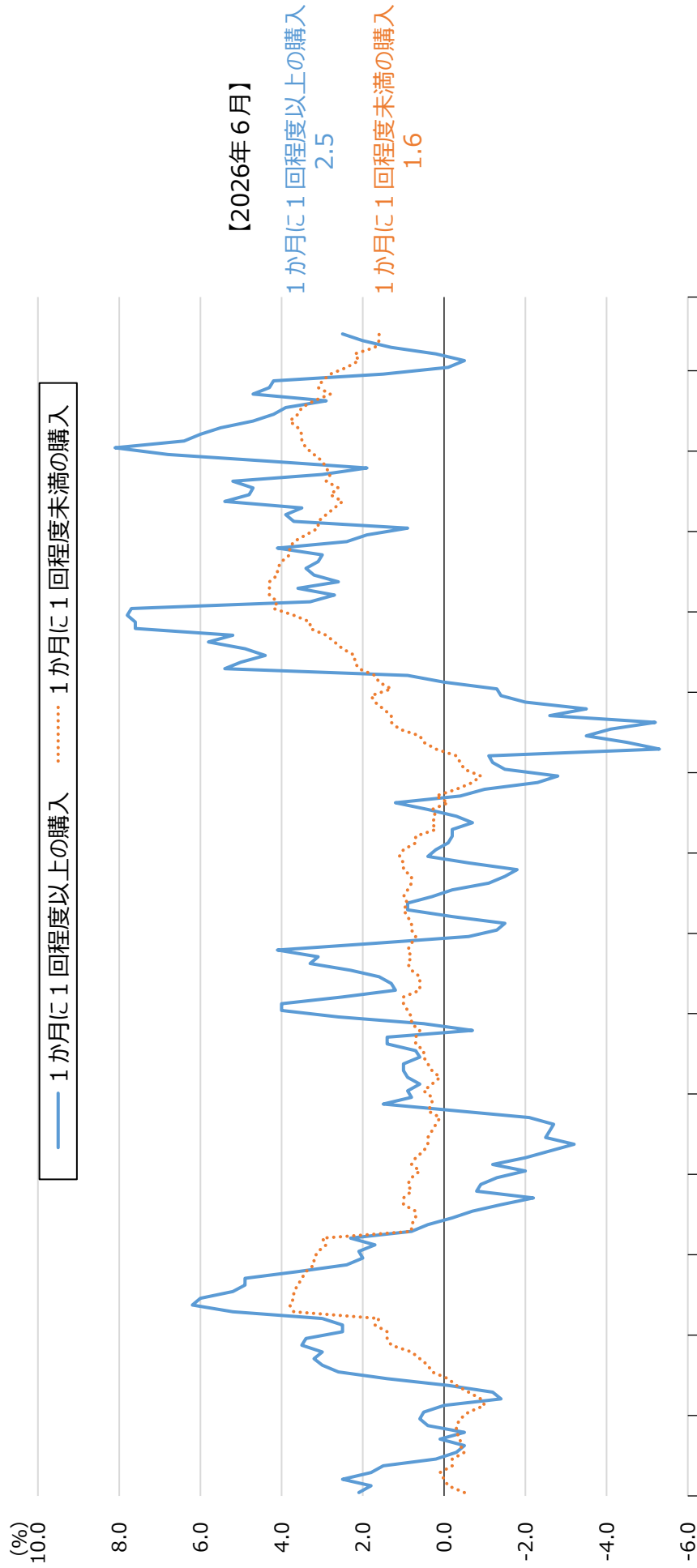


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目 (必需品的なもの) とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目 (贅沢品のなもの) とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス (支出項目) が何%変化するかを示した指標。
3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.5%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
総指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 か月に 1 回程度以上の購入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 か月に 1 回程度未満の購入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均		2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9	

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均		2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2		4.2
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3		6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2		5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3		6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
エネルギー (当月分) (前年剥落分)		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93	-0.74
		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)	(-0.87)
		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)	(+0.13)
電気代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.22	-0.22	-0.02	-	-
		-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-	-
		-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-	-
都市ガス代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.04	-0.04	0.00	-	-
		-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-	-
		-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-	-
灯油 (当月分) (前年剥落分)		+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16	-0.12
		(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)	(-0.14)
		(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)	(+0.02)
ガソリン (当月分) (前年剥落分)		-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77	-0.62
		(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)	(-0.73)
		(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)	(+0.11)

資料出所 総務省「消費者物価指数」



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率							
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率
2016 年	(倍) 2.04	(倍) 1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月 4～6月 7～9月 10～12月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月 4～6月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
2026 年 1月 2月 3月 4月 5月 6月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
	2.11	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.6	0.2	96.4	△ 0.3	31.30	115.7	△ 0.9	99.9	△ 1.5	12.65
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」			総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」						

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) で実質化。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年				
										1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1	3.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1	4.3
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1	2.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5	3.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8	3.0
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)	3.5 (3.4)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)	3.4 (3.4)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)	2.7 (2.5)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)	3.6 (3.6)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)	2.5 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 () 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91	25.26
	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89	15.32
	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20	25.58
	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40	30.76
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82	40.63

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3
5 月	124.1	△ 3.9	113.3	△ 3.8	11.1	△ 1.7	14.1	1.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

		2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国		△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9
	Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7
	Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9
	Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026年					
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ラ ン ク	東京	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	3.3	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5	1.8
	神奈川	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	3.6	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6
	大阪	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	3.7	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0	1.9
	愛知	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	3.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6	1.8
	埼玉	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	3.4	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6	2.1
	千葉	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	3.5	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6	0.9
	兵庫	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	3.6	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	2.0
	京都	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	4.0	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1	1.8
	茨城	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	3.9	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8	1.7
	静岡	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	3.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2	1.8
B ラ ン ク	富山	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	3.5	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2	2.5
	広島	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	3.8	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	2.3
	滋賀	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	3.1	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.9
	栃木	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	3.4	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7	1.7
	群馬	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	3.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0	1.3
	宮城	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	3.9	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0	2.5
	山梨	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	3.6	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5	1.9
	三重	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	3.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7	2.1
	石川	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	3.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6	1.6
	福岡	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	3.8	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	2.1
	香川	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	3.3	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5	1.6
	岡山	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	3.6	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5	1.9
	福井	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	3.7	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8	1.4
	奈良	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	3.5	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	2.2
	山口	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	3.5	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1	1.1
	長野	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	3.4	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6	1.8
	北海道	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	3.5	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	2.0
	岐阜	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	4.0	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.6
	徳島	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6	1.6
	福島	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	3.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5	1.5
C ラ ン ク	新潟	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	3.8	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1	1.6
	和歌山	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5	2.0
	愛媛	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	3.3	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.9
	鳥根	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	3.1	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4	2.7
	大分	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	3.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.6
	熊本	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	3.7	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.8
	山形	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	3.5	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3	1.6
	佐賀	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.2	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9
	長崎	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	4.1	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3	1.7
	岩手	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	3.8	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2
高知	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	3.9	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.0	
鳥取	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	3.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2	1.3	
秋田	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	3.2	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3	2.5	
鹿児島	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	4.1	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.7	
宮崎	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	4.1	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2	
青森	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.8	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3	3.3	
沖縄	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	3.9	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.7	

令和 8 年 7 月 28 日（火）10:00～
於 ビジョンセンター東京虎ノ門 504 会議室（5 階）

第 6 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

以上

